第２章

1　本市議会等におけるこれまでの対応経過

経　過		対　応	備　考
令和４年	６月	令和３年度から４年度に日本維新の会に交付された政務活動費において、元日本維新の会所属　光本圭佑議員による複数にわたる不可解な入出金や、有印私文書偽造及び変造の疑いが発覚	
	６月 14 日	会派代表者会を開催し、日本維新の会における政務活動費の出納管理について協議（光本圭佑議員に対する事情聴取を実施）	参考資料⑷,⑸参照
	６月 27 日	政務活動費の制度検証等特別委員会で一定の整理がなされるまでの間、政務活動費運用マニュアルの一部を暫定的に改正	
	６月 28 日	政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直し等に関することを協議するため、「政務活動費の制度検証等特別委員会」を設置	
		光本圭佑議員に対し、全会一致での辞職勧告決議	参考資料⑼参照
	７月１日	暫定的に改正した政務活動費運用マニュアルを施行	
	８月５日	議会事務局長が兵庫県警察本部に有印私文書偽造及び変造などの疑いで光本圭佑議員を刑事告発	
	８月 18 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第１回）を開催	
	８月 29 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第２回）を開催（光本圭佑議員に出席要請したが、欠席）	
	10 月 18 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第３回）を開催	
	11 月９日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第４回）を開催	
令和５年	１月 16 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第５回）を開催（再度、光本圭佑議員に出席要請し、出席）	参考資料⑹参照
	３月 15 日	市民からの調査請求を受け、議長において尼崎市議会議員政治倫理審査会（学識経験者や弁護士等の外部委員で構成）を設置	
	５月 12 日	尼崎市議会議員政治倫理審査会（第１回）を開催	

	６月７日	尼崎市議会議員政治倫理審査会（第２回）を開催 （光本圭佑議員に出席要請し、出席）	参考資料 ⑺参照
	６月 30 日	光本圭佑議員に対し、全会一致で２度目の辞職勧告決議	参考資料 ⑼参照
	７月 21 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第６回）を開催	
	７月 27 日	尼崎市議会議員政治倫理審査会（第３回）を開催 （光本圭佑議員に出席要請し、出席）	参考資料 ⑻参照
	８月 23 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第７回）を開催	
	８月 28 日	尼崎市議会議員政治倫理審査会（第４回）を開催	
	10 月 12 日	兵庫県警捜査２課が光本圭佑議員を業務上横領と有印私文書偽造・同行使などの疑いで書類送検	
	10 月 24 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第８回）を開催	
	10 月 25 日	尼崎市議会議員政治倫理審査会（第５回）を開催	
	11 月 10 日	尼崎市議会議員政治倫理審査会から議長に対して審査結果報告書が提出される。（光本圭佑議員に対し、議員辞職勧告決議をするのが妥当との審査結果）	
	11 月 29 日	尼崎市議会議員政治倫理審査会からの審査結果報告を受け、光本圭佑議員に対し、全会一致で３度目の辞職勧告決議	参考資料 ⑼参照
	12 月６日	神戸地方検察庁が光本圭佑議員を業務上横領と有印私文書偽造・同行使などの罪で在宅起訴	
	12 月 25 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第９回）を開催	
令和６年	１月 29 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第 10 回）を開催	
	３月 28 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第 11 回）を開催	
	４月 24 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第 12 回）を開催	
	５月 17 日	政務活動費の制度検証等特別委員会（第 13 回）を開催	

	5月 27 日	光本圭佑議員を除く尼崎市議会全議員（40 名）が神戸地方裁判所の裁判官宛てに光本圭佑被告に対する刑事裁判の速やかな判決と厳罰化を求める嘆願書を提出	
	5月 28 日	議会運営委員会において政務活動費の制度検証等特別委員会の検証結果を報告	
		検証結果報告書に基づき、政務活動費の交付等に関する条例施行規程及び運用マニュアルを改正	
	7月 9 日	公職選挙法における禁錮刑以上の有罪判決での執行猶予がついた場合の法改正を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び法務大臣へ提出	
	7月 16 日	政務活動費に係る研修会を実施	
	8月 1 日	改正した政務活動費の交付等に関する条例施行規程及び政務活動費運用マニュアルを施行	

２　地方自治法（抄）

第百条　普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

②　民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③　第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

④　議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疏明しなければならない。

⑤　議会が前項の規定による疏明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥　当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

⑦　第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

⑧　前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減軽し又は免除することができる。

⑨　議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

⑩　議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

⑪　議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑫　議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

⑬　議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

⑭　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及

び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

⑮　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

⑯　議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

⑰　政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

⑱　都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

⑲　議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

⑳　前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

3　百条委員会設置に関する決議

議員提出議案第２号

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な
入出金等に係る調査特別委員会設置に関する決議について

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会設置について、別紙のとおり決議するものとする。

令和６年１０月８日提出

尼崎市議会議員	前	迫	直	美
同	松	岡	洋	司
同	都	築	徳	昭
同	藤	野	勝	利
同	中	尾	健	一
同	林		久	博
同	川	﨑	敏	美

（別　紙）

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な
入出金等に係る調査特別委員会設置に関する決議

1　調査事項

本市議会は、地方自治法第１００条の規定により、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事項について調査するものとする。

2　特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第１００条及び尼崎市議会委員会条例第５条の規定により、委員８人からなる光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3　調査権限

本市議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項及び同法第９８条第１項の権限を上記特別委員会に委任する。

4　調査期限

上記特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5　調査経費

本調査に要する経費は、本年度内においては、８０万円以内とする。

以上、決議する。

令和６年１０月８日

尼　崎　市　議　会

４　本委員会の運営方法等について
⑴　令和６年10月17日　本委員会確認資料

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会の運営方法等について（案）

１　趣旨

令和５年１２月に検察から起訴された事件以外の光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事項を現議員の任期中において真相究明に取り組んでいくため、１０月８日の本会議において地方自治法第 100 条に基づく調査を行うことについて議決を得、調査を開始することとなった。

２　調査対象事件について

新聞報道等により起訴された事件の横領金額が総額約 200 万円とされ、司法権の独立を侵害しない範囲を踏まえて、調査対象事件を以下の２つの事件に絞ることとする。

⑴　令和３年 11 月のＫ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）

⑵　令和４年４月の会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）

３　委員会について

委員会の運営については、別紙１（光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会運営要領）を定める。なお、委員会を運営していくに当たっては、個人情報等に留意して進めていく場面も想定され、その時には委員会を非公開又は秘密会にすることもあることから、委員会で取り扱っていく個人情報等については、情報漏えいのないよう情報管理を意識した委員会運営が必要となってくる。

４　弁護士への法的相談業務について

別紙２のとおり

５　調査スケジュール（暫定）

令和７年１月までには調査を終了し、２月定例会の本会議で調査結果を報告することを目指す。

日時	種別	主な内容
10 月 17 日	委員会	⑴正副委員長の選任、⑵本委員会の運営方法等の確認 ⑶証人の出頭要求、⑷記録（資料）の提出要求　等
11 月中旬	委員会	証人尋問（１回目）
11 月下旬	委員会	証人尋問（２回目）
１月中旬	委員会	調査報告書（案）の協議

６　調査費用について

⑴　弁護士への委託料　　３５２千円
⑵　記録等の作成経費　　４２２千円
⑶　その他（郵送料など）　　１６千円
合計額　７９０千円≒８００千円

７　証人尋問について

・証人尋問の手続きについては、別紙３のとおり。
・一般人に証人としての出頭を求めることは、相当な負担を強いることが想定され、兵庫県議会での状況や平成 24 年の地方自治法改正の趣旨を鑑みると、別の手法（記録の提出や実地調査）により対応する。

※平成 24 年の地方自治法改正の内容（第 100 条第１項関係）

議会の調査権（選挙人その他の関係人の出頭・証言並びに記録の提出の請求）を行使する場合は、「特に必要があると認めるとき」に限るとされた。それは、公益上の必要性と選挙人等の負担等を総合的に勘案し、公益が上回る場合であると考えられ、各議会においては、これまで以上に説明責任を果たすことが求められることを踏まえ、適切に運用するよう求められている。

８　記録（資料）の提出について

記録（資料）の提出の手続きについては、別紙４のとおり。

以　上

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会運営要領（案）

１　調査事項

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事項

２　調査権限

地方自治法第 100 条第１項及び同法第 98 条第１項の権限

３　調査期限

１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

４　調査経費

本調査に要する経費は、80 万円以内とする。

５　会議の場所

会議は原則として第３委員会を使用する。

６　会議における座席

常任委員会の例に準ずる。

７　委員会の基本的な運営

⑴　委員会の会議は原則公開とする。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会の議決により秘密会とする。

⑵　委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。

⑶　委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

８　傍聴

⑴　傍聴人の定員は 20 人とする。ただし、特に必要があると認める場合は、委員長は委員会に諮って別に定員を決めることができる。

⑵　資料の配布については委員長が決定する。

⑶　委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。

⑷　撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとする。

⑸　その他尼崎市議会委員会等傍聴取扱要綱によるものとする。

９　委員会の記録

委員会の記録方法は全文記録とする。なお、本委員会については速報版を作成することとする。

10　準備会

⑴　委員会の円滑な運営を図るため、準備会を置く。

⑵　準備会は非公式の会議とし、委員間で委員会をどのように進めていくかを協議し、その内容に沿って準備を進め、委員会に臨むこととする。

11　その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めるものとする。

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会における法的相談業務について

百条委員会での調査を進めるに当たっては法的な知識や判断を要することから法的アドバイザーを設置することが必要であるため、弁護士と法的相談業務委託契約を締結する。

１　契約の相手方

丸山総合法律事務所　弁護士　丸山　毅

（尼崎市議会議員政治倫理審査会会長、兵庫県議会文書問題調査特別委員会（百条委員会）法的アドバイザー）

２　委託内容

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会の調査権行使に係る以下の事項に関し、法的助言・確認その他の調査権行使に係る補助業務をしていただく。

⑴　証人への尋問及び参考人への質問
⑵　議会に告発義務が生じた場合の告発事務
⑶　委員会調査の報告
⑷　調査権行使全般
⑸　その他委員会の運営全般

３　助言方法等

基本的に電話、電子メール、ビデオ会議、その他の音声、文字、映像等を通じて意思疎通できる方法を用いることとする。

４　委託料

32 万円（税込　35 万２千円）

単価は１万円（税込み１万１千円）／30 分、相談時間は 16 時間とする。（想定相談時間を超える場合は、改めて協議。）

※　相談時間 16 時間の内訳

・　委員会開催（４回を想定）にあたり１時間ずつ相談	…　４時間
・　準備会の出席（１回を想定）	…　２時間
・　準備会（４回を想定）の前後に１時間ずつ相談	…　８時間
・　その他、突発的に相談することを想定	…　２時間
	計　16 時間

以　上

別紙３

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会における証人尋問の手続きについて（案）

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会（以下「委員会」という。）における証人尋問の手続きは次のとおりとする。

１　証人出頭までの流れ

・各委員は、証人の出頭を議決する委員会の前に行う準備会の２日前（開庁日で数える）の 17 時 30 分までに、「出頭を求める者の住所及び氏名」及び「証言を求める事項」について、委員長に別紙様式（証人尋問申出書）にて申し出ることとする。

・①準備会で出頭を求める者を内定、②委員会で出頭を求める者を決定、③決定に基づき委員長が議長に対して証人出頭要求書を提出。④証人出頭要求書に基づき議長が証人に対して出頭請求書を送付する。

・なお、出頭を求める日については準備会の内定以後に事務局で調整、時間については尋問希望項目申出書で申出のあった時間を考慮の上タイムスケジュールを正副委員長で決定し、証人に対しては証人尋問の日の５日前までに通知するよう出頭請求書を送付する。

〔 手続きの流れ 〕

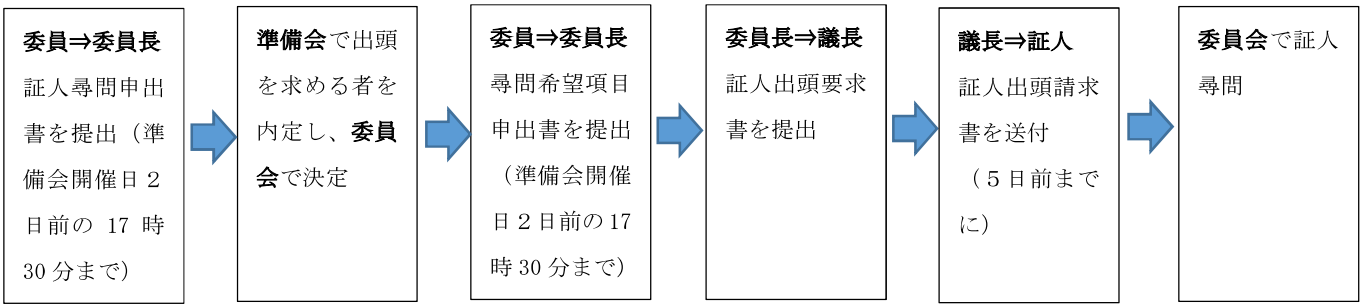

２　証人尋問の実施

⑴　尋問時間

・証人１人あたりの尋問時間は、心理的負担等に配慮し、１日２時間以内を原則とする。

・尋問時間は、総括尋問に加えて各委員から提出のあった尋問時間の合計とする。

⑵　証人尋問の進め方

・各委員は、証人尋問を行う委員会の前に行う準備会の２日前（開庁日で数える）の 17 時 30 分までに、委員長に別紙様式（尋問希望項目申出書）にて尋問希望項目と尋問時間の申し出を行うこととする。

・①総括尋問を委員長から行った後、②各委員から尋問を行う。

・委員長は、基本的な事項に加えて各委員から提出された尋問希望項目のうち共通する事項について総括尋問で取り上げる。また、証人尋問を行う委員会の冒頭にて総括尋問で取り上げる項目について委員に対して説明し、了承を得るものとする。総括尋問は 30 分以内（証言時間を含む）とする。

・各委員からの尋問は、総括尋問以外の項目及び総括尋問で不足している内容について取り上げることとする。

・会派の持ち時間は「会派所属人数（日本維新の会に所属していた議員を除く）×３分（証言時間を含む）」を基本とし、尋問の順番及び時間は公明党 36 分以内、市民グリーンクラブ 15 分以内、蒼風会 15 分以内、共産党議員団 12 分以内、青雲の会６分以内、みどりの未来６分以内とする。

※３分の考え方：尋問時間 120 分－総括質問 30 分＝90 分

90 分÷30 人（日本維新の会に所属していた議員を除いた議員数）＝３分

・全会派一巡後、追加の尋問がある場合、当該証人の尋問時間が２時間に達していない場合には、委員１人あたり５分以内を原則として尋問を認める。　　（以　上）

証 人 尋 問 申 出 書

令和　年　　月　　日

光本圭佑議員による日本維新の会の
政務活動費の不可解な入出金等に係る
調査特別委員会　委員長　様

委員

下記の者について出頭を求めます。

出頭を求める者の住所及び氏名	証言を求める事項

（注１）出頭を求める者が複数人いる場合は１枚にまとめて記載してかまわない。
（注２）証言を求める事項はできる限り個別的かつ具体的に記載すること

尋問希望項目申出書

令和　年　　月　　日

光本圭佑議員による日本維新の会の
政務活動費の不可解な入出金等に係る
調査特別委員会　委員長　様

委員

下記の項目について尋問を希望します。

証人の氏名	尋問希望項目

尋問日	令和　年　　月　　日	尋問時間	分

（注１）証人が複数人いる場合は１枚にまとめて記載してかまわない。

（注２）尋問希望項目はできる限り個別的かつ具体的に記載すること

別紙４

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会における記録（資料）の請求手続きについて（案）

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会（以下「委員会」という。）における記録（資料）の請求手続きは次のとおりとする。

１　記録（資料）の請求手続きの流れ

・各委員は、記録（資料）の請求を議決する委員会の前に行う準備会の２日前（開庁日で数える）の 17 時 30 分までに、「記録（資料）の提出を求める者の氏名」及び「提出を求める記録（資料）」について、委員長に別紙様式（記録（資料）提出申出書）にて申し出ることとする。

・①準備会で提出を求める記録（資料）を内定、②委員会で提出を求める記録（資料）を決定、③決定に基づき委員長が議長に対して記録（資料）提出要求書を提出、④記録（資料）提出要求書に基づき議長が提出を求める者に対し記録（資料）提出請求書を送付する。

・記録（資料）の提出期限についても準備会で協議の上内定し、委員会で決定する。なお、提出を求める者から提出期限の延長があった場合には、再度委員会で協議し提出期限の変更を議決する必要がある。

〔 手続きの流れ 〕

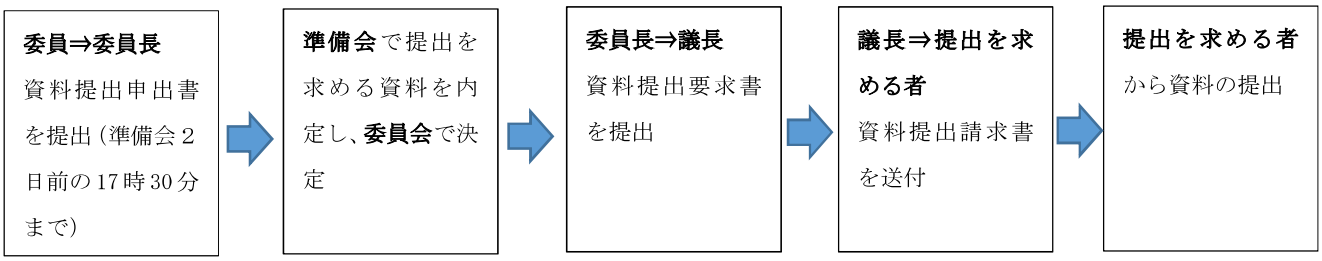

２　その他

・尼崎市内の団体等に調査照会又は記録（資料）送付要求を行う場合は、議長は団体代表者に対して調査照会書又は記録（資料）送付要求書を送付するものとし、手続きは上記を準用するものとする。

以　上

記録（資料）提出申出書

令和　年　　月　　日

光本圭佑議員による日本維新の会の
政務活動費の不可解な入出金等に係る
調査特別委員会　委員長　様

委員

下記の資料について提出を求めます。

資料の提出を求める者の氏名	提出を求める資料	目的（明らかにしようとする事項）

（注１）提出を求める資料が複数ある場合は１枚にまとめて記載してかまわない。

⑵　令和６年11月13日　本委員会確認資料

証人尋問の取扱いについて

１　別府建一氏及び西藤彰子氏の証人尋問の実施について

別府建一氏及び西藤彰子氏が議員を辞職したことにより一般人となった。一般人に証人としての出頭を求めないことを確認しているが、調査対象事件当時の議員であることから、当初の予定通り証人尋問を実施する。

２　メモ等の資料の持参について

民事訴訟法第203条の規定に基づき、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則としてできないが、調査対象としている事件から月日が経過しており、詳細な内容や月日を追って証言するとき等に記憶だけでは正確を期することが難しいことから、証人自身で作成した記憶の整理等のためのメモに関しては、包括的に持参を許可する取扱いとする。

> 民事訴訟法第203条（書類に基づく陳述の禁止）
> 証人は書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときはこの限りでない。

３　証人尋問の進め方の修正について

10月17日に確認した証人尋問の進め方について、次の内容を追加する。

・会派の持ち時間は、会派間で合意が取れた場合には、持ち時間を譲ることができる。

以　上

５　地方自治法第 100 条第１項の規定に基づき行った証人尋問の概要

○令和６年 11 月 13 日（水）

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
1	松岡　洋司	午前 10 時 19 分 午前 11 時 05 分	Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　通常の会派広報紙の発行について 2　今回対象となった会派広報紙の発行について 3　光本圭佑氏がＫ社から見積書を徴していたことについて 4　光本圭佑氏が約 200 万円の現金を会派の職員に出金させ、Ｋ社に渡し、その後印刷等の発注をキャンセルし、返金されたのが年度末になった一連の事象について 5　Ｋ社との関わりについて 6　当時の光本圭佑氏の様子について 7　当時の会派内の各議員の役割について
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　当時の光本圭佑氏の様子について 4　当時の会派内の各議員の役割について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
2	辻　　信行	午前10時19分 午前11時05分	K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　通常の会派広報紙の発行について 2　今回対象となった会派広報紙の発行について 3　光本圭佑氏がK社から見積書を徴していたことについて 4　光本圭佑氏が約 200 万円の現金を会派の職員に出金させ、K社に渡し、その後印刷等の発注をキャンセルし、返金されたのが年度末になった一連の事象について 5　当時の光本圭佑氏の様子について 6　当時の会派内の各議員の役割について 7　経理責任者の役割・引継ぎについて
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　当時の光本圭佑氏の様子について 4　当時の会派内の各議員の役割について 5　経理責任者の役割・引継ぎについて

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
3	長崎　くみ	午前10時19分 午前11時05分	K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　光本圭佑氏がK社から見積書を徴していたことについて 2　光本圭佑氏が約200 万円の現金を会派の職員に出金させ、K社に渡し、その後印刷等の発注をキャンセルし、返金されたのが年度末になった一連の事象について 3　K社との関わりについて 4　当時の光本圭佑氏の様子について 5　当時の会派内の各議員の役割について
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　当時の光本圭佑氏の様子について 4　当時の会派内の各議員の役割について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
4	寺井　大地	午前10時19分 午前11時05分	K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　通常の会派広報紙の発行について 2　今回対象となった会派広報紙の発行について 3　光本圭佑氏がK社から見積書を徴していたことについて 4　光本圭佑氏が約200 万円の現金を会派の職員に出金させ、K社に渡し、その後印刷等の発注をキャンセルし、返金されたのが年度末になった一連の事象について 5　K社との関わりについて 6　当時の光本圭佑氏の様子について 7　当時の会派内の各議員の役割について
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　安浪順一議員が立て替えて250 万円を返金したことについて 4　当時の光本圭佑氏の様子について 5　当時の会派内の各議員の役割について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
5	池田　りな	午前11時11分 午前11時28分	会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）について	1　会派の職員に250万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に250万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　当時の光本圭佑氏の様子について 4　当時の会派内の各議員の役割について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
6	西田　兼治	午後０時 48 分 午後１時 32 分	Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　通常の会派広報紙の発行について 2　今回対象となった会派広報紙の発行について 3　光本圭佑氏がＫ社から見積書を徴していたことについて 4　光本圭佑氏が約 200 万円の現金を会派の職員に出金させ、Ｋ社に渡し、その後印刷等の発注をキャンセルし、返金されたのが年度末になった一連の事象について 5　当時の光本圭佑氏の様子について 6　当時の会派内の各議員の役割について
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　当時の光本圭佑氏の様子について 4　当時の会派内の各議員の役割について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
7	別府　建一	午後１時 35 分 午後２時 00 分	Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　通常の会派広報紙の発行について 2　今回対象となった会派広報紙の発行について 3　光本圭佑氏がＫ社から見積書を徴していたことについて 4　光本圭佑氏が約 200 万円の現金を会派の職員に出金させ、Ｋ社に渡し、その後印刷等の発注をキャンセルし、返金されたのが年度末になった一連の事象について 5　Ｋ社との過去の取引きについて 6　当時の光本圭佑氏の様子について 7　当時の会派内の各議員の役割について 8　副幹事長としての責任について
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　当時の光本圭佑氏の様子について 4　当時の会派内の各議員の役割について 5　副幹事長としての責任について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
8	西藤　彰子	午後２時 05 分 午後２時 26 分	Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　通常の会派広報紙の発行について 2　今回対象となった会派広報紙の発行について 3　光本圭佑氏がＫ社から見積書を徴していたことについて 4　光本圭佑氏が約 200 万円の現金を会派の職員に出金させ、Ｋ社に渡し、その後印刷等の発注をキャンセルし、返金されたのが年度末になった一連の事象について 5　印刷会社の決定について 6　当時の光本圭佑氏の様子について 7　当時の会派内の各議員の役割について
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 2　光本圭佑氏が会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 3　当時の光本圭佑氏の様子について 4　当時の会派内の各議員の役割について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
9	安浪　順一	午後２時 33 分 午後３時 24 分	会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　光本圭佑氏が会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させるに当たり、事前にそのことを聞いていたことについて 2　会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内の出来事について 3　光本圭佑氏が会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させ、別口座で管理しようとしていたことについて 4　250 万円を立て替えて返金したことについて 5　立て替えた 250 万円を光本圭佑氏から返金されたことについて 6　当時の光本圭佑氏の様子について 7　当時の会派内の各議員の役割について

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
10	光本　圭佑	午後３時 55 分 午後６時 16 分 （休憩 15 分含む）	Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）について	1　Ｋ社との関係性、これまでの取引の状況について 2　Ｋ社への見積書の発行依頼及び同社からの見積書の受け取りについて 3　Ｋ社に見積書の発行依頼を行ったことを会派や会派職員に報告しなかったことについて 4　会派の職員に約 200 万円を引き出させ、受け取ったときの状況について 5　Ｋ社に約 200 万円の現金を渡したことについて 6　Ｋ社が発行した領収書の授受及びその取扱いについて 7　Ｋ社に印刷等の発注をキャンセルしたときの状況について 8　約 200 万円の現金がＫ社から返金されず、約５か月間会派の口座になかったことについて 9　Ｋ社から約 200 万円の現金が返金されたときの状況について 10　当時の会派内の各議員の役割について 11　政務活動費の制度、ガイドラインの遵守、議員としての責任について 12　その他本事象に関し、公式の場において発言した内容について
			会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた理由としている会派内での出来事について 2　会派の他の議員に無断で、会派の職員に 250 万円の資金を会派の口座から出金させた

				ことについて 3　会派の職員が 250 万円の現金を出金し光本圭佑氏に渡したときの状況について 4　議会事務局及び日本維新の会に提出した Web 通帳の写しについて 5　250 万円の保管方法について 6　通帳に入金した 250 万円の出金について 7　安浪順一議員が 250 万円を立て替えて返金したことについて 8　当時の会派内の各議員の役割について 9　その他本事象に関し、公式の場において発言した内容について

○令和７年２月 19 日（水）

	氏　名	開始時間 終了時間	証言を求める事項	尋問事項
1	光本　圭佑	午後３時 00 分 午後４時 21 分	会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）について	1　令和４年６月３日に「光本圭佑」名義の口座にＯ社から振り込まれた 250 万円について 2　Ｏ社について 3　Ｏ社の代表取締役について 4　令和４年６月３日に「光本圭佑」名義の口座から「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座に送金された 250 万円について 5　令和４年６月３日及び同６日に「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座から出金した 250 万円について 6　安浪順一議員が 250 万円を立て替えて返金したことについて 7　令和４年４月 20 日に会派職員に会派の口座から出金させ受け取った 250 万円について 8　令和４年５月に議会事務局に提出した口座の残高・明細を示したものについて 9　令和４年６月に日本維新の会に提出した「日本維新の会 光本圭佑」名義の口座の入出金明細について 10　令和４年６月 14 日の会派代表者会での発言及び行為について 11　その他本事象に関し公式の場において発言した内容について 12　議員の説明責任について

6　地方自治法第100条第１項の規定により提出を求めた記録（資料）の提出状況

○請求日：令和６年10月17日（水）

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
1	銀行支店長	同行同支店におけるニッポンイシンノカイミツモトケイスケ名義に係る令和４年４月１日から令和４年６月14日の間の入出金記録及びログイン記録 ただし、口座開設が令和４年４月１日以降である場合は口座開設日から。	令和６年10月22日（火） 入出金記録　提出有 令和６年10月30日（水） ログイン記録　提出無 （ログイン記録に関しては回答不可）
2	光本圭佑 （尼崎市議会議員）	⑴　起訴状謄本 ⑵　令和３年11月２日にＫ社代表者から受領した領収書 ⑶　令和４年４月１日から令和４年６月14日の間の250万円を入金した銀行口座の入出金記録 ⑷　令和３年10月25日から令和４年６月14日の間の日本維新の会職員、Ｋ社代表者及び安浪順一議員との電子メール、ＬＩＮＥ等の通信記録（Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203万8,265円）、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）に関連するものに限る）	令和６年10月31日（木） ⑴　提出無 （起訴状謄本は公開が予定されている書類ではなく、私の名誉、信用に関する情報です。本来とは異なる目的にて利用される可能性があるため、提出を控えさせて頂きます。） ⑵　提出無 （これまで言及したとおり、私の手元になく、提出することができません。） ⑶　提出無 （刑事訴追の可能性もあることから、提出を控えさせていただきます。） ⑷　提出無 （電子メールが確認できるパソコンが刑事手続に利用されているため私の手元になく、提出することができません。また、ＬＩＮＥ等の通信記録については、携帯電話機の機種変更により、既にデータが残っておらず提出することができません。）

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
3	松岡洋司 （尼崎市議会日本維新の会幹事長）	⑴　令和４年５月に光本圭佑議員が議会事務局に提出した Web 口座と同じ支店・口座であることがわかる資料 ⑵　過去５年分の政務活動費交付通帳（写） ⑶　「Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）」及び「会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）」に係る会派会議の記録等の関連資料	令和６年 10 月 25 日（金） ⑴　提出有 ⑵　提出有 ⑶　提出有
4	安浪順一 （尼崎市議会議員）	⑴　光本圭佑議員に 250 万円を貸与又は同議員から同額の返金があったことを証明できる資料 ⑵　令和４年４月 20 日から令和４年６月 14 日の間の光本圭佑議員との電子メール、ＬＩＮＥ等の通信記録（会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）に関連するものに限る）	令和６年 10 月 25 日（金） ⑴　提出有 ⑵　提出有
5	日本維新の会職員	⑴　令和３年 11 月２日に光本圭佑議員から渡された、会派広報紙の印刷費用等（2,038,265 円）が記載されたメモ ⑵　令和３年 10 月 25 日から令和４年６月 14 日の間の光本圭佑議員との電子メール、ＬＩＮＥ等の通信記録（Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250 万円）に関連するものに限る）	令和６年 10 月 28 日（月） ⑴　提出有 ⑵　提出有
6	Ｋ社代表者	令和３年 11 月の日本維新の会の会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約について ⑴　令和３年 10 月 25 日付けで発行した印刷及びポスティングに係る見積書（2,038,265 円） ⑵　令和３年 11 月２日に光本圭佑議員に発行した領収書に係る割り印を押した控え又は同議員から返却された領収書 （次ページへ続く）	令和６年 10 月 25 日（金） ⑴　提出有 ⑵　提出無（終了後破棄） ⑶　提出無（元々無かった） ⑷　提出無（元々無かった） ⑸　提出無 （ＬＩＮＥ交換していない、メールは３年前のことであり残っていない）

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
		⑶　令和３年 11 月２日に光本圭佑議員から現金 2,038,265 円を受領したことを証する資料 ⑷　令和４年３月 31 日又はそれ以前に光本圭佑議員に現金 2,038,265 円を返還したことを証する資料 ⑸　令和３年 10 月 25 日から令和４年６月 14 日までの間の光本圭佑議員との電子メール、ＬＩＮＥ等の通信記録（Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203 万 8,265 円）に関連するものに限る）	

○請求日：令和６年 11 月 13 日（水）

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
1	銀行支店長	同行同支店におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の有無。 なお、口座がある場合は令和４年４月１日から令和４年６月 14 日の間の入出金記録。	令和６年 11 月 20 日（水） 提出無 （該当口座なし）
2	松岡洋司（尼崎市議会日本維新の会幹事長）	日本維新の会・尼崎市議団会派規約（原本）	令和６年 11 月 14 日（木） 提出有

○請求日：令和６年 11 月 25 日（月）

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
1	松岡洋司（尼崎市議会日本維新の会幹事長）	日本維新の会尼崎市議団の会派会議の記録（会派規約及び会計責任者による政務活動費の報告に関することに限る）	令和６年 12 月５日（木） 提出有
2	法務局支局長	■■市■■町■■番地■■に係る不動産登記事項証明書	令和６年 11 月 26 日（火） 提出有

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
3	銀行支店長	同行同支店におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の有無。 なお、口座開設がある場合は、令和３年11 月２日から令和４年６月 14 日の間の入出金記録。	令和６年 11 月 26 日（火） 提出有
4	銀行支店長	同行同支店におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の有無。 なお、口座開設がある場合は、令和３年11 月２日から令和４年６月 14 日の間の入出金記録。	令和６年 12 月 2 日（月） 提出有
5	銀行事務統括部長	同行におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の有無。 なお、口座開設がある場合は、令和３年11月２日から令和４年６月14日の間の入出金記録。	令和６年 12 月 9 日（月） 提出無 （該当口座なし）
6	銀行代表取締役社長	同行におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の有無。 なお、口座開設がある場合は、令和３年11 月２日から令和４年６月 14 日の間の入出金記録。	令和６年 12 月 2 日（月） 提出有
7	銀行代表取締役	同行におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の有無。 なお、口座開設がある場合は、支店名及び口座番号。	令和６年 12 月 20 日（金） 提出有

○請求日：令和７年１月 10 日（金）

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
1	銀行支店長	⑴　同行同支店におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の令和３年 11 月２日から令和４年６月 14 日の間の入出金記録。 ⑵　同行同支店における株式会社■■■■■■（■■■■■■■■■■■■■■■）名義の口座の有無。 （次ページへ続く）	令和７年１月 28 日（火） ⑴　提出有 ⑵　提出有

	請求先	請求記録（資料）	提出状況
		なお、口座開設がある場合は、令和３年11月２日から令和４年６月14日の間の入出金記録	
2	銀行事務部長	⑴　同行におけるミツモトケイスケ（■■■■■■■■■生）名義の口座の有無。 なお、口座開設がある場合は、令和３年 11 月２日から令和４年６月 14 日の間の入出金記録。 ⑵　同行における株式会社■■■■■■（■■■■■■■■■■■■■■）名義の口座の有無。 なお、口座開設がある場合は、令和３年 11 月２日から令和４年６月 14 日の間の入出金記録。	令和７年１月 17 日（金） ⑴　提出有 ⑵　提出有

7　委員派遣に係る調査報告

委員派遣に係る調査報告（Ｋ社代表者に対する聴取結果）

実施日時：令和6年10月25日（金）　午前9:10～10::00
聴取の相手方：Ｋ社代表者
聴取委員：川﨑敏美、田中淳司
随行書記：議会事務局職員2名

１　聴取に先立ち

⑴　運転免許証の提示により本人確認を行った。
⑵　手違いにより記録（資料）提出請求書が届いていなかったため、その場で交付し、記録（資料）をその場で受け取った。

２　提出資料の確認（要旨）

	確　認　内　容	回　答
1	「２　R3.11.2に光本圭佑議員に発行した領収書に係る割り印を押した控え又は同議員から返却された領収書」について、「終了後破棄」となっているが、それでよいか。	そのとおり。
2	「３　R3.11.2に光本圭佑議員から現金2,038,265円を受領したことを証する資料」及び「４　R4.3.31又はそれ以前に光本圭佑議員に現金2,038,265円を返還したことを証する資料」について、いずれも無く、その理由も「ない」となっているが、もともとなかったということか。	そのとおり。
3	「５　R3.10.25からR4.6.14までの間の光本圭佑議員との電子メール、LINE等の通信記録」については、「ない」となっており、その理由として、「LINE交換していない。メールなし。」となっているが、それでよいか。	そのとおりである。３年前のことであり、メールは残っていない。

３　質問事項及び回答（要旨）

	質　問　項　目	回　答
1	Ｋ社の事業形態について説明してほしい。	印刷業である。名刺、コースター、ライター、ポスター、折込ちらしなどありとあらゆる種類の印刷である。
2	Ｋ社とは個人事業主の屋号か。	そのとおり。
3	Ｋ社の従業員は代表一人だったのか。	そのとおり一人である。
4	印刷を発注する会社はどこか。	かつては20～30社あった。今は10社ほどある。

	確　　認　　内　　容	回　　答
5	K社の設立はいつか。また、現在は廃業しているのか。廃業したのであれば、いつ廃業したのか。なぜ廃業したのか。	印刷会社で15年間サラリーマンをし、その後独立した。昨年４月に別の事業所を立ち上げたが、昨年10月のインボイスの導入に伴いその事業所にまとめた。
6	現在お勤めの事業所の業務内容は何か。	印刷・製作デザイン、イベント企画等、バー、推し活カフェである。
7	名刺には「店長」という記載があるが、雇われているということでよいか。	経営者は私とは別にいるが、事実上自分が経営者である。
8	営業はどうしているのか。得意先はどれくらいか。	営業はしていない。すべて紹介である。自分がやっている他の事業で知り合うこともあり、得意先は20～30ぐらいである。サラリーマン時代から比べるとだいぶ減った。
9	光本圭佑氏との付き合いはいつからか。きっかけは何か。	印刷会社でサラリーマンをしている時に光本圭佑氏の父親の担当になった。その時に初めて氏を見た。氏が大学生ぐらいのときであったと思う。 その後氏がロッテ・マリーンズを退職し、加圧式トレーニングジムを立ち上げたとき、父親から、印刷関係については、よろしく頼むと言われ、氏との仕事はそれが初めてである。 その後氏からの仕事を請け負ったが、年に数回程度である。
10	光本圭佑氏と姻戚関係にあるのか。	姻戚関係にはない。
11	光本圭佑氏との個人的な付き合いはあるのか。	全くない。飲みに行ったのも１回もない。自分は光本圭佑氏の父親に世話になった。辛いときや会社を辞めるときも世話になった。父親がいなかったら氏とは仕事をしていなかったと思う。今は電話連絡すらしていない。
12	日本維新の会の仕事を請け負ったのはいつからか。	光本圭佑氏が初当選した（４人会派のとき）後に会派で広報紙をつくることになり、１回～２回印刷を行った。 そのときは私がUSBを持って、議会までデータを取りに行った。
13	事務局職員から、警察に押収されていた資料は既に廃棄したと聞いており、本日出された資料においても見積もり以外はないと記載されているが、押収品を覚えているか。	昨年警察官が家に来て、家で３～４時間聴取を受けた。その次に、警察署に呼ばれて５～６時間聴取を受けた。 押収されたのは、見積書、お金を返す時に入れたと思われる封筒と同じ封筒（クリーム色で屋号が入ったもの）、普段使っている領収書（ひな型）を預けて、過去に納品した物を渡した。 見積書はコピーが残っていたが、領収書の実物は廃棄したので残っていない。 今年の８月に警察から押収品を返されたが、処分してもよいとのことであったので、廃棄した。 弊社の封筒については保管したときに入れていたのか、返すときにその封筒に入れたのか覚えていない。

	確　　認　　内　　容	回　　答
14	今回の発注について、令和3年10月25日付けの見積書が出されているが、光本圭佑氏から依頼があったのはいつ頃か。また、依頼方法は何か。電話か。メールか。FAXか。その他か。	具体的な日付は覚えていないが、光本圭佑氏から、会派広報紙について、インターネットで発注する印刷会社で安いところを見つけたが、ロットが決まっており、いっぺんに印刷ができず、手続きがややこしいことがわかったため、御社で同じ金額でできるか、と聞かれたので、紙屋にも確認し、同じ金額の見積書を渡した。やり取りはメールではなかったと思う。 見積書は直接光本圭佑氏に渡したと思う。 その後、光本圭佑氏からこの内容でOKとの連絡があり、すぐにデータを送ると言われたが、結局データが送られてこなかった。
15	これまで光本圭佑氏からはどのような方法で見積書の作成依頼があったのか。また、通常はどのような方法で作成依頼がされていたのか。	加圧式トレーニングジムのときはデータをメールで送ってもらっていた。 日本維新の会の会派広報紙は私が議会棟までUSBで取りに行って、議会で打ち合わせをしていた。
16	令和４年５月に光本圭佑氏からの依頼で見積書を再発行したことは間違いないか。	間違いない。
17	見積書の再発行に際して、光本圭佑氏からの依頼はどのような内容であったのか。	令和４年５月31日に私の家の近くにまで光本圭佑氏が来て、見積書を紛失したので再発行をお願いしたいと言われた。 ただし、キャンセルをされたため、氏とはもめており、私からもう電話をしてくるな、最後にしてくれてと言って、見積書を渡した。
18	見積もり金額は消費税込みか。	消費税込みである。
19	今回の取引（契約）については、成立していたのか。 （取引が成立していたのであれば） 取引が成立していたことを証する書類（契約書等）はあるか。 口座への入金、帳簿への記載はあるか。	６年前に今回と同様にキャンセルされたことがあり、30万円の損害を被った。 その際、維新の会に呼ばれて事情を聞かれた。こちらは被害者であるにもかかわらず、光本圭佑氏とグルでやっているのではないかとさえ言われた。 損害が出た穴埋めに、維新の議員から、名刺等の印刷物の発注か、せめて見積もりだけでも依頼があればよかったが、それさえなかった。 そういうことがあったため、見積書の内容でOKとの返事はもらったが、印刷物のデータが送られてきた時点で、正式にスタートすることとしていたため、それまでは帳簿等にはつけていない。

	確　　認　　内　　容	回　　答
20	光本圭佑氏の説明によれば、印刷代とポスティング料として、令和3年11月2日に現金で203万8,265円を御社に渡したとなっているが、いつ、何時ごろ、どこで受け取ったのか。領収書は発行したのか。	JR立花駅の高架（道意線）を下りたあたり（南側）で車で待っていたところ光本圭佑氏が車まで持ってきた。 時間帯は昼間であったと思う。 その場で領収書を交付した。 現金を入れていた封筒は、どんな封筒であったのか、うちの封筒に入れ替えたのかどうか覚えていない。 もらったときは、銀行の封筒であったかどうか覚えていないが、長３封筒２つに分けられていたと思う。
21	その際のポスティング業者はどこを考えていたのか。	印刷業者に任せたほうが安い場合があるため、印刷業者に任せていた。
22	データーの受け取りはどういう形で行っていたのか。	原稿は、マックのイラストレーターでもらうのが一番いいが、どうしても無理な場合はPDFにしてもらっている。
23	御社では後払いでなく、前受金による取引は通常のことなのか。	今回は高額であることと、６年前のことがあったため、前金でと私から言って受け取った。前金とするか締め日払いとするか、手付金を取るとかは、ケースバイケースである。
24	平成29年～30年ごろに今回と同じように光本圭佑氏から発注があり、すぐにキャンセルされ、日本維新の会議員とのやり取りでは、紙代を被ったと話をされているが、なぜ、また光本圭佑氏からの発注を受けたのか。	６年前に一度キャンセルされたが、その後光本圭佑氏は加圧式トレーニングジムなどの発注でカバーしてくれており、今回は大丈夫かと念押しをしたら、大丈夫とのことであったため、その時は依頼を受けた。
25	日本維新の会議員による御社への聞き取りでは、令和３年11月10日前後に、光本圭佑氏からキャンセルの話しがあったとのことであるが、どのような手法で、どういう説明だったのか。	見積書についてOKとの返事をもらった１～２週間後に電話でキャンセルを伝えてきた。 その理由は名古屋の業者で安いところが見つかったからだということであった。 私としては、６年前にも同様のことがあったし、それはおかしいのではないか、それであれば先に安い業者を選ぶべきではないと言った。 人としておかしいのではないか、とまで言ったと思う 維新の他の議員から穴埋めしたいから、別の仕事を発注したいという話しもなく、おかしいと思った。 私は氏の父親にはいろいろとお世話になったが、氏にお世話になったことはなく、もう電話してほしくない、と言っておいた。
26	キャンセル料を徴していないが、なぜか。発注からキャンセルまで１週間ほどかかっているが、損害は生じなかったのか。	6年前のことがあったため、紙の確保だけにとどめておいた。お詫び等で手間はかかったが、実損は出ておらず、キャンセル料は取っていない。

	確　認　内　容	回　答
27	すぐに返金に応じず、返金は翌年の３月31日になったとのことであるが、なぜそれほど引っ張ったのか。	キャンセルの際、光本圭佑氏からは、できるだけ早く返金してほしいと言われたが、具体的な日にちを言ってほしいと言うと、年度末の３月31日と言われたため、３月31日に返金した。 警察には利益を出すために返さなかったのかと聞かれたが、そうは思っていなかったと答えた。
28	光本圭佑氏から返金の催促があったと思うが、何回程度、どのような手段であったのか。	おそらく12月末ごろに１度電話で催促が会ったと思う。 その際、私から、年度末にお願いしたいと言っていたのに、なぜ今頃なのか、話しが違うと言ったと思う。
29	その返還すべき200万円はどこに保管していたのか。	警察にも説明したが、家の金庫で保管していた。印刷もしていないので、銀行には入れていない。 はっきり覚えてはいないが、使うとすれば弊社の封筒だと思うので、弊社の封筒に入れて保管していたと思う。口座には入れていない。
30	日本維新の会議員による御社への聞き取りでは、令和４年３月31日に、203万8,265円を現金で光本圭佑氏に返したとのことであるが、何時ごろ、どこで返したのか。	令和４年３月31日の朝７時か８時ごろに、自家用車で持っていき、市役所前で光本圭佑氏に渡した。 その際に領収書を返してもらったと思う。 領収書はすぐに廃棄した。 お金は、弊社の角2封筒に入れて渡したと思う。封はしてなかった。自分が抜いたと思われるのが嫌なので、その場で確認してもらった。
31	会派職員と面識はあるのか。	前の方とは会ったことがある。６年前にキャンセルされたとき、議会に呼ばれて、そのときに会った。領収書と請求書の金額を間違えているので、書き換えるように言われた。印刷経費だけで、金額は100万円を超えていたと思う。 今の方とは面識がない。

委員派遣に係る調査報告（日本維新の会職員に対する聴取結果）

実施日時：令和6年10月28日（月）　午後1時15分～午後2時30分
聴取の相手方：日本維新の会職員
聴取委員：前迫直美、都築徳昭
随行書記：議会事務局職員2名

１　聴取に先立ち

⑴　マイナンバーカードの提示により本人確認を行った。

⑵　記録（資料）をその場で受け取った。

＜依頼した記録（資料）＞

(ｱ)　令和３年11月２日に光本圭佑議員から渡された、会派広報紙の印刷費用等（2,038,265円）が記載されたメモ

(ｲ)　令和３年10月25日から令和４年６月14日の間の光本圭佑議員との電子メール、LINE等の通信記録（Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203万8,265円）、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）に関連するものに限る）

２　質問事項及び回答（要旨）

⑴　Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティング委託契約について

	質　問　項　目	回　答
1	当該会派職員となるに至った経緯、きっかけを教えてほしい。	令和元年11月に入職。2カ月前の9月頃に、子どもの保育園の保護者グループLINEで事務アルバイト募集を目にした。以前に保育園周辺の整備について陳情があり、それを主導していた方々が、進捗状況などを報告したり、署名活動の協力の呼びかけなどをするようなグループLINEであった。当時の会派議員との面談を経て入職した。
2	当該会派職員となった後、光本圭佑氏から言われ、政務活動費から現金を手渡しすることはいつから始まったのか。また、光本圭佑氏以外の会派所属議員との間で、政務活動費に関して現金で授受することはあったのか。	令和3年6月にパソコン購入75万円が初めてである。レシートと交換や見積書などにより支払ったことはある。
3	Ｋ社代表者と電話、メール等で直接やり取りしたことはあったのか。	ない。
4	令和3年11月1日に大手印刷通販会社の印刷代を簡易見積もりで算出するよう光本圭佑氏から指示が出されているが、その際、Ｋ社についての言及はなかったということでよいか。	聞いていない。

	質　問　項　目	回　答
5	政務活動費の制度検証等特別委員会資料によると、令和3年11月2日に光本圭佑氏から会派広報紙の印刷手配について、約200万円の出金指示を受けて、同日に現金を手渡しているが、この記載に事実誤認はないか。また、追加で思い出したことはないか。	出金日は通帳の記録により間違いはない。保管していた覚えもないので、当日に渡したと思う。印刷代1,272,500円とポスティング代765,765円を別々に封筒に入れて渡した。
6	約200万円を手渡したのは、会派控室か。	はっきり思い出せないが、会派控室だったと思う。
7	他の議員は誰かいたか。いたなら誰か。	覚えていない。
8	本事案までに100万円を超える支払を口座振込や納付書によらず、現金により支払ったことはあるのか。	ない。
9	（今まで100万円を超える現金支払いがなかった場合）約200万円の現金を渡すことに違和感はなかったか。	違和感よりは、交渉・支払いを忙しい幹事長が一手に引き受けてもらっていいのだろうかと思った。申し訳ないと思った。
10	政務活動費の制度検証等特別委員会資料によると、「R3年11月9日に印刷会社が未定であることを知り、印刷会社をリサーチし３社に見積もりを依頼した」となっているが、先に約200万円を渡しているのに、なぜ、自ら印刷会社をリサーチすることになったのか。	11月2日に幹事長に印刷会社と交渉してみると言われ、会派会議でも報告があったと思っていた。会派広報紙を担当している議員に確認したところ、印刷会社が決まっていないことが分かった。交渉が難航していると思った。 11月9日にはデザイナーから最終段階のデータも届いていたので、印刷先が決まっていないのは困るという思いから、探せば他に解決策があるのではないかと考え、リサーチをした。
11	このような状況のなか、光本圭佑氏に約200万円のことを確認したり、他の会派所属議員に光本圭佑氏に渡した約200万円について説明したりしなかったのは、どういったことからか。	約200万円は幹事長が持っていて、交渉中だと思っていた。それが解決して進めば、そこから支払いに。もし、依頼先が変わっても、戻していただければ、いいだけだと思っていた。特に気になっていなかった。
12	政務活動費の制度検証等特別委員会資料によると、光本圭佑氏に約200万円の返金を令和3年12月6日と20日の2回催促したとのことだが、事実誤認はないか。また、催促の手段は何か。	幹事長がポスティング代はネットバンキングで振り込むと聞いていたので、返金依頼ではなく、振込依頼をした。印刷代は返金の催促をした。いずれもメール（今回提出している資料）。 ポスティング会社から11月17日に請求書が届き、その請求書を添付したメールで振込依頼をした。12月6日に再度ポスティング代の振込を依頼。同時に印刷代127万円の返金も依頼した。12月20日には、ポスティング会社の方から、入金が確認できていないということを聞いたので、早急に振込を催促した。同じく、127万円の印刷代の返金も再度依頼、催促した。

	質　問　項　目	回　答
13	2回の催促に対し、光本圭佑氏はどのような回答をしていたのか。	11月19日にメールでネット振込をするとの返信があった。振り込みますということと、手数料はかからないというような返事だった。 印刷代の返金については触れられていなかった。 ポスティング代の振込の催促を12月20日に行ったが、12月22日に振込をすぐに手続きできそうにないので、ポスティング会社に払っておいてもらえるかといったような指示を口頭でもらったように記憶している。
14	令和3年12月に光本圭佑氏からはじめて、「現金は、議会事務局にも確認し、年度末までに返せばよいことになっている」との説明を受けたが、それまで光本圭佑氏からそういう説明がなかったことについて、どう思っていたのか。	私にとっては結構な金額だが、経済的に余裕があるのか、大した金額というふうに思っていないのかなと思っていた。
15	結果的に、パソコン代も含めると約275万円もの大金が半年間会派の口座になかった訳であるが、そのことについてどう思っていたのか。	戻していただけるならありがたいという気持ちはあったが、幹事長から何度か厳しいようなことがあれば、幹事長が穴埋めすると言われた。
16	返金された約200万円の現金は封筒に入っていたのか。どんな封筒であったのか。	封筒に入っていたと思う。1袋か2袋かは覚えていない。
17	その約200万円は受け取った後、すぐに口座に入金したのか。	恐らくすぐに行き、分けて入金した。

⑵　会派内個人使用分の政務活動費の出金について

	質　　問　　項　　目	回　　答
1	政務活動費の制度検証等特別委員会資料によると、令和4年4月20日に光本圭佑氏から250万円の出金について、「個人マネー10名分を別で管理することになった。また追って説明します。」と説明を受けたとなっているが、この記載に事実誤認はないか。また、追加で思い出したことはないか。	そのとおり。他に思い出したことはない。
2	令和4年4月20日に光本圭佑氏が250万円を引き出すよう指示するきっかけとなったとされる「尼崎市長選を巡り、会派がわれそうだった」ことについて、4月15日に行われた会派内での「尼崎市長公認申請に関する投票」において、事前に光本議員、あるいは他の所属議員から何らかの指示を受けたか。	4月15日に別室で会派会議でし、議員から指定した用紙を会派の人数分出力するようにといった指示を受けた。また、その時箱を探していたので、飲料水の箱を渡した。ただ、この指示が市長公認申請に関する投票のためという認識はないし、説明もなかった。
3	25万円を10回に分けて出金しているのは、光本議員の指示か。自分の考えでしたのか。	指示はなく、自分の判断。 25万円を10名分と言われたので、通帳に分けて記録したほうが今後もわかりやすいと思った。
4	政務活動費の制度検証等特別委員会からの質問事項①～④への回答の際、内容に関して誰かに相談したのか。 ＜質問事項＞ ①光本議員にどう言われて250万円を出金したのか。支出額の根拠となるものは何かあったのか。口頭だけで出金したのか。 ②光本議員の出金理由に納得して250万円を出金したのか。 ③会派の他の議員に報告しなかったのか。報告しなかったとすれば、なぜ報告しなかったのか。 ④250万円の返金は誰から受け取って口座へ戻したのか。返金時にどのような説明があったのか。	この時だけに限らず、制度検証等特別委員会の資料を作成するにあたり、記憶の思い出しや記録を確認した結果をまとめていく中で、曖昧な表現や回りくどくてわかりにくいところは、助言をいただいながら端的になるように修正していったと思う。
5	個人マネー別管理の説明は直接口頭であったということか。場所はどこか。何時頃だったのか。その時、他の議員はいたか。いた場合誰か。	直接口頭であったと思う。会派控室で聞いたように思うが、もしかしたら登庁直前に、もうすぐ到着するというような電話をくれる場合があるので、電話で聞いたかもしれない。時間までは覚えていない。 出金して戻ってきたら、兵庫維新の会の方が2名いた。
6	指示を受けてすぐに会派職員が現金を下ろしに行ったのか。	取込みの案件がなければすぐに行った。
7	光本圭佑氏に現金を渡したのはどこでか。	恐らく会派控室

	質　問　項　目	回　答
8	当日渡したのであれば、その間光本圭佑氏は会派控室で待っていたのか。	会派控室で当局説明を受けていたり、兵庫維新の会支部の方々とお話をしていたので、会派控室にしばらくいた。
9	その間、他の議員は会派控室にいななったのか。	2名の議員が登庁していたが、お金を渡す時にいたかは不明
10	光本圭佑氏が10回に分けて引き出した250万円を避難させたとする先の個人口座（WEB通帳）の存在を知っていたか。	知らなかった。
11	光本圭佑氏に対し250万円の出金理由を確認したのか。また、管理方法について尋ねたことはあったか。	出金理由については別で管理することになったというふうに聞いた。管理方法の説明はその時はなかった。その時点では追って説明いただけるというふうに聞いていた。 説明を待つしかないと思っていたが、令和3年度の収支報告を4月末に事務局に提出するので、事務局に説明できた方がいいだろうと思い、幹事長に確認した記憶がある。ゴールデンウイーク明けに、幹事長が直接詳細を事務局に説明するとの回答であった。
12	返金は令和4年6月6日で、250万円は安浪議員から現金で受け取ったことに間違いはないか。	間違いない。封筒に入っていた。
13	それは、何時ごろだったのか。	覚えていない。
14	その時、安浪議員からはどのような説明を受けたのか。	250万円入っているので、口座に戻すよう言われた。
15	現在も光本圭佑氏と連絡をとっているのか。また、代理人弁護士と連絡を取ったことはあるのか。	光本圭佑氏とは連絡を取っていない。弁護士とは連絡を取ったことはない。
16	光本圭佑氏の自己破産手続きについて令和5年5月に報じられたが、それ以前に光本圭佑氏の経済状況について何か認識はあったか。	全く知らない。
17	今回の政務活動費の不可解な入出金に関し、光本圭佑氏から依頼された一連の行為は強要的だったと考えるか。また、その被害を誰かに相談したか。	強要とは感じていないし、被害にあっているというような認識もなかった。ただ、政務活動費に関して会派の方々が決めたことに口出しができる立場にないという認識であった。
18	会派所属議員が年1回提出する資産等報告書について、事務作業を担うことはあったか。	総務課からの連絡内容を伝達したり、締め切りのリマインドを行ったりした。数値の入力とか出力して、そういった手伝いをすることはあった。

	質　問　項　目	回　答
19	当時、光本圭佑氏のどういった所を信用して現金を出していたのか。幹事長という一点だけだったのか、考えられる点を教えてほしい。	これまでの日頃の活動や会派内での振る舞い、市民の方々に寄り添えるような誠実な議員と感じていた。私事であるが、子どもの体調不良などで、急な早退や欠席をしなければならなくなった場合でも、思いやりのある言葉を添えて快諾してくれた。市長を目指している方がまさか不正をするとは思っていなかった。
20	今から回想して、自身が光本圭佑氏に対してどのように対応すれば、被害が防げたのか思い当たるところを何点か教えてください。	たとえ忙しそうであっても、すぐ説明をしてくださいと求めるようなことを行っていれば、少しでも口うるさい事務員であれば、こういうことにならなかったのかなと思う。
21	出金の限度額にひっかからなかったのか。	出金は出来たが、250万円を口座に返金するときは、一度に入金できなかったので、200万円と50万円に分けて入金した。

３　提出された記録（資料）に対する質問事項及び回答（要旨）

	質　問　項　目	回　答
1	（資料提出） 確認の意味で聞くが、通信記録に関して、今回の調査対象事件に関連するものはこの内容しかなかったということでよいか。	はい
2	（250万円） 最後まで信じていますとLINEで送っているが、何故そこまで光本圭佑氏を信じるまでに至ったのか。	日頃の活動や対応から大変誠実な印象を持っていた。ただ、ちょっとおおらかというようなところがあり、ルーズなところがあったが、倫理に反することはないと思っていた。
3	（250万円） このＬＩＮＥの時期において、光本圭佑氏の不可解な入出金の問題の話が会派職員の耳にどのような形で入っていたのか。	6月2日に政策調査担当と会派の議員が話をした際に、250万円を個別管理していることなどをその議員は聞いていなかったことを知り、（幹事長は）会派でもそのような話はしていないはずなので他の議員にも聞いてみるというようなことを、その時初めて耳にした。 6月6日や7日には会派の方々が、光本元幹事長を含め会議などをしていることは把握していたが、内容までは把握していなかった。6月14日に会派代表者会があり、その頃から会派の議員などから漏れ聞こえる情報で、元幹事長の不誠実な行動を察知し始めた。その後、会派代表者会の未定稿の議事録を全部読んで、詳細がわかった。
4	（250万円） 通帳のコピーを引き出しに入れるようにという指示に対して、誰かに相談しようとは思わなかったのか。	疑念を晴らすために正確な情報を確認し、日付を基に間違えないよう説明したりするのに必要としていると思った。同時期に会派の方々からも同じように通帳のコピーを求められた。誰かに伝えようというふうには考えなかった。
5	（250万円） LINEのやり取りにある会社は何か。	以前会派のホームページを依頼していた会社
6	（Ｋ社） このようなメモで出金することは他にあったのか。	なかった。
7	（Ｋ社） なぜこのメモで出金しようと思ったのか。疑問に思うことはなかったのか。	印刷会社との交渉・支払を全て幹事長が担うということだったので、その交渉が進めば、そこから見積書が手に入ったり、請求書が手に入ったり揃えてもらえるものと思っていた。
8	経理責任者と連携することはなかったのか。	書籍を購入する議員が経理責任者を通すことなく、直接依頼してきた。 経理責任者には会派会議で報告はしてもらっていた。

８　調査経費

１　調査経費（予算）

年月日（議決日）	金額（議決額）
令和６年 10 月８日	800,000 円以内

２　調査経費（実績）

経費内容	金額（税込）
弁護士への委託料	352,000 円
記録等の作成経費　※２	346,767 円
その他（郵送料、会場使用料）	11,410 円
合　　計　※２	710,177 円

※２　概算額

なお、調査経費については、補正予算を計上せず、当初予算の枠の中で確保した。

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会

11月13日

（発言の内容）

前迫委員長　おはようございます。

ただいまより光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

報告いたします。現在の出席委員は８人であります。

この際、申し上げます。本日の委員会について、関西テレビ等からテレビ撮影の許可願が提出されており、委員長において、これを許可しておりますので御了承願います。

また、市政記者から写真撮影等の申出がありますので、御承知おき願います。

なお、撮影にあたりましては、あらかじめ委員長が指定した場所で行うこととし、議事の妨げにならないようにお願いします。

また、傍聴者が映らないように努めていただくとともに、委員の手元には個人情報が入った資料等もございますので、映らないよう御注意ください。そして、画像の放映や写真の掲載などを行う場合は、プライバシーの保護に十分留意していただきますようお願いしておきます。

次に、本日の議事並びにその順序については、タブレットに配付の本委員会の進め方のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

１　委員派遣に係る調査報告について

（発言の内容）

前迫委員長　最初に、委員派遣に係る調査報告についてを議題といたします。

まず、日本維新の会職員への事情聴取に係る報告を求めます。

都築副委員長。

都築副委員長　おはようございます。

それでは、日本維新の会職員に対する聴取結果を御報告いたします。

令和６年10月28日午後１時15分から午後２時30分にかけて、前迫委員長と私と議会事務局職員２名で行いました。

まず、本人確認を行い、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティング委託契約の203万8,265円について、内容は、当該会派職員になるに至った経緯、光本圭佑氏から言われ、政務活動費から現金を手渡すようになったのか、返金催促の事実確認、約200万円の受渡しや返金の具体的方法について聴取いたしました。

続いて、会派内個人使用分の政務活動費の250万円の出金について聴取しました。令和４年４月20日に光本氏から個人マネー１人25万円、10名分を別に管理することになった。また、内容は追って説明するとした事実の確認、25万円を10回に分けて出金した理由、光本氏への対応の仕方、光本氏との通信記録の確認、経理責任者との連携等々について聴取しました。その内容については、配付している聴取結果にありますので御清覧ください。

以上です。

前迫委員長　続いて、Ｋ社代表者への事情聴取に係る報告を求めます。

川﨑委員。

川﨑委員　おはようございます。

元Ｋ社代表に対する聴取結果を御報告します。

令和６年10月25日午前９時10分から午前10時にかけて、田中淳司委員と私と議会事務局職員２名で行いました。

まず、本人確認を行いました。当日、記録（資料）提出請求書、これを事前に発送していたのですが、手違いで本人に届いていないということだったので、Ｋ社代表に対し、その場でその文書を交付し、それに対する記録をその場で受け取りました。

受け取った提出資料なんですが、３点あります。１つは、令和３年11月２日に会派広報紙の前払い金を受け取った際に発行した領収書の控え、そして光本圭佑議員から返却された領収書について、そういった文書があるのかということで、その内容に関しては、このやり取りが終わった終了後に破棄をしたという内容の記録でした。

２つ目の記録は、前払い金を返却した令和４年３月31日に現金203万8,265円を返却したことを証する資料があるのかということを文書で確認しました。いずれもなしという回答でした。

それから、３つ目に、令和３年10月25日から令和４年６月14日まで、その間の光本圭佑氏との電子メール、それからＬＩＮＥなどの通信記録についてあるのかと。このことについても、３年前のことでメールは残っていないという文書での確認でした。

続いて、質問に移ったわけですが、質問の対応は、Ｋ社との会派広報紙の印刷発注に関して、一旦発注して前払い金をＫ社が受領。また、光本氏による発注のキャンセルの後、その現金の保管、返却等についての経緯についてお尋ねしました。

具体的な項目については、まず、K社の会社概要と代表者の現在の仕事について、光本圭佑氏とこれまでの関係について、会派広報紙作成依頼に当たって、見積書以外の資料の存在及び光本氏との交渉経緯について、それから見積書の再発行の経緯について、さらに過去の日本維新の会との取引について、最後に前払い金の授受及び返金に至るまでの経緯について、それらの項目について質問しました。これらの内容については、配付している聴取結果にありますので御清覧ください。

以上です。

前迫委員長　報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告に対し、質疑や御意見がありましたら発言を願います。どうですか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　発言もないようですので、本件については終わります。

２　証人尋問の取扱いについて

（発言の内容）

前迫委員長　次に、証人尋問の取扱いについてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局　それでは、タブレットに配付しております証人尋問の取扱いについてを御参照願います。

最初に、１の別府建一氏及び西藤彰子氏の証人尋問の実施についてでございますが、別府建一氏及び西藤彰子氏が議員を辞職したことにより、一般人となりました。一般人に証人としての出頭を求めないことを確認しておりますが、調査対象事件当時の議員であることから、当初の予定どおり証人尋問を実施する。

次に、２のメモ等の資料の持参についてでございますが、民事訴訟法第203条の規定に基づき、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則としてできませんが、調査対象としている事件から月日が経過しており、詳細な内容や月日を追って証言するとき等に記憶だけでは正確を期することが難しいことから、証人自身で作成した記憶の整理等のためのメモに関しては、包括的に持参を許可する取扱いとする。

最後に、３の証人尋問の進め方の修正についてでございますが、10月17日に確認しました証人尋問の進め方について、次の会派の持ち時間は、会派間で合意が取れた場合には持ち時間を譲ることができるという内容を追加する。

以上の内容のとおり取扱うかどうかについて御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

前迫委員長　説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言を願います。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　それでは、証人尋問の取扱いにつきましては、事務局から説明がありました資料のとおりとすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　それでは、そのようにいたします。

３　本日の証人尋問の進め方について

（発言の内容）

前迫委員長　次に、本日の証人尋問の進め方についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局　それでは、本日の証人尋問の進め方について御説明いたします。

恐れ入りますが、まず、タブレットに配付しております証人尋問タイムスケジュールを御参照願います。

本日は、午前中に松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人の４名と池田りな証人の証人尋問を行います。午後からは、西田兼治証人、別府建一証人、西藤彰子証人、安浪順一証人及び光本圭佑証人の証人尋問を行います。

なお、休憩のタイミングや時間割については、資料を御清覧ください。

証人尋問の基本的な進め方につきましては、各証人に対して、宣誓、人定尋問を行ったあと、証言を求める事項ごとに委員長から総括尋問を行ったあと、資料に記載の委員が個別尋問を行い、最後に全体を通しての追加尋問があれば追加尋問を行っていただく流れとなっております。

これらの内容については、委員各位から提出いただきました尋問希望項目申出書を基に準備会で調整いただいたとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

また、委員長が各証人に対して尋問を行う総括尋問項目につきましても、準備会で調整させていただいた結果、タブレットに配付しております委員長証人尋問総括尋問項目のとおりでございますので、こちらにつきましても、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

次に、時間配分については、準備会の調整により割り振った目安であります。各委員におかれましては、持ち時間を使い切らずに早めに終わっていただいても結構です。持ち時間を経過する場合には、委員長のほうから注意をさせていただきます。

追加尋問については、総括尋問、個人尋問の後、タ

イムスケジュールに留意して、委員長から各委員に追加尋問の有無を確認させていただきます。

次に、タブレットに配付しております証人の尋問について御説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、証人に証人の権利及び罰則の適用の可能性があることを説明するための資料であり、その内容について朗読させていただきます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっています。証言が証人または証人の配偶者、４親等内の血族、４親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、並びに医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証人、宗教・祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨を申し出てください。これら以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、６か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっています。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっています。証人または証人の配偶者、４親等内の血族、３親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、３か月以上５年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が、証人が証言拒否等ができる場合の注意事項、罰則などになります。この内容を事前に事務局が証人に説明し、また本日、証人の机上にも配付をしており、この内容を御承知いただいた上で尋問を進めていくこととなります。

以上で本日の証人尋問の進め方について説明を終わります。

前迫委員長　今、訂正しますか。

事務局　すみません、先ほど読み上げたところに関しまして、最初の、証言が証人または証人の配偶者、４親等内の血族、その次も４親等内と言ってしまった、３親等内の読み上げの間違えです。すみません、訂正させていただきます。

前迫委員長　分かりました。

説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言を願います。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　それでは、本日の証人尋問の進め方につきましては、説明のとおり御了承願います。

４　証人尋問について

（発言の内容）

前迫委員長　まだ来てませんか。

事務局　そろってます。

前迫委員長　そろってますか。

そろってるんですけども、上がってきてもらうのでもう少しだけ。すみません。

報告が早かったから、証人に今、説明をしてるところです。証人の準備が整うまで暫時休憩します。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、証人尋問についてを議題といたします。

本日は、先ほど御確認いただきましたタイムスケジュールに沿って、10名の証人に尋問を行います。

まず最初に、松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人に対する尋問を行います。

それでは、証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人、寺井大地証人　入室）

前迫委員長　松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また同様の文書を証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただきましたでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　はい。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　はい。
前迫委員長　長崎証人。
長崎証人　はい。
前迫委員長　寺井証人。
寺井証人　はい。
前迫委員長　ありがとうございます。
　それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立を願います。
（全員起立）
前迫委員長　それでは、松岡洋司証人、宣誓書を朗読願います。
松岡証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。
前迫委員長　次に、辻信行証人、宣誓書を朗読願います。
辻証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。
前迫委員長　次に、長崎くみ証人、宣誓書を朗読願います。
長崎証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。
前迫委員長　次に、寺井大地証人、宣誓書を朗読願います。
寺井証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。
前迫委員長　それでは、皆様、御着席をお願いいたします。
（全員着席）
前迫委員長　それでは、証人はそれぞれ宣誓書に署名をお願いいたします。
（松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人、寺井大地証人、宣誓書に署名）
前迫委員長　これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は２点ございます。まず最初に、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねしてまいります。次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うこととなります。
　証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いします。
　なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますのでよろしくお願いします。
　次に、委員各位に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。
　それでは、これより松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人から証言を求めます。
　初めに、人定尋問を行います。
　まず、松岡洋司証人にお尋ねします。あなたは松岡洋司さんで間違いありませんか。
松岡証人　はい、そうです。
前迫委員長　ありがとうございます。
　続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。
松岡証人　はい、間違いありません。
前迫委員長　ありがとうございます。
　次に、辻信行証人にお尋ねいたします。あなたは辻信行さんで間違いありませんか。
辻証人　はい、間違いありません。
前迫委員長　ありがとうございます。
　続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。
辻証人　はい、間違いございません。
前迫委員長　ありがとうございます。
　次に、長崎くみ証人にお尋ねいたします。あなたは長崎くみさんで間違いありませんか。
長崎証人　はい、間違いございません。
前迫委員長　ありがとうございます。
　続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入いただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。
長崎証人　はい、間違いございません。
前迫委員長　ありがとうございます。
　次に、寺井大地証人にお尋ねいたします。あなたは寺井大地さんで間違いありませんか。
寺井証人　はい、間違いありません。
前迫委員長　ありがとうございます。
　続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。
寺井証人　はい、間違いありません。
前迫委員長　ありがとうございます。
　これで人定尋問を終了いたします。
　引き続きまして、証言を求める事項の１点目、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。
　まず、松岡証人、長崎証人にお尋ねをいたします。

これまで、令和３年11月から始まりましたけれども、制度検証等特別委員会に時系列の資料を提出していただいております。修正や変更点はありませんか。

松岡証人。

松岡証人　ありません。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　ございません。

前迫委員長　辻証人にお聞きいたします。このときの令和３年11月の会派広報紙の印刷業者について、それまでの業者から変えようとしたと聞いております。それはなぜでしょうか。

辻証人　Ｋ社に移したということですか。

前迫委員長　Ｋ社に変えようとしていたということを。印刷業者について、会派広報紙の印刷業者について。今までの業者から変えようとしていたというのは聞いてましたか。

辻証人　聞いておりました。

前迫委員長　印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのでしょうか。

辻証人　会派会議で皆さんで決めるということだったんですけれど、Ｋ社になっていたということです。

前迫委員長　会派会議では決まってたけれども。

辻証人　会派、すみません、ちょっと、記憶がちょっといまいち。

前迫委員長　記憶がないけれども。

辻証人　はい。会派会議。

前迫委員長　光本氏がしてたということでしょうか。

辻証人　そういう、はい、私は記憶です。

前迫委員長　全員にお聞きいたします。令和３年10月25日に光本圭佑氏がＫ社から見積書をもらっていたことを知っていましたか。

松岡証人。

松岡証人　私は知りませんでした。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　知りませんでした。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　知りませんでした。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　知りませんでした。

前迫委員長　光本圭佑氏から報告はありましたでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　ありませんでした。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　ありませんでした。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　ありませんでした。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　ありませんでした。

前迫委員長　令和３年11月２日に会派の職員が、光本圭佑氏に203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

松岡証人。

松岡証人　知りませんでした。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　知りませんでした。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　知りませんでした。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　知りませんでした。

前迫委員長　全員にお聞きします。令和３年11月２日に、光本圭佑氏がＫ社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末までそのお金が返ってこなかったことを知っていましたか。

松岡証人。

松岡証人　知りませんでした。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　はい、知りませんでした。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　知りませんでした。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　知りませんでした。

前迫委員長　では、いつ、どのような方法でこのお金が返ってこなかったということを知ったでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　日付はちょっと記憶にないんですけども、この一連の事件が発覚して調べ出したときに、そのＫ社の存在とか、そういうことを全て知りました。それまでは全く知りませんでした。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　私も、この一連の事件が発覚してから知りました。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　私も、この一連の事件が発覚しましてから知りました。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　私も同様で、一連の事件が発覚してから領収書等調べる中で知りました。

前迫委員長　以上で私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、丸岡副委員長から尋問願います。

丸岡副委員長　では、私のほうからお聞きさせていただきます。

まず、辻証人にお聞きいたします。平成29年から30

年に、Ｋ社と会派報の印刷の発注をめぐってトラブルになったと聞きましたけれども、御存じでしたか。

辻証人　はい、知っております。

丸岡副委員長　辻証人に改めてお聞きします。知っているというその内容について、覚えてる範囲で教えてください。

辻証人　１期目のときの１年目ですよね。これ政務活動費ではなく、私たちのお金でやってたときのことだと思うんですが、私の記憶によりますと、Ｋ社にお金を渡して、また別の業者にも発注して、そのお金がＫ社からまた返ってきてないので、当時、久保議員がいたんですが、久保議員から早く、政務活動費ではなかったんですが、会派にお金を戻すようにと注意をすごく受けていたのを覚えております。

丸岡副委員長　改めて辻証人に伺います。政務活動費ではなかったというのはどういうお金だったんですか。

辻証人　政務活動費を請求せずに、私たち議員一人一人が歳費の中から各１人10万円ずつ出し合って、会派の政務活動費ではないんですが、お金として流用していた。流用って、使っていたということです。

丸岡副委員長　辻証人、それは身を切る改革の共通してるものではない。

辻証人　身を切る改革としてですね。

丸岡副委員長　の分ですか。

辻証人　尼崎市には寄附はできませんので、政務活動費をもらわないということで、身を切る改革の一環として１年間させていただいたんですが、その後は元に戻して、議員自らの身を切る改革のお金は被災地とかそういうところに寄附をするようにさせていただきました。

丸岡副委員長　分かりました。

辻証人にまた改めて伺います。６年前にＫ社への発注を一度キャンセルしたにもかかわらず、再度Ｋ社に発注し、キャンセルしていたということを聞いて、どのように思いましたか。

辻証人　また同じことをやっているのかということですね。またお金を返してない。また久保さんに言われたことをやってるのかなというふうに率直に思いました。

丸岡副委員長　分かりました。

次に、松岡証人、長崎証人、寺井証人に伺います。

問題発覚後、Ｋ社から聞き取りをされていますけれども、率直にどのような印象を持たれましたでしょうか。取引があったとの印象を持たれましたでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　そのときはあるのかなと思いながら話を聞きに行きまして、光本さんの言ってることとＫ社の言ってることは一致してたので、そのときは取引があったのかなとは思ってました。

丸岡副委員長　長崎証人。

長崎証人　私はお話の中で、11月２日にお金を受け取られて、11月９日にキャンセルの電話をもらった。１週間ぐらいの間でキャンセルされたにもかかわらず、そこから何か月もＫ社がお金を持ってらっしゃるということがちょっとお商売というか、そういう事業の中でそんなことがあるのかなということは強く疑問には思いました。

あとは、光本議員と言ってることは、内容は同じでございましたし、同じ内容だなというふうに思っておりました。

丸岡副委員長　寺井証人。

寺井証人　私も当時は、取引があったのか、あったんだろうと思っていました。それは口裏が合っていたと。光本氏との話の内容が合っていたから、あったものだろうと思ったんですけれども、今、長崎議員もありましたけど、お金が返ってこなかったという事実もあったりして、そういった不誠実なところはちょっと内心思ってたので、感想なんですけども、あったとは思っていました、当時は。

以上です。

丸岡副委員長　分かりました。

次に、証人４人全員に伺います。

当時、例えば書籍を買う、視察に行くという場合などは、会派内でどのような手続をされてたんでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　当時、視察にも行ったことがなく、書籍も私自身は買ってなかったので、手続というか、そういう手続を行ったことがなかったので、詳しくは知りませんでした。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　書籍とかは、当時は会派会議とかでもかけてなかったと思いますので、幹事長が個別に対応して判断してたのかなと思ってました。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　私も、１年目は書籍を買いませんでしたし、視察にも行ってませんでしたので、手続というのを具体的には行ってないです。

丸岡副委員長　寺井証人。

寺井証人　私も、会派会議で共有されるくらいの程度に考えていました。実際、買ってもありません、書籍。ただ、正式な手続をしていたかというとそこはちょっと不明確でした。

以上です。

丸岡副委員長　また改めて４人全員に伺いますけれども、そのような手続を御存じなかった、分からなかった、またそういう事例というのがなかったということで、

そのような書籍を購入することも視察もなかったということだから、そういう手続もなかったということだろうと思いますけれども、経理責任者がおられたということについて、そのような手続を会派職員とやり取りしていたということについてはどのようにお感じですか。

松岡証人。

松岡証人　どういう、経理責任者と会派職員さん。

丸岡副委員長　ちょっと整理させていただきますね。維新の会さんの中で身を切る改革の口座については、会計責任者が担うわけですね。それは会派の規約として明記されてる。だけれども、政務活動費については、議会の中の条例、規則として、経理責任者を置きなさいと。そしてまた、支出決定者も決めなさいということになってるんですけれども、皆さん４人全員の判断として、会計責任者と経理責任者という、この区分というのは御存じだったのか。もしくは経理責任者は分かってたけれども、ごめんなさい、会計責任者は、身を切る改革のほうで分かってたけれども、経理責任者は知らなかったのか。その辺の２つの責任者という区分の認識というのは分かってはったのかどうなのか、４人さん全員にお願いできますか。

松岡証人。

松岡証人　私自身は当選して最初に登庁して、会派会議の中で規約にサインを求められて、規約に目を通しました。今から考えると会計責任者という言葉になってたんですけど、それが経理責任者という、議会のほうでは経理責任者。その時点ではちょっと認識はなかったんですけども、会計責任者は政務活動費を管理するというのを明記されてましたので、それは政治倫理審査会のときも答えさせてもらいましたけど、私は理解して、会計責任者というのが政務活動費、身を切る改革、団費全て管理するもんやと認識して、判こを押してサインをしました。

丸岡副委員長　辻証人。

辻証人　私は当時、会計責任者、１期目のときもさせていただいたんですが、引継ぎのときには身を切る改革のお金の管理ということで引継ぎを楠村さんから受けてましたので、その引継ぎを受けたものしか管理をしてなかった、当時ですね、ので、曖昧にサインしていました。

丸岡副委員長　長崎証人。

長崎証人　会派規約というものには、会計責任者の項目のところに会計責任者が経理、政務活動費の経理をするというような内容も書いてあるんですが、私の認識の中では、会計責任者というのが身を切る改革ですとか団費とかを管理するというような役職であるという認識ではありました、当時は。

丸岡副委員長　寺井証人。

寺井証人　私も、会計責任者については、政務活動費というよりは身を切る改革の、私たちの個人のお金を出す、私的なお金の管理にとどまるものだと思っていましたので、経理責任者と会計責任者の違いというところについては把握はできていなかったかなと、当時、思います。

丸岡副委員長　ありがとうございます。分かりました。

皆さん、分かってなかった。松岡さんは、ある程度認識はあったというのは御回答かなというふうには推察をいたしますけれども、その当時、西田兼治議員が、全員にお伺いいたします、経理責任者であったという認識はあったのでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　私はありました。

丸岡副委員長　辻証人。

辻証人　経理責任者というのは認識ありましたが、先ほども言ったように身を切る改革の部分が主な仕事と思っておりましたので、多分当時、私しか経理責任者をやった人物がいなかったので、その旨、西田議員にもお伝えしていたかもしれないです。その身を切る改革の部分だけの団費と経理をやっていただくということを口頭で言ったかもしれないです。

丸岡副委員長　長崎証人。

長崎証人　会計責任者という役割については明確に西田議員が担ってくれているというのは思っておりました。議員団の中で会計という役職を持っているのが西田議員だけでしたので、お金のことというか、でしたので、政務活動費のことについてまではどれほど西田議員がしていたかということについては、意識としては、きっと明確には覚えてないという感じです。

丸岡副委員長　寺井証人。

寺井証人　当時、経理責任者、西田さんが担っていたのかという認識というと当時はありました。あったのも会計というものが経理責任者と会計責任者、混合していたので、会計と言えば西田さんという認識があったというところで、政務活動費を扱う職として西田さんがやっていたかという認識は当時なかったんですけど、会計としては西田さん、会計関係の職は西田さんだという認識は、そういう認識ではありました。

以上です。

丸岡副委員長　分かりました。

改めて４人全員にお伺いいたします。

改選後、会派での役割はどのように決められたんでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　多分ですけども、会派会議の中で、幹事長は多分僕がやりますといったような感じやったのかなと

いうぐらいの記憶しかなくて、その後、これは誰やりますか、誰やりますかと手を挙げていったんじゃなかったかなという記憶しかないんですけれども。

丸岡副委員長　辻証人。

辻証人　私の記憶の中では、幹事長は当時安浪さんが一番年長者でしたので、今回、１期目ですので、光本さんどうですかという声が上がったので、それで全員がお願いしますということになって光本さんに幹事長が決まり、それから役職は自分がなりたいといいますか、期数の、総務が西藤さんだったんですかね。引き続き１期目の議員よりも経験をしているので、振り分けをさせていただいて、あとは皆さん、１期生の方には行きたいところを聞いたというような記憶がございます。

丸岡副委員長　長崎証人。

長崎証人　私も幹事長につきましては安浪議員が、先ほど辻議員がおっしゃったのと同じく、安浪議員が光本議員にどうだというふうに聞かれたというふうに覚えています。そこでみんなが承認したという形だと思っています。あとにつきましては、おっしゃるとおり期数の高い議員さんから役職に就かれて、私は最後のほうだったんですけれども、最後ですね。最後のほうだったんですけれども、それで自分の役職を手を挙げたといいますか、会計は嫌だったので、すみません。会計じゃない職をということで総務委員になりました。

丸岡副委員長　寺井証人。

寺井証人　幹事長については会派会議で安浪団長のほうからどうだと光本氏のほうに提案があったので、私たちも全会一致で承認をさせていただいて、それから副幹事長以下は基本的に期数、１期生が多い会派なので２期以上が基本副幹事長や総務会長、政務調査会長といったところを担っていただいたと。私たち１期目としては、正直初めてでどこでもよかったというのもあるんですけども、長崎議員、松岡議員と一緒に西藤さんが総務会長をされている中の副総務会長といういろいろ勉強ができるということで、会派報の発行だとか、そういったところで私たちは副総務会長やったっけ、担ったと。基本的にそのように決めたと覚えています。

以上です。

丸岡副委員長　ありがとうございます。

制度検証等特別委員会の場で西田証人からは、会計は一番不人気やったということで、誰もやる方がおられないので自分が最後引き受けたというふうに証言されていらっしゃいますけども、長崎証人と辻証人にお聞きしますけども、そのような会派の中で会計というのは不人気だったというか、そういうやりたくないという雰囲気があったんでしょうか。長崎証人も私はやりたくなかったというふうな今御証言でしたけども、改めてどのようなことでそういうふうにお感じになったんでしょうか。

まず、辻証人、お願いします。

辻証人　記憶にないんです。会計が不人気やったかというのも、正直すみません、記憶にございません。

丸岡副委員長　長崎証人。

長崎証人　私は会計という役職が残って、１名というふうになっている、残っているんですけど、以前、ＰＴＡとかの会計を担いましたので、かなり細かい作業とすごく気を使う作業を体験してますので、入って１年目でなかなかお金を扱うというところの役職というのは、自分にはちょっとその当時荷が重いかなというふうに思いましたので、会計は嫌ですということを私は多分明確に言ったと思います。

丸岡副委員長　分かりました。

次に、辻証人にお伺いいたします。

令和４年８月29日の制度検証等特別委員会において、辻さんは１年間会計を担った、政務活動費について毎月幾ら使って残りは幾らあると報告は受けていたが、通帳があることさえ知らなかった、通帳は見たことがなかったというふうに答弁されていますけども、間違いありませんか。

辻証人　はい。間違いございません。

丸岡副委員長　もう一度辻証人に伺います。

日本維新の会の改選前の経理責任者は楠村さんで、その前が辻さんであったというふうに聞いています。改選後、楠村さんがいない中で辻さんが西田さんに引継ぎをしなければならなかったと思いますが、引継ぎは行わなかったんでしょうか。

辻証人　通帳とか、そういうこと……

丸岡副委員長　会計としてですね。

辻証人　会計として引き継いだのは、もう身を切る改革の部分の通帳を作っていただきたいということ、団費の取扱い、政務活動費に関しては引継ぎはしていないと思います。

丸岡副委員長　分かりました。

もう一度辻証人に、引継ぎはしないといけないという、そういう意識はなかったということですね。

辻証人　はい。私が引き継いだときも楠村さんからはその部分だけでしたので、その後また楠村さんになりましたし、その部分しか本当に引継ぎがなかったものですから、私はそれでいいと思っておりました。

丸岡副委員長　ありがとうございます。

前迫委員長　いいですか、丸岡副委員長。終了ですね。

そしたら他に何か質疑。

都築副委員長。

都築副委員長　辻議員に、先ほどサインをしていると、曖昧なサインをしているという話があったんですけれども、いわゆる政務活動費の関係でサインはしていた

のですか、見ただけですか。どうですか。

辻証人　サインはしていました。その……

都築副委員長　支出報告書とかありますよね。何でもいいんですけども、そのほかに何があるんかね、書類としては。

辻証人　規約、規約のサインのことですよね、先ほど。

都築副委員長　はい。

辻証人　はい。

都築副委員長　規約じゃない。規約のほうの。さっきは規約のサインというのは、支出報告書のあれでやったことそのものにサインが必要じゃないですか、名前を書いて。そういう部分はやっていたのですか、やっていなかったのですか。

辻証人　会計をやっていた当時ということ、会計をやっていた当時のことですね。

都築副委員長　はい。経理責任者、支出報告書の中に支出決定者、幹事長と……。名前が書いているんじゃないですか。いや、だからやっていたかと。

　私が聞いているのは、支出報告書というのは支出決定者と、それから経理責任者それぞれ名前が入るじゃないですか。印字は、多分当時印字してたと思うんだけど、それについては確認をしていたか、してなかったか、多分サインは多分当時はしてないと思うんだけども、確認はしとったのか、してなかったのかというのをちょっと聞きたい。

辻証人　１期目のときの当時の会計をやっていた……

都築副委員長　経理責任者のとき。

辻証人　会計の経理責任者。記憶にない、ございませんが、多分やって、サインはまとめて、ちょっとすみません、記憶にございません。

前迫委員長　眞田委員。

眞田委員　すみません、先ほどから、丸岡副委員長のほうから会計責任者と経理責任者の話が出てますけども、ほかのメンバーからも役職の責任者、嫌だとか、やるだとかいう話が出てますけど、当時１期目、辻議員にお聞きしますけど、役職者の名簿というのは存在してたんですか、誰が会計責任者であるとか、総務会長をやるとか、政調会長をやるというのはあったんですか。

辻証人　はい。ありました。はい。もちろん。

眞田委員　その名簿、今、松岡幹事長に聞きます。今２期目に入られてというか、今、松岡幹事長とかは１期目ですけど、今の期としては毎年名簿というのは作られているんですか。

松岡証人　はい。作っています。

眞田委員　じゃ、その名簿の中にその総務会長とか、政調会長とか、副幹事長とか入っていると思うんですけど、その中に経理の会計とか、経理のところは何て書かれているんですか。

松岡証人　その当時会計責任者となっていまして、この事件が発覚してちょっと規約自体がおかしいなというところで、そこの文言については今現在規約の中に経理責任者という文言に変えさせていただいて、もともとは会計責任者が政務活動費を管理するとなっている規約やったんですけども、議会のほうに合わせて経理責任者という文言に変えました。

眞田委員　すみません。党のほうの役職者名簿と議会のほうの議員団としての役職者名簿と２つ存在しなくちゃならないと思うんですけど、そこはどうなっていますか。

松岡証人　党の役職者名簿ですか。

眞田委員　はい。

松岡証人　それはうち作ってないですね。議会の中での役職者名簿しかないです。

眞田委員　議会の中の役職者名簿のはずなのに、なぜ党の名簿、経理責任者というか、会計責任者、そこが明確になってないということですね。

松岡証人　その当時はですね。

前迫委員長　指名をして言ってください。

眞田委員　松岡幹事長。

松岡証人　その当時はそういうふうに私たちも、前の期から引き継がれた規約と聞いていたので、それでそういう認識でしたけど、今現在はこの事件が発覚して自分たちで精査してきっちりした規約に変えさせていただいて認識も変わっています。

前迫委員長　中尾委員。

中尾委員　４人の証人の方にお聞きしたいと思います。

　そもそも政務活動費運用マニュアルを読んでおられましたか。議員になったときに議会事務局が大事なものだということで説明していると思うんです。読んでたかということと、もう１つは理解していましたか。

前迫委員長　証人の名前を呼んでください。

中尾委員　じゃ、松岡証人からお願いします。

松岡証人　マニュアルは一通り読みました。理解していたかと言われると、全てを理解していたかと言ったら理解していなかったかも分かりません。

中尾委員　辻証人。

辻証人　１期目の初めにはそういう、ありましたので、読んだかとは思うんですが、理解はしていませんでした。

中尾委員　長崎証人。

長崎証人　運用マニュアルについては研修などもあったと思いますので、確認しております。ただ内容をそこまで理解していたかというと、当時理解してなかったのではないかなというふうに思います。

中尾委員　寺井証人。

寺井証人　私もマニュアルについては一通り見たような

覚えはありますが、ただ深い理解まで、そんなことが起こるとも当時思っていませんし、こういうものなんだなというような理解、浅い理解で終わっていたような気がします。

以上です。

前迫委員長　次もありますので、ちょっと手短にお願いいたします。

中尾委員。

中尾委員　マニュアルはすごい分厚いですけど、まさに支出書でお金を出すときに経理責任者がチェックを入れるという一番大事なところというのは、今のお話を聞いていたら皆さんあまり認識なかったんかなと思いますけど、そういうことですね。うなずいてはりますので、答弁はいいです。

前迫委員長　いいですね。

佐野委員も手短にお願いいたします。

佐野委員　単刀直入にお聞きいたしますと、松岡証人に関しては、マニュアル上で政務活動費も身を切る改革の分もそれは経理責任者がするものだと認識はしていた。あとの方々、単刀直入にお聞きいたしますと、政務活動費は全国的にやっぱりもうニュースとかでもいっぱい出ててすごく大事なものだと思うんですけど、その政務活動費を誰が管理するものだというふうに思っておられたのかというのをまず辻証人のほうからお聞きしていいでしょうか。

辻証人　すみません、幹事長が管理するものだと思っておりました。

佐野委員　長崎証人。

長崎証人　私も幹事長が基本的に政務活動費のことについてはするのかなというような認識、ありました。

佐野委員　寺井証人。

寺井証人　幹事長だと思っていました。

以上です。

前迫委員長　いいですね。

それでは、次に、証言を求める事項の２点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

松岡証人、長崎証人にお伺いいたします。

これまで制度検証等特別委員会に時系列の資料を提出しておりますが、修正や変更点は特にありませんか。

松岡証人。

松岡証人　ありません。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　ございません。

前迫委員長　次に、全員にお伺いします。

令和４年４月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

松岡証人。

松岡証人　そういう事実はありません。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　ございません。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　ございません。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　ありませんでした。

前迫委員長　次も全員にお聞きします。

市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

松岡証人。

松岡証人　ありません。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　ございません。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　ございません。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　ありませんでした。

前迫委員長　次も全員にお聞きします。

光本圭佑氏が令和４年４月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていますか。

松岡証人。

松岡証人　知りませんでした。

前迫委員長　辻証人。

辻証人　知りませんでした。

前迫委員長　長崎証人。

長崎証人　知りませんでした。

前迫委員長　寺井証人。

寺井証人　知りませんでした。

前迫委員長　以上で私からの総括尋問を終了いたします。

引き続きまして各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、都築副委員長から尋問願います。

都築副委員長　これも全員にお聞きします。

会派が割れる可能性がなかったということですので、多分ないとは思うんですけど、その当時の会派は政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないような危機的な状況にあったのでしょうか。

まず、松岡証人。

松岡証人　ありません。

都築副委員長　辻証人。

辻証人　ありません。

都築副委員長　長崎証人。

長崎証人　ありません。

都築副委員長　寺井証人。

寺井証人　ありませんでした。

都築副委員長　次に、またこれも全員にちょっとお聞き

します。

当時光本圭佑氏の様子に、例えばお金に困っているなど変わったところはなかったのでしょうか。

松岡証人。

松岡証人　私自身そうは感じていませんでした。

都築副委員長　辻証人。

辻証人　はい。そういう雰囲気は気づきませんでした。

都築副委員長　長崎証人。

長崎証人　全くといいますか、分かりません。そういう雰囲気は感じませんでした。

都築副委員長　寺井証人。

寺井証人　感じませんでした。

以上です。

都築副委員長　続いて寺井証人にお聞きします。

安浪順一議員が250万を立て替えて返したと聞いたとき、安浪順一議員に対してどのような発言をしたのでしょうか。

寺井証人、お答えください。

寺井証人　発言のどのような、趣旨。覚えているのは、当時、光本さんのお金を立て替えているように見えたので、泥棒をかばっているのと同じですよというような発言はしました。当時、やっぱり大きなお金が私たちの知らないところで出金をされているということが問題だったので、当時、大きなお金の動きはやめようとすぐ言っていたにもかかわらず、安浪さんは私たちに相談なしで250万円を立て替えていた。立て替えていたというか、入金をされていたというところで、それは光本さんをかばっていることと同じですよと。それは泥棒をかばっているのと同じですよというような発言をさせていただきました。

以上です。

都築副委員長　そうすると、問題意識としては泥棒をかばっているというような行為に対して発言したということになるんかな、問題意識としては。

前迫委員長　寺井証人。

都築副委員長　寺井証人。

寺井証人　当時、私たちも知らないところでお金が抜かれている状況を知ったのでこれはちょっと、しかもお金が光本さん本人から返金がない中でそういう対処をするということは、泥棒という言い方をしましたけど、当時。そういったところの問題意識を持っていたと思っています。

以上です。

都築副委員長　ありがとうございます。

前迫委員長　いいですか。

都築副委員長の尋問は終了いたしました。

全体を通して、他に発言はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　いいですか。

それでは、以上で松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては御出席いただき、誠にありがとうございました。退出していただいて結構でございます。ありがとうございました。

（松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人、寺井大地証人　退室）

前迫委員長　それでは、この際、暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

池田りな証人に対する尋問を行います。

それでは、池田りな証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（池田りな証人　入室）

前迫委員長　池田りな証人におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

池田証人　はい。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

（全員起立）

前迫委員長　それでは、池田りな証人、宣誓書を朗読願います。

池田証人　宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和６年11月13日。池田りな。

前迫委員長　それでは、皆様御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長　それでは、池田りな証人は宣誓書に署名願います。

（池田りな証人、宣誓書に署名）

前迫委員長　これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円についてでございます。

私から所要の事項をお尋ねした後、委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたらそれにもお答え願うこととなります。証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま、また挙手等は不要でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより池田りな証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは池田りなさんで間違いありませんか。

池田証人　間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

池田証人　間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

まず、令和４年４月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

池田証人。

池田証人　会派が割れるという認識はありませんでした。ただ光本さんともう一人の方、どちらを尼崎の市議団として推薦するかについてはもめておりました。

前迫委員長　市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

池田証人。

池田証人　私は認識しておりませんでした。

前迫委員長　光本圭佑氏が令和４年４月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていました。

池田証人。

池田証人　知りませんでした。

前迫委員長　当時の会派は政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないような危機的な状況にありましたか。

池田証人。

池田証人　そのような状況だとは認識しておりませんでした。

前迫委員長　当時、例えば書籍を買う、視察に行くという場合などは会派内でどのような手続をしていましたか。

池田証人。

池田証人　まず会派会議において書籍を買う、視察に行く旨をほかの議員に伝えて了承が得られた場合のみ書籍を買う、視察に行くことができました。

前迫委員長　池田証人におかれては、そのようなことは議員になってからありましたか。

池田証人　ありましたし、視察に行きたいということを光本議員に相談したときに、１人で行くと旅行と勘違いされるので行かないようになどは言われていました。なので、いつも何かあったら光本議員に確認は最初に取っていました。

前迫委員長　そうしますと、経理責任者を通さずに勝手に光本氏に相談をして会派職員に要る費用を出してもらったりしていたということでしょうか。

池田証人　そのようなことはないです。光本議員にも確認を取った上で会派会議で必ず確認は取ってから出金は行われていました。

前迫委員長　当時、西田兼治議員が経理責任者であったという認識はありましたか。

池田証人。

池田証人　西田議員が会計を担当していたという認識はありました。ただ西田議員は毎回日本維新の会の身を切る改革という寄附の分だけを西田議員が担当しているという認識でした。

前迫委員長　では、誰が政務活動費の経理責任者だと認識しておられましたでしょうか。

池田証人。

池田証人　経理責任者としては認識、その名前では認識はしていなかったですが、お金のやり取りに関しては光本議員が担当して、実際担当していました。

前迫委員長　以上で私からの総括尋問を終了いたします。

他に発言はございませんでしょうか。

中尾委員。

中尾委員　よろしくお願いします。

池田証人　お願いします。

中尾委員　政務活動費の取扱いは政務活動費運用マニュアルがあると思うんです。新人議員になられたときも議会事務局から勉強会もあったでしょうし、この重要性というのも多分認識していたと思うんですね。その上で担当じゃなかったということですけども、そのマニュアルというのを読んだ上で理解していましたでしょうか。

池田証人　マニュアルは読みました。ただ会計に関しては、政務活動費に関しては光本議員が担当していて、維新の会のお金、身を切る改革のお金については西田議員が担当しているという認識でいました。

前迫委員長　中尾委員。

中尾委員　じゃ、続けてですけども、支出する場合のルールというのは、支払責任者がいて、経理責任者がいてということで初めてお金が出るということになりますけども、先ほどお金を出したことありますかということも幹事長、当時の幹事長に言っていたということで、経理責任者、通っている状態じゃないですよね。そのことについては違和感とか、マニュアルとは違うなということは理解できていましたですか。

池田証人　光本議員にも確認はまずして、確認をした後に会派会議で全議員、所属の議員の前で何に幾ら使うかの了承を得ていました。だから光本議員に最初に確認をして私は会派会議で聞いていました。

前迫委員長　中尾委員。

中尾委員　ということは、経理責任者の存在というのはなかったということですね。それでよろしいですか。

池田証人。

池田証人　ただその会派会議の中には光本議員も西田議員もいますので、私としましてはお二人で、繰り返しになるんですけど、光本議員が政務活動費のことを担当というんですかね、見ていて、西田議員は身を切る改革、団のお金を見ているという認識でした。

前迫委員長　佐野委員。

佐野委員　１点関連になるので、すみません、お聞きしたいんですけども、今、先ほどのお話で政務活動費というところで光本議員というか、光本幹事長にというようなお答えがあったと思うんですけど、ちょっと細かい認識として、光本議員への確認という認識だったのか、それとも幹事長に対してという認識だったのか、そのあたりちょっと細かくあえて言ったみたらどんな感じですかね。

池田証人　幹事長。

佐野委員　幹事長に確認という認識ということですね。分かりました。

前迫委員長　いいですか。

眞田委員。

眞田委員　よろしくお願いします。

池田証人　お願いします。

眞田委員　池田議員は、書籍だとか、視察だとか、１期目でそういう積極的にそういう政務活動費を使って活動しようとされているというふうに認識させていただいたんですけども、その中で幹事長にこういうことをしたいと言った上で、その後、会派会議で全体の中で承認をいただいたと。その後の実際のお金の流れ、現金の流れであったりだとか、例えば代わりに振込をしていただいたりするような流れがあったと思うんですけど、そのあたりちょっと実際にあったことを当時の内容をちょっと教えてもらっていいですか。

池田証人　会派会議で承認が下りた後は、もう会派職員さんが全てやってくださっていました。

前迫委員長　眞田委員。

眞田委員　そこに会派会議の承認を得たときというのは、会派職員さんはそこにはいらっしゃいましたか。

池田証人　そこにはいなかったように認識しています。毎回の会派会議には出席はしてないです。

前迫委員長　眞田委員。

眞田委員　ということは、仮の話で池田さん申し訳ないんですけど、例えばそこで池田さんが承認を事実取ってて、実際にお金が必要なものを会派職員にお金を出してもらったりすることは可能だと思うんですけども、例えば実際には、仮の話で本当に申し訳ないんですけど、池田さん。仮に池田さん、そこで承認を得ていないものを、架空のものを会派職員に実はこれは会派会議で承認を得たのでこのお金を出してくださいと池田さんが仮に言えば、会派職員さんは出すことは当時できたと考えますか。

池田証人　できた可能性はあると思います。ただ会派会議の議事録もありましたので、そこに決まったことは毎回記載はしていました。

眞田委員　ただその出金をしてといったときに会派職員さんが毎回議事録を確認してからお金を出すというふうには取ってないと考えますけど、どうですか。

池田証人　そこは記憶、私が今、曖昧ではあるんですけど、会派職員さんが毎回議事録を確認したことは所属議員で確認できていません。

眞田委員　そういうシステムについて、これは意外と簡単にお金が出るんだなというか、対個人、職員さんに頼めばお金が出るというこのシステムについて、当時何かおかしいなというふうには思いませんか、公費という観点で。何かおかしいなというふうには思いませんでしたか。

池田証人　当時は、そこまで考えが至っていなかったです。

眞田委員　分かりました。ありがとうございます。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　関連するんですけど、先ほどの４人の松岡証人、辻証人、長崎証人、寺井証人、４人の皆さんは、書籍を購入したりだとか、視察に行ったりということはほとんどなかったということで、そういう手続はあまりなかった、手続はしてなかったというふうな先ほどの証言だったんですけども、池田証人はそういう熱心にそういう視察だとか、書籍を購入されたりと

か、そういうのがあって、そういう手続が結構頻繁にやり取りされたのかなというふうに思いますけども、例えばほかの会派の議員さんたちがそういう手続、見られたかどうか分かりませんけども、もし政務活動費が要るというような場合は、幹事長の光本さんを通したらいいんだということはほかの議員の皆さんもそういうふうな認識であったと思われますか。どうですか。そういう場面はあったんでしょうか。

池田証人　ほかの議員の皆さんのことは分からないですが、光本議員が３期目で幹事長でしたので、後輩を指導する立場で私もいろいろ教えていただいていたので、私が個人的にここに視察に行きたいとか、こういう本を買いたいというのは個人的に相談していたように、していました。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　やっぱり１期目の皆さん方は、やはり政務活動費をもらう場合には、やはり幹事長、光本さんを通せばいいんだというふうな、そういう共通認識みたいな、そういうのがあったと思われますか。

池田証人　共通認識があったかは分からないです。私個人の話ですので、会派として何かする前に光本議員に相談するという決まりはないです。私が個人的に聞いていたことが何度かありました。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　ですから、多分１期の方々もそういうふうに思っていたんじゃないかということ、いうふうには思われませんか。

池田証人　ほかの方がどう思われてたかは、この話はしたことがないので分からないです。

前迫委員長　他にいいでしょうか。

眞田委員。

眞田委員　先ほどの話で池田議員、仮の話で申し訳なかったんですけど、そういったことを考えると、今回の問題になっているＫ社への支払いであったり、250万引き出したりすることが当時の幹事長としては、光本幹事長としては容易に、職員さんの間で簡単にできたというふうに考えるんですけど、どうでしょうか。その辺のあたり池田議員のちょっと御意見をお聞かせ願いたいなと思います。

池田証人　当時はそういうことをされると想像もしてなかったですけど、今回の事件があって振り返ってみたら、そういった光本議員が出金を自由にできる状況であったなというふうには考えております。

眞田委員　ありがとうございました。

前迫委員長　いいでしょうか。

他に発言、ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　以上で池田りな証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、御出席いただき、誠にありがとうございました。退出していただいて結構です。

（池田りな証人　退室）

前迫委員長　それでは、この際休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

西田兼治証人に対する尋問を行います。

それでは、西田兼治証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（西田兼治証人　入室）

前迫委員長　西田兼治証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。

証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

西田証人　はい。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

（全員起立）

前迫委員長　それでは、西田兼治証人、宣誓書を朗読願います。

西田証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和６年11月13日、西田兼治。

前迫委員長　それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長　それでは、西田兼治証人は宣誓書に署名願います。

（西田兼治証人、宣誓書に署名）

前迫委員長　これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は２点ございます。

まず最初に、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要

の事項をお尋ねした後、各委員からお尋ねをしてまいります。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたらそれにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますのでよろしくお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより西田兼治証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは、西田兼治さんで間違いありませんか。

西田証人　はい。間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

西田証人　はい。間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の１点目、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

まず、印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのでしょうか。

西田証人　彼が会派を牛耳っていたからです。

前迫委員長　次に、令和３年10月25日に光本圭佑氏がＫ社から見積書をもらったことを御存じでしたでしょうか。光本圭佑氏から報告はありましたか。

西田証人　それはどの時点でなんでしょうか。ちょっと質問を明確にしていただければ。

前迫委員長　令和３年10月25日この業者に、光本圭佑氏がＫ社から見積書をもらっていたことを御存じでしたか。

西田証人　いや、知らないです。

前迫委員長　知らないですね。

光本圭佑氏からこのことを会派に報告、または西田氏に報告がありましたでしょうか。

西田証人　ないです。

前迫委員長　ないですね。

令和３年11月２日に、会派の職員が光本圭佑氏に203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

西田証人　知らないです。

前迫委員長　知らないですね。

令和３年11月２日に光本圭佑氏がＫ社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末までにそのお金が返ってこなかったことを知っていましたか。

西田証人　これは、すみません、どの時点で知っていたかということを明確にしていただければと思います。

前迫委員長　令和３年11月２日にお金を渡して、その後キャンセルをした後という、その後キャンセルをされてるんですけど、11月９日に。それ以降、年度末までにそのお金が返ってこなかったということは知ってましたか。

西田証人　今おっしゃった令和３年11月２日の時点では知らないです。

前迫委員長　分かりました。

では、いつ、どのような方法で知りましたか。このことを知ったときです。

西田証人　正確な日付であれば、2022年の６月２日、職員の方の個人名を出してよろしいんでしょうか。

前迫委員長　事務局ということで。

西田証人　はい。議会事務局から聞きました。

前迫委員長　以上で、私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、中尾委員から尋問願います。

中尾委員　では、西田証人、よろしくお願いします。

西田証人　よろしくお願いします。

中尾委員　私、これまでの西田証人の様子を拝見してまして、非常に慎重で、軽率なことはしない人だなというふうには感じてます。常に周到な準備をして、確かな裏づけを持って行動されてるなという印象があるので、だからこそちょっと疑問点がありまして、ちょっとそういうことがベースにあるということを知った上で質問をさせていただきます。

まずは、西田議員は当時、政務活動費の経理責任者であったという認識はありましたでしょうか。

西田証人　認識はないです。

中尾委員　なかったんですか。

西田証人　はい。というか、経理責任者を引き受けたことがございません。引き受けた記憶がございません、そもそも。

中尾委員　では、続きですが、改選後、会派では役割を

どのように決められましたでしょうか。

令和４年８月29日、制度検証等特別委員会で西田証人は、１期目議員の中でどれにするかと決めていく中で、一番不人気だった、誰もやりたがらなかったものを私が引き受けました。最後まで会計がなかなか決まらなかったので、その場の流れで引き受けましたと発言してます。

会派結成時の規約に対しても記名・押印したと聞いていますが、経理責任者の認識はありませんでしたでしょうか。

西田証人　ちょっと質問が複数あるので、まず、１個目の質問ですね。ちょっと後で２個目をもう一度聞かせてください。

中尾委員　はい。

西田証人　１個目は、１個前の質問が経理責任者についての質問をされていらっしゃったので、ちょっとここを切りたいんですけれども、あくまで会計責任者ですね。身を切る改革担当者と言ってもいいと思いますけれども。

この会計責任者という部分について、会派の中で役職決めというのがあって、幹事長が光本氏であるとか、この当時から光本派、室井派というのがもう最初からばしっと分かれてたので、光本派に牛耳られた状態での会派の役職決めではあったんですけども。光本派というのは光本、別府、西藤、安浪の４名です。

光本派に牛耳られた状態での会派の役職決めではあったんですけれども、まず、会派を牛耳るのに都合のいいポストを光本派が占めていきます。つまり、幹事長光本、副幹事長別府、団長安浪、総務会長西藤です。あとはおこぼれのような形で室井派。室井というのは故室井参議院議員です。室井派の６名が、あとは好きに決めてちょうだいみたいな感じで役職が回ってきまして、２期目の辻さんが、政調会長だったとは思うんですけど、記憶が曖昧ですが。

そんな感じで決まっていって、最後に会計責任者が誰もやらないということで、まあ、しょうがないですねという感じで私がなったという経緯です。

すみません、２個目の質問は。今のはあくまで会計責任者の話です。ニアリーイコール身を切る改革担当者。団費の管理もありますけども、会計責任者です。

ですので、私の認識としては、そもそも経理責任者ではないというのが私の認識ですけれども。もう明確に、日本維新の会尼崎市議団に経理責任者なんかいなかったでしょう、存在しなかったでしょう、そんなのはというのが私の認識です。で、私は経理責任者ではないですよというのをずっと言い続けてるんですけども。

すみません、２個目の質問は何でしたっけ。

中尾委員　会派の結成時の規約に対しても記名・押印したと聞いています。

西田証人　はい。

中尾委員　それで経理責任者の認識はありませんでしたでしょうか。

西田証人　そもそも規約に経理責任者という文言は出てきません。もう一度言いますね。規約に経理責任者という文言は、そもそも出てきません、ので、規約にサインをしたところで、私が経理責任者という役職に就くということになりようがありません。

質問のお答えになってますでしょうか。

中尾委員　では、続けます。

令和４年６月７日に、会派会議を行われてます。その中で、証人自身が規約を読み上げてるところがあります。会派規約の第10条、会計責任者というところに、「本議員団は、役員として会計責任者を置く。会計責任者は政務活動費を管理し、本議員団の議員活動に必要な支出を行う」というふうに、西田さん自身が読み上げてます。

ということであれば、今の説明と合ってこない気がしますけど。

西田証人　答えてよろしいですか。

中尾委員　はい。

西田証人　合ってなくないですね。合ってます。なぜならば、６月２日が発覚した日なわけですね。その後、私はとにかく対策を考えるわけです。これ、ぶっちゃけ私が主導で対策を考えました。今手元にそのときのどうしようかというのが、メモがあるんですけども。

１、２人の処遇、２人というのは光本氏と安浪氏のことですけども、２人の処遇（除団）と書いてあって、２、新役員、３、上申書の取下げ、上申書というのは光本氏を市長に推薦するという上申書か何か出されたんですが、市長の維新の候補として推薦するみたいな上申書が出されたんですが、もうそんなもの取り下げてくれと。

そういったことがメモで書いてあってですね、６月７日の会派会議、これがつまり光本氏を幹事長から降ろす決戦の日だったわけです。かなり、ここはもうぎりぎりの攻防というか。

まず、４人光本派がいるので、光本、別府、安浪、西藤、誰から１人ずつ光本派からこちらサイドにしていくか。順番も大事ですしね。６月７日がＸデーということで、光本氏を会派会議に呼び出して、私の記憶では、別府氏が最後まで光本氏と離れなかったので、あ、安浪さんだ、安浪さんが光本氏から離れなかったので。別府氏と西藤さんは離れていったんですね、光本から。もうこの６月７日の時点で、つまり、安浪、光本を除いた７名ですかね、安浪、光本を除いた８名、

私の記憶では８名で、当時幹事長の光本氏をもう何とかしないといけないということで光本氏に来てもらって、どういうことなんですかというのをどんどん問うていくわけですね。その急先鋒が私だったわけですけれども、そこで光本氏に対して。だから、もうこの６月２日が、事件が発覚したと。ここの６月７日までの間に物すごい作戦を練っているわけです。

その関係で、尼崎市議会議員、倫理関係の条例があったと思うんですけども、それに目を通したりだとか。

中尾委員　政治倫理条例ね。

西田証人　そうですね。政治倫理条例に目を通したりですとか、あとはもちろん会派規約もそのときになって熟読するわけです。ここで、いや、光本氏、あなたの行動は駄目ですねと。あなたの行動はもう議員としても駄目だし、法的にも駄目ですねと。私はもうこのときに明確に、６月７日の時点で、会派会議ですね、横領という言葉を私も出しています、この時点で。

別府氏がまず光本一派から抜けて、その後、西藤さんはちょっと抵抗してたんですけれども、何の罪に当たるんですかというやり取りがあって、私が、いや、横領ですよとはっきり言ったんですね。西藤さんはそこにちょっと食らいつくような形で、どういうことですかみたいな、そんなやり取りがあったと記憶していますけれども。

業務上横領というのは罰金刑がなかったと思うんですけど、たしか。とにかく業務上横領というのはこんなに重いんですよと、刑法で。罪として非常に業務上横領は重いんですよというのをもうこんこんと私が説明をして、西藤さんが折れて、８人で光本氏を迎え入れて、光本氏にどういうことですかと聞き始めるというのがあったので、そのときの根拠として、会派規約の文言なんかも申し上げたんじゃないかと思います。

前迫委員長　中尾委員と証人に。簡潔にお願いいたします。

西田証人　はい。

中尾委員　ということは、そのときまでは、経理責任者という認識はなかったということですね、念のため。

西田証人　ここで認識なかったというのはちょっと、私はもうやめていただきたいなと思うんですけども。私はもう明確に言い切っています。経理責任者ではありませんと。認識がなかったと言われると、さも現時点においても、私がまるで経理責任者であるかのような事実がつくり上げられてしまいますので。

もしそれをおっしゃるのであれば、この根拠を持って、あなたは現時点でも経理責任者でしたねと言い切ってもらいたいです。そのような根拠はないはずです。ですので、認識がなかったにとどまらず、経理責任者ではありません。

中尾委員　となりますと、この役員を決めた段階で、会派の規約については読まなかったということですよね、このとき初めて熟読して認識したということであれば。

読まなかったことについてはどう思われてますか。

西田証人　そこに関しては簡潔にお答えできるかと思うんですけれども、会派規約の署名・押印につき、民法120条２項に基づき、詐欺取消しする旨、日本維新の会尼崎市議団には伝えております。よって、民法121条に基づいて、遡って私の署名・押印は無効となるものと考えます。

この理由につきましては、会計責任者についての、辻議員だったと思いますけれども、説明内容と規約の文言が異なったためです。

契約を結ぶときというのは、大体セールスマンが説明しますね。契約約款にサインしますね。契約約款は細かく書いてあったりしますけれども、セールスマンの言っていることを聞いて、ああそうですかとサインして、契約の約款と後で違うじゃないかと分かった場合、当然にこれは取り消すことができますので、それと類似の事例かなと思います。あくまで法律行為ですので。

中尾委員　では、続きですけども、政務活動費を使ったことはありますか。１期生の１年目のときに。要はどういう手続で書籍を買ったりとか、ほかの何かを使うようなことってありましたですか。

西田証人　ちょっと質問が２つなんですが、使ったことが……

中尾委員　あれば、どういう手続で。

西田証人　使ったことがあるかという問いに対しては、政務活動費というのはそもそも会派で使うものだと考えておりますので、会派は使ったことがあると思いますが。

中尾委員　個人として書籍を買ったりとか物品を買ったりということで使ったことはありましたですか。

西田証人　それは対内的な話ということですね。

中尾委員　はい。

西田証人　対外的にはあくまで会派で使ったということになると思うので。

会派の内輪の取決めのような形で、１人10万だったか、あったと思うんですけど、それは会派会議に諮って、本、書籍を買ったことはあったと記憶しています。

中尾委員　そのときに、本市のルールでは、支払い責任者に承諾を得て、経理責任者が事務手続の内容を確認してお金が出るということになると思うんですけど、そういう手順は踏んでましたですか。

西田証人　中尾委員がおっしゃっているのは、本市のルール、手順……

中尾委員　マニュアルに書かれてるとおり。

西田証人　マニュアルということだと思いますけれども、あくまで、今私が答えるときにちょっと慎重に答えたんですけれども、会派の中で、この本買いたいですと会派会議に諮って、それを会派会議か何か、会派会議だと思いますけど、了承を得て、会派として本を買うということですので、ここは手順が２つあるわけですね。会派会議に諮って、会派で了承を得て、ここまでが内部ルールです。会派として物を買う。

会派として物を買うという部分は本市のルールに準拠すべきだと思いますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、会派は完全に光本一派に牛耳られておりますので、そこは私が口を出せることではないです。

中尾委員　経理責任者を置くというルールになっているんですけど、経理責任者を通さずに、会派の中で決めて買えたということには違和感はなかったですか。

西田証人　違和感。

中尾委員　はい。さっきも言いましたけど、支払い責任者の、要は了解がまず要ります。あとは経理責任者がいるはずです。各派にいるはずです。

西田証人　いなかったですけどね。

中尾委員　そこのいなかったことについての違和感ってなかったですか。マニュアルと違うじゃないかと。

というのは、私、冒頭言いましたように、西田さんはすごく慎重にいろんなことを読み込んでやってる人なんで、ここの部分を知らなかったというのは、ほかのことから考えたら非常に違和感がある。

西田証人　まず、経理責任者云々の前に、政務活動費自体、もう光本一派に完全に握られているわけです。だから、幾ら個人で書籍を買えるといっても、それも結局会派会議に諮りますし、会派会議を仕切っているのは光本氏なわけです。

ですので、経理責任者を通さなかったことに違和感がないかというお答えに関しては、経理責任者を置かなければいけないという文言を私が目にしていれば、それは即座に、光本氏、別府氏、安浪氏、西藤氏に文句をつけてけんかになった挙げ句、恐らく会派を追い出されてるでしょうね。

中尾委員　それは私もすごく理解できます。西田さんというこれまでの振る舞いを見てたらきっとそうだと思うんですけど、その西田さんが、なぜ大事な政務活動費のマニュアルを読んでなかったのかなというのがすごく疑問なんです。

西田証人　どこが疑問なんですか。その疑問は解決したいと思うんですけれども、政務活動費自体、タッチできる状況にないわけです。アクセスがない、アクセス権がないと言ったほうがいいかもしれないですけども、そこにアクセスできない以上、それは。アクセスできないと分かっているのに対して、それの説明書きを読むという行動を起こすかというと、なかなかそれはしないんじゃないかなと思います。アクセスできないものに対して、光本一派が牛耳っとるなあ、でも、これは、そこに私がアクセスしたいと思えば読んだでしょうね。光本氏、光本一派の手からもう政務活動費の権限を奪い取りたいとか思ったら熟読するかもしれないですね。

中尾委員　分かりました。

じゃ、次の質問いきます。

ちょっと先ほどとかぶるかもしれませんけれども、会計責任者の引継ぎ、どのような引継ぎだったですか。

西田証人　先ほど申し上げたとおり、辻議員からの引継ぎだったと思いますけれども、身を切る改革のお金と、団費はほとんどため書きとかだったと思いますけども、団費、そこの部分ですね。だから、ほぼほぼ身を切る改革の責任者なんですけれども。身を切る改革と団費の２つです。

中尾委員　についての説明があったということですね。

西田証人　もっと正確に言うと、辻議員からは団費の説明すらなかった、いや、団費は説明あったかもしれないですね。その２つ、身を切る改革について通帳を、これは個人口座になるんですけど、個人口座でつくって、身を切る改革用の通帳としてつくって、そこで管理してねみたいな話と、あと団費はため書きとかそういう用にというので、その２つについて説明はあったんじゃないかなと思います。

中尾委員　分かりました。

じゃ、結果的には約200万円のお金が11月に出ていって３月末に帰ってくるまでの間、通帳の確認とかはされてないということですね。

西田証人　何の通帳ですか。

中尾委員　政務活動費の。

西田証人　経理責任者ではないという認識なので。認識って言いたくないんですけどね。経理責任者はいなかったので、会派には。

中尾委員　そういうことですね。

西田証人　はい。

中尾委員　分かりました。では。

前迫委員長　いいですか。

中尾委員　はい。

前迫委員長　他にありませんでしょうか、質問。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長　西田証人に伺います。今のやり取りの中で、政務活動費が光本一派に握られてるという、光本氏１人ではなしに、別府議員、西藤議員、安浪議員、この３人も含めて、この４人に政務活動費は握られてるというのは、光本以外のこの３人に握られてるとい

うのは、何か具体的にそういう場面を見たとか、何かありますか。

西田証人　政務活動費に限らずなんですけれども、会派の運営全てにおいて、もう光本一派に最初から握られていたので。

はっきり言ってしまえば、会派規約も光本氏を市長にするために……

丸岡副委員長　それはいいです。

西田証人　はい。

それ以外に場面……

前迫委員長　それを見たことがあるか。

丸岡副委員長　政務活動費を一派４人、一派に握られてるというのを具体的に、そういう事例というか、そういうのを教えてくださいという質問です。

西田証人　具体的な事例、例えば講師を呼んで研修を開くというのを光本氏が発案して、言われるがままに出席みたいなことはありましたけれども。そんなものですね。

丸岡副委員長　ほかにはないですか。もしくは光本氏以外の３人が政務活動費を個人的に、自分で扱ってたというか、そういった事例とかというのはほかないですか。今言われた講師の謝礼ぐらいですか。

西田証人　あとは、午前中の池田議員のとちょっとかぶりますけど、私が視察へ行きたいというのを光本氏に言ったときに、何か却下されたような記憶はあります。その後、視察マニュアルみたいなものが出来上がったと記憶はしていますが。その視察が何で却下されたのかはちょっとよく分かんないんですけども、取りあえず視察へ行きたいと言ったところ、それを却下されて、その後に何か視察マニュアルみたいな、それは政務活動費にまさに直結する話だと思いますけれども、がつくられて、何か、ああ、やっぱり政務活動費、全然もうタッチできないな、と残念に思った記憶はあります。

前迫委員長　いいですか。

それでは、次に、証言を求める事項の２点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

光本圭佑氏が令和４年４月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていますか、西田証人。

西田証人　ごめんなさい。すみません、もう一回お願いします。

前迫委員長　光本圭佑氏が令和４年４月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていますか。

西田証人　議会事務局から教えてもらうまでは何も知らないです。

前迫委員長　以上で、私からの総括尋問を終了いたします。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、佐野委員から尋問願います。

佐野委員　それでは、私のほうからも西田証人に一連、ちょっとお聞きしていきたいと思います。

本件についても当時の記録、先ほどのお話の中にもあったように、光本氏に対してかなり厳しい追及もしておられた様子というのはうかがえております。

そのような当時に、先ほどの丸岡副委員長の質問とも若干かぶるんですけども、先ほどの答えの中で、光本派と故室井派がもともとあったというような発言もありましたけども、令和４年４月のときに、市長選挙のあおりで会派が割れるというような可能性はあったのでしょうか。

西田証人　それはないと思います。なぜならば、私が当選した選挙自体、もう光本派と室井派でばっちり分かれて、全く協力関係なく選挙を行っています。つまり、呉越同舟スタートなわけですね。

質問にお答えすると、最初は室井派だけで会派をつくろうという動きがあったんです。つまり会派は２つになるよと、それが何かそれは徳安現衆議院議員主導なんですけれども、ただ、それが何か日本維新の会の内部規約に違反してるとか何とかで、それが分かってから光本氏が鬼の首を取ったように会派の主導権を握って、ここの１階、議会棟の１階に徳安氏が来て、こてんぱんに言い負かされるという場面を我々１期目の議員は目撃させられるんです。徳安さんが光本さんにこてんぱんに言い負かされるさまを見せつけられ、そして、その場でたしか会派規約に署名をさせられたような流れだったと思いますけれども、つまり会派規約も相当いわくつきのものだということなんですけれども。

ですので、最初からそのスタートなので、令和４年４月、市長選の前になって、今さら何か会派が乗っ取られるとかそういうのはもうあり得ないんじゃないかなと、最初から割れてる状態でスタートして、光本氏がずっと牛耳っていたものを別にそのまま牛耳り続けられたと思いますけれども。

前迫委員長　今の証人の尋問のときに、可能性はあったかなかったか。

佐野委員　そうですね、そこを確認させていただきます。

だから市長選という要因ではなかったけども、基本的にそもそもが呉越同舟であった、割れていたというようなことでいうと、可能性というよりも既に割れていたと、そういう認識でよろしいですか。

西田証人　一度もくっついたことは最初からないという、最初から割れていると、おっしゃるとおりです。

佐野委員　続けて、その当時の会派、もうそもそも割れているしというような中で、その政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないというような、そういう意味での危機的な状況にはあったとお考えでしょうか。

西田証人　ないと思います。

佐野委員　では、最後になります。

先にお聞きしたポスティングのこの契約も含めてなんですけども、その当時こういうことが発覚するまでの間で、光本圭佑氏の様子に例えば何かお金に困っているかとか、もしくは何か変わったところみたいな、その当時、その発覚するまでの中で、そういう何かおかしいなというような思いとか感じというのはどこかであったりしましたか。

西田証人　おかしいも何も、私は最初からこの人ペテン師だなと思ってましたけど。

佐野委員　具体的にもし何かそのあたり事例的なものがあるのであれば。

西田証人　つまり会派運営において、恫喝を繰り返すわけですね。すぐ除団をちらつかせたりだとか、除名やぞとか、それは安浪さんのほうが頻度高かったかもしれないですけれども、とにもかくにも除名をちらつかせると。

それが私にはあんまり効かないんですけれども、効果てきめんの議員もいまして同期の議員で、ほんで、ああこうやって何か揺さぶりかけられると、人というのはいけ好かない相手に隷属していくものなんだなというさまをまざまざと１年かけて見せつけられたので、そういう、これがお答えになっているんじゃないかなと思います。

佐野委員　じゃ、端的にあえて聞くと、お金に困ってそうなそぶりみたいなところというのは、特に見えたりはしてなかったですか。

西田証人　お金に困っているのはなかったです。

ただ、すごいお金に執着のある人だなというのはよく分かる、もう分かりやすい感じでした。

佐野委員　それは、ごめんなさい、ちょっと細かい話になるかもしれないですけど、例えばみたいなところ何かありますか。

西田証人　例えばあるんですけども、私、身を切る改革の担当者やっていたので、その管理はしてたんです。私がオーケー出さなければ身を切る改革の通帳からはお金は引き出せないと。

光本氏が何か大阪に寄附したいと、大阪市に寄附したいとか言い出しまして、現金でくれ、現金でくれと電話がかかってきたんです。いやいや、現金で何か、電話１本であなたにぽんと現金で渡すわけにいかんでしょうと思いまして、それは私からの提案で会派会議に諮ったんです。

そうしたら恫喝されまして、安浪、別府、光本、３人から、西藤さんは恫喝に加わらなかったので、西藤さんの名誉のために、西藤さんは恫喝に入ってないです。光本、別府、安浪からまあ恫喝食らいまして、とにかくそのお金を出せみたいな、ほんで、会派会議でちょっと視線を辻とか松岡に求めたんですけれども、全然助けてくれないので、じゃ、もう会派は了承ということでいいですねということで、その日のうちにもう現金をＡＴＭから引き出して光本氏に渡したと記憶していますが、後日談としてこのお金は、何かすぐには寄附として大阪市に渡っていなかったのではという疑惑が今もあります。そこ解明されてないですけどね。

佐野委員　最後に１点だけ。

前迫委員長　はい。

佐野委員　すみません。それは何年何月かというのはお分かりになられますか。その何月分のみたいなところと、あとその金額のところは、今もしお分かりになられるようだったら今お答えいただけませんか。

西田証人　これが分かりやすい面白い話なんですけど、４月14日……、会派会議は、書いてありますね、４月４日10時、会派会議、恫喝を受けるとメモがあります。

佐野委員　何年の。

西田証人　2022年です。2022年４月４日10時、会派会議、恫喝を受けるというメモがあります。４月14日木曜日に、大阪市役所行って松井代表と会っているんです。

つまりこの現金、大阪市に寄附をしたいというのは、もう身を切る改革とかそんなん関係なくて、私たちに光本氏は松井代表とつながっているんだぞというのを見せつけたかったわけですね。

４月14日に、大阪市に寄附をするということで、大阪市役所行きまして松井代表と会ったと、寄附をしましたというのがあって、その翌日の４月15日に、俺を市長に押せという会派会議がありました。

４月14日に寄附で大阪市役所行って、松井代表と半分無理やり会わされて、翌日の４月15日に会派会議やって、何か訳分からん投票をさせられて、何か全会一致で、日本維新の会尼崎市議団は光本氏を維新公認候補として推すことにしましたみたいなのを新聞社に流されたという一連の流れがありました。

佐野委員　答弁として金額がちょっと。

西田証人　200万ぐらいだと思うんですけども、ちょっと正確には覚えてないです。

佐野委員　はい、分かりました。私から結構です。

前迫委員長　以上でいいですね。

申し訳ありませんが……。

眞田委員　ちょっと追加でお願いします。

前迫委員長　手短にお願いします。手短に答えてくださ

い、証人も。

眞田委員　出すときに、先ほどの200、大阪に寄附するときに出すときに電話で頼まれた云々いう話ありましたけど、誰かの質問でお金に困ったことを感じますかということで、感じませんと言ってましたけど、その身を切る改革の集金は、個人個人から西田さんが手回収というか現金回収をしてたんですか、それとも振り込んでもらってたんですか、通帳のほうに。

西田証人　基本は、私は現金触りたくないので、基本は振込でお願いしますとお伝えしていたんじゃないかなと思います。

ただ、例外的に手渡しで受け取って。

眞田委員　それは毎月ですか。

西田証人　いや、３か月に１回ぐらいだったと記憶してます。

眞田委員　３か月に１回、それ光本氏からはちゃんとお金入ってたんですかね、当時。

西田証人　それは入ってました。

眞田委員　入ってたんですね。そういう意味において、あんまり金困ってるという感じを受けるところは、ほとんどなかったということですか。それ以外には何も。

西田証人　そうですね。

前迫委員長　すみません。ありがとうございます。

最後に、その200万円の寄附を渡すとき、その現金をきちっと渡したのをみんなで確認されましたか。

西田証人　してないです。

眞田委員　今先ほどまだ不明確いうのは、その200万を振り込んだというか、200万を納めた領収書なりがいまだにないということですか。

西田証人　いや、それ200万はさすがにそれはちゃんと行っているはずです。ただ、その時系列が分からないので、ある程度の期間、光本氏の手元にあったんじゃないかという疑惑は拭えていないということです。

眞田委員　領収書の日付さえ見れば、出した日とその領収書の間のタイムラグがはっきり分かると思うんですけどそこは分かりますか、調べれば。

西田証人　維新が保管してるんじゃないかなと思いますけれども、タイムラグはあると思います、それは。

眞田委員　分かりました。

前迫委員長　いいですか。

違う、もうちょっと時間来てるんですよ。

都築副委員長　１個だけ。

前迫委員長　もう端的に。

都築副委員長　身を切る改革の口座から、その200万かどうか分からんけど出したということですね。

西田証人　はい。

都築副委員長　通帳に記録は残ってるはずやな。分かりました。

前迫委員長　全体通しての発言、よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　ありがとうございます。

以上で、西田兼治証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。

退室していただいて結構です。

（西田兼治証人　退室）

前迫委員長　それでは、この際暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

別府建一証人に対する尋問を行います。

それでは、別府建一証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（別府建一証人　入室）

前迫委員長　別府建一証人におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

別府証人　はい。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

（全員起立）

前迫委員長　それでは、別府建一証人、宣誓書を朗読願います。

別府証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和６年11月13日、別府建一。

前迫委員長　それでは、皆様、御着席お願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長　それでは、別府建一証人は宣誓書に署名願います。

（別府建一証人、宣誓書に署名）

前迫委員長　これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は２点ございます。

まず最初に、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたらそれにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いします。

なお、証言の際は着席のまま、また挙手等は不要でありますのでよろしくお願いします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより別府建一証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは別府建一さんで間違いありませんか。

別府証人　はい、間違いないです。

前迫委員長　ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

別府証人　はい、間違いございません。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の１点目、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

令和３年11月のとき、会派広報紙の印刷業者について、それまでの業者から変えようとしたと聞いております。それはなぜでしょうか。

別府証人　令和３年６月に市議会議員の選挙がありまして、私が２期目になったんですけれども、それまでに、１期目のときに使っていたその印刷業者さんを選挙活動でポスターとか印刷物をお願いしてたんですが、なかなかちょっと誠意ある対応ができてなかったということで、今回もう改選になったので変えようという話の中で変更をさせていただくという流れになりました。

前迫委員長　印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのでしょうか。

別府証人　一応、幹事長に選任される流れの中で、自費で一度広報紙出してるんですけども、その選定の際も一応コンペみたいなのを各議員が出して、どこの業者でするかというところを決めたんですが、光本議員が連れてきた業者で決まったので、その流れもあって、主導を握ったという形かなと思われます。

前迫委員長　令和３年10月25日に、光本圭佑氏がK社から見積書をもらっていたことを知っていましたか。

別府証人　知りません。

前迫委員長　光本圭佑氏から報告はありましたでしょうか。

別府証人　K社に頼むということでしょうか。

前迫委員長　ええ。

別府証人　いや、ございません。

前迫委員長　そういった一連はなかったということですね。

別府証人　はい。

前迫委員長　令和３年11月２日に会派の職員が、光本圭佑氏に203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

別府証人　知りません。

前迫委員長　令和３年11月２日に、光本圭佑氏がK社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末まで、そのお金が返ってこなかったことを知っていますか。

別府証人　そもそも支払った、支出したことを知らないので知りません。

前迫委員長　ことを知らないと、何もかも知らない。

では、いつどのような形で、そういったお金が動いたということを知りましたか。

別府証人　この250万の事件の発覚後、令和４年６月２日以降ですかね。一連の洗い出しをする上で知りました。

前迫委員長　ありがとうございます。

以上で、私からの総括尋問を終了いたします。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、川﨑委員から尋問願います。

川﨑委員　それでは、よろしくお願いします。

別府証人　お願いします。

川﨑委員　平成29年から30年、以前このK社を使って印刷をしたというときに、何かトラブルが起きたと、どういった内容であったのかというのを教えていただけますか。

別府証人　そこの業者を通じてお願いをするべき事業だったのかなと、いわゆる広告代理店的なK社であるんですけれども、実際には、今回の事例も一緒なんですけど、そもそも印刷する業者とか、製作する業者とか

があって、そこを取りまとめている業者みたいな感じなんですが、それもまあ言うたら値段が分かってて、じゃ、そこを通す意味は何があるのかというのがあったんです。

会社自体も当時、実態があるのかどうかというのを私、現地も見に行ったんです、その当時のその会社。じゃ、マンションの一室で銘板もなかったので、本当に事業しているのかということで、やっぱり疑いを持ったと。

その当時の私が１期目のときの議員の会派会議でもその話をさせていただいて、実態があるのかどうかということで、代表者も来ていただいて話をしたことがあります。

川﨑委員　その結果、当時のＫ社さんが印刷を発注する資格がないというふうに判断して、その当時、発注しかけていた仕事をキャンセルしたということにつながるんですか。

別府証人　以前ですか。

川﨑委員　以前です。

別府証人　以前ですか。ちょっとあまり記憶に定かじゃないんですけれども、やはりちょっと通常の事業のやり方ではないというところで、おかしいんじゃないかなということでキャンセルをしていただいた。僕自身が個人的に思ったのは、実態がない会社に何で頼むんかなというのがちょっと１つありました。

川﨑委員　そのときにＫ社さんは紙を損失したと、30万円ぐらい損をしたということを聞いているんですけども、そのことは知らなかったですか。

別府証人　私は知りません。

川﨑委員　分かりました。

このことで、Ｋ社に発注を再び光本氏がかけていたということを知った事実というのは、６月２日以降になるわけですか。

別府証人　そうですね、もしその令和３年10月の時点で知ってたら、私、強く反対していたと思います。

その１期目の当時に、ほかの当時の６人の議員ですかね、光本議員を除く６人の議員が、もう二度とそこ使うなと、それをするなというのを強くやっぱり訴えていましたので、その会社が出てくると何でここまた使うんですかと、ここはもう前に駄目って言いましたよねということになると思うんです。

ですんで、私はそれをもしその当時聞いてたら否定をしているというか、そこを使うということは、やっぱり拒否していると思います。

川﨑委員　Ｋ社への発注をやって、キャンセルしたという事実を聞いたときに、その信憑性についてはどう考えてますか。実際にそうであったのかどうかという点について。

別府証人　前回と一緒やなという、４年前と同じパターンといったら変ですけども、同じことの繰り返しをしているのかなというふうにはちょっと感じました。

川﨑委員　６月２日から知ったということなんですけども、その当時、副幹事長ですよね。副幹事長として、発注に対する権限が幹事長にあるという認識であったと先ほど聞きましたけども、実際にそれをサポートするというか、横から監督するというか、そういう役割も担っていたと思うんですけども、その点についてはどうですか。

別府証人　そこは大変申し訳ないなというふうに思っておりますけれども、当時、大手印刷会社にＢ３の用紙を我々いつも発行していたんですが、従前に使ってた業者さんが一括で発注できたんですが、その後に大手印刷会社にお願いしようと思うと、上限が２万枚ということの話で、２万枚掛ける10回、10セットということで20万部作るのにこういう手間がかかるとか、そういう印刷会社に発注をする手間が要るので、そこにそういう形でというふうな話もあったんですけれども、もうそれを、手間でもそれをするというふうな流れというか、そういうふうな流れにあったので、まさかＫ社が出てくるなんていうのは思ってなかったというのが、だから、我々としても会派会議等で注視はしてたところなんですが、全然違う方向からその話が出てきて、お金の出金もあったので、やはりちょっと見通せなかったというのが正直なところです。

川﨑委員　そしたら、当時このデザインを担当していたのは西藤証人でしたよね、元議員だったんですけども、実際に仕事を進めていく中で、印刷会社が決まってないと、そういう中でスムーズに仕事を進めることができるんかどうかという点については、非常に不安を抱えていたと思うんです。それを光本氏がサポートしていたというふうな捉え方をしてるのか、していないのか。

別府証人　当時の進め方でいうと、彼が主体でやっていたので、それで動いていくと、もう高額になっても仕方ないよねと、手間がかかっても仕方がないよねという流れではやっていたんですが、その後に安い印刷業者がうちの会派職員が見いだしたというか見つけたので、そこが見つかったということで、もう早速そこで印刷ができるという話になったんです。

ですんで、我々としても努力してないわけじゃなくて、やはりそういう印刷業者を探したりとかということはずっとやっておりました。なぜなら校正をずっとしててもう校了するところだったので、印刷業者は早急に探さないといけないというところまで、その際ぐらいでその話が出てきたということです。

川﨑委員　当時、手続は適正でなかったということは後

になって分かったと思うんですが、経理責任者を本来は、政務活動費はちゃんと置いて管理しなければいけないということがあるんですけども、それができていなかったことに対してどう思ってたか、おかしいと思ってなかったんかな、当時は。

別府証人　経理責任者を決めてなかったということですか。

川﨑委員　いや、結果的には決めてなかったというふうになるのかもしれないけど、でも届けはしてるわけでしょう。

別府証人　はい。

川﨑委員　事務局にね。だから、決めていなかったのではなくて、機能していなかったということに対して、当時、副幹事長であった別府さんはどう考えていたのかと言うてんです。

別府証人　私としては機能していると思ってたんです、正直なところ。支出決定者と経理責任者のほうでチェックされて、運営されてるもんだというふうに、実際その金銭の出納には直接タッチしてなかったもんで、ちょっとそこについては本当に、先ほどもお話ししたように責任は感じておりますが、役割分担の中では私そこに入ってなかったというのが正直なところです。

川﨑委員　じゃ、西田兼治議員が経理責任者であったという認識は、別府証人は持っていましたか。

別府証人　ありました。

　ただ、ちゃんと私のほうからの経理責任者たる者のその行為というか、そういう指導というのは直接行ってはおりませんので、今先ほどもそういう形で、私がこういう形で運営してねと、私自身も経理責任者をしたこと、担ったことがないので、ただ、会派会議等では逐一お金の動きというのは報告がありますので、もちろん大きなお金に関して、大きく動くお金に関しては報告があるものということでは認識しておりました。

川﨑委員　第一義的に、今回の問題は、光本圭佑氏の問題であると理解しているんですけども、結果的に５か月間、11月から３月までの間、約200万円ものお金が外に出っ放しというか、口座になかった。当時の副幹事長としてその責任はどう感じているのか、また、どのようにすればよかったのかというふうに思いますか。

別府証人　先ほどからお話ししているように大変申し訳ないなというところではあるんですけれども、今私が辞職するまでの間の運営に関しては、その後、経理責任者も２人置いたり、幹事長も副幹事長もそのお金の流れのチェックというのはもうそこで変えてますんで、従前のやり方では行ってない、そういうふうにすればよかったなというのは、事後ですけれども思っております。

川﨑委員　ほかの証人にもお伺いしているんですが、当時の光本圭佑氏の様子について、例えばお金に困っているとか、変わったところはありませんでしたか。

別府証人　私は特に感じませんでした。

前迫委員長　いいですか。

　あと端的にできるんでしたら１問いいですけど、いいですか。

　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　そのＫ社というところが、広告代理店的なところであって、そういう印刷だとかそういったものを扱えるような実態が見受けられなかったということをおっしゃられたんですけども、実際にその203万を光本氏は渡して、そのＫ社の代表は３月31日にまた返金するまで、ずっと自分ところのその事務所の金庫にずっと保管していたと言っているんですね。

　そういうそれだけの大金をそんなに事業としてそう実態が見えないようなところが、そのような大金を自分のところの金庫に５か月以上の期間、そんな置いてあったということは、どうお感じになりますかね。

別府証人　やっぱり商取引として、私も事業をやっているので、そういう預り金をいつまでも預かっているということ、自分の利益にならないことを預かっていること自体がちょっと不思議だなというふうには感じております。

眞田委員　すみません、関連して。

　この203万のＫ社とのやり取りの中での実質的な領収書であったり、見積書、請求書であったりというのが、見積書だけ唯一、現物で維新の会の皆さんが目にしたものかなと思ってますけど、この見積書というのは、本当に光本氏が偽造したものではなくて、Ｋ社が発行したというふうに信じれるものだというふうに別府証人はお考えですか。

別府証人　日にちとかということでしょうか。

眞田委員　日にちとかそのやり取りの中で、現物を見て、Ｋ社の社長は自分が作ったということは認めておられるんですかね。

別府証人　それはちょっと、私は存じておりません。

眞田委員　ああそうですか。その聞き取り調査の中でその話はなってなかったんですか。

別府証人　私、聞き取りしてないんで、分からないです。

眞田委員　行ったときの話の中にはないんですね。

別府証人　はい。

眞田委員　そうですか。その見積書も分かりませんし、その領収書がなかったりだとか、そういうお金のやり取りがあったことがお互い光本氏もそうですし、Ｋ社のほうにも何も書類が残ってなかったということに対して非常に疑義が残ってて、実際お金がどんなふうな動きしてたか分からない。

　ここで皆さん、意見をいろいろ聞き取りをしている

わけなんですけど、その当時、別府副幹事長として、いろんなことを調べる中で、このお金というのは、あくまで確証がないから断定はできないんでしょうけど、副幹事長として携わってた中で、このお金はどういうふうに流れたと推測するというか、自分の中ではどういうふうに感じておられるのかちょっとお聞かせ願っていいですか。

別府証人　今思えばそのお金の流れというのは、普通じゃないよねというのはあります。そういう形のお金の流れというのも、過去にも調べていくとありましたんで、なぜか年度末に返ってくるお金というのが何度かありましたんで、そこはすごく不適切というか、疑義を感じることであります。だから、どこにどう持っていっているのかというのはすごく自分の中でも理解不能ですね、正直。

眞田委員　もう今トータル振り返ってみて、その金庫にあったという今、証言としてはどのように感じておられますか。

別府証人　不自然だと思います。

眞田委員　分かりました。ありがとうございます。

前迫委員長　それでは、次に、証言を求める事項の２点目、会派内個人使用分の政府活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

令和４年４月に、市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

別府証人　ございません。

前迫委員長　市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

別府証人　その当時でしょうか、はございません。

前迫委員長　光本圭佑氏が令和４年４月20日に、250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていましたか。

別府証人　知りません。

前迫委員長　以上で、私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、川﨑委員から尋問願います。

川﨑委員　お尋ねします。

当時の会派は政務活動費の一部、別口座で管理しなければならないような危機的な状況にあったんですか。

別府証人　まず、危機的な状況というのがよく分からないですけども、そういうことをする必要がないと思います。

川﨑委員　分かりました。

この２か月近くの間、250万円ものお金が会派の他の議員が知らないまま口座になかったこと、これについて、当時副幹事長であった別府証人は責任についてどう感じているのか、また、どのようにすればよかったのかという点についてお聞きしたいんですが。

別府証人　先ほども答弁もさせていただきましたが、やはり同じようなお金の流れで、相談のないままお金の移動があったというところであったのが、我々としてもやっぱり通帳をちゃんと見てなかった、確認してなかったということはすごく反省するべきですし、責任は感じております。

従前にもお話ししたように、今の運営は変えております。

前迫委員長　他にいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　以上で、別府建一証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。

（別府建一証人　退室）

前迫委員長　それでは、この際暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

西藤彰子証人に対する尋問を行います。

それでは、西藤彰子証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（西藤彰子証人　入室）

前迫委員長　西藤彰子証人におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

西藤証人　はい、承知しております。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立を願います。

（全員起立）

前迫委員長　それでは、西藤彰子証人、宣誓書を朗読願います。

西藤証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令

和６年11月13日、西藤彰子。

前迫委員長　それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長　それでは、西藤彰子証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

（西藤彰子証人、宣誓書に署名）

前迫委員長　ありがとうございます。

これより、証人に証言を求めますが、証言を求める事項は２点ございます。

まず最初に、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うことになります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いします。なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますので、よろしくお願いします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより、西藤彰子証人から証言を求めます。

まず初めに、人定尋問を行います。

あなたは、西藤彰子さんで間違いありませんか。

西藤証人　はい、間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いありませんか。

西藤証人　はい、間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了します。

引き続きまして、証言を求める事項の１点目、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

このときの、令和３年11月ですね、会派広報紙の製作責任者であったということでいいですか。

西藤証人　はい。

前迫委員長　このときの業務の範囲はどのようなものでしたでしょうか、広報紙の。

西藤証人　私の担当は、各議員からの原稿であったり、写真であったり、そういうものを出してもらうという、そういう担当でした。

前迫委員長　このときの会派広報紙の印刷業者について、それまでの業者から替えようとしていることは聞いてるんですけど、これまでに、それはなぜだか分かりますか。

西藤証人　はい。当初、－－－－－－－－－さんという業者を使ってたんですが、ちょっとそちらのほうが従業員の方が退職されて、なかなかこちらがお伝えしている期限に間に合わないということがありまして、それで、ちょっと違う業者に替えたほうがいいんじゃないかというようなことになりました。

前迫委員長　じゃ、印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのか、御存じでしょうか。

西藤証人　当時、ほかの会派議員も知り合いのそういう業者がいないかということで、当時、多分何名、何社か、多分そのときにこういう業者がありますというような話があって、その中から最終的には光本議員のところになったのだという記憶です。

前迫委員長　令和３年10月25日に、光本圭佑氏がＫ社から見積書をもらっていたことを知っていましたか。

西藤証人　知りませんでした。

前迫委員長　光本圭佑氏から報告はありましたか。

西藤証人　受けてないです。

前迫委員長　ないですね、はい。

令和３年11月２日に、会派の職員が光本圭佑氏へ203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

西藤証人　知りませんでした。

前迫委員長　令和３年11月２日に、光本圭佑氏がＫ社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末までにそのお金が返ってこなかったことを知っていました。

西藤証人　知りませんでした。

前迫委員長　では、いつ、どのような方法で知りましたか。

西藤証人　多分、いろいろ、会派の中でそういったことが出てきてという、だったような記憶です。

前迫委員長　６月２日以降ということですか。

西藤証人　６月２日。

前迫委員長　こういう問題が、一連のことが出てきてからかな。

西藤証人　発覚して以降ですね、はい。

前迫委員長　発覚してからやね、はい。

以上で、私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、眞田委員から尋問願います。

眞田委員　よろしくお願いします。

西藤証人　お願いいたします。

眞田委員　先ほどの11月２日に光本氏が業者にお金を渡したというふうに後から振り返って分かったということなんですけど、その当時、11月８日、会派会議のときに会派職員に印刷会社が決まってない旨を報告してるんですけれども、会派職員から光本圭佑氏にお金を渡した、203万渡したという、このことも当然知らない。

西藤証人　はい、知らないです。

眞田委員　それから、令和３年11月10日に印刷会社を決定しているが、その決定に関わっておられましたか。

西藤証人　いえ、関わってないです。

眞田委員　その際、光本圭佑氏からK社との取引状況についての報告はありましたか。

西藤証人　なかったです。

眞田委員　なかったですね。

印刷会社の決定に関わってないということですから、当時は、この今期になってから、その前、西藤さんは２期目ですから、１期目のときから、書籍を買うとか、視察に行くとか、会派で物事の支出が発生する場合はあれでしょうけど、西藤さん個人が支出に関わる、自分からの発動で本を例えば買うとかといったときの流れをちょっと教えてもらっていいですか。

西藤証人　はい。会派会議のときに、例えばこういった書籍を購入したいとか、あとは視察に、勉強会に行きたいということは、会派会議で上げた上で、ほかのメンバー、ほかの議員が了承してくだされば政務活動費からということでさせていただきました。

眞田委員　その決まった後のお金の流れ、振込であったり、現金をもらったりとか、そういう具体的な流れを教えてもらっていいですか。

西藤証人　もう会派職員の方にそのあたりは任せてました。

眞田委員　それは振込を任せたということですか。

西藤証人　振込、そうですね、はい。手続というのはもう全て会派職員の方に。

眞田委員　西藤さん自身が現金を引き出してもらったということはないですか。

西藤証人　ないです。

眞田委員　そうですか。

今回、光本氏が会派職員に言ってお金を出してるということなんですけど、それが容易に行えてたというか、会派職員に言ってお金が引き出せたということですけど、これ、仮にの話ですけど、西藤議員が例えば現金が必要だと言えば、会派職員からお金が出てたと考えますか。現金は。

西藤証人　いえ、考えれないです、私は。私がですよね。

眞田委員　はい。

西藤証人　はい。

眞田委員　というのは、西藤議員はもう現金を会派職員からもらうという考え方というか、一旦引き出すという考え方がもともとなかったということですか。

西藤証人　はい。

眞田委員　全部振込でやるべきだという考えの下にということですか。

西藤証人　金額とかにもよるかもしれないですけど、もう全て会派の職員の方に任せてたので。

眞田委員　なるほど、ということですね。

西藤証人　例えば、そうですね、はい。

眞田委員　分かりました。

この現金を引き出すという、西藤さん自身はそういう発想はなかったということですけど、実際にはそういうことが起きてたということなんですけど、そのことは御存じでしたか。現金を引き出してる。今回の203万のことは、現金を引き出して、また業者に渡してたというふうにおっしゃってますけど、実際にこういう現金のやり取りがあったというのは、このK社のことは知らないが、ほかでもそういうことがあったというのは、ほかの会派の人間だとか、光本氏がそういうことをやってたという認識はありましたか。

西藤証人　その高額な現金をですか。

眞田委員　現金を出してたという、はい。

西藤証人　すみません、もう全部、そういうのは自分は関わってなかったので。

眞田委員　そういうことをやってたということは御存じなかったということですか。

西藤証人　はい。

眞田委員　なるほど。ここで、お金のやり取りの中で経理責任者というのがあるんですけど、当時、西田議員が経理責任者であったという認識のある議員もおられますし、身を切る改革のほうの通帳のほうだけだったんではないかという議員もおられるんですけど、西藤議員はどのように思っておられましたか、経理責任者という観点は。

西藤証人　私自身も会計をちょっと担当したことがなくて、もう全て任せきりにしてたというところがありまして、身を切る改革のことはもちろんしていただきますし、あと、私個人としては、西田議員は１年生議員で、そういった引継ぎというのがきちっと行われてなかったというか、お示しできてなかったのかなというのは、ちょっとそこは私も反省しています。前会計の方からきちっと引き継いでもらってされているものだ

と、ちょっとそこは私自身そういうふうな認識でしたので。

眞田委員　当然、でも、政務活動費という公費と自分たちが捻出している口座と、これは公金とプライベートのお金が２つ存在しているというのは当然認識されてたと思うんですが、そこがまさか一緒だというふうには思ってないですよね。

西藤証人　はい。

眞田委員　そのプライベートなお金のほうは西田議員が担当してたという、１期目は誰が担当してたと、あっ、それは楠村議員であったり、辻議員であったりというふうな認識ですよね。

西藤証人　辻議員とか、はい、そうです。

眞田委員　その当時、政務活動費という公費を扱う責任者、経理責任者と言われてますけど、その責任は誰が担ってるというふうに認識されてましたか。

西藤証人　その担当の方ですね。

眞田委員　政務活動費の担当は誰だというふうに認識されて、１期目のときから、それは辻議員であったり楠村議員が一緒、兼任してるというふうな認識ですか。

西藤証人　一応担当にはなっていただいてたので。ただ、その最終的な判断というか、そこは幹事長だったのかなというふうに。

眞田委員　幹事長という認識ですね。

西藤証人　はい。

眞田委員　なるほど。

　このＫ社の関連で、知らないところで起こってたというふうな認識でしょうけれども、当時じゃなくて、今振り返ってみて、このＫ社、このポスティングとか、この印刷とか、この絡む一件の中で、何か西藤議員として、ああ、ここはおかしかったなとか、ここは不可解であるなとか、こういったところに疑念が残ってるなというようなことがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

西藤証人　そうですね、結局、こういうふうなトラブルがあったということで、私は途中で会派を抜けてしまったんですけれども、残った方たちがいろいろ調べていってくださった中でいろいろ問題が出てきてますけど、私自身ももっときちっと、会派会議を毎週してたので、そこでいろいろと会派報のこととかは報告を受けてたので、もうそのままうのみにしていたというか、そういったところはもうすごく反省をしています。

前迫委員長　いいですか。他にいいですか。

中尾委員　いいですか。

前迫委員長　はい、中尾委員。

中尾委員　同じことをほかの人にも聞いてるんですけど、政務活動費に関するマニュアルとか規定があると思うんですけど、それは西藤さんは読まれてましたですか。

西藤証人　はい。

中尾委員　経理責任者がいないといけないということも認識ありましたですか。

西藤証人　はい。

中尾委員　同じ質問ですけど、当時は誰やと思ってましたですか。この令和３年の。

西藤証人　ときは、西田議員が担当というふうになってました。

中尾委員　ありがとうございました。

前迫委員長　いいですか。他にいいですか。

　それでは、次に、証言を求める事項の２点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

　令和４年４月に、市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

西藤証人　はい。

前迫委員長　ありました。

西藤証人　はい。

前迫委員長　市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

西藤証人　いえ。

前迫委員長　ないですか。

西藤証人　はい。

前迫委員長　光本圭佑氏が令和４年４月20日に250万円を引き出して、別口座で管理しようとしていたことを知っていましたか。

西藤証人　知りませんでした。

前迫委員長　以上で、私からの総括尋問を終了いたします。

　引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

　それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、眞田委員から尋問願います。

眞田委員　引き続きお願いします。

　当時の会派は、政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないというふうに光本氏が思って引き出したわけですけど、そのような雰囲気といいますか、光本氏がそうした背景といいますか、そういう状況というのは当時の会派であったんでしょうか。

西藤証人　いや、お金を移動するということはなかったです。

眞田委員　そういうふうには。

西藤証人　はい、感じて。

眞田委員　必要ないと感じてましたか。

西藤証人　はい。

眞田委員　そういう光本氏がお金を250万引き出したということについて、当時、一連のその行為について何か、ああ、引き出してるなとか、そういう感じることもなかったですか。

西藤証人　なかったです。

眞田委員　当時、光本氏が250万円の今でもこの不可解な入出金について、個人的に、例えば光本氏が何かお金に困ってるなというような雰囲気を感じることはなかったですか。

西藤証人　なかったです。

眞田委員　ないですか。ありがとうございます。

前迫委員長　いいですか。

他に質問、はい、都築副委員長。

都築副委員長　一番最初の話で、市長選挙のあおりで会派が割れる可能性があったという話があったんですけど、他の人はあまりそういう話はないんですよね。具体的に、例えば光本氏からそういう相談があったのか、具体的な何か事実がありましたでしょうか。

西藤証人　市議会議員の選挙が終わって、当選して、そのときに、当時光本議員を応援していたメンバーと、そうではないメンバーと新人と、ここにちょっとトラブルがありまして、報道でも出たと思うんですけども、維新の会派を割るというような、そこが、はい。

都築副委員長　そこが根拠やということですね、可能性があったとする。

西藤証人　はい。

都築副委員長　分かりました。

前迫委員長　いいですか。ほかにはいいですか。

都築副委員長　はい、大丈夫です。

前迫委員長　いいですね。

以上で、西藤彰子証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。

（西藤彰子証人　退室）

前迫委員長　それでは、この際、暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

安浪順一証人に対する尋問を行います。

それでは、安浪順一証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（安浪順一証人　入室）

前迫委員長　安浪順一証人におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより、証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

安浪証人　はい、承知してます。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

（全員起立）

前迫委員長　それでは、安浪順一証人、宣誓書を朗読願います。

安浪証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和６年11月13日、安浪順一。

前迫委員長　それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長　それでは、安浪順一証人は、宣誓書に署名願います。

（安浪順一証人、宣誓書に署名）

前迫委員長　これより、証人に証言を求めますが、証言を求める事項は、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円についてでございます。

私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

最後に、私から各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うことになります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いします。なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますので、よろしくお願いします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより、安浪順一証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは、安浪順一さんで間違いありませんか。

安浪証人　はい。

前迫委員長　ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

安浪証人　間違いございません。

前迫委員長　はい、確認いたしました。ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

まず初めに、令和４年４月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

安浪証人　いや、当選間もない頃に、まだ会派届も出してないときに、我々は維新で当選してますので、当然維新の会派というような話になってたんですけども、どうやら１年生、当選された方が何か辻さんを筆頭に別会派をつくろうかなというふうな、そういう動きはありました。それもみんなで話合いの中で、例えば、それを抜けると維新ではなくなるよと、維新をやめていかないとうちは抜けられないよというようなことを説明させていただいて、そこはそれで終わったと記憶しております。

前迫委員長　それは改選時のことで、４月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたかということなんですが。

安浪証人　いや、うちの中から誰かを出したいと、出そうというような動きがあったもんですから、それでその会派を割ってどうのこうのという、そういう話は一切なかったです。

前迫委員長　市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

安浪証人　いや、なかったと記憶しております。

前迫委員長　光本圭佑氏が令和４年４月20日に250万円を引き出して、別口座で管理しようとしていたことは知っていましたか。

安浪証人　いや、全く知りませんでした。

前迫委員長　ありがとうございます。

以上で、私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、田中委員から尋問を願います。

田中（淳）委員　すみません、今日はありがとうございます。

安浪証人にお伺いさせていただきます。

光本圭佑氏が令和４年４月20日、250万円を別口座で管理するということになって、それに当たって事前にそのことを聞いていたということですけど、そのとき光本圭佑氏からどういうことを言われて、それに対してどういうふうに答えたかというのをちょっと教えてもらっていいですか。

安浪証人　いや、その当時、ちょっと雑談の話の中で、ひょっとしたら我々は会派を追われるかもしれんと、何でというたら、１年生との確執がそのときにあったもんですから、ほんなら、そのとき追い出されるのは我々やと、ほんなら、そのときに政務調査費を確保したいと、だからこれ、別で通帳に入れたいねとか、入れようと思ってますとか言うから、ああ、そんなもんできるわけないやろうと、うん、そやなという、もうその程度の雑談で、そのときのためにという話はちらっとは聞きました。その程度です。

田中（淳）委員　ちょっとこの４月20日なんですけど、光本氏がこの250万を引き出す前にお話を聞いてますか。引き出した後、お話を聞いてますか。どちらですか。

安浪証人　引き出す前やと思います。いつやと言われたらあれなんですけども、たしか御飯食べに行ったか何か、雑談でわいわい言うてるときにちらっとそういう話をしたというか、聞いたというような感じです。

田中（淳）委員　ありがとうございます。前ということですね。

安浪証人　前です、はい。

田中（淳）委員　それに対して、安浪証人は過去の会派代表者会、これ、令和４年の６月14日のときに同様のことをお話しになられていて、その中で、安浪団長にはちょっと相談をしてということで光本さんは言ってるんですけど、安浪さん御自身がその引き出す前に、ああ、そないしたら面白いよなと、その程度の話やったと記憶をしておりますというふうに答えてる。この議事録のままでいいですか。その当時、これをお話しになられてるんですけど、雑談というふうにおっしゃいましたけど、そないしたら面白いよなというふうな返しをされたというふうなことで議事録に載ってるんですけど、そのレベルだったということでいいですか。

安浪証人　はい。その内容等とか言葉はちょっと覚えてないんですけども、多分その程度で、面白いよなと言って、ただ雑談で返したというような、そんな状態です。

田中（淳）委員　ありがとうございます。

当時、会派は政務活動費を結局もう割っちゃわないといけないような、もう危機的な状態にあったのかどうなのかというのを、ちょっと状況を教えてもらっていいですか。

安浪証人　いや、そんな状態では全くないです。ただ、冒頭も申しましたけども、最初に会派云々かんぬんのときのそれを、そういうふうな形の中でそうすりゃどうかな、ああかなというような、そんな雑談の中で話ししたというような感じ、ということです。

田中（淳）委員　ありがとうございます。

令和４年の４月６日に、この250万円を立て替えて返してるという形になってますけど、これ、何で立て

替えて返したんですか。

安浪証人　それはこの前も話したと思うんですけども、会派におったか、どこか、役所におったときに、光本さんやったかな、誰かに呼ばれて、会議室に呼ばれて行ったんですけど、そのときにうちの２年生、２年生もおったかな、ごめんなさい、ちょっとあやふやなんですけど、松岡と辻と別府さんか、それと光本が先に入っておられて、何やねんと言うたら、250万云々かんぬんの話をしてはるんですよ。それで、全然訳が分からなくて、しばらく聞いてたんですけども、どうやら250万を光本がどこかの口座に移したと、今おっしゃってたように移したと、移した、移してない、その250万がどこいったか分からんというような、そんな話でもめてはったんですよ。

だから、それやったら、もうその日、そのときは今と違ってもう何も考えてなかったので、250万の出どころが分かったらええんやろうとぐらいしか思ってなかったんでね。ほんで、光本に確認したら、ありますと。ほんなら、おまえ、それ、あんねんやったら返せやと言うたら、ちょっとその内容もあれなんですけども、いや、事務局ともめてると、ほんで事務局に謝らさなあかんと、いや、内容は分かりませんよ。謝ったら自分はそれを返そうと思ってますと言うから、そう言うんで、ほんなら、返してから文句言うたらええやないかと、今どこに行ったかということでもめてんねんから、返してきれいにしてから好きなだけ文句言えやというような話でちょっともめたんですけどね。ほな、それを言うてんのに、全然かたくなにそれを聞かなかった。ほんなら僕、いらいらとしまして、いらいらというか、ちょっとかちんときまして、それやったら、もう早いことこの場をまとめたいというか、もう終わらせたかったんで、会派のもめごとという感じで、ああ、それやったら250万出したらええんやろうと、ほんなら、もうそれを元に返したらええやないかという感じで、僕はそれを勝手に、誰に言われるもんじゃなくて、立て替えて元に戻したというのが、そういうことです。

田中（淳）委員　ありがとうございます。

その立て替えるための250万って、どういうふうに工面されたんですか。とても大金やというふうに私なんか思ったりしちゃうんですけど。

安浪証人　いや、だから、家に電話して、家内がおりましたんで、250万あるかと言うたら、あるでと言うから、いや、家にあるんじゃないですよ。もちろん銀行に行ってどうのこうのですけど、ほな、用意できると言うんで、ほな、すぐ悪いけど持ってきてというふうな、そんな話です。

田中（淳）委員　その日におうちに御連絡されて、下ろしてもらって準備をされたということですか。

安浪証人　はい。

田中（淳）委員　その250万、立て替えた分なんですけど、この光本圭佑氏から返金されたのはどこで、何時頃であったのかというのが１つ。もう１つ、返されたときにどういう形だったか、封筒に入ってたのか、具体的な返してもらったときの状態をちょっと説明していただいていいですか。

安浪証人　いや、そのときちょっとうちの娘の親が亡くなりましてね、その日にお通夜があったんですよ。それで慌ててて、お通夜に、役所から帰ってお通夜に行ったと、そのとき電話かかってきましてね、先ほどはすまなかったと、ほんで僕に会いたいと言うんですよ。会いたい言うたって今日は無理やでと、お通夜で何時になるか分からへんで、ひょっとしたら帰られへんかも分からん。ほんなら、いやいや、何時でもいいんです、帰ってきたら電話下さい言うから、分かりました言うて、そのときはそれで切ったんですけども、その後、うちの孫を家に連れて帰って寝かして言うから、それをやったおかげでちょっと早く帰れたので、11時頃には家に着いたんかな、孫を送ってから家に帰るのに。それで、光本さんところに電話入れたということです。ほんなら返し、ほんなら待ってます言うんで、いつも武庫之荘のケンタッキーか、あの前でいつも待ち合わせして、ほなそこ行くわいうことで、家内を車降ろして、駐車場に家内を車降ろしてそのままの状態でそこへ行ったというような状態です。ほんで行ったら、彼氏待ってはって車に乗り込んできて、たしか封筒に入ってたと思いますわ、中も確認も何もしてないんですけども、それを渡されて、すみませんでしたと言って、たしかそういうおわびというか、してくれたと思います。

もう別に夜中やし、話しすることもないから、そうかそうか、分かった、分かった、おおきにな言うて、僕も礼言うて、降りてそのまま帰ったという。家に帰っても中身何も確認もせずに、うちの家内に、これ言うてぽんと渡したというような流れです。

田中（淳）委員　ちょっとお話しいただいた内容で整理させてもらいたいんですけど、要するに、返金されたのは23時頃ですね。

安浪証人　そうです。

田中（淳）委員　ですね。場所、これごめんなさい、これ６月６日ということでいいんですか。何月何日ですか。

安浪証人　立て替えた。いや、もう立て替えたその日に返してもうてますから。

田中（淳）委員　６月６日ということでいいですか。

安浪証人　そうですね。６月、そうか、葬式があった、

そうです、６月６日だったと、ちょっと記憶ないので申し訳ないんですけども、多分６月６日やったと思います。

田中（淳）委員　の23時頃ですね。場所は武庫之荘のあのケンタッキーですね、南側のロータリーのところ。

安浪証人　そうです、あの公園のあるところです。

田中（淳）委員　ですね。封筒に入れてということ、それも銀行からそのまま御家族の方が持ってきてもらった形で、そのまま中身も見ずに渡してるということでいいですか。

安浪証人　すみません、どんな封筒だったかちょっとあれですけれども、封筒あったと思います。ちょっとごめんなさい、その辺は記憶にあれなんですけども。

田中（淳）委員　ありがとうございます。ちょっとごめんなさい、それはもう１つの、銀行からもし下ろして御家族の方に持ってきてもらったのであれば、１つですか、その封筒というのは。

安浪証人　そうですね、１つ、１束というか、１つをぽんともらいました。

田中（淳）委員　分かりました。これ、資料として今回銀行口座の入金記録の写しを出していただいてるんですけども、これ一括して250万円の入金というのが、これ、なぜなかったのかという御説明いただいていいですか。

安浪証人　すみません、ちょっと僕、仕事のほうで施設をやってまして、その施設があと4,000万ほどのローンだいうことで、それを払おうということで、そこらじゅうからというか、自分の口座を全部、お金を集めまして、4,000万をつくってお支払いしたと。そのとき一緒に、晩も、その返したやつもその中に入れてますので、そういう状態の中で何か100万ずつＡＴＭに入れたり、何というかその口座を、4,000万の金をつくろうと思ってやってたもんで、だから、それを250万がどこへどんな形で入ったいうのも、実際僕は分かってません。うちの家内が皆やりましたので。

田中（淳）委員　ということは、事前に資料として、写し見してもらったものは、すなわち250万とイコールにならない可能性もあるということですか。

安浪証人　いや、それ言われると、僕自身把握してないんですけども、警察の方にもそれ言われて、それを出す、その資料を出せということで、お手元に出させていただいた、それを警察の方がそこだけ抜粋したんかな、そのときは通帳もみんな見せましたので、ほんで、じゃ、これだけいただきますということで持っていってくれたんやと思います。その資料やったと思います。

田中（淳）委員　はい。ちょっと進めて聞いていきますね。当時、彼、この政務活動費で本、書籍買ったりとか、視察に行くとかという場合は、会派内でどういうその支給等の手続というのはされていたのか、ちょっと具体的に教えてもらっていいですか。

安浪証人　いや、僕はその本とかそんな買うたことないのであれですけど、多分現金で買わせていただいて、領収書を会計じゃないな、事務の方にお渡ししてお金をいただくという、そういうシステムだったと思います。

田中（淳）委員　その手続というのは、要するに先払いをしといて、領収書をもって精算をしてもらうという形が手続として会派内では一般的だったということですね。

安浪証人　そうです。

田中（淳）委員　分かりました。これ、今回、そういった手続が適正じゃなかったという部分がたくさんあると思うんですけども、経理責任者とか支出決定者というのを通さずに会派職員とやり取りをして、この現金等が授受されていたということについて、これ、おかしいとは思われましたか、思われませんでしたか。

安浪証人　大きな金額はもちろん会派で相談して支出させてもらいましたし、うち、何か個人会計みたいな形で何ぼか持たせていただいてるんですよ。それは、要するにその今言われた書籍とかそういうの買ってくださいいう形の中で。ただ、それはどういう書籍かによっては、それで払えない分もありますのでね、それは、そうですね、幹事長やみんなの同意を受けた上でやらしてもうてます、もうてたと思います。

田中（淳）委員　大きいお金であればという前置きをされたんですが、大きいお金というのは具体的に幾らからであればそういった手続を取ってたということになるんですか。具体的な金額として幾らですか。

安浪証人　すみません、金額、僕の記憶の中で決めてないのであれなんですけども、何万円程度でしたらそういうような形で、書籍なんかやったら何千円とか何百円ですので、ただ、それが通る、通らんかはそのとき、これは駄目ですよというようなこともあったんじゃないかなとは思います。

田中（淳）委員　当時、先ほどちょっと経理責任者や支出決定者に関して聞きました。当時、西田兼治議員が経理責任者であったという認識は、安浪証人、お持ちですか。

安浪証人　もちろん、役を決めるときに、最後にやっぱり皆嫌がる会計が残るもんですから、ほんなら、西田君が会計やりますって言うていただいたので、もうよく認識しておったんです。

田中（淳）委員　今回の光本圭佑氏による不可解な一連の入出金などについて、当時団長さんであった責任というのはどういうふうに考えるか、考えておられるか、ちょっとお話しいただいていいですか。

安浪証人　その当時の話ですか、今の話ですか。

田中（淳）委員　当時、その団長であった立場であれば、どういうふうに責任として受け止めておられるかということを述べていただいていいですか。

安浪証人　いや、全くもう、何遍も言うんですけど、光本を信用してたもんですから、そういうのが、まさかそういうふうな形になっているともこれっぽっちも思ってないし、まあ、今、いろんな、うちが調べたとかいろんな疑惑の中で出てきたから、ああ、あれやなと、団長として何もできてなかったなという反省はあるんですけども、でも、会計、お金のことに関しては会計と、どう言ったらいいの、幹事長がやるといったらおかしいけども、やってもらえるというような認識でしたので、それを責任と言われてもちょっと何か答えようがないんですけども。

田中（淳）委員　すみません、端的に責任というのは答えようがないということですか。分かりました。当時、今回の出来事があるときに光本圭佑氏の様子って、例えばお金困ってるとか、変わったところというのは、ありましたか、ありませんでしたか。

安浪証人　いや、全くそういうそぶりはなかったですね。どっちかいうたら、市長にでも出ようかというような勢いがありましたのでね。だから、お金に困ってるというようなそぶりは全くなかったです。

田中（淳）委員　これちょっと一番最初にお聞きした質問の中で、市議選後に会派を別々にするんだみたいなことちらっとおっしゃいましたけども、これがその、このことも先ほど申し上げましたけども、令和４年の６月14日の会派代表者会で光本さん御自身がお話しになられてるんですね。このときの、要するに市議選の投開票、2021年の夜から翌日にかけても会派を割るという画策があってというふうに議事録、残ってるんですけども、これ、このときに、さっき安浪証人おっしゃったように、冒頭に、その会派、これ、割ることが、割れる可能性があると言ってることが、まさにこのことなんでしょうか。もしお答えできるならお答えいただいていいですか。

安浪証人　いや、その当時は会派を割るというようなあれは、そういう話は全然なくて、ひょっとしたら追い出されるか分からんというような懸念というか、こういうことを申し上げたらあれなんですけども、室井代表が、うちの支部の代表がおられましたので、その人が何かいろいろと、僕らが邪魔みたいなことでやってましたので、ひょっとしたら追い出されるか分からんなというような、そういう懸念はありました。

田中（淳）委員　最後に、私からの最後なんですけど、４月20日に、その雑談の中で250万円引き出すというふうなそのお話をお聞きになられて、実際に発覚をして、発覚、要するに発覚するとき、安浪証人が、それを実行したことを知ったのは６月６日が初めてですか。

安浪証人　その250万云々かんぬんの金額までは全然、ただ我々の政務調査費を移したいというようなことで、雑談の中でですよ、その金額等なんか一切聞いてない。ただ我々の政務調査費を移したい、そんなんできたら面白いなという、そういう形の中で、それと250万、そうですね、そのとき呼ばれて、今、呼ばれて会議室入ったら待ってましたって言うてましたやんか、そのときに皆さんの話をしてるの聞いてて、初めて知ったというのが250万円を移したなというような、そこで初めて知りました。

田中（淳）委員　分かりました。要するに４月20日に、これから会派のお金250万円を避難させるというふうな話を聞いて、そうなったら面白いなみたいな中、雑談をされて、実際にそれが、実際に実行されたことは、知らない。６月６日の先ほどのお話になったということでいいですか。

安浪証人　はい。何遍も言いますけど、雑談なので金額等々なんて全然出てませんし、移そう思ってます、じゃ、誰やったかな、何しか移すと、そんなんできたら面白いなとか言うて、もうその程度の話だったので。

田中（淳）委員　じゃ、６月６日まで知らなかったということでいいですか。

安浪証人　全く知らなかったです。

田中（淳）委員　ありがとうございます。

前迫委員長　いいですか。

田中委員の尋問は終了いたしました。

他に発言はございませんか。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長　ちょっと確認を。今の証言の中で確認したいんですけども、まず６月６日に返されたとき、光本氏から。今、最初に向こうから、光本氏から電話があって、今度は安浪証人のほうから、逆に自分のほうから電話を返して、場所を決めたということですよね。もう一遍ちょっと詳しく、その６月６日の光本氏のほうから返してもらう、その流れ、もうちょっと確認させてください。

安浪証人　いや、お通夜やってるその最中かな、何しかそのときに光本から電話あって、今日会えませんかというような話で、いやいや、ごめん、俺、今、お通夜やってるやないかと、だから今日は帰るとしても夜中やぞというような、そんな話をさせていただきました。ほんなら、返ってきた答えが、もう夜中でも何時でもええと、だから今日お会いしたいんやというようなことでしたので、まあでも帰れるかどうか分かれへんし、帰ったら電話するわと、その程度でそのときは終わってるんですけども、たまたま思ってたより早く帰れた

と。まあ夜中でも電話せなあかんなと思ってましたけども、ほんで電話したら１回か２回でぱっと出はったんかな、今帰ってきたでいうて言うと、ほんなら会いたいですというような形の中で、今言うたとおり、そこの場所を約束してお会いしたというのが現状です。

丸岡副委員長　光本氏の言ってる証言では、自分のほうから電話を11時過ぎぐらいに、夜中11時過ぎぐらいに電話を入れて、近辺で指定を、場所を指定してということで、ケンタッキー、南側ですよね。ケンタッキー云々までは話なかったんですけども、それは光本氏のほうからケンタッキー前で会いましょうとかいうことになったんですか。

安浪証人　暗黙の了解というか、多分そうやと思います。いつもあそこで待ち合わせするときはそこでしたから。それと、光本からは午前中、夕方はかかってきましたけども、夜着いたでという電話は僕のほうからさせていただきました。

丸岡副委員長　着いたでというか、光本氏のほうから、夜11時過ぎぐらいに会いたいんやということで、彼のほうから電話を入れてるはずなんですよ。そない言うてるんですよ。

安浪証人　夜ですか。いや、それは、夜にはもらってません。だっていつ帰れるか分からんと僕、返事してますので。帰ったら電話するわということでしたから。

丸岡副委員長　それで、先に昼間に奥さんに250調達してもらって、安浪証人がそれを会派の職員に渡した。

安浪証人　はい。

丸岡副委員長　ほんで、光本氏に対しては早く返せ、早く返せって言ったんだけども、なかなかぐずぐずしてて返せへんから、もう自分がいら立ってしまって、先にそういうことを先走ってしまったんやということなんですけども、そのとき、でも結局その日の晩には持ってきたと。昼間のどうしてすぐに下ろせへんねんというやり取りというのが、尼崎支店に行かんと下ろされへん、50万ずつでしか下ろされへんから、今すぐ下ろされへんねやということを言ってるんですけども、それであれば今すぐ払わなくても、６月６日が月曜日かな、翌日の火曜日でも支店に、支店に行くこと自体もちょっとおかしいんだけれども、武庫之荘支店のはずですからね。だから、その日に50万ずつしか返されへんというのがどのように判断されましたか。じゃ、その日の晩には返すというふうに言ってきた。だけど、支店に行かないことには下ろせない。であれば、別に今すぐ無理に安浪証人がその時点で昼間に慌てて奥さんに持ってこさして自分が立て替えて返すよりも、翌日、翌々日ぐらい、50万、50万、１日50万になるのかな、そういうふうな手続をするということであれば、まだそこの時点で任して、光本氏に、あなたがもうしっかり自分のほうから返すべきだというふうにしてれば、別に今すぐということをこだわったのかも分かりませんけども、二、三日の猶予があっても本人から返すということのほうがよかったんではないかなと思いますけど。

安浪証人　今お話のあったようなことを聞いてたら、僕もそのように判断したと思います。ただ僕はもう早く返せやって言うた、金あんねんな言うたら、ありますと、どこであんのか知らんけども別の口座つくってるところへ入れてますと、だったらそれ返したらええやないかと。ほんなら、いわくは、何遍も言うようなんですけども、議会事務局ともめてると、もめてるというか、腹立つということがあると。それを謝ったらわしは返そう思ってると、そのやり取りはしましたけども、１回50万どうのこうのと、そんな話は一切してません。

前迫委員長　都築副委員長。

都築副委員長　お金、現金をもらったということ、250万やったら相当の厚さになるんですけれども、さっき封筒は１つだったという話になるので、中身は見ましたか。

安浪証人　いや、見てないです。だから、上から見たというか、がばっとなってますので、上から見たらお札やなというのは分かりましたけども、勘定も何もせんとそのまま受け取ったというのが本当です。

都築副委員長　そうすると、上から見たら新札か旧札かぐらいは分かるわね。

安浪証人　そうですね、旧札やったと思います。

前迫委員長　中尾委員。

中尾委員　先ほど御答弁いただいた中で、250万、６月６日、どこに行ったか分からないという話になってたとおっしゃったんですね。でも、彼は持ってるよって言ってたので、ちょっとここが非常に分かりにくい。もうちょっと詳しく御説明してほしいです。

安浪証人　いや、250万どっか行った、口座を移したと。それあんねんなという、僕は確認したんですよ。あります、いつでも返せますと、ほな早よ返さんかい、返さんかいとそのやり取りを何回かやらしていただいて、それで、あんねんけども、議会事務局に謝らさんと、何か返さないとかどうのこうの言うから、いやそれはおかしいやろうと、返してからやれやと、文句言うんやったら何ぼでも言うたらええがなというような、そんなやり取りの中で、ああもうあれやと思って、時間もないし、ほんで要は、そのお金の所在地がはっきりすれば、この事件というか、そのときのもめごとは終わんねやなというような、そんな認識でしたので、それやったらもう払って返したらええがなというような、もうその程度の認識だったもんですから。

中尾委員　多分御説明いただいたとおりで、早く収束させたいというお気持ちやったかと思うんですけど、さっき丸岡副委員長も言われたように、やっぱり問題だったんじゃないかということで、例えば寺井さんが、代わりに返すというのは泥棒を助けるような話やみたいなことを言ったりとか、松岡さんもやっぱりそれをちょっと非難するような意見があったと思うんですけど、今となってはどう思われますか、それについては。

安浪証人　いや、今となってはおっしゃるとおりです。ちょっと軽率だったかなと思います。でも、言い訳させていただきますと、その当時はやっぱり結構仲よくやらせていただいたし、彼氏とはやっぱり100％信頼してるというか、信頼関係がありましたのでね、それで何遍も言うたら、ありますというような返事してくれましたし、それやったら戻さんかい、早よせんかいというのは、そのやり取りの中で、こいつ何を言うとんねんいう形の中で、軽率なことをしてしまったというのが本音です。

中尾委員　皆さん同じ質問してるんですけど、政務活動費に関する運用マニュアルやらルールありますけど、それは読まれてましたですか、理解されていましたですか。もし理解されてたら、その経理責任者と支払い責任者の動きについて違和感感じるところってなかったのかなと。

安浪証人　いや、何遍も言うようですけども、僕は、光本幹事長というのを信頼しておりましたし、彼がそれでええねん言うねやったらええんかなというような、もうそんな認識でした。

中尾委員　すみません、答えがちょっと中途半端、途中なんですけど、要は読まれてましたか、理解されてましたかというところは。

安浪証人　いや、恥ずかしいですが、読んでないし理解はしてなかったです、そのときは。

前迫委員長　眞田委員。

眞田委員　先ほどの御証言でちょっと過去の議事録が、過去の記録とちょっと違いが、丸岡副委員長もおっしゃってましたけど、安浪証人は、謝ったら返すというふうに光本から聞いてたということで、そこら記録を見ると、すぐに50万ずつＡＴＭでしか下ろされへんからと、だからすぐに返されへんからというふうな記録が残ってるいうことで、そこにちょっと違いができてるんですね。謝ったらいうのと、事務的に銀行で下ろされへんから返されへんのやというような、それがちょっと不可解なところではあるんですけれども、一旦別れて、夜になってから会いたいというふうに、お通夜の前後とかお通夜中に電話あったということなんですけど、ということは、別れてから、彼から一報あるまでのタイムラグがあると思うんですけど、この間に銀行で250万を下ろす時間というのはあると考えられますか。午前中に例えば会派会議、みんな、別れておれば、昼一番に光本が銀行に走ることは可能やと思うんですけど、例えば３時以降に別れてるんであれば、彼は銀行に行くことはできないと思うんですね。そのあたりどんな記憶ありますか。

安浪証人　あれ、もめてたんが、何しか昼から僕は抜け出していく気やったから、午前中あった、ごめんなさい、その辺ちょっと記憶ないんですけども、その後、正直、どうしてこうしてあのお金、250つくったかいうのは、全然僕も考えてないし、持ってきはってんなというような、そんな認識ですので、彼がそれをどのような形でつくったかなんていうのも全然把握してないし、また把握してもしゃあないことだなと思ってますので、もうその程度、確かに返してもらった、よかったなという、その程度です。

眞田委員　なら、午前中ぐらい、お昼前後ぐらい、まだ銀行に行ける余地はあったぐらいの時間という感覚ですか。はっきり分からないですか。

安浪証人　あったと思います。僕は昼から、何遍も言うんですけど、大阪のほう行かなあかんと言うて、ちょっと焦って、焦ってるというとおかしいけども、急いでましたので。だから、余計に早いことこの事件というか、終わらせたいというのはもう頭にあったもんですから。

眞田委員　ただ、その会議中に皆さんと話してる間に、奥さんに銀行行ってもらって、奥さんは銀行でお金を下ろして、その足で市役所まで250万を、現金を持ってきていただいたという、その時間があったということですか。

安浪証人　全くそのとおりです。

眞田委員　結構その奥さんを待ってる時間というのも、結構、みんなで会議してる中での待機時間があったいうふうに考えていいんですかね。

安浪証人　そうですね、うちの家内、銀行行ってこっちへそのまま持ってきたいうようなあれですから。

眞田委員　そうですか。そのときの封筒というのは、先ほど見られた言うてますけど、ごめんなさい、夜返してもらったときの封筒ですけど、帯封等はありましたか。新札だったら100万、100万の２つのあれと、ばらで50万になってると思うんですけど、その記憶はないですか。

安浪証人　いや、その記憶もないですね。ただ上からぱっと見て、でも、そんな新札というふうなイメージじゃなかったかなと思います。

眞田委員　お通夜に前後、最中か、前後にお電話いただいたいうことですけど、そのときは、会いたいというのは、そこでお金、それどうやったんですか、お金返

すという。

安浪証人　そういうやり取りは一切なかったです。ただただ会いたいんやと言うから、そうか、例えば変な話、そのお金のことより、何なん、あしたにしてくれやとか、あしたは無理か、あさってにしてくれやとかいう、そういう話になったかと思います。でも会いたいと言うので、夜何時でもええから会いたいんやって言うから、この時間に電話させてもうた、夜中やでと言うたら、夜中でも結構です言うんで、お会いさせていただいた。だから、そのときのお金の云々の話がもしあったとしたら、ほんなら、あした無理やからあさってでええわとかいうような、そんな話になったんじゃないかなと思います。いや、今思うんで、思うだけなんですけども。

眞田委員　この250万がどこにあったかというのは非常に今の光本氏の不可解なお金の流れいうこと、安浪証人に返したお金が何のお金なのかというのは、１つは大きなポイントだとは思うんですけど、今振り返って冷静に考えるとその250万いうのは、今、安浪証人はどのようにお考えですか、その250万、こいつ家に持っとったん違うんか、いやほんまに銀行に下ろしに行ったのか、そのあたりもどのように考えておられますか、今の時点で。

安浪証人　いや、全く今も、だから、先ほども言いましたけども、どう言ったらいいんかな、どっかで借金したのかどうか知らないですけども、そんななんて考えてないです。ただただ、僕のところへそれを持ってきたということしか頭にないというか、だからそのお金をどこでどう工面したかなんていうのも別に考えることではないなと思って、もう全然頭にもないし、今も考えてないです。

眞田委員　今ふと出はった言葉で、やっぱり工面という言葉が、今、安浪証人、おっしゃったので、やっぱりそのすぐ銀行から下ろしたのでは工面ではないと思うんですね。

安浪証人　いや、すみません、それはもうぱっと出たあれで、工面かどうかはちょっとよく分からないですけども、だから彼がそのお金をどうする、どうしてこうしてというのは全然、僕はタッチするところでもありませんし、要は持ってきてくれた。今おっしゃるとおりで、あるんやったらもっと先に出しとけよという話なんですけども。

前迫委員長　いいですか。

佐野委員。

佐野委員　すみません、これも皆さんにお聞きして、先ほどの中尾委員からのちょっと質問に戻るような形になるんですけども、その当時、当然、団費だったりとか、身を切る改革のものと、やはり当然その政務活動費というのは、別会計であったと認識されているとはまず思うんですけど、では、その政務活動費は誰が管理してるものだったというような、当時どういう認識でおられましたか。

安浪証人　いや、これはやっぱり会計がやってるもんやと思ってます。それで、多分会計のところへ振り込むか、持っていくか、したんだと思います。今は会計のほうへ振り込んでますので。

佐野委員　いや、ごめんなさい、そこじゃなくて、政務活動費のほうを誰が管理してるものだという認識でいましたか。

安浪証人　それは幹事長と会計がやってくれてるもんやと認識していました。

佐野委員　ということになると、会計責任者は、当時は西田さんだった場合、西田さんと光本さんが幹事長と管理者という認識で、この２人が管理してるものだという、そういう認識であったということでいいですか。

安浪証人　そのとおりです、はい。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　改めて光本氏が返すのに返せない、返さない理由として、その事務局が腹立つからという、腹立つというのは、どういう中身かというのは記憶ありますか。

安浪証人　いや、何か、いや、ちょっと記憶ないですね。でも何か、言うたら、いや、何しかその言いたいことがあるんやいうような形で言うてはりましたので、どういうことで何を言うてはったのは、もう全然分からないんですけども、だから俺は返さない、だからそのお金のことに関して言うてんのかどうかもちょっと理解できてなかったんですけども。ただ僕は言いたいことがあると、事務局に謝らさんとこれは返されへんねんというような、そんな何かいこじになっとったようなところがありますんでね。だから、そんなもん文句言うんやったら好きなこと言うたらええがなと、ただし、その金を返してから文句言えやというような話をして……

丸岡副委員長　謝らさないとということやね。

安浪証人　そういうことです、はい。謝ったら、言い方悪いですけど、謝ったら返すわというような、何かそういうニュアンスやったと思います。

前迫委員長　川﨑委員。

川﨑委員　250万円が長い間なく、返ってこなかったと。そのことについて、なぜそうやったんかという追及をどこまでやったんやと。はっきり言って、立て替えて、そのお金を穴埋めにするということは、事件そのものをなしにするという考え方も生まれてたんちゃうかと。非常に安易でこそくなやり方だったん違うかなというふうに見受けられるんですけどね。その点については

今どうお考えですか。

安浪証人　今の思いですか。今の思いは、ちょっと軽々に過ぎたなとは思います。でもその当時は、何遍もあるんやなということを確認させてもうてますし、あんねやったら戻せやという、それだけのことで、軽々にやってしまったというような思いですね。それで、それからいろんな問題が出てきて、ああ、というような気持ちは、今はあります。

前迫委員長　眞田委員。

眞田委員　ちょっとどうしても引っかかるんですけど、奥様が銀行まで行って、まして市役所まで来ていただくと、この期間、この時間中に、当時光本が、いや、そこまでしてもらってるなら私は銀行に行きますという話にはならなかったのかなと。目の前で当時安浪団長が奥様から持ってきたお金を出して事務局に渡すというこの一連の流れをずっと一緒に見てる中でですよ、普通だったら、いやもう団長、そんな申し訳ない、ここに250万あるから私が銀行行ってきますだとか、家にあるんなら持ってきますとかいうふうに考えになっていなかった、その場の雰囲気って、多分そういうふうになるんじゃないかなと、私がその場におれば、多分光本氏に、団長に何てことをさすんだと、おまえ自分でお金を下ろしてこい、もしくは家にあるなら持ってこいと、こういう発言になったかと思うんですけど、その場におる人間からそういう発言とかなかったですかね。

安浪証人　そのときに僕は250万用意したとか用意するという、誰も知らなかったです。光本ですら知らなかったです。ただもう勝手に、僕にしたらもうそこへ収まったらええねやろというような意識しかなかったので、だからもう勝手に収めてしまったというのが本音です。だから、そこへおった人間は誰も知らなかったし、光本すらそんなことは知らなかったはずです。で、それをもろて、そのまま事務の女の子に、これ元に返しといてといって渡したというのがあれなので。だからそのタイムラグとか、それ、誰も知らなかったはずです。

前迫委員長　いいですか。いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　以上で安浪順一証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、ご出席いただき、誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。ありがとうございます。

（安浪順一証人　退室）

前迫委員長　それでは、この際、休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

報道関係者の方に申し上げます。

撮影に当たりましては、あらかじめ委員長が指定した場所で行うこととし、議事の妨げにならないようお願いします。また、傍聴者が映らないよう努めていただくとともに、委員の手元には個人情報が入った資料等もございますので、映らないよう御注意ください。そして、画像の放映や写真の掲載などを行う場合は、プライバシーの保護に十分留意していただきますようお願いしておきます。

光本圭佑証人に対する尋問を行います。

それでは、光本圭佑証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（光本圭佑証人　入室）

前迫委員長　光本圭佑証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであります。また、同様の文書、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

光本証人　はい。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして証人に宣誓を求めます。

傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立をお願いいたします。

（全員起立）

前迫委員長　それでは、光本圭佑証人、宣誓書を朗読願います。

光本証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和６年11月13日、光本圭佑。

前迫委員長　それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長　それでは、光本圭佑証人は宣誓書に署名願います。

（光本圭佑証人、宣誓書に署名）

前迫委員長　これより光本氏に証言を求めますが、証言を求める事項は２点ございます。

まず最初に、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポステ

ィングの委託契約203万8,265円について、私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いします。

なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより光本圭佑証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは光本圭佑さんで間違いありませんか。

光本証人　はい、間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

光本証人　はい、間違いございません。

前迫委員長　ありがとうございます。確認いたしました。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の１点目、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から総括尋問を行ってまいります。

Ｋ社の代表とはいつからのお付き合いでしょうか。

光本証人　15年ほど前からの付き合いだと記憶しております。

前迫委員長　何がきっかけだったのでしょう。

光本証人　紹介をしていただいて、そこから年に数度、印刷物を発注するという関係でした。

前迫委員長　日本維新の会としてＫ社に印刷をお願いしたのはいつからですか。

光本証人　すみません、いつからというは、ちょっと記憶にございません。

前迫委員長　光本証人が１期目のときからとか２期目のときからとか。

光本証人　１期目で、もう会派としてお付き合い、発注はあったと記憶しております。

前迫委員長　１期目からですか。

光本証人　はい。

２期目でも、あったと記憶しております。

前迫委員長　Ｋ社とは、６年前に会派広報紙の印刷の関係で、今回と同様にキャンセルしたため、もめたと聞いております。なぜ、そのもめたところと、再度Ｋ社に見積書の作成を依頼したのでしょうか。

光本証人　今回は、それまで会派としてはプリントパックさんが一番安いという認識の下、会派広報紙などは、デザインとかデータはほかの業者さんにつくっていただいて、そのデータを納品していただいた後にプリントパックにデータを流して印刷をしてもらうということがありました。今回取り上げられてるものに関しましても、最初は、今までどおりプリントパックが安いという、もちろん認識ですので、会派職員さんにお願いをして、プリントパックで見積りといいますか、幾らぐらいかかるかというのを探していただきました。

その結果、そのときの紙のサイズが特殊なのか、会派職員さんからの私への回答は、発注と、あと納品が非常に煩雑な感じにプリントパックさんだったらなりますというような回答を得ました。そこで、そうなると、ちょっとほかの業者さんに、融通の利く、煩雑にならずにやってくれる業者さんにお願いをしようかというような話の流れになりました。

ただ、Ｋ社さん以外も、会派としては今まで印刷物をお願いした、個人なのかちょっと法人なのか分からないですけども、業者さんというのもいたんです。ただ、前回の尼崎市議会議員選挙後に、会派の議員の方々から、恐らく何かそういう選挙前か選挙中か選挙後にトラブルがあったのか、もうその業者さんは使いたくないということでしたので、もう頼む先がないということで、じゃ、私がちょっとＫ社に聞いてみますという、そういうやり取りで、Ｋ社さんにお願いというか、プリントパックさんよりも煩雑にならずにできるのかどうか、プリントパックさんよりも高い金額にならないのかどうかというようなところを確認したという記憶でございます。

前迫委員長　以上で私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、都築副委員長から尋問願います。

都築副委員長　それでは、今、ちょっと経過みたいのあったんですけども、要するに、印刷業者、ポスティングの業者の選定は、今までやってたところがあかんなったので、私が、光本氏が自分で探すということの同意は会派で取ったのでしょうか。

光本証人　同意といいますか、その当時は、私もほぼ毎

日会派室に出勤をしておりまして、恐らく幹事長という役割もいただいてたのもありますけども、会派職員さんとも一番、情報共有とかどこまでいろんな物事が進んでるかという確認が取れてたと思うんですけども、なかなか１週間に１回、10日に１回ほどの会派会議では、進みが悪いものに関しては、私は自分のそこも役割だと思って進めれるところはどんどん進めてたというところがありますので、そこに関しては、会派会議内でその確認を取ったかどうかまでは記憶にないですけども、先ほどお伝えしたように、会派の中でもプリントパックが一番安いという認識の下、そこよりも高くならないところであれば、特に今回煩雑だということも聞いてましたので、そこも解消されるのであれば問題ないということで、まずは物事を前に進めるということで私が進めさせていただきました。

都築副委員長　ある意味、自分の判断でやったということですね。

光本証人　自分の判断といいますか、私ができるその範囲の役割の中でそれを行使させていただいたという考えです。

都築副委員長　本来は、総務の関係の西藤さんが会派広報紙の担当ということではなかったですか。

光本証人　総務もそういう役割ではございますけども、なかなか動きが悪いとか遅いとか、毎日出勤してる私のほうが何かとタイムリーに指示も出せますので、その辺はお互いカバーし合いながらの意識ですけども、もう私が進めるところは進めてというようなところはやっておりました。

都築副委員長　カバーという言葉を使うと、何かお互い情報共有しながらやったということになるんですけども、それは西藤さんとそういう相談をしていたということですか。

光本証人　相談といいますか、それは事後報告なのかもしれませんけれども、私としては、プリントパックより煩雑ではない、金額もプリントパックより高くなるんであれば発注できませんというのも、もちろんＫ社にも確認した上でやっておりましたので、そこに関しては問題ないという認識で進めておりました。

都築副委員長　先ほどの西藤さんの話では、そういうところの話は全然出てこなかったですけどね。

　次、まいります。

　資料として、令和３年10月25日付の見積書が出されていますが、いつ見積書の作成を依頼したのでしょうか。

光本証人　すみません、ちょっとそこは記憶が定かじゃないですね。

都築副委員長　じゃ、依頼方法は、例えば電話とかメールとかファクスということは覚えてますか。

光本証人　当時は、会派職員さんがそういう相談みたいな煩雑になりますという報告を受けて、その場で、たしかＫ社さんに電話で確認をしたと記憶してます。もうポイントとしては、プリントパックさんよりも高くならないこと、煩雑さが解消されることということは確認して、Ｋ社にお願いできそうですというのも、会派職員さんにはその場でお伝えしたというふうに記憶しております。

都築副委員長　Ｋ社から見積書が出ますわね。その受け取りはどういう方法でやりましたか。

光本証人　すみません、見積書の記憶は正直なくて、どちらかというと、もう請求書と、支払った後に領収書という記憶しか、すみません、私にはなくて、ちょっと見積書の記憶がないです。

都築副委員長　それは、もらったとかいうことではなくて、記憶がないということですか。

光本証人　そうですね、いや、実際にあるというんでしたら、存在するというのでしたら、私が窓口ですから、私がもらってることに間違いないと思うんですけども、ちょっとそこは記憶から抜け落ちてまして、どちらかというと、電話で、もう金額に関しては確認は取ってましたので、どちらかというと請求書と領収書の記憶が強いという感じです。

都築副委員長　Ｋ社の聞き取りでは、見積書は光本圭佑さんに渡したという証言になってるんですよね。記憶ありませんか。

光本証人　そこはちょっと記憶にないですね。どちらにしても、全ての業務といいますか、依頼してたものが終わったら、請求書と領収書を併せて会派職員さんに出すという認識ですので、私としては、請求書、領収書の意識のほうが強くて、すみません、ちょっと見積書、Ｋ社さんから発行を依頼して、もらったというところはちょっと抜け落ちてます。

　Ｋ社さんからは……

眞田委員　ちょっといいですか。

前迫委員長　はい。

眞田委員　ちょっと関連。

　一発目の見積書の記憶なくしてるの。なくしてるにもかかわらず、その後、もう一回見積書の再発行の依頼してますわな。なくしたから、再発行の依頼したん違うんですか。

光本証人　それは、すみません、そこも……

眞田委員　あなた、過去にそういう発言をしてますよ。

光本証人　再発行、いや、そのときのお話の流れで再発行してるというんであれば、私がしてるのかもしれませんけども、どちらにしても、見積書は別に何か隠すもんでもやましいもんでもありませんので、請求書と領収書が必ず最後はそろってないといけないという意

識で常にいましたので、ちょっとそこは記憶に、はい。

眞田委員　記憶にないいうて、さっきから言うてるけど、過去の会派の中での話合いでは、そういうふうにきっちり、見積りをなくしたから再度Ｋ社に再発行したいうて、依頼、ちゃんとあなたかけてるんですよ。それを、何、今さらになって、両方、１回目も２回目も見積書を頼んだいうことを忘れてるということ。

光本証人　いや、見積書を再度取り直す、取り直したという、そこはあまり、どうなんですかね、Ｋ社さんがそうおっしゃってるんやったら、私が取ったんだと思いますけども、はい。

前迫委員長　都築副委員長。

都築副委員長　続けていきますね。

　Ｋ社の代表への聴取では、令和３年10月25日かそれ以前に光本圭佑氏から見積書の作成依頼があった際、インターネットで発注する印刷会社であれば安くできるが、ロットが決まっており一度に印刷できないため、ややこしい。御社であれば同じ金額でできるかと問われたとのことであった。しかし、日本維新の会の職員がそうしたことを光本圭佑氏に報告したのは、令和３年11月１日である。つじつまが合わないんですけど、何でしょうか。原因は何でしょう。

光本証人　すみません、日時のそのずれというのは私には分からないことでして、私は、もう間違いなくＫ社さんに、今言われたような内容の確認をしました。

　ただ、それがいつ確認をしたのかというのは、そこまで覚えておりませんし、どちらにしても、プリントパックさんに発注すると煩雑になるという報告を受けて、初めてＫ社に確認するということですので、ちょっとそのスケジュール感のずれというのは、ちょっと私には分かりかねます。

都築副委員長　じゃ、次に、Ｋ社の代表への聴取では、ポスティング業者は印刷業者に任せていて分からないとのことであったが、令和５年１月16日、これ制度検証等特別委員会での光本圭佑氏の説明では、ポスティングに関しては、向こうからいい提案があったとのことである。つまり、業者が決まっているから提案があったという理解ができ、Ｋ社の代表と光本圭佑氏の証言に食い違いがありますけれども、なぜでしょうか。

光本証人　すみません、ちょっと今のところもう一度。ちょっとよく分からないんです。

都築副委員長　Ｋ社の代表の聴取では、ポスティング業者は印刷業者に任せていて分からない。

光本証人　印刷業者に……

都築副委員長　任せていて、Ｋ社の代表は分からないと言ってるんですよ。

光本証人　すみません、印刷業者というのは、Ｋ社さんは、どの印刷業者さんを。

都築副委員長　それは私は業者は分からない。Ｋ社の代表がそう言うてるわけです。ポスティングの……

光本証人　Ｋ社さんは、私の認識では、Ｋ社さんこそ印刷業者さんなんです。そのＫ社さんが……

都築副委員長　Ｋ社が印刷業者ではないでしょう。どっか委託してるわけでしょう。

光本証人　いや、その委託して、どこの工場でやられたかどうかまでは、我々の感知するところはありません。

都築副委員長　Ｋ社の代表は、ポスティング業者は印刷業者に任せていて分からないと言ってるんですけれども、あなたのほうからは、これ制度検証委員会ですよ。

光本証人　はい。

都築副委員長　向こうから、ポスティングに関して向こうからいい提案があったと。

光本証人　いや、そうです、はい。

都築副委員長　あったという、じゃ、向こうは知らないのに、その提案ができるわけないじゃないですか。

光本証人　Ｋ社さんからどのようなヒアリングの仕方をされてるか分かりませんけども、Ｋ社さんも印刷業者さんじゃないという発言もちょっとよく分からなくて、私としては、印刷業者やと思って発注をしてるわけですし、向こうも印刷業者ということで発注を受けてるわけですから、Ｋ社さんは印刷業者さんなんです。

　そこから、その後、どこに、工場に振ってるかまでは私は分かりませんけども、その際、過去に私が発言したとおり、ポスティングの話、提案もありました。ただ、当時の維新の会派としては、常に使ってるポスティング業者さんがありましたので、その話もしました。

　それで、そこよりカバー率が高く、金額も安くなる、もしくは変わらんぐらいでできるというんであれば考えますという、以前、私が発言させていただいたとおりです。

都築副委員長　これ、Ｋ社の代表からの話なんですけど、聞き取りのね、印刷業者に任せたほうが安い場合があるため、印刷業者に任せていたという話なんです。

光本証人　だから……

都築副委員長　ポスティングは分からないんですよ。

光本証人　いや、なんで、その印刷業者さんは、我々は、私とＫ社さんとの間の話と。Ｋ社さんからさらにその先の、Ｋ社さんがどこの工場にお願いしてるのか分からないですけど、そこから先の話は、私は分からない話なんです。

都築副委員長　それはそれでいいんですよ。分からないけども、あなたは、Ｋ社からポスティングでいいところがあると提案されたから言ってるんです。

光本証人　いやいや、いいところがあるじゃなく、ポスティングもできますと。いや、もう今、日頃から頼む

ところはこういうところで、大体この金額で、カバー率これぐらいなんですけどといったら、いや、それよりもという、その話はあったんで、過去にも発言をさせていただいてるんですけども。

都築副委員長　K社の代表はそういうふうに言ってない。分からないと言ってる。

光本証人　いや、そもそも今のお話だと、K社さん自体が印刷業者でないと分からないと言ってる、その発言も私にはよく分からない。

K社さん自体が印刷業者さんですから、だから、ヒアリングのされ方がどうされてるのかちょっとよく分かりませんけども、でなければ、ポスティングの話も含めた発注って、普通しませんよね。

都築副委員長　じゃ、次。

前迫委員長　いいですか、次、そしたら、丸岡副委員長。

後で精査してまた質問させていただきます。

丸岡副委員長　次、私のほうからお伺いさせてもらいます。

先ほどの都築副委員長の、ちょっと改めて再確認なんですけども、このK社からの見積り、令和３年10月25日付の見積りを電話で依頼した。それは間違いないですね。

光本証人　そこに関しては、本当に、過去に私そういう発言をしてるのかもしれないですけど、そこから日がたって、今、見積りが取れてるんであれば……

丸岡副委員長　電話で。

光本証人　取ったんだと思います。ただ、全ては電話です。

丸岡副委員長　電話で依頼をかけて、そして、K社のほうは、見積書を10月25日付で発行した。ほんで、光本証人に対して、直接手渡したと言ってるんですよ。その記憶もないですか。

光本証人　私が記憶してるのは、恐らくその見積書を手渡されたときはもう既に現金で支払った日なんだと思うんです。

（「見積書がないのに現金払うのか。」と呼ぶ者あり）

光本証人　もうそこは電話で、金額はもう確定させてたので、どちらかというと、もう現金を支払ったのと同時に領収書を必ず頂くという、なんで、その日は見積書をもらう日というよりは、同時に請求書ももらった日なんではないのかなと、ちょっと記憶が……。

前迫委員長　はい。

丸岡副委員長　ちょっと整理しますね。

私たちが今までの政倫審の光本証人の発言とか、制度検証等特別委員会の発言とか、議事録を拝見しますと、令和３年10月25日付でK社に見積りをかけて、それをK社の代表は直接光本圭佑氏に渡した、手渡した。11月２日に、その後、７日後になるのかな、８日後になるのかな、11月２日に203万円を事務員の女性の方からあなたが受け取って、その日にK社に支払いをしてるんですよ。

その後まで申し上げますと、11月９日、今度は１週間後、11月２日に支払って１週間後の９日にキャンセルした。それで、K社はそのまま現金は保管してるという話なんですけども、この一連の流れに対して、記憶といいますか、そういったところ、ないですか。御自身の発言です。

光本証人　すみません、過去に、ちょっとそういう発言のときには記憶にあったのかもしれませんけども、見積りを発行してもらって、もらってるというんであれば恐らくそうなんだと思います。

ただ、すみません、見積りの記憶というよりも、請求書と領収書のイメージというか意識のほうが強くて、そこが今の現時点での記憶から抜け落ちてるのかもしれませんけども、見積りもK社さんが発行して私に渡してるというのであれば、そうなんだとは思います。

丸岡副委員長　先ほどの眞田委員からの指摘では、見積書がないから、改めて再発行をお願いしてるんですね。

光本証人　それはいつ、再発行をもう一度お願いをしてるということですか。

丸岡副委員長　これはいつの日付やったかな。ちょっとごめんなさい、今すぐ出てこないですけども、現金を結局返してもらってる。ほんで、そのときに、見積書と請求書と領収書、この３点を併せて返さないといけないというふうに自分では思っていたので、そのときに、現金を３月31日に返してもらったときに、この３点セットで返したと言われてるんです。これ間違いないですか。

光本証人　そうですね、ちょっと見積りに関しては本当に意識が薄くて、請求書、領収書の意識のほうが強いんで、ちょっとそこは抜け落ちてるのかもしれませんけども、あと、再発行をお願いしたのも、ちょっといつしたのかというのが記憶にはないんですけども、それがK社さんがおっしゃるんであれば、見積りに関してはそうなんだと思います。

前迫委員長　はい。

丸岡副委員長　その電話だけでの、見積書も何もない中で、電話だけでのやり取りで、女性事務員の方にお金を下ろしてもらってるわけですよ、結局は。10月25日に見積りを取ってて、この20万部の見積りを取ってるわけですよね。

その後、11月１日、会派会議があります。その場でも、電話で問合せをしたその見積りの話も、何も発言はされていらっしゃらない。翌日２日に、火曜日、203万円を出金してもらって、その日のうちにK社に

渡してる。

今度、11月８日の会派会議、維新の会の会派会議で、やはりこの会派報の議題といいますか、その話が話題に上ってるわけですよね。その中でも、御自身がそれ見積りを取って、お金をもらって、それをまたＫ社に対しては払っているのに、その８日の会派会議の場でも一言もそういう報告がなされていないというのはどういうことなんでしょうか。

光本証人　そこは、ちょっと議事録でどうなってるかまでは確認は取れてませんし……

丸岡副委員長　いや、こっちは確認取ってます。

光本証人　これまでも会派会議、議題とかと時間の関係で、それは飛ばして後からまた担当者と話すというのもあったんで、それがどういうふうな、当日話題になったか分かりませんけども、私としては、進めるものはもうこちらで、金額が大幅に何かプリントパックさんよりも高いとかそういうことでなければ進めとこうという、恐らく当時はそういう意識だったんだと思います。そういう意識で進めてたということなんだと思います。

前迫委員長　はい。

丸岡副委員長　どういう意識で進めてたか、そこがやはり皆さん誰も理解できないんですよ。

光本証人　あの、私……

丸岡副委員長　会派会議も11月１日ある中で、そして、翌日にお金を下ろして、業者にも渡して、その後、８日後の会派会議では一言もその出金また支払いのことも言わない。どこにしようかという、プリントパックですれば安いけれども２万枚を一々分けてしなければいけない。では、１回にまとめるにはどうしたらいいかというふうなことを相談をしてみるという発言をされてるんですね。

そういった場でも、何ら会派の他の議員さんには報告もせずに、そういうお金のやり取りを直前にしてたということは、到底理解ができないんですよね。

光本証人　私としては、その金額がプリントパックさんよりも、同価格、高くなってない、煩雑さも解消されてる、そこに対して進めていくのは何ら問題ないという、要は、当時の会派メンバーの全員の意識としては、プリントパック以上に安いところはないという意識でしたので、例えばそれを相当上回るとかいうんであれば、報告事項かもしれませんけども、そうじゃなければ、担当してる私、進められる私がそこは先に進めておこうという、そういう意識だったと思います。

前迫委員長　はい。

丸岡副委員長　そこが、そういう流れが、ちょっと理解が誰が聞いてもちょっと難しい部分だと思うんですけれども、そこで、何度も申し上げる令和３年11月２日に、その203万8,265円を引き出させて、受け取ってる。なぜ、わざわざそのメモをつくってそれを引き出してもらったか。そのメモというのはどうしてつくられたんですか。

光本証人　メモ。

丸岡副委員長　メモ。

光本証人　どういうメモですか。

丸岡副委員長　分からないですよ。その、どこどこ社、Ｋ社の見積金額203万8,265円という金額を出したんでしょう。

光本証人　分かりました。恐らくもう金額に関しては、プリントパックさんで頼んだらこれぐらいの金額になるというのは、もう会派職員さんから聞いていたので、事前に電話でＫ社にも、もうその金額を上回るようであればちょっと今回無理そうですというのもお伝えする中で、その金額でいけるということだったので、金額は確定していたんです。なので、当日、Ｋ社に支払うという段階で、金額をメモして、会派職員さんにこの金額をお願いしますというふうにお願いしたメモのことをおっしゃってるんやと思います。

丸岡副委員長　このメモのコピーを頂戴してるんですけども、ポスティング代76万、それで印刷代が127万、合わせて203万8,265円ということでのこのメモが実際にあるんですが、このメモですね。

光本証人　やと思います、はい。

丸岡副委員長　それで、令和３年11月２日に、次に、その印刷代とポスティング料としてその約203万円、Ｋ社に渡された。

光本証人　11月２日ですか。

丸岡副委員長　２日に。

光本証人　はい、そうですね、渡して、その代わりに領収書。ちょっとそこに見積りとか請求……、領収書は確実に受け取ってるのは記憶してますんで、はい、渡したときにもらってます。

丸岡副委員長　その渡した場所といいますか、時間といいますか、それは記憶ありますか。

光本証人　すみません、ちょっと時間までは覚えてないです。場所は、私が先方の事務所に行ったという記憶はないので。

丸岡副委員長　何の事務所ですか。

光本証人　先方の事務所に行った記憶はないので、恐らく、こちらは尼崎ですかね、こっちに来てくれたんだと思います。そこで、役所の前なのか私の帰り道なのか分かりませんけど、渡したんだと思います。

眞田委員　203万のお金をどこで渡したか記憶にない。ふざけんなよ。もっと真剣に思い出せよ。

光本証人　いや、思い……

眞田委員　事実がないから、それ思い出されへんの違い

ますか。203万渡した場所がはっきり思い出せないんですか。

光本証人　203万、いや、その前に現金で渡すことが、その当時、政務活動費のマニュアルで禁止されてない中で、マニュアルどおりに別に行ってたことで、３年前ぐらいですか、の記憶、恐らくだから市内のどこか、役所の前なのか分かりませんけども、支払ったという。

眞田委員　現金で渡すこと禁止されてない、そんなこと言うてるの違いますよ。203万をどこで渡したか思い出せない、３年前に。

光本証人　別に市役所の前なのか、確実に、でも渡してはいませんんで。

前迫委員長　関連、端的に。マイク入れて、はい。

中尾委員　スケジュール感、それは今となってははっきり覚えてないと思うんですね。ただ、私たちが矛盾ついてるのは、光本さん自身がいろんなところで発言したこと、ボイスレコーダーから聞き取ったこと、またＫ社から聞き取ったことの中での矛盾点を話ししてるんで、要は、記憶してませんといって答えられなかったら、基本的には話が進まない。もしそういうスケジュールで、御自身とかが述べたことについてのスケジュールなんで、そういう想定の下でどうですかというふうに聞いてることについて答えてもらわないと。

光本証人　いや、すみません、矛盾点って、どこを例えばおっしゃってるんですか。

中尾委員　例えば、さっきおっしゃいましたけども、11月……。やめますか。

前迫委員長　またきちっと精査します。

関連ですね。

川﨑委員　関連で、見積書の件は全然覚えてないとおっしゃってるんですけども、実際には見積書は、令和３年10月25日付で出てるんです。さらに、なくしたからということで、再発行を令和４年５月31日にＫ社に対して依頼してるんです。

前迫委員長　去年やな。

川﨑委員　うん。Ｋ社は非常に腹が立ったんだけども、途中でキャンセルもされて、腹が立ったんだけど、一応渡したということがあるんです。

光本証人　今ので分かります。令和４年５月30日に再発行したのは、議会事務局から、その物を出せということを言われたので、一度は、いや、もうキャンセルもした相手のＫ社さんに、それはちょっとよう頼めませんということは言いましたけども、どうしてもそれがないとあなたが疑われますというようなこと言われたので、それで、今、５月30日と言われたんで、そこは、議会事務局から言われて再発行をお願いした分の見積書やと思います。

前迫委員長　はい。

川﨑委員　もう一点疑問なのは、Ｋ社と過去にトラブルがあって、実損30万円の損害を与えたということがありましたよね。それに対して、会派のほかの議員が非常に怒って、二度とあんなところと付き合うなというようなことがあったと思うんです。あったはずなんですよ。

それにもかかわらず、なぜ今回Ｋ社に依頼をかけたのかというのが非常に疑問なんですが、その点はどうですか。

光本証人　すみません、実損30万というのは、誰が30万。

川﨑委員　紙代、実際に前回発注をしたときに、Ｋ社が……

光本証人　先方が。

川﨑委員　そうです。

光本証人　実損、そうですね。

川﨑委員　そうです。

そういったことで、もうあまり付き合いたくないなというふうに言っておきながら、Ｋ社も付き合うのもおかしな話だとは思うんだけども、その会派のほかの、さっき証言も得ましたけども、その点については強い憤りを持ってたと。知らなかったから、後で知って非常に怒ってるというようなこともあったんですけど、そこら辺の配慮は全然なかったんですか。

光本証人　いや、そこら辺の配慮というか、それ以外に頼める印刷業者さんが、いや、先ほどもお伝えしたように、市議選で何がトラブルがあったか分かりませんけども、ほかの議員さんが個人でつながってる業者さんを使うんであれば、私はもうそれでいいと思ってましたので、ただ、そこは使いたくない、使えないということだったので、もう致し方なくＫ社さんに。

Ｋ社さんの実損30万というのも、その当時のちょっと記憶が曖昧ですけども、こちらが何かごねてＫ社さんに損害を与えたみたいなもんなので、そこに関してはこちらが申し訳ないというところもありましたので、もう頼むところがないから、最後、Ｋ社さんに、じゃ聞いてみますということで聞いたという、そういうことです。

前迫委員長　それで、また、丸岡副委員長。

丸岡副委員長　その203万円をＫ社に渡した、そんだけの大金ですよ。それを渡した場所が市役所とかやったのかどこやったのか思い出せないというのが、こんだけみんなこのＫ社の案件、そして今からまた申し上げる250万円の案件で、いろいろ相手方、やり取りがあるわけですよね。

ほな、やっぱりこういうのをどうしても思い出さないと言われるよねということで、思い出していただかないと、本当にますますそういうふうにあやふやな答えでされますと……

光本証人　思い出してはいます。メモも取ってきてます。ただ、どっちかやろうなというような、要は、返してもらったときが市役所の前だったのか、私が現金で支払ったときが市役所の前だったのかという記憶がちょっと曖昧ですけども、この役所の周辺で待ち合わせをしたはずなんです。

だから、要はこの周辺でお渡ししてるという、わざわざ会派室に招いたり、会議室、向こうも車なので、駐車場どこに止めるんやという話もあるんで、なんで、その周辺、市役所の周辺だというふうに思います。

丸岡副委員長　逆に、そんだけの大金をやり取りするのに、路上で、そういう外で、そういう車の中でするよりも、市役所の近辺におるんだったら、役所に、こっちに来ていただいて、こっちの部屋でやり取りするほうが安全といいますか、そう考えるのが普通じゃないんですか。

光本証人　すみません、普通が何か分かりませんけども……

丸岡副委員長　いや、そういう答弁要らないんですよ。

光本証人　車の中などでは……

丸岡副委員長　それはあなたの考えですから。

光本証人　それはお互いだと思います。

なので、私は、外で、そんな道端で渡すとかいうことではなく、車の中でとか、そういう感じで、市役所前か帰り道のどこかのポイントでということだと記憶してますんで、それが返金された日なのか、渡した日なのかちょっと曖昧ですけども、どちらにしても私としては危ない渡し方というのは一切したつもりもございませんし、領収書も頂いてますので。

丸岡副委員長　その封筒はどうだったかとか、その記憶はないですか、それも。

光本証人　封筒。

丸岡副委員長　どのような封筒に入ってたのか。

光本証人　こちらがどういう封筒で渡したかということですか。

丸岡副委員長　Ｋ社、渡されたんでしょう、この近辺かどこかから。

光本証人　それはキャンセルしたときのことをおっしゃってるんですか。

丸岡副委員長　そうですね。

光本証人　向こうから返ってきたときのことですか。

丸岡副委員長　注文しての、11月２日に注文して、その職員さんからの光本証人が受け取られて、ほんで、その日のうちに渡してるんですよ。そのときの渡したその封筒といいますか、その……

光本証人　いや、会派職員さんからもらった封筒をそのまま渡してるはずなんですけども、それを……

丸岡副委員長　どういう、203万円入った袋というのはどういうものだったか。

光本証人　いや、いつも会派職員さんは三井住友銀行やったと思いますんで、三井住友銀行の封筒やったと思うんですけども。

丸岡副委員長　１つですか。

光本証人　いや、すみません、ちょっとそこまでは覚えてないですね。

丸岡副委員長　分かりました。

前迫委員長　どんどんいきましょう。

丸岡副委員長　それで、そのときに領収書はもらわれたと。

光本証人　はい。

丸岡副委員長　その返したのはいつになりますか、その領収書を。逆に、今度は。

光本証人　領収書を返したのは、返金とともにですので、返金された日ですかね。

丸岡副委員長　いつですか。

光本証人　３月31ですかね、はい。

丸岡副委員長　その領収書、過去の議事録拝見しますと、その領収書と請求書と見積書、この３点で返してるというんですけども、それで間違いないですか。

光本証人　そうですね、すみません、何度も、見積書は、すみません、ちょっと私が過去に発言してたのと今とで記憶があれですけど、過去に発言してるんであれば、それが正しいと思います。その３点セット、とにかく絶対返さなあかんかったのは領収書なので、それは確実に返してます。

前迫委員長　はい。

川﨑委員　引き続いて質問しますが、まず、最終的には３点セットを返したんだろうということなんですけども、それ、なぜ自分の手元に置いてたの、返すまでの間。

普通は、200万を超える大金を渡して、相手が受け取ったぞという領収は会派にちゃんと保管するのが当たり前でしょう。それは何でしなかったんですか。

光本証人　それまでのほかの件でもそうですけども、例えば納品をされました、もしくはそのポスティングの依頼も全部終わりましたという、それが終わった後に、領収書と請求書かな、とかをセットにして出すという、そういう慣習じゃないですけども、私はそういうやり方をしてたことが多かったので、今回のこの件に関してもそういうふうにするつもりで、恐らく自分の机に保管をしてたんだと思います。

プラスアルファ、発注とか支払いをした１週間後にキャンセルをすることになってしまったので、どちらにしても、それを返さないといけないので、私のほうで保管を、返すのはもう絶対私ですので、なので保管をしていたということなんだと思います。

前迫委員長　はい。

川﨑委員　そのキャンセルをしたのが、11月９日か10日、どっちかですよね。

光本証人　はい。

川﨑委員　そのときのキャンセルの仕方というのは、これも電話連絡ですか。

光本証人　そうですね。

川﨑委員　その後、キャンセルしたんだから200万円はすぐ返してもらわなあかんというふうに思ってたと思うんですが、なぜそれができなかったんですか。

光本証人　いや、もちろんキャンセルをさせてもらって、返金のお願いもしました。もうもちろん、なる早という意識でやってましたけども、先方さんから、そんなんいきなり返金と言われてもというようなことがありまして、その後、何度か返金をお願いするということになった次第です。

川﨑委員　普通、その返金に応じない印刷会社、その分、僕はもう信用してないんだけども、そのための最大限の努力をすべきだったと思うんですけども、その当時は、電話で督促するだけのことしかしてないんですか。

光本証人　私個人としては、事務所というか場所は分かってましたので、そこにアポなしで行ったということもあります。ただ、居留守なのかいらっしゃらないのか分かりませんけども、出てこられなかったので、あとはもう電話をするということしかできてませんね。

川﨑委員　そのお金がなかなか返ってこないことに対して、会派内での説明をされてると思うんですけども、返金は年度末でいいと業者さんは聞いてる。ところが、会派の人には、もうその現金を印刷会社が使ってるから、だから、すぐには返せないんだという説明をしてる、これ矛盾があるんですけども、覚えてますか、その件について。

光本証人　はい、矛盾は私はないと思ってます。というのも、印刷業者さんからは、もういきなりそんなキャンセルとか言われても、こっちも段取りがあるんで、急に無理ですと。お願いしてる工場もあるんでというような、そんなニュアンスのことは度々言われました。

　一方で、この戻ってこないお金に関しては、最悪いつまでに戻ってこないとまずくなるのかというのも、同時に、議会事務局にも確認を取ってましたので、年度末の３月31までに返ってこないと、幹事長である私が始末書を書かないといけないということも確認をしてましたので、それを報告したまでなんですけども。

前迫委員長　あと１問で。

川﨑委員　Ｋ社さんは、この件に関して、もう３月までええからということで、３月まで手元に置いておいたというふうに答えられてるんですよ。そしたら、要求次第ではいつでも返ってきてたお金だったんではないかと思うんですけども、その点についてはどうですか。

光本証人　それはないですね。Ｋ社さんがどういうニュアンスで言われてるか分かりませんけども、こちらとしては、本当に一日も早く返してもらいたい。ただ、もう最悪３月31日までに返ってこないとまずいんですということは、何度か伝えてます。

　その中で、Ｋ社さんからしたら、３月31日までに返せばいいんやろというふうに捉えて、そういうふうにおっしゃってるのかもしれませんけども、こちらから、３月31でいいですよなんていう、そういうことは言ったつもりはありません。

川﨑委員　その点については、お互いの言い分に違いがあるということだけ確認しときます。

　以上です。

前迫委員長　それでは引き続きまして、眞田委員から尋問願います。

眞田委員　令和４年３月31日、今、言うてましたけど、年度末、Ｋ社から返された現金が203万8,265円、それ、どこで何時頃返されたのか、また、その際、現金は封筒に入っていたのか、封筒は幾つであったのか、どんな封筒であったのか、教えてもらえますか。

光本証人　えっと。

眞田委員　まず、ほんならゆっくり聞きますね。一気に聞いてごめんなさい。

　どこで受け取りましたか、現金は。

光本証人　先ほどお伝えしたように、尼崎市役所の前か、もしくはその……

眞田委員　それは払ったときの話ですね。

光本証人　いや、なんで、先ほどお話ししたように、その返ってきたときのことと支払ったときのが、ちょっとごっちゃになってるので、尼崎市役所の前がどっちだったのかちょっと曖昧ですけども、どちらにしてもＫ社さんがこっちに持ってきてくれたという記憶は、私から取りに行った記憶はありませんので、持ってきてくださった。恐らく……

眞田委員　整理しますと、払ったときの場所も、返してもらったときの場所も覚えてないと、こういうことでいいですね。

光本証人　いや、覚えてないとは言ってません。どっちかだったかだけ……

眞田委員　いやいや、どこの場所か覚えてないということを確認してるんですよ。

光本証人　いやいや、尼崎市役所の前だと思います。そこまでおっしゃるんであれば、尼崎市役所前だと思います。

眞田委員　そこまで言うんならってどういうことですか。

光本証人　いやいや、覚えてないというふうに決めつけ

られるんで、覚えてないわけではないですと。

前迫委員長　尋問でお願いします。

光本証人　尼崎市役所の前で受け取り、そのまま会派職員さんに渡したという記憶です。

眞田委員　市役所の前って、どこですか、具体的に言うてください。

光本証人　恐らく、これどっち側というんですかね。

前迫委員長　議会棟の。

光本証人　議会棟の……

前迫委員長　北側ですか。

光本証人　南側やと思います。

前迫委員長　南ですか。

光本証人　恐らく、はい。

前迫委員長　橘通りですか。

光本証人　です、はい。

前迫委員長　時間は。

光本証人　すみません、ちょっと時間までは覚えてないです。ただ……

前迫委員長　朝、午前。

光本証人　すみません、ただそのまま会派職員さんに渡してますので、タイムラグはないはずです。私もそのまま……

眞田委員　議会棟、ごめんなさい、まだ時間はいいんです。議会棟の場所の南側って、具体的にどこですか。さっきあなた覚えてないとおっしゃってましたよね。

光本証人　いや、覚えてないと言ってるんじゃないんです。要は、返してもらった日と払った日の場所がどっちだったかなという感じで、全く覚えてないというわけじゃないです。

　なので、尼崎の中で返してもろて……

眞田委員　あなたさっき、帰る途中かもしれませんなんて言うてましたよ。それが急に議会棟の南側というはっきりした場所に急に変わるんですか。

光本証人　いや、ちょっと待ってください。そういう印象操作やめてください。

眞田委員　印象操作。

光本証人　私言ってますやん。返してもらった日と、私が払った日が、尼崎市内でしたと。私が行った記憶がないんで絶対そうですと。それで、どっちかがどっちかの、ここが曖昧なだけで、役所の前と、あとは帰る道中のどこかでお会いしましたという、ここの２つは確定してますんで、どっちにしても尼崎市役所の周辺です。

眞田委員　周辺いうて、今、はっきり議会棟の南側と言いませんでしたか。

光本証人　だから、今言われて思い出していったら、南側、それがもうそこまでおっしゃるんやったら、恐らくその返してもらったときが尼崎市役所のところなんだと思うんで、南側やと思います。

眞田委員　その辺の……

光本証人　ただ、その当時、これがそこまで問題になると思ってませんでしたので、一個一個確実に記憶にとどめとくということはしてませんので、そこがちょっとそごがあって、向こうと言ってることが違うから、まあ言うたら、何か矛盾があると言われても、そこに関しては、ほんまに覚えてることをそのまま素直にお話しさせてもらってるだけですので。

眞田委員　あのね、この203万のお金のことで、どれだけの人が百条委員会まで立てて、この審議してるわけですよ。その中で、その203万円の現金をもって払ったときの場所も明確に分からない、返してもらったときの場所も明確に分からない。そういうところにこの疑義が生じてるということで、今、話ししてるんですよ。

光本証人　いや、あの。

眞田委員　それを覚えてないと言われると、こちらとしたら、前へ話は進まない。

光本証人　いや、私の言うてるのは、市役所の周辺です。ただ、その払った……

眞田委員　周辺という意味が分からないんですよ。さっきから周辺周辺。

光本証人　この周りですよ。

眞田委員　周りという、その……

光本証人　南側も周りじゃないですか。

眞田委員　北側と南側と全然シチュエーションが違いますよね。

前迫委員長　今、南側とおっしゃいましたので、また明確になりましたら、言っていただきたいと思います。

眞田委員　はい。

　Ｋ社の代表者の聴取では市役所の近く、これもはっきりと市役所の近くということで、そちらのほうの証言もはっきりしてませんので、Ｋ社の代表に聴取した際には、代表の家の近くと、証言もされているんですよ。

光本証人　代表の家の近くというのはどこですか。

眞田委員　これ違いますか、Ｋ社の代表の、聴取したときは、代表の家の近くと証言されてる。書かれてますけど。Ｋ社の代表に事情聴取したときは、代表の家の近くというふうに言われてたというふうに、行ったときに聞かれてるというふうに聞いてますけど、そうではないですか。違うんですか。

前迫委員長　３月31日の場合は、役所の近所ですね。

眞田委員　はい、それではそれでいいです。

前迫委員長　はい。

眞田委員　返金されたとき、現金をその場で確認はされましたか。

光本証人　いや、そこに関しては、車の中やったと思うんで、その広げて数えるということは私はしてません。

眞田委員　車の中で現金を受け取って、封筒にか何かに入っとって、その現金は、その額がちゃんとそろってるかどうかという確認もしなかったということですか。

光本証人　その場ではしてません。

眞田委員　どこでしたんですか。

光本証人　もうそのまま会派室に持っていって、会派職員さんに数えてもらったといったら変ですけども、確認をしてもらいました。

　その際、もっと言えば、こちらからキャンセルをお願いして、それで返してもらって、その場で確かめてというのがなかなかちょっと雰囲気的にも感じ的にも厳しかったので、最悪、足らずがあったら個人で補おうという、それは、会派職員さんに渡したときもそれは言いました。もし、足らないのであれば言ってくださいと。ちょっとＫ社の前でそれをなかなか言いづらかったんで、もう私はそこは、もし足らなかったら補塡しますというような発言をした記憶もありますので、その場で、Ｋ社さんの前で、一枚一枚確認するということはしてません。

眞田委員　そのときに領収書を返したんですね。

光本証人　そうですね、領収書は、はい、記憶にあります。

前迫委員長　いいですか。次、お願いします。

　それでは、引き続きまして田中委員から尋問願います。

田中（淳）委員　すみません、光本証人にお伺いをしたいんですが、一番最初に、Ｋ社の代表との付き合いがいつからかということで、紹介でというふうにおっしゃいました。これ誰の紹介ですか。

光本証人　親族からの紹介です。

田中（淳）委員　一点、途中で思い出していただいた、事務局のほうから求められた見積書を、これ、日にちに関して確認をさせてもらいたいんですけど、事務局のほうから求められて再発行して、提出いただいてるのが2021年の10月25日なんですね。それと、会派職員さんに、ポスティングと印刷、これプリントパックですね、合計の203万8,265円のメモをお渡しになってるんですが、これが11月２日ということになってるんですね。

　実際の会派会議においては、これ、まだどこにどうするかということも御報告をされていないと思うんですけども、この段階で、Ｋ社にするんだということは、この会派会議において報告はされましたか。

光本証人　報告をしたかどうかの記憶は、すみません、定かでありませんけども、私のほうで、日頃頼んでるポスティング業者よりも金額が高くない、プリントパックよりも高くならないというこの条件は満たしてたんで、もう進めてよいという判断で私が進めました。

前迫委員長　ちなみに言いますけど、今も、言ったか言わなかったかとか、そういうふうな簡便なお答えで、またお願いいたします。

田中（淳）委員　当時、例えば、この250万と一緒に６万円も引き出されてたかと思うんですが、例えばなんですけど、本を買うとか視察に行くというような場合は、会派内でどういうふうに手続をされてたか教えてもらっていいですか。

光本証人　本を買うのに関しては、過去に会派でその本を買ってる議員がいないかどうかを会派職員さんに照会して、買ってないということであれば購入できるというルールだったと思います。

　視察に関しては、２人以上で事前に、新人議員も多かったもんですから、事前に会派メンバーにその了承を得るというルールだったと思います。

田中（淳）委員　要するに、本は、かぶってるかかぶってないかということを確認するのと、視察に関しては、２人以上でということの手続、それを踏まえた上での手続を進めるということでやっておられたということでお聞きしていいですか。

光本証人　恐らくそうだったと思います。

田中（淳）委員　その一定の手続、本が、書籍がかぶってないか、視察の場合は２人以上ということの、そういった手続が適正でなかった場合というのは、これ、基本的にはもう経理責任者さんを通さずに、もうこれは支出決定者である光本証人が会派職員さんとやり取りをしていたということですよね。

光本証人　そうですね、例えば、Ａ議員が何かの本を買おうとしてる、そこに関して私は全くノータッチでしたので、それが分かるのは、買った後に、何かこういうふうに政務活動費を毎月月末に締めたらこんだけ減ってますというところで、初めてその本買ったんだなというのが分かってたんだと思います。

田中（淳）委員　要するに、経理責任者という存在を通さずに、そういった会派職員さんに各所属議員さんが必要な分だけをやり取りをして、必要な額を受け取っていたというふうな形でお聞きしていいですか。

光本証人　そうですね。

田中（淳）委員　分かりました。

　当時、西田兼治議員が経理責任者であったという認識はおありですか。

光本証人　と思ってはいたんですけども、これまでの他の委員会ですかね、彼にしっかりとその辺は伝えれてなかったのかなというふうには、身を切る改革の寄附のまとめ役、そこの会計の責任者だというふうに認識をされてたので、そこは我々、幹事長、副幹事長など

がちゃんとしっかりと伝えれてなかったのかなというふうに思います。

田中（淳）委員　政務活動費の条例上、この会計責任者を置かなければならないということに関しては御存じでしたか。

光本証人　はい。

田中（淳）委員　改選後、2021年の６月の市議選ですよね、市議選で、会派の役割というのはそれぞれどういうふうにお決めになられたか御説明いただいていいですか。

光本証人　団長、幹事長、副幹事長、総務、政調会長ぐらいまでは、私や安浪議員などで決めたと思います。それ以外の役職に関しては、基本、新人の方々に興味のあるところなどで決めていただいたと思います。基本、こっちが頭ごなしに、これにしとけとか、これをせいというような会派運営をなるべくしないでおこうと思ってましたので、私が勝手に決めたというわけではないと思います。

田中（淳）委員　最終的な役職の承認承諾ということは、御自身でなされたというお気持ちでよろしいですか、当時。

光本証人　承認承諾というのは、最後……

田中（淳）委員　受け入れたということですか。

光本証人　もちろんそうですね、はい。

田中（淳）委員　分かりました。

光本証人御自身の行いも含めて、経理責任者というその今おっしゃっていただいた、条例上にもそれが定められてることを御存じであるということですから、そこを通して入出金を行ってないということでは、やはりその制度をというものが守られてたかというと、そうは言い難いんじゃないかなというふうに客観的に思うんですけども、当時の幹事長として、責任としてはどのように感じておられるかお話しいただいていいですか。

光本証人　それを西田議員にしっかりと伝えれてなかったことに関しては、会派の幹事長の私も含めて、役員には責任はあると思います。

お恥ずかしい話ですけども、2013年に尼崎の市議会で維新の会の会派ができてから今回に至るまで、そこは形骸化していたんだと思います。条例上、会計責任者を置かないといけないということは分かってましたけども、名前を貸すじゃないですけども、そこの枠に名前を書く程度の認識で、一つ一つ政務活動費の入出金があるたびに会計責任者が絡むとか、毎月確認するとか、年度末に何かサインはするものの、中をしっかりと確認するというそういう習慣というのは、維新の会の会派にはなかったと記憶してます。

田中（淳）委員　それは、すみません、いつからかなくしたのか、もともとあっていつからかなくしたのか、それとも最初からなかったのか、どっちなんでしょう。

光本証人　最初からなかった。

田中（淳）委員　最初からなかった。

前迫委員長　いいですね。田中委員の尋問は終了しました。

それでは、次に、証言を求める事項の２点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

モニター映していただいてよろしいでしょうか。そっちを見ていただきたいと思います。見えますか。

今、モニターに映っているウェブ通帳の写し３枚についてでございます。これは、これまで証人が提示をしてきた、私たちにウェブ口座を見せたりしたものでございますけれども、この今映っている、証人分かりますか、数字分かりますか。この３枚の分ですけど、これは本物ですか。これ、私たちが見せていただいた分ですよ。

光本証人　はい。

前迫委員長　本物ですか。本物かどうか。

光本証人　すみません、この件に関しては刑事手続と民事手続に影響が出ることも考えられるため、資料の提出もそうだったんですけども、回答並びに資料の提出も含めて控えさせていただければと思います。

前迫委員長　正当な理由やと思いますか。訴追の可能性があるということを、今、言われていますか。

光本証人　そうですね。

前迫委員長　そうですか。

光本証人　はい。

前迫委員長　訴追、どの部分が可能性があるんですか。

光本証人　いや、すみません、そこは今日ちょっと日程調整ができなくて、代理人が同席できてませんけども、その代理人のアドバイスの下、どの部分かまでは私も素人ですので分かりかねますけども。

前迫委員長　これ、以前に私たちに堂々と、後でまた順番に説明しますけど、出していただいた分ですので、これをその当時、本物だというふうに言われていた部分です。

令和……

中尾委員　委員長、ちょっといいですか、今の件、すみません。

前迫委員長　はい。

中尾委員　黙秘というか、御発言いただけないということであれば、これからずっと質疑が続くんですけど、あくまでも私たちが思っている思い、これは本物かどうかというこちらの思いの下でこれから質疑が続くようになりますけども、それはそれで構いませんか。

光本証人　まず、もう二千二十何年だったかな、あの当

時、もう刑事告発ということをされてまして、今もう舞台は行政から司法の場に行っておりますので、そこに関しては、司法の場でしっかりと対応はさせていただきたいなと思いますし、この証人の尋問についてのところにも書かれてますけども、私も素人ですので、この司法の場でどういう広がりを見せるのか分かりませんけども、代理人のアドバイスの下、訴追のおそれがあるのかどうかも私は分かりません、判断ができませんけども、そう代理人がアドバイスをしておりますので、ここに関しては、これから質問をしていただくのかもしれませんけども……

前迫委員長　すみません、今、言っていただいたんですけど、今回、今起訴されてる内容以外の２件について、あれでは、もう新聞報道なんかでも起訴内容は200万ぐらいであろうと。そしたら、200万以外の部分で、そういう起訴されてない部分であるということで、今回、Ｋ社の分とこの250万円の口座の移動の分を取り上げさせていただいております。

その中で、これが刑事訴追のおそれがあるというふうな、今そこに入ってないのに、あるというのは、ちょっとやっぱり理解ができにくい。だから、どの部分がそうなるのかということを、疎明をしっかりしていただかないと、まず、ここからずっとスタートするんで、このことについてこれが本物かどうか、あのとき見せたわけですから……

光本証人　すみません、そこに関しても、代理人が出席してませんので、この場ではすぐお答えできませんけども、事前に聞いてる分には、その訴追の可能性があるんであれば証言は控えさせていただくということで……

前迫委員長　そしたら、銀行関係は訴追のおそれがあるというふうに思われてるんですね。

光本証人　いや、すみません、そこは私は分かりません。ただ、その司法の場でこれからやっていく、代理人がそうおっしゃってますので、私としてはそう答えざるを得ません。

前迫委員長　今、司法の場と言われたんで、それ以外で、今、私たち百条委員会でできる部分をやってますんで、このことがちょっと今疎明をしっかりいただけないとなったら、今ちょっと審議に支障を来すものもありますから、ここで暫時休憩させていただいて、ちょっと協議をさせていただきたいと思いますけど、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　それでは、暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を続行したいと思います。

先ほどモニターを見ていただきまして、このことに対しては、光本証人のほうから刑事訴追のおそれがあるので答弁ができない、今日は代理人も来てないということでありました。そういったことですので、今、本物かどうかというのはいただけないんですけれども、今回、私どもがこうして百条委員会を立ち上げることによりまして、銀行のほうに、このときの４月１日から６月14までの取引状況を証拠として出していただきました。

その中では、先ほど、４月20日に入金を、250万円を会派から出したということでしたよね。光本証人、で間違いないですか。会派が割れるおそれがあるので25掛ける10人分、この一部使える分250万円を、会派職員さんに現金で頂いた。これ間違いないですよね。

光本証人　すみません、もうその件に関しても、先ほどお話ししたとおり、回答を控えさせていただきます。

前迫委員長　控えますか。250万円を出したということで、これまでにお聞きをしております。

それを、まず、この250万円頂いた分を口座に入れたのでしょうか、銀行に入れたのでしょうか。そのことも答えられませんか。

光本証人　そうですね、ちょっともう今、代理人もいませんので。

前迫委員長　はい。

光本証人　私は判断できませんので。

前迫委員長　このことも答えられないということですね。

令和４年の６月14日の会派代表者会での答弁を含めて、光本氏はこれまで、日本維新の会光本圭佑名義の通帳を令和４年４月１日につくり、250万円を４月20日に入金したと言っておられます。同じ名義、同じ口座番号の令和４年４月１日から令和４年６月14日までの入出金記録を銀行から提出していただきました。

それを見ますと、口座開設日は令和４年６月２日、250万円の入金は令和４年６月３日であることが判明しました。これまでの御説明と全く違うんですけれども、これはどういうことか説明できますでしょうか。

光本証人　そこも、先ほど話したとおり、回答を控えさせていただきます。

前迫委員長　令和４年６月14日の会派代表者会で出したウェブ口座の写しという３種類の資料は全てうそで、偽造だったということになりますが、どう説明されますか。

光本証人　そこも回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　令和４年５月に議会事務局に提出したウェブ口座の写しについて、光本圭佑氏は令和４年６月14日の会派代表者会で、バグったと言っておられます。そもそも令和４年５月の時点では、口座がなかったということです。どう説明されますでしょうか。

光本証人　そこも控えさせていただきます。

前迫委員長　そもそも５月の段階では存在しない通帳をどうやって示そうと思われたんでしょうか。どうですか。

光本証人　そこも控えさせていただきます。

前迫委員長　令和４年６月14日の会派代表者会で、光本圭佑氏はウェブ口座の入出金状況をパソコンの画面で見せようとしておられました。パスワードエラーで結局見ることができておりません。何を見せようとされたのでしょうか。どうですか。

光本証人　回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　令和４年６月３日に入金した250万円は、４月20日に受け取った政務活動費でしょうか。ここはどうでしょう。

光本証人　すみません、代理人が同席しなくて、どこまでを答えてどこまでをというのが分かりませんので、回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　それでは、引き続きまして、佐野委員から質問お願います。

佐野委員　それでは、私からも光本証人に一連お聞きをしていきたいと思います。

令和４年の６月14日の会派代表者会で、光本氏の答弁では、市長選挙の関係で会派内がごたごたして会派が割れるかもしれないから、個人使用分の合計250万円を別管理にしたいというふうにお答えになっていましたが、その件で、250万円を別口座で管理する必要性については、当時の維新のメンバー誰一人としてその必要性はなかったと、ここまでお答えがありましたが、光本証人がお１人だけその認識に違いが出ているということについては、なぜだとお考えでしょうか。

光本証人　それに至った経緯ということなんだと思います。

そこは、過去にも発言をさせていただいたとおり、会派のごたごたで、もう会派が割れるというのが予想されるような出来事がありましたので、私としては何が何でも割らせない、守ろうという意識から、そのようにしたと。ちょっと話せば長くなりますので、相当はしょってお話をしてますけども、一連の兵庫維新の会、当時の室井代表や徳安県議も絡めた維新の中でのごたごたが、もう全てのきっかけです。

佐野委員　続けてお尋ねをいたします。

確かにごたごたがあったと答えられた当時のメンバーさんの中からは、お２人がごたごたはあったということはお答えになっておられましたし、あとお１人に関しては、そもそも一度も一緒になってない、もう呉越同舟がスタートからだったというような証言もございました。

その中で、10人各個人で使用する分の合計250万円を別管理にしたのは、何かほかに理由、例えばだから本当に会派が割れるからそうしたんだというような意味ではない、何か別の理由というのはなかったのでしょうか。

光本証人　別の理由はないです。もう本当に、会派を割りに来る、安浪さん、西藤さんの処分を求めに、徳安県議が会派室に乗り込んでくるという、そういう情報が当日入ってきましたので、いよいよそういうことになるんだなということでの250万ですので、それ以外の大意はないですね。

佐野委員　では、続けてお尋ねをいたします。

その250万円を別口座で管理することについて、同じ会派の他の議員に協議相談もせずに、勝手に持ち出しているというふうなことは、他の当時の議員全員からそのようにお聞きしてるんですけども、その理由というのは何だったのでしょうか。

光本証人　当日、その日、徳安県議が会派室に乗り込んでこられるというのは、もう事前に情報をキャッチしましたので、そのときに会派室にいたメンバーはちょっと覚えてないんですが、ほぼ私と会派職員さんだけだったと思います。なので、もうちょっと時間的余裕もなく、相談する間もなく、会派職員さんには、これこれを引き出してきてほしいという依頼をしたという記憶です。

佐野委員　それでは、私のほうからの最後になりますけれども、令和４年の６月14日の会派代表者会議の中で、光本証人からは、会派職員に後から履歴でも分かるように10人分と分かるような引き出し方の仕方をしてくださいとお願いをしたというふうに、答弁いただいていますが、会派職員の方に、こちら委員会として聴取した中ででは、そういうふうに10人分と分かるような引き出し方をしてくださいという指示はなかったけども、25万円を10人分と言われたので、通帳に分けて記録したほうが今後も分かりやすいと思ったので、自分の判断だったというような証言はしておりますが、この食い違いについての理由というのはどのようにお考えでしょうか。

光本証人　そこは、会派職員さんがそう答えられたのはなぜか分かりませんけども、私の記憶では、25万円の10人分、分かるように引き出しをしてきてほしい。後から毎月１回議会事務局が確認するというのも会派職員さんから聞いてましたので、そのときには私はちゃんと説明しますので、分かるように引き出しをしてきてほしいという趣旨のことをお伝えして、引き出しに行ってもらったという記憶です。

前迫委員長　いいですか。

じゃ、続きまして、眞田委員からお願いいたします。

眞田委員　令和４年の６月14日の会派代表者会で、光本

氏の答弁では、会派内のごたごたがあったため、兵庫維新の会の県議会議員が会派に来て、団長や、光本氏ですね、光本氏などの処分を求めるとの書面を持ってきたことをきっかけに、処分を求める書面を持ってきたのをきっかけに250万円の出金を会派の職員にしたとの答弁をされてるんですね、光本氏。

ところが、会派の職員の証言によりますと、令和４年４月20日に光本圭佑氏から250万円を引き出すよう指示され、出金し、出金した後、会派に戻ってきたときに兵庫維新の会の県議会議員が来ていたということであり、食い違いがあるんですけども、そこはどのように覚えてはりますか。

光本証人　そこに関しては、会派職員さんの発言が正しいです。私の伝え方のニュアンスが間違ってたのかもしれませんけども、会派室に乗り込んでくるというのは事前に情報をキャッチして、なので、すぐに会派職員さんにお願いができたと。会派職員さんが行ってくださってる間に、実際に、徳安県議ともう一人ですけども、来られたので、そこに関しては、ちょっと私の伝え方のニュアンスが間違ってたのかもしれませんけども、会派職員さんのおっしゃってることが正しいです。

なので、文書を持ってこられるというのは、来られて初めて分かったんではなくて、もう来られるというのを事前にあるところから情報をいただいたので、それで、こちらとしては対応、防御といいますか、対応を事前にしたということです。

前迫委員長　いいですか。

そしたら、次、中尾委員、お願いします。

中尾委員　続きですが、令和４年４月20日、受け取って、250万円、実際口座がなかったというふうに突き止めましたので、そのお金はどのように保管、管理していたのか教えてください。

光本証人　そこに関しても、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員　じゃ、質問を続けます。

私的流用することはなかったでしょうか。

光本証人　私的流用は考えておりません。それを考えたんであれば、25万を10回分に分けてとかいう、後々ちゃんと説明ができるようにという意識で当時は動いてましたし、何にせよ会派を守って割られんようにということで頭がいっぱいでしたので、その私的流用というものは発想もないですし、しておりません。

中尾委員　今の御説明をそのまま分かりましたというのも、なかなか受け止めにくいと思っております。

ちょっと言いにくいことですけども、翌年の４月と５月に、御本人と御本人が経営する会社が破産手続に入った事実もあると思います。破産手続というのは、そんな簡単に裁判所が認めるようなものでもないと思うんです。それでいいますと、私的に流用していなかったという事実を証明するような書類を出していただくことは可能でしょうか。

光本証人　どういう資料を出せばいいかよく分かりませんけども。

前迫委員長　いってください。

中尾委員　じゃ、私が求めるのは、御自身並びに経営されていた法人に関する口座の出入り、また、会社でありましたから、決算書であるようなもの、やっているかどうか分かりませんけども、それ以外でお金が必要となるようなもの、これは一般論ですけれども、例えば株式とか先物とかＦＸとか、いろんな運用をする方もいらっしゃいますので、そういうことに使われていたとしたら、していたと言ってるわけじゃありませんので、ならば、取引明細などを開示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

光本証人　それらに関しては、全て民事手続の中で提出をしておりますし、実際にそれが今進んでいるところで、そこでの結果で確認ができるのかなと思いますし、告発をされて、ここに関しても警察でも調べられてます。そこに関しても、私としては、起訴されてないということは問題がなかったんだなというふうに思っておりますし、何にせよ、民事のほうの手続のほうで今おっしゃったような資料は全て提出をして、確認をされておりますので、そこに関しては、提出をすることはちょっと考えておりません。

もう舞台は民事のほうに移っておりますので、その件も。

中尾委員　じゃ、続けます。

前迫委員長　どうぞ続けてください。マイク入れて。

中尾委員　銀行の入出金の記録を拝見させてもらいました。令和４年６月３日、250万円を25万円ずつ10回に分けられ、入金されています。なぜそのような煩わしいことをされたんでしょうか。

光本証人　ここに関しても、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員　では、その入出金の記録の続きですけども、６月６日の日に250万円を振込をされています。そのうちの１つのところが法人でありました。この法人について、所在地、また業種、振り込みをされた目的を開示してもらうことは可能でしょうか。

光本証人　そこに関しても、回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　どうぞ。

中尾委員　この日、６月６日に安浪順一議員が立替えをした、その分について、夜に証人は返金をされてます。その日に返金できるのであれば、なぜ直接会派の職員

さん、もしくは入金する手続をしなかったのでしょうか。

光本証人　そこに関しては、私が戻す前に安浪議員がいろいろ思われて返されたので、私が返そうとする前にもうその行動が起こってたので、私としては、いやいや、安浪議員が、立て替えたという言葉を聞いたかどうか分かりませんけども、からもらいましたと聞いてびっくりしたというのが、当時の流れです。

中尾委員　もし安浪議員が立替えしてなければ、そのお金というのは返すつもりはなかったということになりますか。

光本証人　それはあり得ないです。政務活動費のものですので、返しますよね、普通。

中尾委員　では、続けます。

　安浪順一議員に返金した250万円、どのように工面されましたでしょうか。

光本証人　工面。工面って、そのままあったものを返すだけなんですけども。

中尾委員　つまり、４月20日に出金したお金がそのままあった。それを返したということでよろしいですか。

光本証人　はい。ただ、この一連の話が、ちょっとごめんなさい、代理人が今、同席してない中でどこまでがというのも、私もそこまでの事前打合せをして出席してるわけじゃないので、回答を差し控えさせていただければと思います。

中尾委員　安浪順一議員の、返金した際のことをお聞きしたいんですけども、その場で現金を数えたりしてますか。また、どんな封筒に入れて返したのか覚えてますか。

光本証人　すみません、これも、何にどうつながるのかまで私には分かりませんので、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員　以上です。

前迫委員長　他に、このことで、場所とかね。

　都築副委員長。

都築副委員長　ちょっと中尾委員の質問にも関係してくるんですけれども、あなたが６月２日に開設した銀行の口座ですけれども、６月３日に25万ずつ10回に分けて入金してます。６月６日に、あなたの口座に30万、あなたの親族と思われる方に20万振り込んでます。同じ日に200万円を振り込んでる会社がありますが、それを、先ほど控えるという話をしました。

　私が、これ調べたところ、無登録事業者研究所という後にその会社名を入れて検索すると、出てきました。無登録事業者研究所というのは、無登録の事業者が営業の実態を解明して、被害者が拡大しないようにというか、その法的問題点を研究していくところです。その中に、同名の会社が出てきます。収納代行、決済代行会社となっていますけれども、その会社については、そこでということで間違いないでしょうか。

光本証人　20万、30万、200万というお話だったと思うんですけども、どちらにしてもその口座から出金をしないといけないという必要がありましたので、ただＡＴＭから引き出せるのが、限界が毎日50万が１日の限界だったと思いますので、当時はもう報道も過熱して、私もなかなか外にも出れなかったので、そこは、親族にそのお金を渡す分、現金で親族からもらう、銀行に行く手間を省くということで出金をしたというだけのことですね。

都築副委員長　この日本維新の会光本圭佑という口座は、あなたは会派代表者会でこのように証言してるんですよね。屋号がついてますので、私の認識の中では、もう１つ、光本圭佑という口座を持ってますので、そっちが私の中では個人、屋号がついてる日本維新の会光本圭佑というのは、あくまでも議員活動用、議員用という思いで位置づけているという。ほんで、前迫委員長のほうから、それは政務活動費が入った分ですから公金を扱ってる口座になりますねと言ったら、はいと言ったんです。

　ということは、その口座には政務活動費が入ってたと。その口座のお金を、何かよう分からん会社ですけれども、振り込んでたということになるんですけれども、どうですか。

光本証人　いや、すみません、その細かいところに関しては、回答を差し控える分野に入るんですけども、私としては、日本維新の会光本圭佑という口座も、あのときの報道と状況的に、金輪際この口座を使うこともないだろうし、どちらにしても、早くこのお金を引き出さないとという、ただ、なかなかＡＴＭで５日間もかかる、窓口に行けるような、あの当時状況でもなかったですので、そのような感じで引き出す煩雑さを代えたという。

　今後、この口座をもう使うことはないですし、もう終わるだろうなという認識でそのようにしたと、そういうことです。

都築副委員長　ただ、これ、いいですか、自分のお金に、例えばしとけば問題ないんですけれども、他の名義の法人に振り込んでるわけですわ。

光本証人　他の名義の法人ではなくて、そこに口座を持ってる親族の口座です。なので、他の法人に振り込んだというわけではないです。

都築副委員長　書いてる会社は、あなたの親族の会社ですか。

光本証人　いや、違います。そこに口座を、親族が持ってるので、そこに、指定されたところに振り込んで、現金でもらうと。銀行に私が行けなかったもんですか

ら。

なので、全然知らない法人に振り込んだんじゃなくて、その法人で口座を持ってる親族、その親族のその口座に振り込んだという。なので、全然知らない法人ではないです。

都築副委員長　それ、例えば、これ私が検索して出てきたその収納代行、決済代行の会社ではないんですか。

光本証人　そこに振り込めば、その親族が開設してるその口座に入るという、なので結局は親族に振り込んでることになるんです。そこを指定されたもんですから、そこに振り込んだという、そういうことです。

都築副委員長　ほんなら、これは間違いないんですね、この会社は。

光本証人　その中の親族の口座です。振り込む際に、その親族の口座番号なりを書けば、その親族の開設してる口座に入るというふうに私は聞いてます。

都築副委員長　ということは、例えば、その公金を入れた口座から、親族の口座に金を入れたということになるんですか。

光本証人　そこは、公金かどうかも含めて、先ほども……

都築副委員長　いやいや、ちょっと、あなたは、会派代表者会議で、前迫委員長から、それは政務活動費に入った分ですから、公金を扱ってる口座になりますね、で、はいと答えました。

光本証人　なので、その後、告発もされておりますし、司法の場に移ってますので、回答は差し控えさせていただければと思います。

都築副委員長　それでは、もうちょっと続けさせてもらっていいですか。

この事情も含めて不可解な入出金等について、令和４年６月16日に、兵庫県警捜査２課に行って、疑念を晴らすため任意の捜査をお願いし、捜査の進捗に合わせて説明責任を果たすと、ユーチューブで行っています。

その後の状況がどうなってんのか、説明責任を果たしているのかと言えるのか、どうでしょうか。

光本証人　その後、刑事告発をされましたので、もう司法の場に今移ってますので、司法の場でしっかりと対応させていただければと思います。

都築副委員長　最後にしますけれども、そうすると、なかなか答えていただけないということですので、裁判の結果が例えば出たら、あなたは説明責任を果たしますか。

光本証人　いや、裁判の中で説明が果たされていくものやと思いますし、結果が出たら出たで、もちろん……

都築副委員長　やりますね。

光本証人　どういう形か分かりませんけども、はい、説明は。

都築副委員長　政治倫理条例の中で、説明会の開催ができるというのがあるんですよ。だから、そういう意味でいうたら、市民の何ぼかの署名が集まると、当然そういうことが行われるわけですけども、そういう責任を果たすということで約束していただいていいですか。

光本証人　はい、拒めるもんではないと思いますので、そういう状況になれば、対応させていただきます。

前迫委員長　皆さんのほうから。

中尾委員。

中尾委員　このテーマではなくて、Ｋ社のポスティングのところ、最後、質問聞いていただけなかったんで。

前迫委員長　ごめんなさい、ちょっと時間がなかったもんですから。

中尾委員　いいですね、ちょっと一つ戻りますけれども、私は、すごく日付を並べていて、タイムスケジュール並べていて、矛盾を感じるところがあるんです。それは、11月１日に会派会議を開いた。そのときに、すんなりとＢ３サイズのポスター並みのチラシを一気に作ることができなかったというのが、11月１日なんですね。それで、12月２日の日に、自分がふだん取引してるところがあるからということで、そこに当たってみるというふうにおっしゃってるんです。多分それがＫ社のことですかと思うんですね。

でも、その見積書というのは、その前の10月25日付で出てる。それ、会派会議で、困ってます、私が助けましょうという以前から見積書が出てることになるんですけど、この、要は矛盾というか、なぜそんなことが起きるのかというのが理解できないので、説明していただけますか。

光本証人　すみません、ちょっと今の日付がよく分からない。12月１日ですか。

中尾委員　まず、見積書ができてるのは令和３年10月25日です。多分それが必要となることが判明するのは、11月１日なんです、令和３年11月１日、会派会議を開きました。そのときに、一気に発注できないと。１回２万枚ですよということであった。それで、２日の日に証人自身が、じゃ、私が営業ついてる人がいるから何とかなるかもしれないということで、手打ちますよと言ってるんですけども、実は見積書はその前の10月の25日で依頼をしている。それはちゃんと事務局に提出されて、それも残ってます。

理屈が、理屈というか……

光本証人　いや、その前から見積りを取る10月25の前から、プリントパックでの煩雑さも含めて、多分これ会派報やったと思うんですけども、もう話を進めていく、ほんで、サイズもＢ、何かちょっと忘れましたけども、のサイズだというのは、この10月25の見積りをもらう、

それが分かったので見積りをもらってるはずなんで、いや、ちょっと私としては、そのおっしゃってる矛盾というのがよく分からないんですけども。

中尾委員　そこまで、要は、印刷できないというリスクを感じて、事前に事前に手を打たれてたということですか。普通だったらば、みんなで決めて、ここでやりましょうと言いながら話を進めていくと思うんです。そこまで慎重にされてたわけですか。

光本証人　いや、これに関してだけでなくて、ほかのことでも、進みが悪いとか、私のほうでも進めても大丈夫そうだとか、そういうのはどんどん進めてましたので、これに特化してという意識はなかったですし、今も、私が進めれた話で、会派職員さんと話せて詰めれてた話やから進めたという、今もそういう認識です。

中尾委員　もう終わりますね。さすがやなと思うんですね。やっぱり大手で勤めてた経験もあり、またジムも、経営してた。さすが光本さん、その辺はさすがやなと思うんですけど、そんな光本さんが200万のお金を３月31日に返したとき、領収書まで返してしまうというのは、すごく光本さんらしくないというか、普通だったらば、政務活動費を、お金出したら支出書というのを立てないといけないですね、まさか一回払ったけどキャンセルしたからこれチャラですって、そんな理屈は通らないと思うんですよ、政務活動費においては。

一回出したということです。支払支出書に基づいて出したわけなんで、後々このお金って何なの、それを疎明する資料が要るというのは、容易にそう察知できると思うんです。でも、なぜコピーも取らずに返してしまうのか、そこが分からない。

光本証人　いや、そこは本当にそういう発想はなかったです。要は、現金を返したら領収書は返すというのは、商売をしてても、普通に、領収書を返してもらう側ですけども、というのはやってましたし、そこに関しては、コピーを取る、仕事として発注してれば残さな駄目ですけど、キャンセルになって無になった、ゼロになった、なしになったやつを残しておくという発想は、私にはなかったです。

これ、今回のこの印刷、Ｋ社のキャンセルの件ですけども、それよりも前の過去にも、現金払いしてキャンセルをして、返金を待つということが会派でもありました。そのときは、たしか私の記憶では、年度末を超えて新年度に入っても返金がなされなかったということがあった記憶があります。ただ、そのときは何ら問題にもならず、当時の議会事務局の職員さんの指導といいますか、やり方の下、新年度に入ってきた政務活動費で昨年度の穴を含めて、返金がなされたときには新年度の政務活動費にそれを足すということを、当時の議長も認識をしてやってはる、やってはります。だから、そのときは何ら問題もなりませんでした。

ましてや、年度末を越えての返金ですら何の問題にもならなかったのが、今回、議会事務局に確認した日までに戻ってきてまして、Ｋ社からの証言で私が何か流用なり横領なりをしてることもなく、その過去の、いや、政務活動費の支出ですから、当時の議長も全部を確認してるんやと思いますけども、返金されてないことも確認してたと思います。年度を越えてから返金あったことも確認されてると思います。

それが、議会事務局も含めて、当時の議長も問題にしなかった、問題にすらならなかったものが、今回、こうなってるというのも、私としてはちょっと理解に苦しむところもありますし、領収書に関してもそういう指導は一切受けておりません。その当時も、今お話しした当時も領収書は返してるはずです。返金したら返すというのは普通のことやと思いますので。

それを、何で残ってないんですか、普通は残ってるはずですよというふうに議会事務局から今回初めて言われたので、再度再発行してもらったということです。

中尾委員　すみません、ちょっともう１つ。

前迫委員長　簡便にお願いいたします。

中尾委員　今日、いろんな元同じ会派の方に政務活動費の取扱いについて質問しましたら、幹事長と会派職員の方でほとんどしてた。経理責任者というのはほとんどもう機能してないというか、なかったんじゃないかぐらいのところです。

ということは、幹事長は、経理責任、職員さんの支出書の要は精査とか、大変なことって十分分かってると思うんです。しかも11月２日にお金が出ました、そこから、職員の方は、その書類を整理して事務局に出すなりの手続があると思うんで、普通だったら、大変さ考えたら、一度払ったお金の領収書というのは渡すと思うんです。それからまた、会派職員から、振り込みされてませんよと、早く振り込んでくださいと言われてますね、何回も。でも、光本証人は、いや実はもうＫ社に振り込みしたからお金ないんですという説明を全くしていない。

光本証人　Ｋ社に振り込んだという話は、もう手渡ししてますので……

中尾委員　手渡しした。

光本証人　Ｋ社に私が払ったというのも、会派職員さんが知らないということはないと思うんです。だって、その渡すために引き出ししてきてくださいといってメモ書きを、金額までお伝えしてますので、ただ、先ほどもお話ししたように、私のやり方なのかもしれませんけども、全てが終わったときに領収書と請求書とをセットにして出すということをしてましたので、そのときもそういうやり方でやってたんだと思います。

中尾委員　それで……

前迫委員長　もう中尾さん、ちょっとあれになるんで。

中尾委員　すみません。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　光本証人には、今回ちょっとこのパソコン画面塞いだままのところで、せっかく百条委員会開かせていただいたのにお話しいただけなくて、非常に残念なんですけども、先ほどお聞きしました、この今回の250万円のこの10回に分けての引き出しの理由で、先ほど話してくださいましたが、会派内のごたごたがあってと、はしょって会派内のごたごたがあってということで教えていただきました、お話しいただきました。

今回、それが原因で、避難をさせるということで250万円を10回に分けて引き出したということで言われてるんですが、これも、令和４年の６月14日の会派代表者会の中で、光本証人が、実は去年、これ去年というのは令和４年なんです、2021年に市議選があったときです、我々の選挙です、があったときの投開票日の夜から翌日にかけても会派を割るという画策があってということがあって、それは未遂に終わったんですけどもというふうに書かれてます。これは、何か対外的な会派を割られるということだったのか、あるいは御自身が主体的に会派を割るというふうにお考えになったのか、どちらか教えてもらっていいですか。

光本証人　まず、私が会派を割ろうという発想はもう絶対にないです。今、田中委員が言ってくださったので、お話しさせていただきますけども、投開票日の夜に徳安県議が会派結成届を持って、新人議員並びに辻議員の事務所に回って、署名捺印をさせたと。要は、それ以外のメンバーと、今、新人プラス辻議員とで会派を割るということを徳安県議がされたという。会派結成届は、元市の職員に議会事務局に行かせて会派結成届を手に入れたということも聞いております。

そういう動きをして、投開票日の翌日ですかね、辻議員と、今、県会議員になられる長崎県議が会派室に来られて、私の前で、室井代表の命で会派を割りますということを伝えに来ました。お恥ずかしい話ですけども、それまでにも、兵庫維新の会の中では、室井代表と徳安県議によるパワハラ、モラハラというのがもう横行しておりました。なので、また始まったかということではありましたけども、私としては、市民の方から信託いただいた翌日に、会派をクーデターのように割るというのはもうあり得ないということで、本部とも連絡を取って、それを何とか阻止しようというふうに動いたということです。

前迫委員長　はい。

田中（淳）委員　ありがとうございます。

じゃ、そのときに、実際に割れるようなことがあるかもしれないなというのがあったというのは事実だということですよね。そのときには、同じように、この政務活動費を避難させるという発想に、至ったのか至らなかったのか、どちらでしょう。

光本証人　そのときには、もう投開票日の翌日ですので、会派結成届をまだ出す前ですし、政務活動費すらも入っておりませんので、そこはもうその発想はなく、まずは10人で、船出といいますかスタートしなあかんのを、いきなりその翌日にどういうことやろうということでの、もうそれを阻止するのでいっぱいでした。

前迫委員長　いいですか。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長　そのＫ社の件で、先ほど私が質問させていただいたところで、ちょっと偽証に当たるなというところが出てきたんですが、10月25日にＫ社に見積りを電話で取った。ほんで、11月２日に、女性事務員、職員さんにお金を、メモを渡して下ろしてもらった。そのメモを証拠としていただいてるんですけれども、そのメモのポスティングはバンセイになってます。印刷はプリントパックになってる。

ですから、10月25日にＫ社から見積りを電話で取って、それでもって、メモを女性職員に渡してお金をもらったというそのメモの中身は、Ｋ社じゃなくてバンセイとプリントパックなんですよ。それはどういうことですか。

光本証人　バンセイとプリントパックに発注をするために、そのお金を会派職員さんに引き出してもらったというのはもう絶対にありません。会派職員さんにも、プリントパックはもう使えないというのはもう分かってる話ですので、そのメモは、金額としては、恐らく、今お話聞いて思うのは、当時、Ｋ社に対してもそうですけども、バンセイはこの価格で発注してます、プリントパックは発注するとこの金額になりますというのは、私は常に把握してるわけじゃないので、会派職員さんから教えてもらって、それをＫ社に当てて、それよりも高くなるんであればもう発注できませんけど、どうですかいけますかというのをしたときのメモなのか、どちらにしても、もうその金額でやりますというふうにＫ社からオーケーをもらったので、その金額を下ろしてきてくださいというふうにお伝えしたんやと思います。

そのときのメモが、バンセイとプリントパックはもうこの金額ですというメモが、もうイコールその金額やからというので渡したかどうなのか、そこまでちょっと記憶にないですけども、それを渡してる時点で、プリントパックに発注することはもうないというのは、もう会派職員さんも分かってる話ですので、なので、

会派職員さんにプリントパックとバンセイに発注するためのお金を引き出してきてくださいというふうに言って引き出してもらったということは絶対にありません。

丸岡副委員長　いやいや、その職員さんに、まだこの金額よりも安いところをまだ探してくださいと言ったのは、その下ろしてからまだ探されて、それで見つかったということじゃないんですか。

光本証人　職員さんには、常日頃からいろんな検索というか、探してくださいとお願いしてる中の一環で、プリントパックは今回こういうふうな金額とか煩雑さというのが分かったんで、ほかにも使い勝手のいいようなところがあれば探しといてくださいねというようなぐらいので依頼をしてました。

まさかそう見つかるとも思ってなくて、K社が今までと変わらない金額、それ以上絶対高くならないというのが確定したので、もうそっちで発注はしたものの、会派職員さんは引き続き検索をしてくださってたんだと思います。

その検索してくださった結果、ちょっと１週間後というのは、私、記憶にはなかったですけど、見つかりました。見つかって金額を聞いたときに、あまりにもプリントパックとかK社との開きが大きかったので、もう私と会派職員さんの間だけで黙認するということも、それはやろうと思えばできたのかもしれませんけども、それはもう有り得ないぐらいの金額の開きだったので、これはちょっともう黙認できるレベルじゃないということで、K社にその金額をもう一回当てて、それで受けてくれへんかというような交渉をした。

結果、無理だということでキャンセルに至ったんですけども、そういう流れです。

丸岡副委員長　過去の出金をしてもらう手続の中でのメモの中身というのは、そのバンセイとプリントパックですし、光本証人が今まで証言してた中では、K社の見積りをもってメモを渡してるというふうに発言されていらっしゃいます。

光本証人　すみません、そこに関しては、記憶はどうか分からないんですけど、もう間違いなく、私は、会派職員さんにプリントパックとバンセイに頼むお金を引き出してくださいというふうにお願いをしたことはないです。

もうプリントパックでは煩雑になるというのはもう分かってる話ですので、それやのにプリントパックに払うお金を引き出してくださいという、そこは矛盾しますし、あり得ないですので。

前迫委員長　他に発言は。

丸岡副委員長　１点だけごめんなさい。

前迫委員長　はい。

丸岡副委員長　ちょっと確認しておかないといけないんですけども、先ほどの安浪証人のときに、いつでもその250万はお返しできるんだけれども、事務局が腹立つから返せへんねやということを、安浪議員が先ほどの証言の中でおっしゃってたんだけれども、その腹立つからということは、どういう中身ですか、一応確認させてください。

光本証人　すみません、その発言は……。ただ、私としては、その250万の、25掛ける10万円の前に、このK社のこと、あと、返金の問題に関しても、年度末までだというふうに議会事務局から確認を取ってたにもかかわらず、それが戻ってきてたにもかかわらず、それが問題になると言われ、そのときの領収書なりを出してくださいと。何で手元にないんですかと言われて、いや、それは現金で返したときに領収書も普通返すじゃないですか、いや、もう再度取ってくださいという、そういうやり取りがあって、私としてはちょっともう不信感を抱いたというのと、先ほど話したような、過去にも同じような例があって、あれは問題にならなくて、逆に議会事務局も、こういうふうな処理の仕方でいきましょう、議長にも報告をしての……

丸岡副委員長　250万の件。

光本証人　250万、なので、そこで議会事務局に対しても、議会事務局というと全員の職員さんに当たるので、もう特定の２人に対して私は不信感を抱いてたので、もう返そうと思ったらいつでも返せますけど、もうちょっと腹が立ってるんですというようなことは、安浪議員に言ったと思います。

前迫委員長　いいですか。

都築副委員長　先ほど私、ちょっと質問したね。250万を入れて、30万、20万、200万って支出があるじゃないですか。あの目的は何なんですか。

光本証人　あの目的は、ずっとその通帳に入れとく必要がないので出さないといけないという、その出し方がＡＴＭに５日間も通うという、そのときに状況でもなかったですし、窓口に、じゃ、赤の他人に行ってもらうというのも、本人確認なり何なりで無理やということでしたので、行ける状況じゃなかったので、そういうふうな出金の仕方をしたということです。

都築副委員長　その理屈でいけば、200万は分かるねんけど、30万、20万は何でなんですか。

光本証人　私の記憶では、30万、20万は振り込んでますか。ちょっとそこはちょっと記憶にないんですけども。

都築副委員長　振り込んでた。

光本証人　であれば、先ほどお話ししたように、１日にＡＴＭから引き出せる金額が50万が限度なので、なので、20、30の50で、１回はＡＴＭから引き出せる。けども、それ以外は４日間通わなあかんので、とてもじ

ゃないけど無理だということでの、はい。

都築副委員長　それやったら、50万別にあなたの名前で引き出しゃいいじゃないですか。何で親族に20万と言ってるんですか、と思われる、人に。

光本証人　なので、私の名前で引き出すには、窓口に行くかＡＴＭに５日間通う必要があるので、当時そういうもう状況じゃなかったので、そういう引き出し方をしたということです。

都築副委員長　30万、20万に分ける必要はないでしょうという話。

光本証人　そこは別に何の意図もないです。ただ、限度額何ぼなんやろうという中で、その20、振り込んだのかどうかもちょっと記憶ないですけど、振り込んで、いや、50いけるということで、さらに。トータル50になるようにしたということです。

都築副委員長　あなたね、言い方がね、先ほどからは５日間通わないかんということを言うとるわけですよ、分かっとるわけですわ。

光本証人　いや、だから、そのとおりです。

都築副委員長　だから、それやったら何で30万、20万分けんとあかんのと聞いてるんです。

光本証人　なんで、トータル50になるように。50というのが限度額というのを知ったんで、じゃ、トータル50になるように振り込んで、換金というか、その分もらったということです。分かりますかね。

前迫委員長　いいですか。

田中（淳）委員　最後に１点だけ教えてください。

前迫委員長　もう簡便にお願いします。

田中（淳）委員　最後、ごめんなさい、光本証人、さっきこれ、６月６日に引き出しをされてるんですけど、実際にその表に出られへん状況になっていたからというのは、何があってそうなっていたということですか。なぜ表に出れなかったんでしょうか。

光本証人　いや、もういろんなごたごたというか、この件に関してのことも含めて、そんなに頻繁に銀行に通うというような余裕がなかったと記憶してますけども。

田中（淳）委員　ごめんなさい、６日の時点で、ごめんなさい、端的に何があって外に出れなかったんですか。

光本証人　会派のメンバーとも、いろいろこの件についての話合いもそうですし、私も多分、本会議中かその前かちょっと記憶ないですけども、取りあえずそんなに日中頻繁に行動ができるという余裕がなかったので、そうしたという記憶ですけども。

前迫委員長　いいですか。

今日、光本氏にも来ていただいて、いろいろ尋問をさせていただきました。

今日、やっぱり百条委員会が立ち上がりましたことによって、皆様のほうには資料が行っております。銀行の４月１日から６月14日までの入出金記録が出てきたということで、６月14日の光本証人がそのときに見せたウェブ口座が、これが虚偽のものだったということが判明をしました。

このことについては、光本氏は刑事訴追のおそれがあるということで、今日、疎明はいただけませんでしたけれども、今日はこうして時間的な経過がたっておりますので、光本氏におかれましても、なかなか記憶が曖昧なところがあったり食い違うところが多々出てきたというのがありますよね。今日また新たになったこともありますので、またこういった機会を取ってお呼びしたときには、また来ていただけますでしょうか。

光本証人、いいですか。

光本証人　はい。

前迫委員長　またこうしたことを、今日、聞きましたけど、なかなか頂いたあれと、これまで調べてきたことと、私たちはこれきちっと資料をもって全部調べてきましたので、ああ、ここが矛盾してるなということが分かるんですけど、なかなかそれが、その記憶が光本氏においてはちょっと曖昧な部分もあったりしますんで、またそこら辺をきちっと精査をして、また次回のときにはさせていただきたいと思いますので、どうぞ御協力賜りますように、よろしくお願いいたします。

以上で、光本圭佑証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。ありがとうございます。

（光本圭佑証人　退室）

前迫委員長　それでは、この際、議事の確認のため暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

本日の議事に、記録（資料）の提出要求についてを追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

５　記録（資料）の提出要求について

（発言の内容）

前迫委員長　記録（資料）の提出要求についてを議題といたします。

まず、資料を配付させます。タブレットへの配付となりますので、しばらくお待ちください。

いいですね、これですね。

それでは、タブレットに配付しております資料につ

いて事務局より説明させます。

事務局　それでは、説明いたします。

先ほどの準備会で確認いただきました記録（資料）の要求一覧を、今、お示ししてます資料のとおり、要求いたしたいと思います。

まず、No.１の方につきましては、同行同支店におけるミツモトケイスケ名義の口座の有無、なお、口座がある場合は、令和４年４月１日から令和４年６月14日の間の入出金記録を、提出期限を令和６年11月25日月曜日として請求したいと思います。

次に、No.２の方につきましては、日本維新の会・尼崎市議団会派規約（原本）を求めていきたいと思います。提出期限につきましては、令和６年11月25日月曜日としております。

説明は以上でございます。

前迫委員長　ありがとうございます。

説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や意見がありましたら発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　それでは、記録（資料）の提出要求につきましては、配付の記録（資料）の提出要求一覧のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

この際、申し上げます。

本日の各委員の企業の情報等の発言につきましては、後刻記録を調査の上、取消し等に該当する場合には措置することといたします。

以上で本日の議事は終了しました。

これをもって、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。

(2)　令和７年２月19日　証人尋問議事録

光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会

２月19日

（発言の内容）

前迫委員長　こんにちは。

ただいまより光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

御報告いたします。現在の出席委員は８人であります。

この際、申し上げます。本日の委員会について、関西テレビ等からテレビ撮影の許可願が提出されており、委員長において、これを許可しておりますので御了承願います。

また、市政記者から写真撮影等の申出がありますので、御承知おき願います。

なお、撮影に当たりましては、あらかじめ委員長が指定した場所で行うこととし、議事の妨げにならないようにお願いいたします。

また、傍聴者が映らないように努めていただくとともに、委員の手元には個人情報が入った資料等もございますので、映らないよう御注意ください。そして、画像の放映や写真の掲載などを行う場合は、プライバシーの保護に十分留意していただきますようお願いしておきます。

次に、本日の議事並びにその順序については、タブレットに配付の本委員会の進め方のとおりであります。

議事に先立ち、御報告いたします。11月13日の本委員会に出席した辻信行証人から、タブレットに配付の発言訂正申出書のとおり、証言を一部訂正したいとの申出がありましたので、御承知おき願います。

それでは、これより議事に入ります。

１　本日の証人尋問の進め方について

（発言の内容）

前迫委員長　最初に、本日の証人尋問の進め方についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について、事務局より説明させます。

事務局　それでは、本日の証人尋問の進め方について御説明いたします。

恐れ入りますが、まず、タブレットに配付しております証人尋問タイムスケジュールを御参照願います。

本日は、光本圭佑証人の証人尋問を行います。その時間割については、資料を御清覧ください。

証人尋問の基本的な進め方につきましては、証人に対して宣誓、人定尋問を行った後、証言を求める事項に対する委員長からの総括尋問を行った後、資料に記載の委員が個別尋問を行い、最後に全体を通しての追加尋問がありましたら追加尋問を行っていただく流れとなっております。

これらの内容については、委員各位から提出いただきました尋問希望項目申出書を基に準備会で調整いただいたとおりですので、御確認をお願いいたします。

また、委員長が証人に対して行う総括尋問項目につきましても、準備会で調整させていただいた結果、タブレットに配付しております委員長証人尋問総括尋問項目のとおりでありますので、こちらにつきましても併せて御確認いただきますようお願いいたします。

次に、時間配分については、準備会の調整により割り振った目安であります。各委員におかれては、持ち時間を使い切らずに早めに終わっていただいても結構です。持ち時間を経過する場合には、委員長のほうから注意をさせていただきます。

追加尋問については、総括尋問、個人尋問の後、タイムスケジュールに留意して、委員長から各委員に追加尋問の有無を確認させていただきます。

次に、タブレットに配付しております証人の尋問についてを御説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、証人に証人の権利及び罰則の適用の可能性があることを説明するための資料であり、その内容については、前回の証人尋問の際に朗読させていただきましたので朗読を割愛させていただき、資料のほうを御清覧願います。

なお、この内容は、事前に事務局が証人に説明し、また、本日、証人の机上にも配付をしており、この内容を御承知いただいた上で尋問を進めていくこととなります。

以上で本日の証人尋問の進め方について説明を終わります。

前迫委員長　説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長　それでは、本日の証人尋問の進め方につきましては、説明のとおり御了承願います。

２　証人尋問について

（発言の内容）

前迫委員長　次に、証人尋問についてを議題といたします。

本日は、先ほど御確認いただきましたタイムスケジ

ュールに沿って証人尋問を行います。

光本圭佑証人に対する尋問を行います。

それでは、光本圭佑証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（光本圭佑証人　入室）

前迫委員長　光本圭佑証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また同様の文書を、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

光本証人　はい。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

（全員起立）

前迫委員長　それでは、光本圭佑証人、宣誓書を朗読願います。

光本証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。

前迫委員長　それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長　それでは、光本圭佑証人は宣誓書に署名願います。

（光本圭佑証人、宣誓書に署名）

前迫委員長　これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）についてでございます。私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。最後に、私から各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いします。

なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますのでよろしくお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

それでは、これより光本圭佑証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは光本圭佑さんで間違いありませんか。

光本証人　はい。

前迫委員長　ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

光本証人　はい、間違いありません。

前迫委員長　ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

昨年11月13日の光本圭佑証人に対する尋問以降、本委員会として、さらに調査を進めてまいりました。こうした中で、前回２月12日の本委員会において報告しましたとおり、新たな事実が判明いたしました。

その内容についてですが、昨年11月13日の本委員会では、某銀行某支店の「日本維新の会　光本圭佑」名義の口座、便宜上、屋号付個人口座としますが、その屋号付個人口座が令和４年６月２日に開設され、同年６月３日に25万円が10回に分けられ合計250万円が振り込まれていることが明らかになりましたが、このたびの調査で、その６月３日に振り込まれた250万円が、同じ銀行で別の支店の光本圭佑名義の口座、便宜上、個人口座としますが、その個人口座から振り込まれていたこと、また、その250万円は、同じ日に、とある会社、便宜上、Ｏ社としますが、そのＯ社から振り込まれていたこと、さらに、屋号付個人口座に250万円を振り込む際、振込人を光本圭佑ではなく、カード（支店番号）という表記に書き換えていたことが新たに判明いたしました。この事実に基づき、改めて光本証人に順次お聞きしてまいります。

なお、Ｏ社につきましては、百条委員会の調査への協力を依頼しましたが、御協力はいただけませんでした。

それでは、まず、令和４年６月３日に個人口座にＯ社から振り込まれた250万円について、これは何のお金でしょうか、お答えください。

光本証人　これは、Ｏ社といいますか、その代表取締役との個人的なやり取りのものになりますので、答弁を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　今お答えいただいた、個人的な経済活動に対しての対価ということでしょうか。

光本証人　O社の代表取締役からも、自分に関わることは何も言わないでくれと言われてますので、差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　続きまして、いきます。そうしましたら、今ちょっと答えられないと言ったんですけれども、O社とはどういう御関係でしょうか。また、O社の代表取締役とはどういう御関係でしょうか。お答えできますでしょうか。

光本証人　O社自体はちょっと、付き合いがあるというよりは、代表取締役と友人の関係ということです。

前迫委員長　御友人の関係ということですね。

令和４年６月３日に個人口座から屋号付個人口座に250万円を振り込んでいますが、その目的は何でしょうか。

光本証人　前回ともつながりますけども、訴追のおそれがあるのと、ただいま刑事裁判の手続中でございますので、矛盾なく裁判を進めていくためにも、現時点では回答を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　続きまして、いきます。この250万円について、わざわざ25万円ずつ10回に分けて振り込んでいますが、なぜこのようにされたのでしょうか。モニター提示、いけますか。今映っておりますでしょうか。このような形で10回に分けておられますね。そのことについてお聞かせください。

光本証人　同じく訴追のおそれと裁判手続の関係上、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　続きまして、いきます。令和４年６月３日に個人口座から屋号付個人口座に250万円を振り込む際、わざわざ振込人をカード（支店番号）に書き換えていますが、なぜこのようなことをされたのでしょうか。モニターに掲示されております。

光本証人　関連することですので、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　このたびの調査によって、光本証人が令和４年５月に議会事務局に提出したもの、そして、令和４年６月に会派に提出した入出金明細は、いずれも偽造であったことがはっきりしましたが、それは認められますか。モニター掲示してください。

光本証人　これはどうお答えすればいいんですかね。これに関しても訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　一番初めの宣誓書のところで、うそ偽りなく、述べられることは全部述べたいと言われましたんで、これが偽造であったか、これは前回でもうはっきりしたわけでございますけれども、それを認めるか認めないかというのはお答えできませんか。それも訴追のおそれがありますか。

光本証人　すみません、私では判断できませんが、事前に代理人からもアドバイスを受けておりまして、この証人の尋問についてにも書かれてありますように、訴追のおそれがある事項に関しては答弁を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　ここでは刑事罰を言ってるんではなくて、政治倫理の上からもこうした政務活動費という公金を使ったことに対する誠実な答弁を求めている場ですので、できるだけ御答弁をしていただきたいと思います。

令和４年６月３日に屋号付個人口座に振り込まれた250万円の原資が政務活動費ではなく、O社という会社から振り込まれたお金であることが判明したわけです。

では、前回の尋問ではお答えいただけなかったのですが、改めてお聞きします。

光本証人がこれまで説明してきた屋号付個人口座に政務活動費はなかったわけです。令和４年４月20日に会派の口座から下ろして受け取った政務活動費250万円はどうされたのでしょうか、お答えください。

光本証人　すみません、これに関しても訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　続きまして、いきます。令和４年６月14日の会派代表者会において、光本証人からウェブ口座を見せていただきました。最初は見ることができましたが、議員がパソコンを触ろうとすると画面が消えて、再度ログインしようとしてもパスワードエラーによりログインできず、見ることができませんでした。

しかし、もしその画面をじっくり見ることができていれば、４月20日時点で口座がなく、入金もされていなかったことが判明していたはずです。

最初、私たちに見せた画面は一体何の画面だったのでしょうか。

光本証人　あのときの記憶だと、正副議長は時間の許す限り、御自身がもういいですと言われるまで画面を見られてたという記憶ではあるんですけども、その後、そこに出席されてる方々に、あれはノートパソコンだったと思いますけども、回してる間に切れたという。なので、私が触ってて切れたというわけではなかったと記憶はしておりますけども、いずれにいたしましても、先ほど来述べてますように、関連することですので訴追のおそれがあるため、詳しい答弁は差し控えさせていただきます。

前迫委員長　あのときのことをよく覚えてますよね。６月14日の日に、パソコンにそのウェブ口座があるということで、取りに帰っていただいて開けていただきました。だけど、それは静止した画面でしたよね。そこで、その画面が３回暗証番号を入れたけれども暗証番号、パスワードエラーということで見れなかった。バグっていたとかいろんな意見がございました。

だけど、そのときに、今見れなかったらあした見ることができますかと言ったら、あした一緒に銀行に行きますと言ったけど、その次の日には行っていただけなかったという事実も付け加えさせていただきます。

そうしましたら、次に、田中委員のほうから尋問をお願いいたします。

田中（淳）委員　光本証人にお伺いしてまいります。

安浪順一議員の証言では、令和４年６月６日の夜に光本証人から250万円が返ってきたとのことですが、どこで返したんですか。

光本証人　これに関しましても、訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

田中（淳）委員　250万円の返還場所までは、光本証人はどのようにして行かれたんですか。

光本証人　記憶が……。いや、でも、もう私は徒歩か自転車しか方法がないので、そのどちらかだったと思います。

田中（淳）委員　どっちでしょうね。徒歩、自転車。

光本証人　ちょっとすみません、記憶がそこまで定かではありませんけども。

田中（淳）委員　徒歩か自転車だと。

光本証人　はい。それ以外のすべがありませんので。

田中（淳）委員　分かりました。前回の証人尋問で光本証人は、安浪順一議員に返した250万円をどう工面したのかという質問に対して、最初はそのままあったものを返すだけと言いつつ、その尋問の中で、その後、回答を差し控えると証言を翻しました。なぜですか。

改めて聞きますが、どう工面されたんですか。

光本証人　すみません、工面とかそういうのはもう全くなくて、そのまま、前回の答弁どおりではあるんですけども、一時的にでも立て替えたということが、今後何かしら訴追のおそれというか、何かに引っかかる可能性もというのを聞いておりますので、その点に関しても答弁を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　それでは、引き続きまして、丸岡副委員長から尋問願います。

丸岡副委員長　私のほうからお伺いいたします。

令和４年６月３日と６日に、光本証人は250万円を屋号付個人口座からとある会社に200万円、あなた自身の口座に30万円、親族と思われる方に20万円それぞれ振り込んでおり、その理由について、前回の証人尋問で光本証人は、その口座から出金をしないといけないという必要がありましたので、ただＡＴＭから引き出せるのが、毎日50万が１日の限界だったと思いますので、当時は報道も過熱して、私もなかなか外に出れなかったので、そこは親族にお金を渡す分、現金で親族からもらう、銀行に行く手間を省くということで、出金をしただけと答えられています。しかし、この一連の事象について神戸新聞がネットニュースで記事を流したのが６月10日、神戸新聞に記事が掲載されたのが６月11日でありました。屋号付個人口座から250万円を出金した時点では、この事象について世間ではまだ知られていない状況であり、つじつまが合っていませんが、どう説明されますか。

光本証人　世間ではというのでなくてですね、その前から会派内でも、あとは党ともいろいろとやり取りがありましたので、そういった中で私としてもなかなか余裕がなかったということで、前回そのようにお答えさせていただいた次第でございます。

丸岡副委員長　会派の中で事情聴取を受けたりとか、そういったのが表にはまだ出てなかったかと思うんですけれども、外に出れなかったというのは、そういう人たちが、マスコミの方とかが外に待ってるというか、待ち受けてるというか、そういう状況を想定をされて出れなかったということではないのですか。

光本証人　すみません。そういう意味では、私の伝え方というか、説明の仕方が悪かったかもしれませんが、マスコミの方というのもどこかにはあったのかもしれませんが、それよりも会派内、党内でのやり取りも含めてばたばたしてたというのと、そうですね、そういう余裕がなかったというところでそのようにしたという、そういうことです。

丸岡副委員長　次、進めます。

前回の証人尋問で200万円を振り込んだ法人の口座について、光本証人は、他の名義の法人ではなくて、そこに法人を持っている親族の口座です。なので、他の法人に振り込んだというわけではないですと答えられています。その親族は、200万円のほかに20万円を振り込んだ親族と同一の方ですか。

光本証人　すみません、そこまで、200と20の親族が一緒やったかどうかまでは正直覚えておりません。ただ、200を振り込んだというのは前回答弁させていただいた、そのとおりです。

丸岡副委員長　今こういう、250万円について尋ねられるというのは分かってたはずであって、前回200万円がある民間企業に振り込んだ。それがイコール親族の方だったということは証言されたわけですよね。今回またお尋ねしてるんですけども、その親族の方が同一かどうかというのは分からないですか、今。

光本証人　ちょっと記憶が今、間違ったことを答弁してしまうのもどうかとは思いますので。ただ、親族に振り込んだということは間違いありませんので、第三者に振り込んだというわけではないということだけは確かですので、そこだけはお答えさせていただきます。

丸岡副委員長　意味が分からんのですよ。200万円を振り込んだのは株式会社、民間の企業名が、固有名詞が

載ってるんですよね、口座履歴に。そこが親族の方にイコールそこに振り込まれてしまう、しまうというか、振り込まれるという、その流れがよく理解ができないんですけどね。どういうふうな流れになるんですか。

光本証人　どこかでお答えしたかもしれませんけども、その民間会社さん、法人ですかね、に口座を持ってる親族のそこの口座に指定されたので振り込んだという。なので、その会社に振り込んだというよりは、その会社に口座を持つ、そこの親族の口座に指定をされたから振り込んだということです。

丸岡副委員長　次の、お尋ねします。

令和４年６月３日に光本証人は個人口座から屋号付個人口座に250万円を振り込み、再度６月６日には30万円を屋号付個人口座から御自身の個人口座に戻しています。それはなぜそのようなことをされたのですか。

光本証人　ここに関しては、先ほどいたしましたけど、訴追のおそれがあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

丸岡副委員長　ほとんどが訴追のおそれがあるということで証言を拒否されてるんですけれども、しかし、前回、令和６年11月13日の証人尋問において、光本証人は、本件については警察でも調べられたが、起訴されていない旨発言されておられます。具体的には、「告発をされて、ここに関しても警察でも調べられてます。そこに関しても、私としては起訴されてないということは問題がなかったんだなというふうに思っております。」以前から光本証人は裁判において説明責任を果たすとおっしゃっていますが、本件については起訴されておらず、裁判で説明責任を果たすことができません。ですので、説明責任を果たすにはこの百条委員会の場がふさわしいと考えますが、ぜひ説明責任を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

光本証人　確かにこれに関しては起訴されておりません。一連の政務活動費の中でも250万という一番ですか、大きい額にもかかわらず起訴されてないところでは、違法性という意味でもなかったというふうに判断してくださったというふうに認識、理解はしておりますが、ただ、百条委員会ということで、ここに書かれてるように訴追という可能性もゼロではないというふうに聞いておりますので、そこは訴追の可能性も考えて、現時点では答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、何度もお伝えしてますように、裁判を通して、またその後も必要に応じて、起訴されていない部分も含めて説明責任を果たしていきたいと思っております。現在は矛盾なく裁判を進めていくためにも、現時点での答弁を差し控えさせていただければと思っております。

丸岡副委員長　訴追のおそれがゼロではないというふうに言われてますというのは、どなたから言われてるんですか。

光本証人　代理人から言われております。全てにおいて可能性というのを考えてアドバイスをしてくださってるんだと思いますけども、そのように言われておりますので、ここでもそのように答えさせていただいてます。

前迫委員長　丸岡副委員長の尋問は終了しました。

他に発言はございませんか。

都築副委員長。

都築副委員長　事実確認というか、例えば先ほど田中委員から質問で、250万の返済場所について、徒歩で行ったと。自転車かという話があったんですけれども、場所は訴追のおそれがあるという答弁でしたか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　場所が問題というふうには聞いておりませんで、一時的にもそういう立て替え、私はそれは後から聞いたんですけども、立て替えたことがどのように影響するのかというのも読めない部分もあるので、訴追のおそれ、可能性も含めて答弁を差し控えというふうにアドバイスを受けてるので、そう答えさせていただきました。

都築副委員長　いや、今ここで聞いてるのは250万円を安浪さんに返したということは、事実確認は認めるということでいいんですね。

光本証人　そうですね、はい。

都築副委員長　それをどこで返したかということも言えないと。訴追のおそれがありますか。

光本証人　分からないです。ここで代理人、今日、ちょっと日程調整できなかったんで確認は取れませんが、以前も私は説明させていただいておりますが、恐らく武庫之荘駅だったというふうに認識してます。

都築副委員長　武庫之荘駅やったということやね。

光本証人　はい。

都築副委員長　それから、先ほど一時的立て替えたということが刑事訴追というのは、この一時的立て替えというのはどういう意味ですか。田中委員の質問に対して。

光本証人　ここに、尋問事項書に立て替えてというふうに書かれてますので、立て替えたというふうになってるのかなというふうに。

都築副委員長　ちょっと田中委員のところ、再度、一遍質問してええかな、同じこと。もう一遍ちょっと確認したいんですけれども、前回の証人尋問で光本証人は、安浪順一議員に返した200万円をどう工面したのかという質問に対して、最初はそのままあったものを返すだけと言いつつ、その後、回答を差し控えると証言を翻しました。なぜでしょうか。改めて聞きますが、ど

う工面されたのですかという質問なんですけど。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　証言を翻したというわけじゃなくて、その後、代理人からもその部分も含めて、刑事訴追の可能性があるのであれば答弁を差し控えというようなことで、そのようにお答えした。翻したというわけではないです。

　工面も何も、安浪議員が立て替えられてたということも、私はリアルタイムでは把握しておりませんで、後から把握してびっくりしたんですけども、そのまま……。なので、工面するというのはちょっと意味が分からないんですけども。

都築副委員長　前回の。

前迫委員長　マイク入れて。

都築副委員長　前回のこれ議事録を読んでるんですけれども、中尾委員のほうから質問があって、安浪順一議員に返金した200万円はどのように工面されましたでしょうかと聞いて、光本氏が、工面、工面って、そのままあったものを返すだけなんですけれどもと言ってるんですよ。

光本証人　はい。

都築副委員長　その後で中尾議員が、「４月20日に出金したお金がそのままあった。それを返したということでよろしいでしょうか。」と言うて、「はい。ただ、この一連の話が、ちょっとごめんなさい、代理人が今、同席してない中でどこまでがというのも、私もそこまでの事前打合せをして出席してるわけじゃないので、回答を差し控えたいと思います」と言い方してはって、これ例えば250万持っておったんかどうかみたいなことも含めてね。

光本証人　持ってたって。

都築副委員長　答弁みたいなことしてるんですけど、それはどうなんですか。

光本証人　持ってたというのはどういうことですか。

都築副委員長　「工面、工面って、そのままあったものを返すだけなんですけども。」とあなたが言ってるわけ。

光本証人　はい。いや、会派から出してもらったやつを返したというだけじゃないですか。工面って、何かどこかから集めてという意味で、私は工面じゃないですよという意味でそう答えてたんですけども。

前迫委員長　はい、都築副委員長。

都築副委員長　そうするとあのとき、前回のときに、先ほどもあったように50万以上出せないから、親族の方に20万と本人30万やったかな。それと200万をその親族の法人口座に入れたと。その原資は、Ｏ社からのが原資かなと思ったんですけれども、それは違うんですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　そういうことを聞かれてる、分かりました。すみません、ちょっとそういう質問になると思ってませんでしたので、相談できる代理人もいませんので、ちょっとそこも訴追のおそれがあるかどうかも判断できませんけども、答弁は差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　ごめんなさい、今日の段階までで、いわゆる代理人の方、一緒に来てもいいですよということはお伝えはしてたかと思います。実際に今、代理人の方というのは小西弁護士さんでよろしいですか。

光本証人　はい。

田中（淳）委員　今日はなぜ来られてないんですか。

光本証人　これを開催されるというのを聞いたのが２月の12あたりだったと思うんですけども、もう１週間前で弁護士の先生の日程調整ができなかったので、幾つか候補日、日時を頂いての調整であれば可能だったのかもしれませんけども、なかなか１週間前では調整がつかなかったので。私としてはそれはもちろん同席を希望といいますか、できるならそうしたかったですけども。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　訴追のおそれがあるよということの、全てそれ述べられたのは小西さんから聞いたアドバイスであるということで間違いないですか。

光本証人　間違いないです。

田中（淳）委員　戻りますけど、今日来られてないですよね、結果的にですけども。来られてる中で、例えば委員長のお許しを得てアドバイスを受けて、ここで答弁されることは、証言されることは理解できるんですけども、ここに来られていない、現実にいてない中で、訴追のおそれがあるということに関してはやはり光本証人御自身が今思われてることなのか、あるいは実際いない弁護士さんのアドバイスを受けてということ、というのは我々は、今そこに光本証人が言ってることでしかないわけですよね、現実として。だから、代理人がここにいれば別なんですが、やはり語っていただく、話せる部分は話していただくということでお願いをしたいということがあります。

　実際に、今回の最初、委員長から質問ありましたけども、当初のところからＯ社に対しての関係性であったりというところは、もともと友人であって、社長さんと、代表取締役とは友人であったというふうにお答えになりました。その後に、250万をこの友人である代表取締役から光本さんは振込を受けています。そのお金に関しては、実際に振り込まれた後に25万円ずつ、10回ずつ引き出されています。この25万円ずつを引き

出す意味、意図ということはやはり教えていただけたらありがたいんですよね。お願いできますか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　まず、その前に今、田中委員から言われたように、事前に１週間前でも出席がかなわないということだったので、この頂いてた尋問事項というのをもちろん代理人にも見てもらってます。代理人からは全てにおいて訴追のおそれがあるのでという、答弁は差し控えてくださいというようなアドバイスというか指示は受けてはいたんですけども、私としても答えれる範囲はしっかりと答えさせていただきたいと思って、今ここに出席をさせていただいてる次第です。

今の御質問に関しましても、そこからに関しては訴追のおそれがあるということで答弁を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　かぶせちゃいますけど、実際、この質問項目を見てもらってアドバイスをいただいたということは今おっしゃいましたが、ここにいらっしゃらなくて、それを光本証人のみが今述べているという状況です。やっぱりそれで、今ここ、光本証人しかいない中で訴追のおそれがあるんだということをおっしゃられたとしても、やはり証言を拒否されてるんじゃないかというふうに受け止めてしまうんですが、その辺はいかがですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　それは全くありません。証言を拒否というよりかは、答えれる範囲はしっかりと答えさせていただこうというふうに思って出席をさせていただいてますし、事前に同席ができないというふうにスケジュール的に分かった時点で、この尋問事項書を見てもらってアドバイスも受けてはいます。それを勝手に私が言っているのではないかというところまでを疑われると証明のしようがありませんが、であればそういう書類か何かで事前に提出をしておけばよかったのかもしれませんけども。どちらにしても、そのような指示、アドバイスを受けて、今ここに座ってるということです。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　丁寧にアドバイスを受けてこられたということですけども、どういう要件で、どういう犯罪構成をもって訴追されるんだというアドバイスをお受けになりましたか。

光本証人　すみません、そこまで私ちょっと素人ですのでしっかりと理解はしておりませんが、この部分に関しては起訴されてないけども、百条委員会でまた新たに何かしらそういう動きがあれば、代理人としては100％大丈夫ですよとは言い切れないのでというようなお話をされました。なので、代理人としてはというところで、訴追の可能性が全くもってゼロでないんであれば、現時点では答弁を差し控えてくださいというようなアドバイスをいただいてます。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　弁護士さんに丁寧にアドバイスを受けて、ここに今来ていただいてるわけですけど、先ほどのお話でも、訴追、訴追とおっしゃいますけど、どういう構成要件をもって訴追される、どういう罪名で訴追のおそれがあるんだというところがすっ飛ばされたままであれば、これは到底正当な証言とは受け止められないんですが、その辺ちょっともしアドバイスを受けられた内容をお話しいただけたらありがたいんですが。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　この件に関しては起訴はされてないものの、可能性としては業務上横領であるとか、恐らく有印私文書偽造というのかもしれませんけども、そういうことを構成してやってくるんであればですけども、やってくる可能性はゼロではないと。ゼロではないんであれば、答弁に関しては、訴追のおそれということで差し控えてくださいというような、そういうことで言われています。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　分かりました。じゃ、そのアドバイスを受けられた光本証人は、今、罪名おっしゃられましたね、弁護士さんからのアドバイスとして。そのおそれがあることを自覚をしておられるということでお聞きしていいですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　いや、自覚といいますか、現に起訴されていない、これ案件ですので、警察が徹底的に調べられた中でも、起訴されていないということは、ここに関してはそういうふうに犯罪行為というのを認めなかったのかどうか分からないですけども、だったのかなと思っております。ただ、何度もお話ししていますように、尋問事項の中でも、また前回の百条委員会の皆様からの質問の内容からしても、罪名というのを言うのであれば、そういう業務上横領や有印私文書偽造に当たるような方向の話になっておりますので、なので、訴追のおそれということで答弁を差し控えさせていただいているということです。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　ちょっと矛盾していると思うんですよ。実際にもう起訴されなかった内容であることは当該の弁護士の方もおっしゃったと。その中で、改めてこの百条委員会の場において、その訴追のおそれのあるというところは、まさに矛盾するんですが、そこは、光本証人としてはどういう形で受け止めて、訴追のおそ

れがあるからというふうにここで述べられたのか、教えていただいていいですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　私としては、矛盾していると思っておりません。また、この百条委員会の結果の後、改めて告発をされるのか、もしくは、もう一度検察にかかって、議会からか、もう一度再考するようにというような、何かしらそういうのが出る可能性もあるということで、そうなれば訴追の可能性もあるのかなというふうに思っておりますので、それで、先ほどからその可能性を考えて答弁を現時点では差し控えさせていただきますというふうに答えております。何か不起訴になったけど、中身としては、どう言ったらいいんですかね、業務上横領や有印私文書偽造に当たると思っているから訴追をおそれているんやろという、だから矛盾するというふうな御指摘だと思いますけども、そういうことではなくて、今前半部分にお話ししたことで、答弁を差し控えさせていただいているということです。

前迫委員長　田中委員。ちょっとまとめていこうか。

田中（淳）委員　はい。やはり、今先ほど出ましたけども、訴追する、しないは、我々が判断するよりは、もう一段階先であることは御理解されていると思うんですが、要するにこの場において、我々よりももう別の段階でのお話があるかもしれないから、この場で証言することは控えられるというふうに聞こえたんですが、それでよろしいですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　その先かどうかもちょっと分かりません。百条委員会として、この後、何かしらまたこの件に関して起訴されるよう動く可能性も私としても今、それ以外の部分も含めて、また、この件も最初から司法に委ねられておりますので、今司法に委ねられている以上、あらゆる可能性を考えて、代理人もアドバイスで動いたりしていると思いますし、それを受けて、私も今、そのように答えさせていただいているということです。

前迫委員長　田中委員。

田中（淳）委員　ごめんなさい、この件は司法に委ねられているんですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　一連の政務活動費全体として、最初に、２年半前ですかね、議会として告発をされて、司法に委ねていくというふうにやられたと思います。一部起訴され、これは起訴されてはおりませんけども、全て政務活動費の不可解な入出金に関わる一連のものとして捉えておりますので、冒頭お伝えしたように、もう裁判の中の手続中ですけども、矛盾なく裁判を進めていくためにも、現時点での答弁を差し控えさせていただいているというところです。

前迫委員長　中尾委員。

中尾委員　改めて質問いたしますけど、刑事訴追のない事項についてはお答えいただけるんでしょうか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　ちょっと内容が分かりかねますので、その内容次第ではあると思います。

前迫委員長　中尾委員。

中尾委員　委員長のちょっと質問と重複いたしますけども、今回問題になっている250万円、６月２日に口座が開設され、翌日に25万円が10回に分けられて250万が振り込まれています。その250万はＯ社からの振込があった後に振り込まれています。これは事実ですけれども、Ｏ社からのお金、入ってきたお金をもって振込250万をされたんでしょうか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　入ってきたお金、口座の中の動きだけ見ると、そういうことになりますよね。お金に色がついていないので、その250が250かという話はあると思いますけども、その口座の流れだけで見ると、その250を屋号つきの250というふうに、入出金明細を見れば、そう捉えられるのも、捉えられるのかなと思いますけども。

前迫委員長　中尾委員。

中尾委員　当然、入ってきてそこから出ているわけですから、普通、考えたら、このお金が原資になっているというふうには思うんですけども、今回そうじゃないと否定されないということは、要はこのお金ですというふうに私たちは判断しますけども、そういう認識についてどうですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　先ほど、お金に色はついてないので250が、このＯ社の250が政務活動費の250だというふうな理解をされてはちょっと困りますけども、ただ、入出金の部分で移されたやつですかという御質問に関しては、それは、この250ですよという話なだけで、政務活動費の会派から引き出した250万円がこのＯ社の250万円ですかということに関しては、違いますということです。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　本当に人ごとみたいなお答えで、本当に真摯に御自身の逆に疑念を晴らそうと、我々の疑念、疑い、そういったものを払拭しようと、本当に真摯に思われているのかなというふうに、本当に正直に語ってくれたら、本当にもう、そんな訴追がどうのこうの云々は言わずに語ってくれたら、何ら問題ないんですけども、何か人ごとみたいに、そういった我々の疑い、疑問、そういう疑念を晴らそうというふうに真摯に考えておられないのかなというふうに受け取れてしまって、本当にちょっとそういう姿勢については、本当に

疑わざるを得ないというか、厳しく指摘をしないといけないというふうに思うんですけども。

先ほどの前迫委員長のO社の代表の質問の中で、O社から振り込まれた250万について、何のお金でしょうかという答弁で、社長のほうから何も言わないでくれというふうに言われたと。これはそのO社の社長から連絡があったのですか、それともあなたのほうから連絡をしたんでしょうか。

光本証人　O社の社長から、連絡がありました。ちょっと１月か２月かは記憶ないですけども、議会事務局というところから電話がかかってきたけど、どういうことやというか、何なんだろうという、そういう電話はかかってきました。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　何も自分のことは言わないでくれということで、くぎを刺されたということですか、O社の社長からは。

光本証人　はい、そうですね、私から何かを止めるとか、そういうことでもなく、ややこしいことに巻き込まれたくないからというのもあるのかもしれませんけども、そのように言われました。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　個人的に社長とは友人だということのお話もありましたけども、もう以前から結構頻繁にやり取りをされるような、そういう間柄だったんですか。この250万円を社長のほうから振り込まれたという以前のお付き合いというのはどんな、親しい、かなり濃いお付き合いやったのか、そこら辺はどうやったんですかね。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　何をもって濃いか分かりませんけども、普通に友人ですね。しょっちゅう頻繁に会うとか、何かお食事行くとかいうわけでなく、何かあれば連絡を取るという感じですね。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　今回、今からで言いますと、２年半ほど前の事案になるわけですけど、その間、頻繁にやり取りがあったのか、それともこの４年の６月３日、入金があった、それ以降、ずっとそんなにお付き合いもなくて、今回、たまたまその社長のほうから、議会のほうからこういう電話があったけどどういうことなんだということの連絡が入ったんでしょうか。

前迫委員長　はい、光本証人。

光本証人　頻度としては、もう多分数か月とかに１回、連絡をお互い取るぐらいな感じですね。そのような中、ちょっと日付まで覚えていませんけども、連絡があって、そういう議会事務局とか百条委員会かな、取りあえず連絡があったという連絡がありました。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　かなりこの250万円という金額が、これだけこう話題として大きく取り上げられていて、新聞報道でもあってということで、多分この社長さんも薄々知っていただろうというふうに想像するんですけども、何でそのO社の社長のほうからは、働きかけて、何も言わないでくれということだけだったのか、もうちょっと詳しくやり取りはもうここでは語れないですか。もう言わないでくれとくぎが刺されているということですけど。

前迫委員長　光本証人。

丸岡副委員長　電話の中身。

光本証人　電話の中身は何やろうという、何の電話やろうということやったので、いや、百条委員会というのが立ち上がっててという、一応そういう説明はしました。ただ私のほうから何か言うこともなかったんですけども、O社の社長から、自分の関わることはもう言わんといてくれという、そういうことだったので、分かったということです。

前迫委員長　いいですか。ちょっと……

これ、O社のほうに電話したのは事務局ですよね。そのときのやり取り、ちょっと言ってもらえますか。というのは、きちっと今百条委員会が立ち上がっていて、こういったことで御協力を求めたいということを、趣旨を言っております。わけの分からんことに巻き込まれたじゃなくて、そのことのお金がここに振り込まれている、ある程度、どういったことで来ていただくかということは説明をしております。その中で、次にかけたときには、協力できない、迷惑だというふうなことが、流れがありましたので、私は事務局にかかってくる前に光本証人とやり取りをして、そういうふうな、控えられたのかなというふうに思っておりますけれども、事務局、何か言うことありますか。

事務局　私のほうから、時期が今ちょっとメモがないので、いつの時期か……

前迫委員長　２月12日です。

事務局　いや、その前に御連絡はさせていただいたかと思います。私のほうから、２月５日に御連絡をさせていただきました。そのときは、最初の架電のときはそちらの会社の従業員の方が出られまして、この事務所には今いないので、改めて連絡をさせますということで、電話をその時点で切られました。

その後、折り返しが２月同日の１時半に電話がありました。何の要件での電話かというふうに聞かれましたので、私のほうから、尼崎市議会で百条委員会を設置し、今、光本氏の政務活動費の不正使用疑惑を調査しておりますと、その中で、光本氏が政務活動費を入れたと言っている口座のお金が、御社が入金したお金

でありましたと、ついては、その経緯についてお伺いするために、議員と一緒にお話をお伺いできませんかという形で相談をさせていただきました。

その日は、その後、話も続きましたけれども、ちょっと急に言われても無理だと、その調査を受けなければならないのがなぜか分からないと。ちょっと急に来られても困ると。私のほうから、検討はしていただけないですかと最後投げかけまして、また考えますということで、その日は電話を終えた次第です。

その後、その次の日に、またその日のうちに折り返しがなかったので、事務局、私のほうから、電話はかけさせていただきまして、午前中10時頃、その後、30分後ぐらいに折り返しの電話があって、そのときにはもう、お話の中でも協力はいただけないというふうなお話をいただいたと、このような流れのやり取りはさせていただきました。

前迫委員長　いいですか、以上の流れです。だから、きちっと２月５日の時点でこちらから御連絡をして、そしてお願いをした。だけど御協力いただけなかった。百条委員会ですので、任意で御協力いただくというのが前提となっておりますから、御協力いただけないということでしたので、本来でしたら、光本証人のほうから、僕に係ることなのでぜひとも協力をしていってくださいと言ってくださったら、一緒に来ていただけたかも分からない状況ではありますよね。

都築副委員長　１件だけ。

前迫委員長　はい、都築副委員長。

都築副委員長　ちょっと確認、先ほどの確認をしたいんですけど、先ほど屋号付個人口座から30万、あなたに下ろして、20万親族に下ろして、法人、その後200万と言っていて、200万は誰の口座ですかという話になって、親族です、覚えてないという言い方しとったと思うんですが、これは覚えていないのか、刑事訴追のおそれがあるから答えないのかといったらどっちなんですか。

前迫委員長　はい、証言を求めます。

光本証人　30万ですよね。

都築副委員長　200万。

光本証人　200万は覚えていますよ。ずっとそれは、覚えていると言っていますから。

都築副委員長　それは覚えている。

前迫委員長　親戚。

都築副委員長　覚えていると言ってた。

前迫委員長　200万も親族、30万円も親族、でもこれが同一人物であるかというのが分かりませんと言っているんですよね。

光本証人　そうです。

都築副委員長　それが、ちょっと待ってください、30万と200万が同一人物であるか分からないというのはどちらが不明なんですか。

光本証人　30です。200はもうずっと前も……

都築副委員長　それは分かっているんですね。

光本証人　はい。

丸岡副委員長　20万。

光本証人　20ですか、30かちょっと分からないですけど。

前迫委員長　30は本人ですから。

光本証人　じゃ、20です。

都築副委員長　20万が誰か分からない。

光本証人　はい。

前迫委員長　それ、通帳のコピー見せてなかった。

丸岡副委員長　20万は分かってる。

前迫委員長　ここ出てない、名前。名前消してる。

丸岡副委員長　200万が分からない。

光本証人　いやいや、200万は分かっています。

前迫委員長　名前消してる。

光本証人　200万は分かっています。

前迫委員長　名前消してるね、公文書やから。はい。

田中委員。簡潔にお願いします。

田中（淳）委員　ごめんなさい、ちょっとそもそもなんですけど、ずっと光本証人は、会派内でごたごたがあって、それで政務活動費を避難させるために自分の口座に移し替えたということでおっしゃっていましたけども、ごめんなさい、そもそもで恐縮なんですけど、避難させたということでよかったんですよね、250万。

光本証人　はい。

田中（淳）委員　避難させたというのは、当時、口座というふうにおっしゃっていたんですけど、その口座ということもそのとおりで間違いないということですよね。

光本証人　そうですね、はい。

田中（淳）委員　ありがとうございました。

最後。

前迫委員長　はい、田中委員。

田中（淳）委員　すみません、資金性質、Ｏ社の代表取締役と御友人であるということで、ただ、御友人であっても、どういった資力、財力をお持ちの方かよく分からないんですけど、やっぱりその資金性質というのは、例えば、もらったのか、借りたのかというところだけでも教えてもらえたらありがたいんですけれども。

前迫委員長　証人。

光本証人　いや、もらったとか、借りたとか、お互い友人としてもいろんなやり取りもありますし、そういった中でのやり取りなので、もらうというのはまずないですね。

前迫委員長　はい、丸岡副委員長。

丸岡副委員長　ちょっと細かいことを聞きますけど、田

中委員の質問で、安浪議員に返金をした場面、武庫之荘の辺やったという、徒歩か自転車か分からん、６月のこの暑い時期に250万円の束を裸で持つわけでもないと思うし、どっかポケットに入るわけでもないやろうし、薄着やろからね、夏場の。どういう状態でその250万って持って行ってたんですか。それは記憶あるでしょう。

光本証人　いや、恐らくバッグですね、そんな裸で持っていくことはないので、バッグに入れてやと思いますけども。

前迫委員長　丸岡副委員長。

丸岡副委員長　会われて、どのように返されたんですか、安浪さんには。

光本証人　どのように。

丸岡副委員長　そんなばったり……どこかの待ち合わせ場所で会ってそのまま手渡したのか、どういう状況で返されたんですか。

光本証人　どういう状況。普通にぱっと返すというだけじゃないですか。状況がちょっとよく分かんないですけど。どういう状況というのはどういうことを聞かれてるんですか。

丸岡副委員長　いや、覚えてるでしょう。

光本証人　いやいや、質問が、すみません、ちょっと分からなくて。

丸岡副委員長　手渡しをして……もちろん返すんだから手渡しだろうけれども……

光本証人　はい、そうです。

丸岡副委員長　どのような状態……そこの場所が、多分安浪さんもそこまで来るのに車か何かでしょうから、車の窓越しに渡したのか、それとも降りてきて、ほんで手渡ししたのか、どういう状況ですか。

光本証人　いや、車に乗ってらっしゃったと思いますけど。私も乗ったという。

丸岡副委員長　車に乗り込んで。

光本証人　やと思います、はい。

丸岡副委員長　やと思いますじゃなしに、はっきり。

光本証人　そうですね、じゃ。

丸岡副委員長　え。

光本証人　すみません。ちょっとそこは本当に２年半以上前の記憶なんであれですけど、安浪さんが徒歩で来られることも自転車で来られることもないんで、いつもお車なので、お車でというところは確かだと思います。

丸岡副委員長　その具体的な場所というのも今は思い出せない。

光本証人　いや、先ほどお伝えした武庫之荘やと思います。

丸岡副委員長　の場所ですよ。その場所ですよ。

光本証人　南側のロータリーやと思いますね。

丸岡副委員長　ロータリーってどこですか。

光本証人　ロータリーです、武庫之荘の。

丸岡副委員長　だからどの辺。ロータリーでももっと南のほうの端っこなのか駅の近いところなのか。

光本証人　駅の近いところだと思いますけども。

丸岡副委員長　どうしてそういうあやふやな、思いますとかなんかそういう、もちろん２年ちょっと前の事案にしても、そんなけの騒動になってる250万円を、こんな大金を、返す、返さない、そういうやり取りをする場面というのがね。ほかのことについてはある程度証言されて、そういう具体的な場面になると、だったと思います、定かではありませんけど、どうしてそういうふうな答えになってしまうのかというのが、逆に疑念が膨らんでしまう、こっち側はね。

光本証人　この間、特にあの期間、いろんなことがあって記憶として飛んでるところもあります。ただ、百条委員会という場で、虚偽の答弁ですか、をするというところもある中で、曖昧なので、言い切って、後から、いや、それはちょっと間違ってたというのになると私としてもそこは怖いので、そういう答え方になってるというところです。

前迫委員長　いいですか。

　中尾委員。

中尾委員　先ほど田中委員の質問の中で250万出しましたと認められて、それは要は口座といったら、はい、そうですと答えるんですけど、口座って、口座がなかったんじゃないかということが判明してるんですが、口座の意味はどういうことですか。

前迫委員長　はい、光本証人。

光本証人　そこに関しては、先ほど来お伝えしてる訴追のおそれがあるところだとも思いますので、答弁を差し控えさせていただきます。

前迫委員長　はい、中尾委員。

中尾委員　すみません。訴追のおそれがあるということは、なかった口座ですから、当然おっしゃってることは事実じゃなかったということですね、過去おっしゃってることは。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　先ほどもお話ししましたけど、訴追のおそれがある、イコール、例えば今おっしゃったようにそれがないから訴追のおそれがあると言ってるんだろうという、そういうことで訴追のおそれがあると言ってるわけではなくて、先ほどもお話ししてますように、今、裁判手続中で、矛盾なくこの裁判に対応していくために、現時点で答弁を差し控えさせていただいてるということです。なんで、訴追のおそれがある、イコール、それに答えられへんからうそをついてるんだというそ

の当てはめでは、ちょっと違います、やめていただきたいということです。

前迫委員長　はい、中尾委員。

中尾委員　ここは百条委員会ですから、後ろにもたくさんの市民の方が来られてて、真相究明する場だと私は思うんです。証言拒否というのは光本さんの権利ですから仕方ないんですけども、何かかえって分からないことが増えたというか、私たちはこういう事実をつかんで質問してるんですけど、答えられなければ余計何か謎が深まったという印象ありますけども、それでも答えることはできないですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　この一連の政務活動費の事柄については、早々に議会に告発をされ司法の場にも移っておりますし、現にその一部でも起訴されております。それと切り離してこれだけ答えるというのだと、なかなか、先ほどもお伝えしてるように、矛盾のないように裁判に対応していきたいというところもありますので、現時点では答弁を差し控えさせていただければと思います。

　議員の説明責任というところに関しましては、裁判を通して、また終わってからも、必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

前迫委員長　川﨑委員。

　あ、ちょっとその前にすみません。

　光本証人に、今、委員会が始まって１時間が経過しております。大体１時間ぐらいの予定でございましたけれども、いましばらくお時間を頂戴してもよろしいでしょうか。いいでしょうか。

（光本圭佑証人　うなずく）

前迫委員長　そしたら、すみません、どうぞ、川﨑委員。

川﨑委員　疑惑が生じたから告発し、そして検察も起訴までいったということなんです。ただ、そういったものがなかったとしたら、仮定の話で言うのもあれなんですけども、要するに何を言いたいかというと、身の潔白の証明をどこでするんやと。潔白だと本人は主観的にそう思ってるのかどうか。客観的な判断として、そら検察の判断とかここの判断とかいろんなことが出てくるとは思うんですけども、本人としては潔白であるということを、もしいろんな障害がなかったら言いたいのか言いたくないのか、その点ちょっと、もう最後の確認としてお聞きしたいと思うんですけど、答えられますか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　それを言う場は、もう告発されて起訴もされたんで、裁判の場だと思っております。

　早い段階で最初私は百条委員会を立ち上げて議会として徹底的に調査をされ、それでも疑惑が残るんであれば告発をされるのかなというふうに思っておりましたけども、先に告発をされて、そこが警察、検察、司法の場にいきましたものなので、そこへの対応をしていかざるを得ないという感じで、今はその状態の中でここに座らせていただいてます。

　潔白を、また違法性がないということを、証明がなかなかやっぱり難しいんですけども、警察の取調べでもそれをお話をずっとしてまいりましたし、その中で、今回のこの件と、あとは印刷会社さんのやつとかですかね、とかに関しては、額はすごい大きい額でありましたけども起訴されてないというところでは、そこは潔白を証明できてるのかなというふうに思っておりますが、それ以外に関しましても裁判の中でしっかりと考えを述べていきたいなというふうに思ってます。

前迫委員長　川﨑委員、いいですか。

　いいですか。

　田中委員。

田中（淳）委員　すみません。光本証人にお尋ねしたいんですけど、６月３日と６日に、報道過熱して外なかなか出れなくてということを、私がお聞きしてお答えいただいたところが、今日、会派、党とのやり取りがばたばたしていたということに変わっちゃってるんですけど、これ、前、報道過熱しちゃっててということと、今日おっしゃったことが変わる、変わったというところの、会派、党とのやり取りで外に出られない状態ってどんな状態やったんですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　すみません。まずは、報道等が過熱してというのの記憶違いというのは、前回の百条委員会の後に、囲み取材というんですかね、を受けさせていただいたときに、記者の方からこれが報道されたんはいついつですよというのを聞いて、それで、あ、私のちょっと思い違いだったのかなというふうに。なので訂正をさせていただきました。ただ、６月入ってからか５月末かですけども、党も含めてちょっとこの件に関してばたばたいろいろあったので、精神的にもそうですけど、がんがん外に出ていくような状況でもありませんでしたので、記憶というかがいろいろごちゃごちゃになってる中で、前回は報道が過熱してという記憶のままお答えさせていただきましたけども、でも心情としては、状況的には自分としてはそういうばたばたな感じで、そういう外に行く余裕がなかったというところは同じです。

前迫委員長　川﨑委員。

川﨑委員　先ほどちょっと申し上げませんでしたけども、今回の問題はあなた自身が引き起こした問題によって発生したことで、それに対する我々もいろんな課題を感じていろんなことをやってきたわけなんですけども、ところがあなたの言い分は絶えず、先ほども言われま

したけども、百条委員会が先にやられて、その中でいろんなことが言えてたらここまではならなかったみたいな言い方をされてるんですよ。発端はあなた自身の疑惑と言われるような行為によって生じた問題であるということに対しての責任の問題というのはどう感じてるのか、そのことはやっぱりぜひともこの際聞いておきたいと思うんですけどね。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　ありがとうございます。おっしゃるとおり、私の行動でといいますか、それで、議会含め、職員の方々含め、あらゆる方々に御迷惑をおかけしてるということはもう重々理解をしておりますし、大変申し訳なく思っております。

百条委員会が先じゃなかったからとかいう、そういうことを言ってるのではなくて、ただ現に司法の場に委ねられてるのでこういうお答えの仕方しかできない部分がありますという、そういうことで発言させていただきました。

前迫委員長　いいですか。はい、中尾委員。

中尾委員　関連なんですけども、先ほどの、報道過熱して私もなかなか外に出れなかった、ここってすごい光本氏の、光本証人の行動のすごい核心部分なんだと私は思うんです。ですから今回これまた新たに質問に入ってるんですけど。後で記者の方から日にち違いますよと言われたら、そこを、何かちょっと勘違いしてましたみたいなですね、すごい大事な部分を簡単に変えられるというのは、仮に今日の話をまた私たちいろいろと振り返ってちょっと矛盾がある、次回こういう場が仮にあったとして、光本証人に、これはどういうことですか、矛盾があるんじゃないですか、いや、これは実はこうでしたといったら、何か何を信じていいのか、聞いてるのは私たちだけじゃなくて市民の方も聞かれてますから、もっとそこは、道義的責任というか、川﨑委員と同じことを言いますけども、やっぱり原因者としての責任というのはもっと重く受け止めて発言すべきじゃないですか。同じ質問ですけども、いかがですか。

前迫委員長　光本証人。

光本証人　なので記憶が曖昧なところは、だと思いますという答え方しかできないというところもあります。ただ、あの当時の精神的な部分も含めて、ばたばたしてたというところの記憶が強く残っていたので、そういうスケジュール感がちょっとごちゃごちゃになってお答えしてしまったというところはありますけども、ただ、その精神的なことも含めてばたばたしてたということはもう変わりありませんので、なのでなかなか外にもというところは同じです。

前迫委員長　いいですか。

いいですか。

佐野委員、いい。

佐野委員　すみません、では。個別で聞きたいことというのは、今この場に臨むまででそれぞれが意見を出し合って、質問も時間をかけて組み立てたというところがあるのも事実です。

我が会派としても、一度目の辞職勧告のときに申し上げたのは、やはり市民に対しての説明責任というところが果たせてない以上、勧告に賛成もこれまでもしてきたという事実がある中で、本当に今ここにいる委員以外の全員が一致してでの辞職勧告というところでいくと、訴追のおそれがあったとしても、そこはやはり、議会のためを考えるのであれば、また市民への責任ということを考えるのであれば、訴追の可能性があるためというのが、説明、答弁に、答弁というか証言になってるとはやはりなかなか思いにくいんです。

どこまでいっても堂々巡りの多分質問と答えにしかならないので、今、発言の機会をいただいたところで感想を述べてるみたいで大変申し訳ないんですけども、僕も当然弁護士でもなければ素人ですので、感覚としては、刑事訴追というのは刑事責任を問うところであって、今、この百条というのは道義的責任というところを、我々も時間をかけてここまで準備もしてきてというところで、そこをそういう言い方になってしまうというのは非常に違和感があるとしか、今の時点では何を尋ねても多分そこからは動かないと思うので、非常に違和感を感じるところだったので、質問でなく何かちょっと感想みたいになってしまって申し訳ないんですけども、そこはちょっと強く感じたなというふうには思います。

前迫委員長　分かりました。

眞田委員、いいですか。

眞田委員　はい。

前迫委員長　今日、こうして百条委員会を取らせていただきまして光本証人にも御出席いただきました。

前回のときもそうでしたけれども、令和４年６月14日の会派代表者会で、この250万円がどこにあるのかとかいうときに、通帳を見せましたよ、ウェブ上の。それがそもそも偽造であったということが、それが全部この百条委員会で明らかになりました。

また、６月２日、３日の分もありました。

また、百条委員会で、この250万円、安浪団長が立て替えて、それを返すときに、返す場所もあやふや、どんなふうにして持っていったかも分からない。歩いたのか自転車乗ったのか。そういった大きいお金、会派のこの250万、政務活動費というのは大切な税金の中で議員がしっかりと勉強して市政に反映をしていくというような、この大事なやり取りを、どこで渡した

かとか、こういうことをしっかりと思い出していただけなかったというのは、今回そこは刑事訴追のおそれがあるということではっきり答えていただけなかったというのは非常に残念なんですけれども、聞けることはしっかり聞いて今まで調べてきたことで、これまで光本証人が証言したことが全て虚偽でありということが分かりました。もう答えを求める必要はありません。必ず訴追のおそれがあるということですので、訴追があるということをしっかりと検証できたかなというふうに思っております。

最後にお聞きいたします。

本件については、これは丸岡副委員長ともう一回かぶりますけど、警察でも調べられましたが、起訴されていないと光本氏はおっしゃいましたが、この場は刑事事件であるかどうかを問うているのではありません。

また、本日は刑事訴追のおそれがあるということで証言の拒否もなされておられますが、議員が書類の偽造を行うこと、議会において虚偽の発言や同僚をだまそうとする行動を取ることは、議員としてあるまじき行為だと私どもは考えます。

あなた自身はそのことをどうお考えになられますでしょうか。最後にお答えください。

光本証人　そうですね。もろもろ委員長がおっしゃられた私に対する疑惑に関しての詳細に関しては、なかなか、認定されたかのように今言われてますけども、そこに関してはちょっとお答えを私も差し控えさせていただければと思いますけども、ただ、会派のメンバーの方々、会派職員さんも含め各会派の皆様、議会の皆様、職員の方々含め、この一連の私の件で御迷惑と御多忙の中いろいろとそういうお時間を頂戴して、この２年半にわたってですね、そこに関しては大変申し訳ないなというふうには思っております。

前迫委員長　市民の方に対しても申し訳ない気持ちであってほしいと思います。

以上で光本圭佑証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては御出席いただき誠にありがとうございました。

退席していただいて結構です。

（光本圭佑証人　退室）

前迫委員長　以上で本日の議事は終了いたしました。

なお、今後のスケジュールについては、本日の証人尋問の内容を踏まえ、改めて準備会で御確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。

（3） 光本圭佑氏が日本維新の会職員に渡した会派広報紙印刷及びポスティングに関するメモ

11/2 幹事長

尼議事
第 764 号
－6.10.28
収：受
議事課

① ポスティング([redacted])

76万5765円

② 印刷([redacted])

7営業日で印刷

12万7130円×10セット＝127万1300円

そのうち2ヶ所配送×1セット＝1200円

127万2500円

① ＋ ②＝203万8265円

報告書

光本議員提出の銀行口座について

日本維新の会 尼崎市議団

事実

会派議員全員に相談報告無しに、光本議員の独断で4月20日に25万円×10回で250万円引き出される

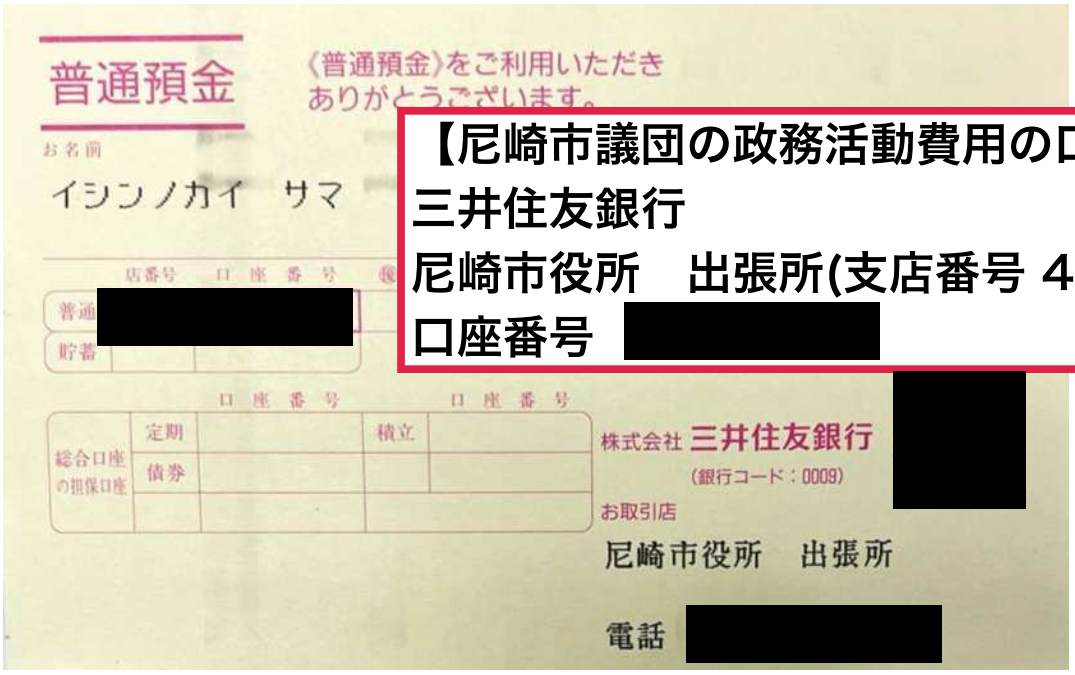

【尼崎市議団の政務活動費用の口座】
三井住友銀行
尼崎市役所　出張所(支店番号 423)
口座番号

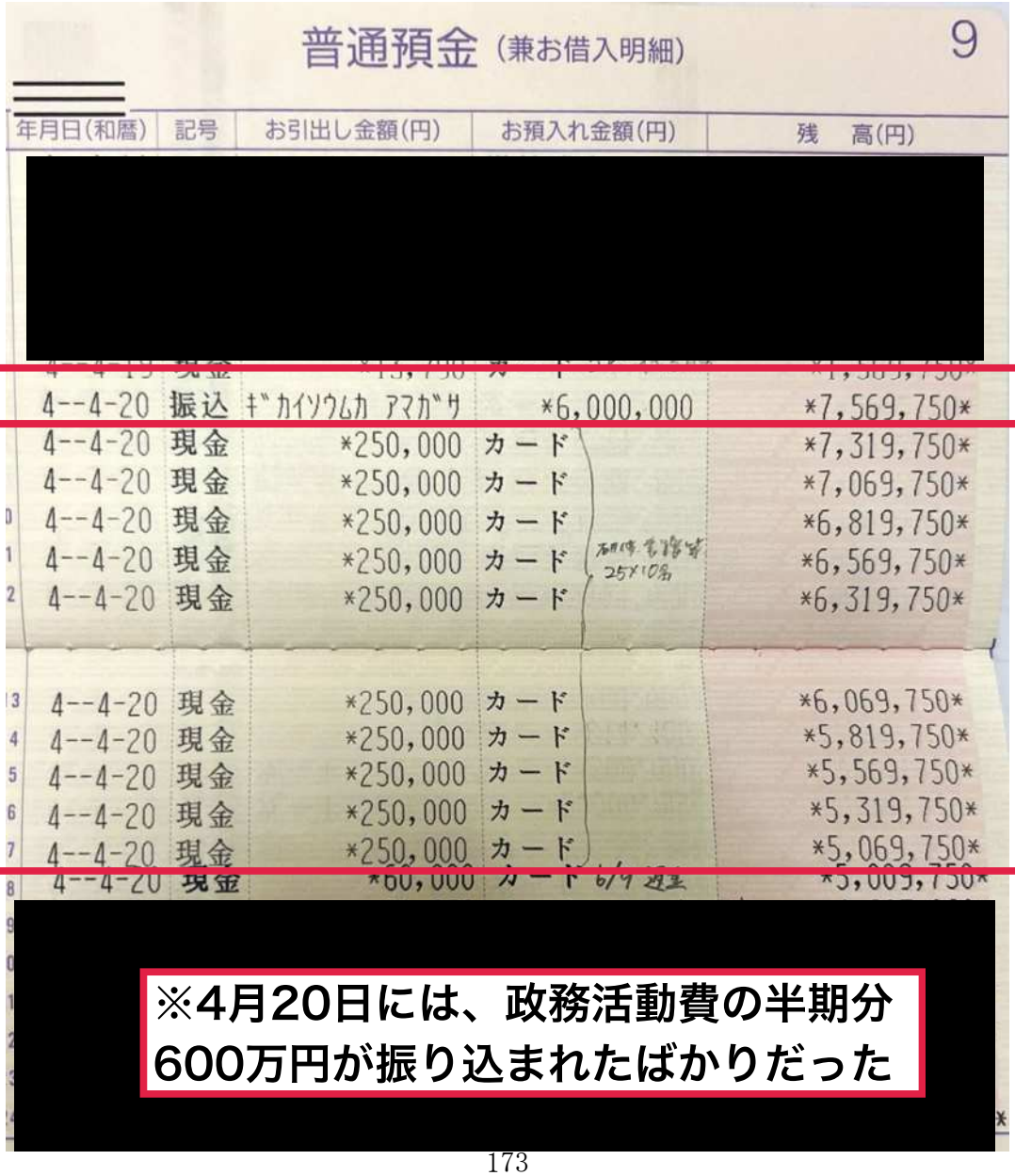

※4月20日には、政務活動費の半期分600万円が振り込まれたばかりだった

P.1

事実 光本議員は、250万円を移した口座の写しを、GW明けに議会事務局に求められ議会事務局に提出している。

資料A

尼崎市役所出張所 [redacted] (総合)
[redacted]

預金残高 2,500,000 円

お支払可能残高 2,500,000 円

過去の明細を照会

日付	お取扱内容	入出金	残高
2022年4月			
4月20日	カード (423)	250,000 円	2,500,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	2,250,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	2,000,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	1,750,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	1,500,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	1,250,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	1,000,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	750,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	500,000円
4月20日	カード (423)	250,000 円	250,000円

名義：不明
口座：尼崎市役所出張所
口座番号 [redacted]
に4月20日に25万円を10回に分け
入金したと、5月のGW明けに議会事務局へ提出している

光本議員は、明細の印刷が三井住友銀行側の**バグ**でうまくいかずスクリーンショットを印刷したと主張。

P.2

事実 250万円の出金が露見し、6月3日に今250万円はどこにあるのかと問われた光本議員が出してきた資料は3枚。

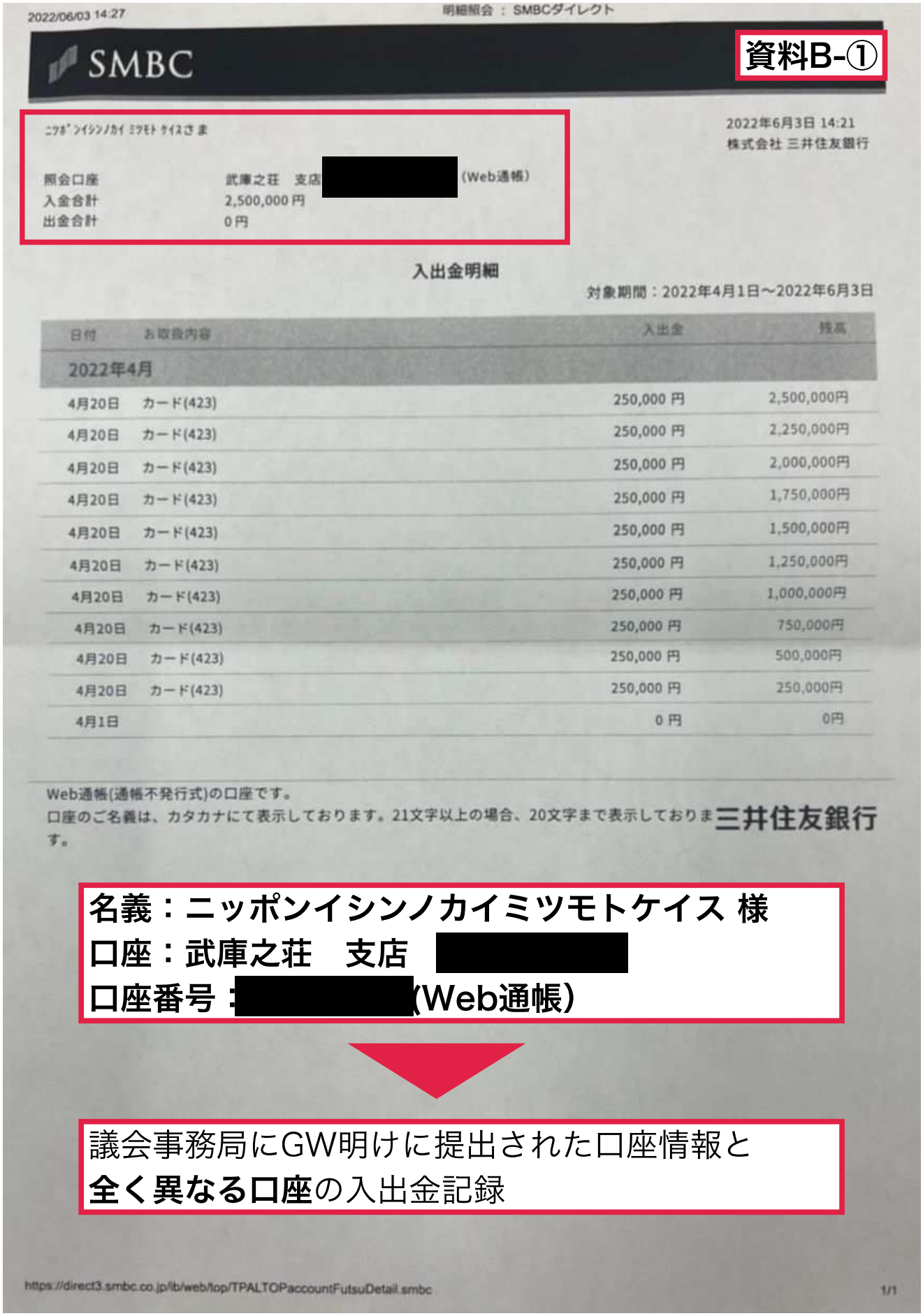

2022/06/03 14:27 明細照会 ： SMBCダイレクト

SMBC

資料B-①

ニッポンイシンノカイ ミツモト ケイスさま

2022年6月3日 14:21
株式会社 三井住友銀行

照会口座　武庫之荘　支店 [redacted] (Web通帳)
入金合計　2,500,000 円
出金合計　0 円

入出金明細

対象期間：2022年4月1日～2022年6月3日

日付	お取扱内容	入出金	残高
2022年4月			
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,500,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,250,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,000,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,750,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,500,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,250,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,000,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	750,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	500,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	250,000円
4月1日		0 円	0円

Web通帳(通帳不発行式)の口座です。
口座のご名義は、カタカナにて表示しております。21文字以上の場合、20文字まで表示しております。

三井住友銀行

名義：ニッポンイシンノカイミツモトケイス 様
口座：武庫之荘　支店 [redacted]
口座番号：[redacted](Web通帳)

議会事務局にGW明けに提出された口座情報と
全く異なる口座の入出金記録

https://direct3.smbc.co.jp/ib/web/top/TPALTOPaccountFutsuDetail.smbc 1/1

P.3

事実 250万円の出金が露見し、6月3日に今250万円はどこにあるのかと問われた光本議員が出してきた資料は3枚。

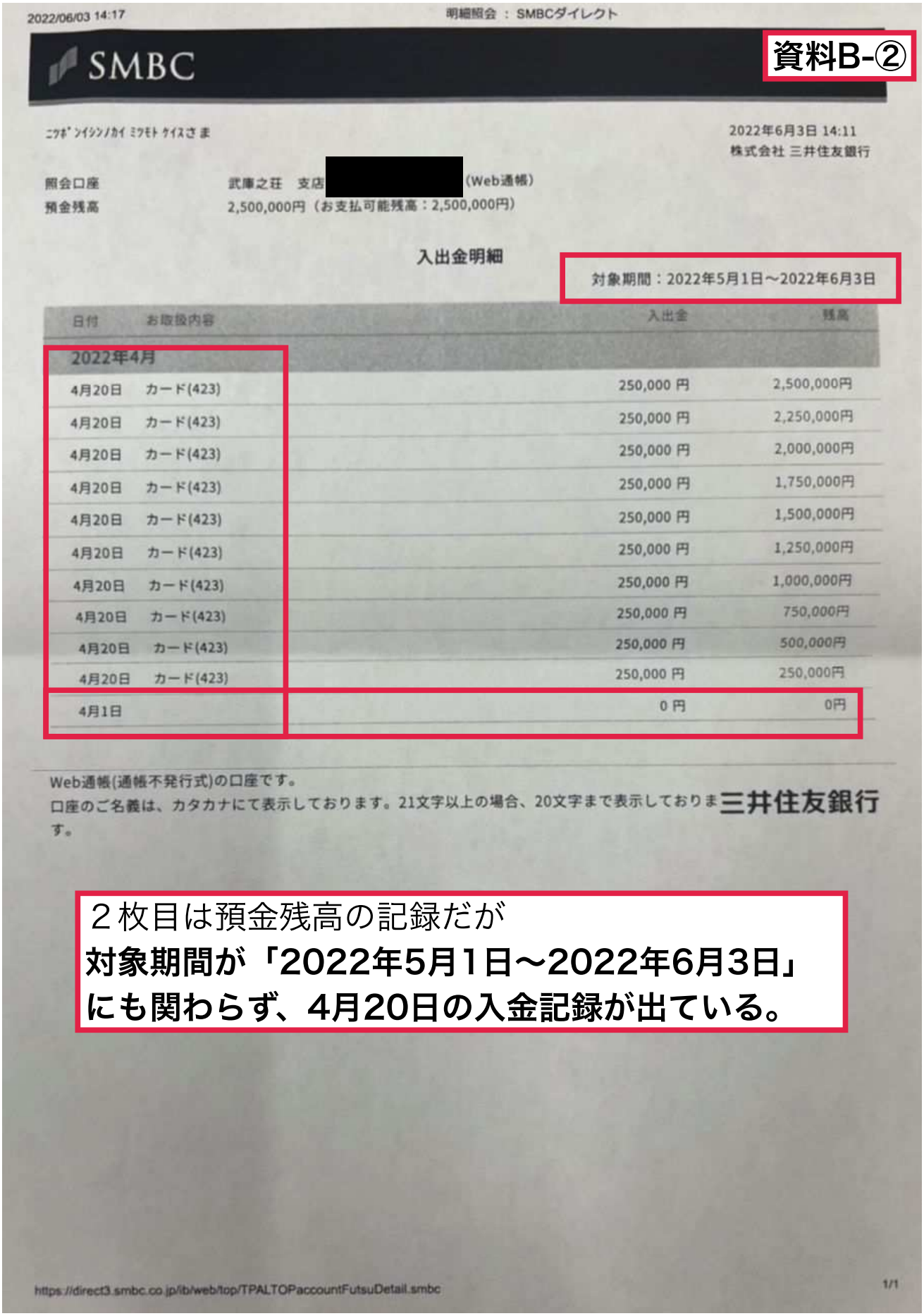

2022/06/03 14:17　　明細照会 ： SMBCダイレクト

SMBC

資料B-②

ﾆﾂﾎﾟﾝｲｲｼﾝﾉｶｲ ﾐﾂﾓﾄ ｹｲｽｻﾏ

2022年6月3日 14:11
株式会社 三井住友銀行

照会口座　　武庫之荘　支店 [redacted] (Web通帳)
預金残高　　2,500,000円（お支払可能残高：2,500,000円）

入出金明細

対象期間：2022年5月1日～2022年6月3日

日付	お取扱内容	入出金	残高
2022年4月			
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,500,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,250,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,000,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,750,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,500,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,250,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	1,000,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	750,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	500,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	250,000円
4月1日		0 円	0円

Web通帳(通帳不発行式)の口座です。
口座のご名義は、カタカナにて表示しております。21文字以上の場合、20文字まで表示しております。

三井住友銀行

２枚目は預金残高の記録だが
対象期間が「2022年5月1日～2022年6月3日」にも関わらず、4月20日の入金記録が出ている。

https://direct3.smbc.co.jp/ib/web/top/TPALTOPaccountFutsuDetail.smbc　　1/1

P.4

事実 250万円の出金が露見し、6月3日に今250万円はどこにあるのかと問われた光本議員が出してきた資料は3枚。

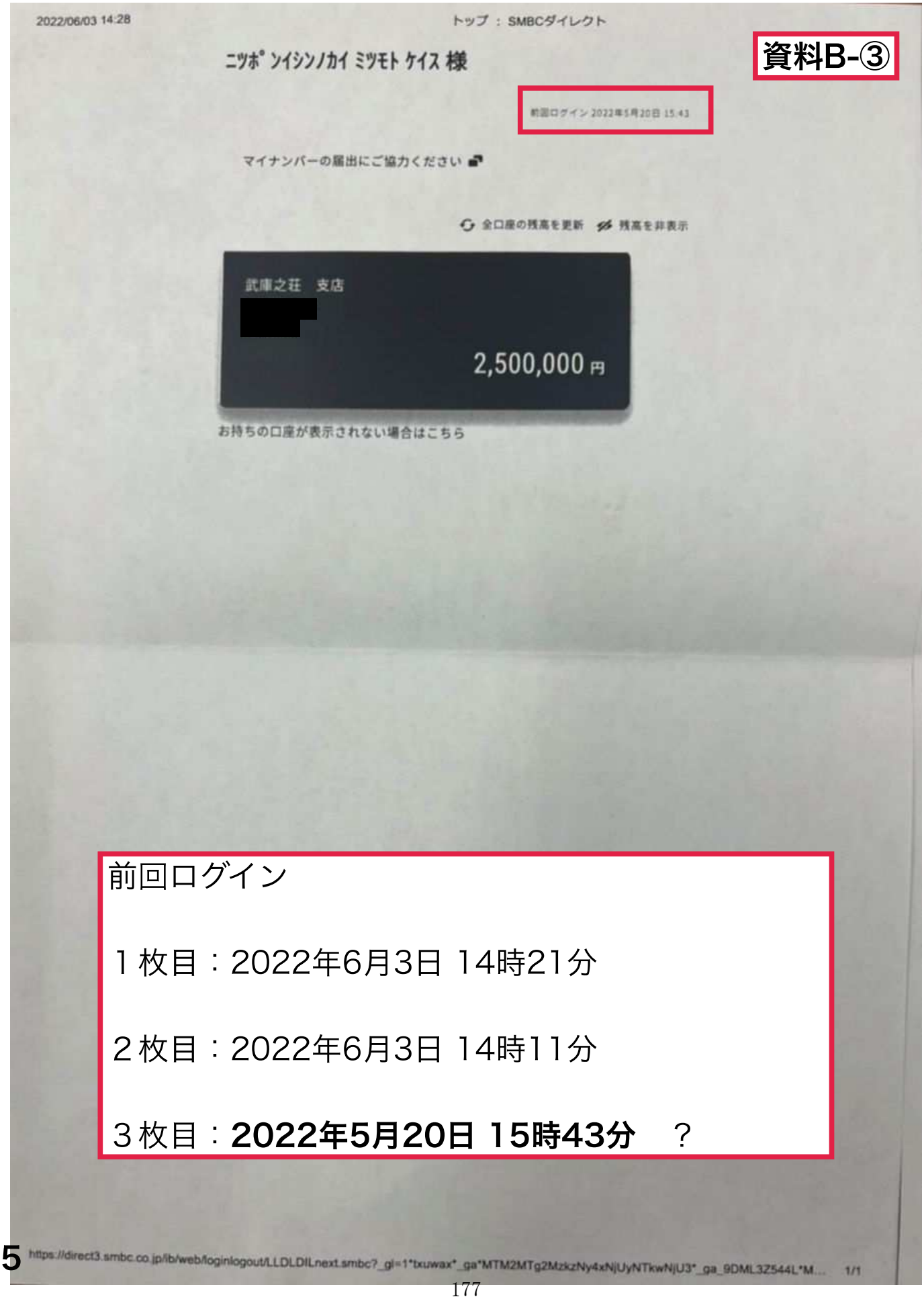

疑惑

資料Aの口座番号は、尼崎市議団の「身を切る改革の口座」と同じものだったが、入金の記録はない。

身を切る改革用口座のWeb通帳

光本議員が、5月GW明けに議会事務局に提出した書類Aは「身を切る改革用口座」の口座番号。
しかし4月は大阪市への寄付をした出金のみ。

会派の口座に移したように見せかけるよう偽装した可能性がある。

P.6

疑惑 三井住友銀行のWeb通帳で明細を出したが、若干異なる様式の書類だった。

↓光本議員が5月GW明けに議会事務局へ提出した書類

↓6月11日（土）に市議団で確認した、身を切る改革口座

尼崎市役所」と「出張所」のスペースの開け方、残高別普通の後ろの『（総合）』有無に違いがあり、『Web』の表記もない。

P.7

疑惑 5月1日からフィルターをかけて4月20日の記録が出ることは絶対にない。

↓光本議員提出、5月以降のフィルターだが4月20日の記録が出る

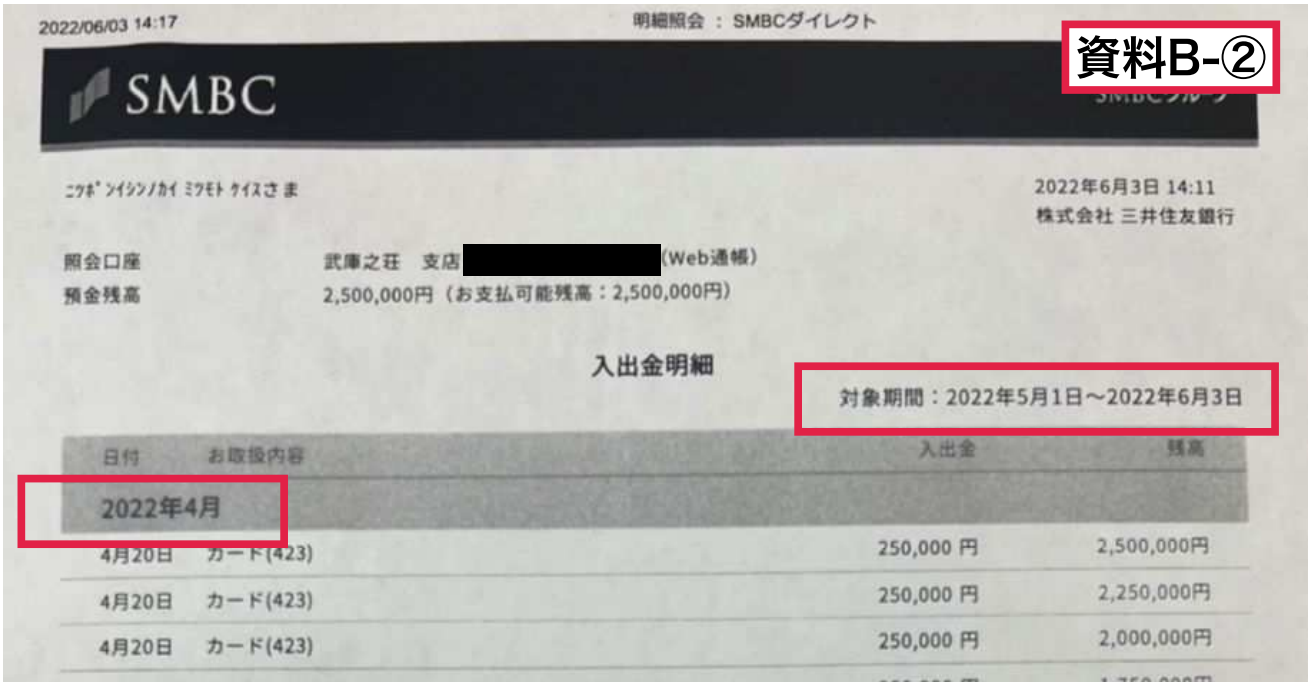

2022/06/03 14:17　明細照会 ： SMBCダイレクト

資料B-②

SMBC

ﾆｯﾎﾟﾝｲｼﾝﾉｶｲ ﾐﾂﾓﾄ ｹｲｽｻﾏ

2022年6月3日 14:11
株式会社 三井住友銀行

照会口座　武庫之荘　支店[redacted](Web通帳)
預金残高　2,500,000円（お支払可能残高：2,500,000円）

入出金明細

対象期間：2022年5月1日～2022年6月3日

日付	お取扱内容	入出金	残高
2022年4月			
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,500,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,250,000円
4月20日	カード(423)	250,000 円	2,000,000円

↓市議団確認、4月に身を切る改革257万2800円の出金があったが5月1日からフィルターかけているので記録は出てこない。

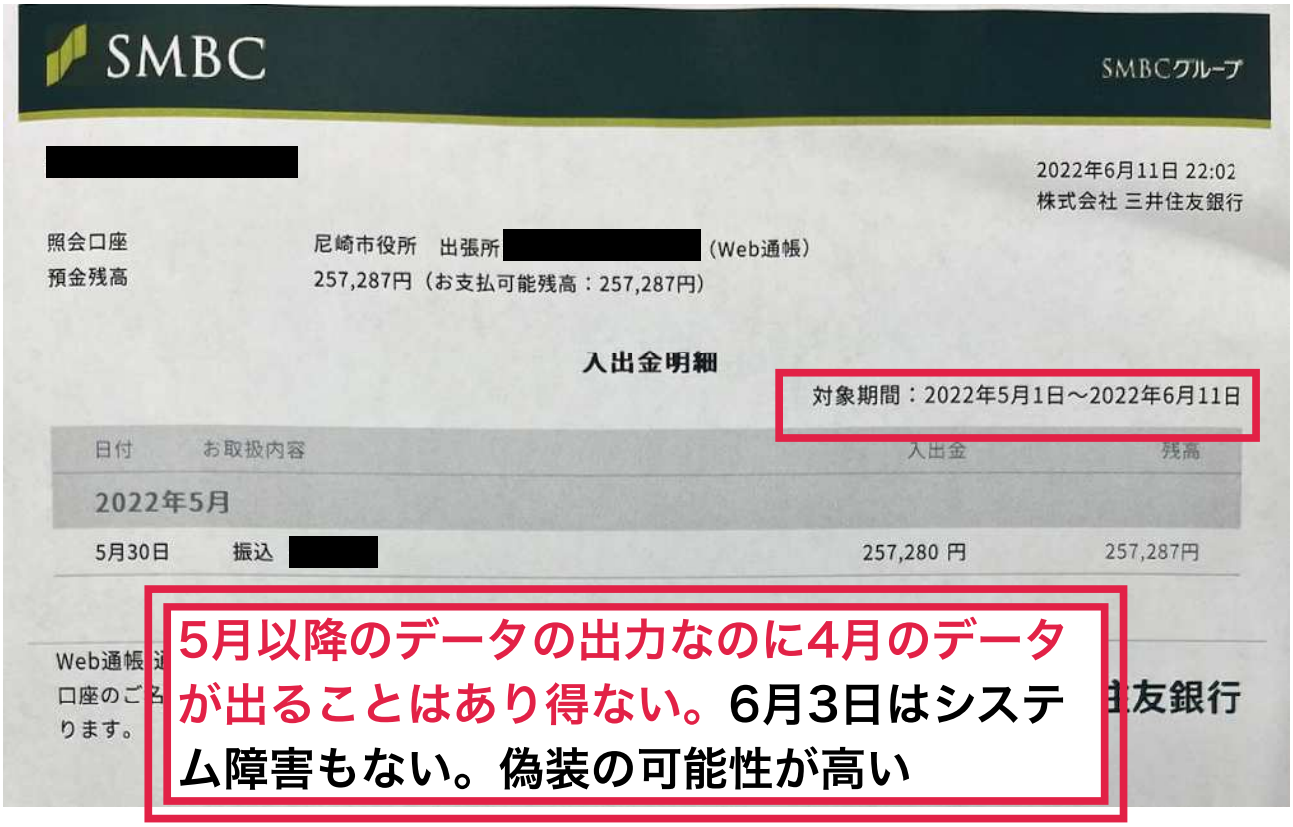

SMBC　SMBCグループ

[redacted]

2022年6月11日 22:02
株式会社 三井住友銀行

照会口座　尼崎市役所　出張所[redacted](Web通帳)
預金残高　257,287円（お支払可能残高：257,287円）

入出金明細

対象期間：2022年5月1日～2022年6月11日

日付	お取扱内容	入出金	残高
2022年5月			
5月30日	振込 [redacted]	257,280 円	257,287円

Web通帳
口座のご名
ります。
友銀行

5月以降のデータの出力なのに4月のデータが出ることはあり得ない。6月3日はシステム障害もない。偽装の可能性が高い

P.8

会派代表者会

６月14日

協議に先立ち、前迫議長から、本日は日本維新の会の議員が出席している。また、本日の会議について、市政記者から写真撮影等の申出があるので承知おき願いたいとの発言があった。

（協議事項）

○日本維新の会における政務活動費の出納管理について

前迫議長から、本件については、先の新聞報道も踏まえ日本維新の会の幹事長及び副幹事長のそれぞれから、会派における政務活動費の出納管理に係る報告を求めるものであるとの発言があり、日本維新の会幹事長及び副幹事長等から報告があり、質疑応答の後、前迫議長から、本件については、政務活動費の制度が市民の信頼を失墜しかねないゆゆしき事態であり、日本維新の会においては、真相の究明を早期に行い、改めての報告を求めることとし、本日のところは、この程度にとどめたいとの発言があった。

（発言の内容）

光本日本維新の会幹事長　まずは、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、お騒がせと御迷惑をおかけしまして申し訳ございません。

新聞報道によりました件につきましてですけども、４月20日に私のほうから、25万円掛ける10人分の引き出しを会派の職員に依頼しまして、引き出しをしてもらいました。その理由といたしましては、尼崎の市長選挙に関わる会派の中でのごたごたというのが、まず私の中でのきっかけです。会派が割れることを避けるため、もしくは割れたときのことを考えて、維新の会派では、議員１人当たり年間25万円、研修や書籍代という上限を設けておりまして、その10人分ということで、そこだけは会派が割れてもきれいに割れるようにという考えから別に管理をしようということで、そういう発想に至るほど、４月15日から20日にかけて会派内並びに兵庫維新の中でごたごたがありまして、そういう判断をいたしました。

その後、その別管理については、５月の日付は、昨日、議会事務局さんに確認したんですけど、ちょっとお互いに日付は覚えておりませんが、御説明をしまして、月末になると政務活動費のコピー、通帳のコピーは議会事務局に提出するというのはもう知っておりましたので、会派の職員さんにこのコピーを出したときに、25万円掛ける10人分が何かということを聞かれた際には、私のほうから説明をしますということで伝えておりました。それが５月の半ば頃ですかね。議会事務局の細川さん、政策調査担当係長さんからこの説明を求められましたので、会派内のちょっとごたごたですと、割れることも想定して別に管理をしておりますと。参議院選挙が終わった後に、そのままいけるのか、割れるのか、その辺あたりまでは別で管理しますということをお伝えしまして、そのときは特にその管理の仕方が駄目だとか、早く戻しなさいというような指導はなかったもんですから、そのまま管理をしていたということです。

取りあえず以上です。

前迫議長　それだけですか。

光本日本維新の会幹事長　そこからこう……。

前迫議長　パソコンの購入費用とか会派の方どうされるんですか。

光本日本維新の会幹事長　それはまた……。

前迫議長　後でよろしいですか。はい。

別府議員　日本維新の会の別府建一です。

このたびは皆さん大変お騒がせいたしまして、申し訳ございませんでした。

また、こういう機会をつくっていただきまして誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。

それでは、御手元の資料、光本議員による政務活動費の支出・入現金での出金に関する報告書というところで、日本維新の会尼崎市議団が作った資料をお持ちでしょうか。こちら御覧いただければと思います。

１つ目、令和３年度、政務活動費による会派パソコン購入で、議会事務局から指摘された件、時系列でお話しさせていただきます。

令和３年６月24日付で、Ａ社でのパソコンの見積書があり、支払い方法に現金のみと記載。令和３年６月29日、光本議員の指示で会派職員がパソコン購入代金を政務活動費から75万円現金で出金し、光本議員に渡す。光本議員がＡ社に現金で支払いしたと。光本議員からの領収書の提出は、そのときはございませんでした。光本議員が、Ａ社に対してヨドバシカメラで購入するまでにキャンセル。その時点でＡ社からの返金はございません。令和３年８月、ヨドバシカメラ梅田店でパソコンを76万330円で購入。令和３年９月24日、パソコン購入代金を政務活動費から76万330円を現金で出金し、光本議員に支払いをいたしました。令和４年３月23日、キャンセル後９か月たってＡ社より75万円が返金。現金で返金です。政務活動費の口座へ会派職員が入金いたしました。これを知ったのが令和４年６月２日。議会事務局より会計責任者に報告があり、会派議員全員が知ることになりました。会派議員が、Ａ社に約９カ月返金されていなかった理由を確認したところ、返金することを忘れていたと説明。会派議員

がＡ社さんと知り合いの方に再度確認依頼をしたところ、説明は同じで返金催促されたのは令和４年１月に１回催促されただけと説明されました。会派職員に確認いたしましたが、最初Ａ社に支払った時点の領収書の提出はなく、確認もしておりません。これが１件目、令和３年度。

２件目、令和３年度、政務活動費による会派報発行で、議会事務局から指摘された件、時系列でお話しします。

2021年、令和３年10月25日付でＫ社の見積書がありまして、支払い方法に現金にて御集金と記載されておりました。令和３年11月２日会派報発行のため、ポスティング代76万5,765円及び印刷費127万2,500円、合計203万8,265円を光本議員の指示で会派職員が政務活動費から現金で出金。光本議員に現金で手渡しました。光本議員がＫ社へ現金で支払い後、会派議員に報告、相談はございませんでした。その後、キャンセルし、会派会議で他の業者に発注することを決定いたしました。他の業者に発注した理由は、この印刷費が127万2,500円よりも80万円ほど安かったのでそちらに変えたということでございます。ほかの業者に令和３年11月11日に印刷代43万1,200円を政務活動費より会派職員が振込で支払い。令和３年12月６日にデザイン料７万1,500円を政務活動費より会派職員が振込で支払い。令和３年12月22日にポスティング代76万5,765円を政務活動費より会派職員が振込で支払い。令和４年３月31日、76万5,765円及び127万2,500円を政務活動費に現金にて返金がありました。

続きまして、令和４年６月２日、議会事務局より会計責任者に報告があり、会派職員が、議員全員が知ることになりました。令和３年６月29日から令和４年３月23日までの間で278万8,265円が現金で出金されておりまして、その間に領収書等の確認できるものは手元にはございませんでした。

引き続き、辻議員から御説明させていただきます。

辻議員　すいません、引き続き、じゃ、報告、御説明させていただきます。

この３番です。令和４年度の、先ほど光本議員からお話がありました件でございます。250万円を現金で出金をして、議会事務局から指摘された件、時系列別に説明をさせていただきますが、令和４年４月20日に、議会事務局より前期分として10人分の会派の政務活動費600万円が入金をされました。同じ日、令和４年４月20日に、個人用政務活動費、尼崎市議団、私たちで内々で決めた取決めなんですが、これが22万5,000円なんですが、25万円と勘違いしたということなんですが、25万円ずつ10人分、計250万円を政務活動費用の口座から会派職員が現金で出金し、光本議員に手渡した。そして、光本議員が個人口座に入金。そして、令和４年６月２日に発覚するんですけれど、議会事務局より経理責任者に報告があり、会派全員が知ることになります。そして、令和４年６月６日、光本議員は速やかに250万円を返金しないため、私たちの会派の安浪団長が自費で返金。これ、現金で返金をさせていただいております。そして、同じ日、６月６日に光本議員が安浪団長へ250万円を、これも現金です。現金で安浪議員に返金をしたと。どのように用意したかは不明でございます。そして、令和４年６月７日、臨時会派会議の場で250万円を入金した口座明細をコピーで提出したため、パソコンの画面での確認を要求したが確認をさせてもらえなかった。これはなぜパソコンの画面かということは、ウェブ通帳ですので、パソコンの画面を見たかったということです。

次に、令和４年度、光本議員による６万円現金での支出の件。これが、同じ日、250万円を現金で下ろした日に、別で６万円を政務活動費から現金で出金をしております。そして、５番目、令和４年度、光本議員による81万4,400円現金での出金の件なんですが、今年の５月30日、プリントパックの印刷見積りを取得され、５月31日に印刷費として81万4,400円を光本議員の指示で会派職員が政務活動費より、これも現金です。現金で出金。現金で出金していますが、令和４年６月９日に政務活動費の口座を確認したところ、81万4,400円の現金の出金が確認されております。会派職員に確認したところ、令和４年５月31日、光本議員より会派職員へ返金、会派職員が口座に返金することを失念しており、結果、６月９日まで私たちの会派の事務員さんが、ロッカーにてその現金を保管していたということです。その現金を私たちの別府議員と西田議員が、会派の口座に81万4,400円と６万円を返金させていただいております。この令和４年５月31日から令和４年６月９日まで337万4,400円という現金で出金されていた。そして、米印のところでございますが、令和３年６月29日から令和４年３月23日まで278万8,265円現金で出金されていた。そして、令和４年５月31日から令和４年６月９日まで337万4,400円の現金で出金されていたというところです。

前迫議長　以上でいいですか。それだけにされますか。調べたことを今日は言っていただいたほうがいいですよ。どうですか。

松岡議員　失礼いたします。松岡でございます。

この御手持ちの報告書、光本議員提出の銀行口座についてというもので説明させていただきます。

すいません、１ページめくっていただき、事実というところで、こちらに記載されてる尼崎市議団の政務活動費用の口座、これが私どもの会派で使ってるイシ

ンノカイという口座であります。次ページ、２ページのところなんですけども、上に出てる尼崎市役所出張所(総合)と書いてありまして、下に口座番号が黒塗りされているんですけども、この資料Ａというものが議会事務局のほうから確認された光本議員が提出したもので、これは議会事務局のほうでパソコン上から印刷できなかったので、会派室に戻り、スクリーンショットで撮ったというものが資料Ａでございます。これ、ここに25万円掛ける10回入金されたことが書かれております。

次ページおめくりください。

こちらの上、赤括弧の資料Ｂ－①と資料Ｂ－②というものが、私たち会派で光本議員のほうから確認したときに提出された口座でございます。これには上のほうにニッポンイシンノカイミツモトケイスケという名前がありまして、支店名が武庫之荘となっております。資料Ｂ－②のほうなんですけれども、これも同時に出されて、口座名は一緒なんですけれども、対象期間が2022年５月１日から2022年６月３日という対象期間で検索されてるんですが、明細に出てきてるのは４月の明細が出てきております。それが資料Ｂ－②の説明でございます。

戻っていただきまして、２ページのまず資料Ａというもの、提出されたものに出てきてる口座名が、これが光本議員の口座ではなく、私たちが使っております通帳３通あるんですけども、それのうちの１通の日本維新の会の通帳でございます。これが私たち私用で使ってる口座なんですけども、これの口座名が上に出てきてるところに口座番号が出ております。この２つから対象期間がずれてることと、違う出張所の名前が出てきてることを、これ三井住友のほうに確認いたしましたら、こういうことはあり得ないと。光本議員のほうからシステム障害でこういうことになったという報告があったんですけども、三井住友のほうからは、口頭ですけれども、こういう事象は起こり得ないという回答をもらっていまして、今、文章でそのことを報告していただけないか交渉させていただいております。実際の日本維新の会の通帳というのは、次のページの６ページなんですけども、上のほうに尼崎市役所、これが本当の身を切る改革で私たちが使わせていただいてる口座になります。

次をめくっていただきまして、７ページですけれども、これは上が光本議員から５月のゴールデンウイーク明けに議会事務局に提出された書類で、下が６月11日に市議団で確認した身を切る改革の口座で、口座の表記がこういうふうに違っておるのが分かるように並べさせていただいております。

次のページ、８ページですけども、これも５月以降のフィルターになってるんですけども、４月20日の記録が出るという資料になっております。

以上で口座の説明を終わらせていただきます。

別府議員　すいません、引き続き最後に、先ほど報告書で御説明させていただきました１番、政務活動費による会派パソコン購入で議会事務局から指摘された件ということでお話をさせていただきましたが、令和３年８月、ヨドバシカメラ梅田店でパソコンを76万330円で購入された件について御説明をさせていただきます。

こちらも納品書を御覧いただきたいんですけれども、納品書の改造伝票というのがありまして、こちらのほうと併せて御覧いただけますでしょうか。こちらのほうの納品書のほうが、議会事務局のほうに政務活動費としてお届けをしている分なんですけれども、５品目ありますけれども、１つ目のエレコムのＷｉ－Ｆｉルーターにつきましては、レシートには記載されておるんですけれども、実際の商品が会派室には届いておりません。続きまして、ノートンＬｉｆｅＬｏｃｋ、これは６台届いております。青囲みのダイナブックが11万1,560円というところなんですけども、10万9,790円というこの青囲みのところも、物はこちらに届いておりません。ヒューレットパッカードのパソコン５台、これは会派室届いております。トレンドマイクロのウイルスバスター１台、これは届いております。

こちらの配送費を御覧ください。

お買上げメモというところで、左側が、お届け先が尼崎市議会の日本維新の会の会派室に届いてる商品になるんですけれども、先ほどお話ししたオレンジの青囲み、ヒューレットパッカードのパソコン９万9,790円というのが、こちらの議会事務局に出してる分では11万9,900円ということで、ちょっと差額が出ております。

続きまして、ウイルスバスタークラウドにつきましては、同じ5,720円で、この金額は合うております。

続きまして、ノートンのアドバイザー１年間、これが、こちらのヨドバシカメラの明細のほうでは６台で3,300円、セット値引きで3,000円ということで１万6,800円になるんですが、こちらの提出分については２万4,900円ということで、ちょっと差額が生じております。

そして、右側のお買上げメモ、これが武庫之荘のほうの光本議員の御自宅のほうに届いてる分になりますけれども、この青囲みの分がこちらの納品書に書いておりますダイナブックが、金額が11万1,560円なんですが、明細のほうでは10万9,790円になっております。その下のメッシュＷｉ－Ｆｉシステム、トライバンドというの。ＬＡＮケーブル、これが合計12万9,070円なんですが、これにつきましては、会派室に届いてお

りませんで、光本議員の御自宅に届いた分については、会派室では今日現在、商品は確認されておりません。

また、こちらの納品書につきましては、この書式自体をヨドバシカメラに金額が違うのはなぜかなということでもお尋ねをさせていただきまして、３枚目の文言がヨドバシカメラから来てる分になるんですけれども、読ませていただきます。

平素は格別なお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

御返答にお時間を要してしまい誠に申し訳ございません。

お問合せ内容を確認させていただきました。

添付いただきました納品書につきまして、改めさせていただきましたが、弊社、店舗での発行納品書、インターネット購入商品に対する納品書、いずれにおきましても、ご掲示の納品書の書式とは相違したものにございます。

誠に恐れ入りますが、いま一度御確認をなさっていただきましたら幸いにございます。

焦眉の返答をお待ちいただいている中、お時間を要してしまいましたこと、重ねておわび申し上げます。

何とぞ御容赦くださいますようお願い申し上げますということで、昨日付でヨドバシカメラのお客様サービスセンターからのお返事をいただきました。

以上が事実でございます。

田中（淳）みどりの未来幹事長　すいません、光本さんにお伺いをしたいんですけど、最初お話いただいた部分を今回報道に載ったところのみですね。ぱっと今聞いただけでも、例えばヨドバシカメラのこの納品書というのは、これは光本さんが受け取ったものですか。

光本日本維新の会幹事長　ヨドバシカメラの件をお話しさせていただきますと、もともと購入はしに行きました。この縦長のお買上げメモという中に詳細が書かれてるんですけども、購入したときに、これ送られてきたのか手元でもらったのかちょっと忘れましたけども、これを私、取りあえず見つかったんですけども、手元になくなりました。実際に何を買ったか、何を幾らで買ったかというのが分からなくなってしまったというのもありまして、もともと最初からお話をすると、この納品書に書かれてるこの表ですよね。表で76万330円は、当時、６月の中旬、下旬だったと思いますけども、インターネットでいろいろ調べて買いたいなと思う商品の値段を調べて、まず、大体76万から77万円ぐらいになるのは分かった上で、Ａという会社に、これよりも安くならないかというのを言ったところ、頑張りますということなので、結果、75万で頑張りますということだったので、まずそこにお願いをしました。現金集金ということだったので、現金で集金してもらい、発注をしたものの、納品が８月に入ったのにされなかったので、申し訳ないですけどということで一旦キャンセルをさせてもらいました。キャンセルをさせてもらって、実際にもう納品されないので、買いに行かないといけないということでヨドバシカメラに買いに行きました。そのときに、私の土台となってたものが、このとき、６月の中旬、下旬に見積り順の中でネットから拾ってきたこの表を基に買いに行きました。買いに行ったところ、ダイナブックとＨＰ、ヒューレットパッカードのパソコンに関しては、その時点ではもう少し値下がりをしておりましたので、76万330円よりも安く買える状態でした。安く買えるその分、Ｗｉ－Ｆｉルーターをもっといいもの、あの会派室から上の会議室、第２会議室とかをうまく中継すれば、第１、第２委員会室までいけるぐらいのそういうメッシュＷｉ－Ｆｉというものをヨドバシカメラに提案をしてもらい、その中で、何とか76万330円で収まるようにということで、最後ＬＡＮケーブルで調整をしたんですけども、コーナーが違うかったんでばらばらに買ったんですけど、それを合わせて領収書発行コーナーに持っていきました。なので、これを見ていただくと、76万330円というのはそのとおり。ダイナブックがないということなんですけども、ダイナブックはもう会派室の私のロッカーの中に入ってますし、もう一つのメッシュＷｉ－Ｆｉは、ちょっと設定がなかなか私もできてなくて、置いたままにはなってますけども、会派室の私のロッカーの中にそれも入ってます。このとき、納品書がないんで、取りあえず暫定的にでも納入書作らないとということで、これが出てきたらこれが証明になるなと思ってたんで、差し替えればいいやと思ってたんですけど、取りあえず76万330円という合計金額さえ合ってればまずはいいかという、そこは私のミスなのかもしれませんが、この見積りを取ったときのものを貼り付けて暫定的に出してしまったということでございます。

田中（淳）みどりの未来幹事長　すいません、端的にお聞きしたいんですけど、納品書は、これは光本さんが入手して、議会のほうの今回、政務活動費の関係資料として提出したものということでいいんですか。

光本日本維新の会幹事長　この表貼り付けて、そうですね。

田中（淳）みどりの未来幹事長　これをそのまま。

光本日本維新の会幹事長　貼り付けました。

田中（淳）みどりの未来幹事長　貼り付けてるというのは、要するにここに貼り付けたんじゃなくて、当該の様式の紙に貼り付けたというわけね。

光本日本維新の会幹事長　当該様式の紙とか納品書というのを、もともとの見積書のところからこの表を作っ

てたんで、自分で。その表を貼って提出をしました。

田中（淳）みどりの未来幹事長　すいません、この納品書がそもそもそのままヨドバシさんからもらったものである。それを事務局のほうにしかるべき様式にのっとって貼って出したということですね。

光本日本維新の会幹事長　いやいや、納品書……

前迫議長　ちょっと指名してから答えてください。

光本日本維新の会幹事長　納品書は、このまま私が何を買ったか、値段の合計が合ってればまずはいいだろうという発想で、自分でこれを貼って作って出しました。これが出てきたら差し替えたらいいやという、そこ安易な考えだったんですけども、これが見つかるまで、まずは何を買ったか、合計金額が合ってればいいかということでこれを作って出しました。

田中（淳）みどりの未来幹事長　これ、光本さん作成ですか。

光本日本維新の会幹事長　この上の部分はそのまま使いましたけども、ここの部分は切って貼って印刷して出しました。

田中（淳）みどりの未来幹事長　なるほど。じゃ、要するにヨドバシカメラさんがおっしゃるように、これはヨドバシさんの正規のものではないということは、これは正しいわけですよね。

光本日本維新の会幹事長　そうですね。

田中（淳）みどりの未来幹事長　そういうことになるね。

光本日本維新の会幹事長　合計金額をまずは合ってればという考えでやってしまいました。ここを。

前迫議長　これ、物がね、お聞きしますけど、１年前に買ったものですよね。これ、自宅に送られてます。自宅に送られた経緯。なぜ自宅に、会派に置いてるんだったら、どうして会派に、一か所に送らなかったのかというのと、今現在、会派のロッカーにあるということですね。確認してもらっていいですね。

光本日本維新の会幹事長　はい。

前迫議長　維新の会の方、確認行ってください。（傍聴席より発言する者あり）

　勝手にしゃべらないでください。傍聴されてる方。

辻議員　そういうこともあるかと思いまして、昨日の夜、光本議員には悪いんですけど、ロッカーの中とか机とか、ちょっとほんまにあるかどうか調べさせていただきました。そのときには、昨日の夜にはなかったんです。

前迫議長　そういうことですね。はい、分かりました。今、確認行ってますので、それは後ほどしていただきます。

　そしたら、家のほうに、なぜ同じ日に買ったものを別々に送られたかということを言ってください。

光本日本維新の会幹事長　これを購入したときに、もう一つプライベートの買物もしてます。送り先を何を間違ったのか、プライベートのものが会派室に後日大量に届くと。こちらのほうが逆に家に届くというテレコというんですかね、違うことが起こって、プライベートのものに関しては、会派室に届いたんで家に持って帰りました。逆に、間違って家に届いたものに関しては、会派室に持ってきたというような感じです。なので、あのとき会派職員さんに聞いていただいたら分かると思うんですけども、ヨドバシから私のプライベートの買うた物が大量に届いてたということはありました。

田中（淳）みどりの未来幹事長　これ、銀行口座の関係のことで、個人口座に入金されてるものであるとかというのが書かれてるんです。実際、議会事務局のほうから提出が求められた、口座の写しを求められたときに、画面をそのまま見せていただけなかったのは、どういう理由なんですか。

光本日本維新の会幹事長　昨日も日付はちょっと確認したんですけど、お互いちょっと忘れてたんですけど、画面はそのときお見せはしました。

田中（淳）みどりの未来幹事長　事務局のほう、ごめんなさい、これ、画面のほうで確認は取れたんだと。この様々なペーパー頂いているけど、これが、言ったら見たものと提出されたものに相違がなかったということでいいんですか。

事務局　この報告書、光本議員提出の銀行口座についてる資料の２ページ目の資料Ａというものが、光本議員のほうから出していただいた資料でございますけども、これを画面で確認したという記憶は、我々はございません。たしか記憶としては、この日、システム障害といいますか、パソコンの調子が悪いといいますか、そういうのがあるというのは聞いておりましたので、画面では確認しておりません。

光本日本維新の会幹事長　私、自分のパソコンを持っていって、パソコンで見せましたよ。これ、印刷するときどうするんですかねという話をしたときに、政策調査担当係長さんが、この下の印刷ってボタンを押して印刷してくださいって言われたんでということで、画面はあのときパソコンを持って行ってお見せしたと思うんです。

事務局　担当のほうから、そのときに、私のほうはそういった報告も受けておりませんし、記憶もございません。

田中（淳）みどりの未来幹事長　それは、事務局のほうがそういった形で回答されてるので結構なんですが、もっと引っかかのんが、不思議なのが、この４月のんで25万円を10回分引き出されるところのこの対象期間と、実際のその表示されてる入金画面、４ページが変

わるというのは、これはバグってるんですか、何か。バグによるものなんでしょうか。ちょっと説明をいただけたら。

前迫議長　資料何ページでしょうか。

田中（淳）みどりの未来幹事長　４ページの報告書。こんなことが何で起きてんのか。

前迫議長　これ光本議員が答えられるやつですかね。

光本日本維新の会幹事長　ちょっと……。

前迫議長　提出していただいたのは、光本議員が出されたんですね。

光本日本維新の会幹事長　そうです。

前迫議長　プリントアウトして。

光本日本維新の会幹事長　すいません、もう一度細川次長と政策調査担当係長さんに思い出していただきたいんですけど、僕は明確にパソコン持って行って画面見せましたよ。そこをお二人とも覚えてないって言われると、非常に困るんですけど、どうやってこれ印刷したらいいですかねと言ったら、政策調査担当係長さん、この画面のスクロールの下のここの印刷のボタンから印刷したらいいですよって僕に言ったじゃないですか。それも覚えてないって言われると。僕は画面見せました。画面の印刷くださいねって言われたんで、僕、部屋に帰って、会派室に戻って印刷をしようとしたら、印刷のところが立ち上がらないから、再度政策調査担当係長さんに渡すときにこんな感じでしか印刷できなかったですけどいいですかって言うて、議会事務局の前の廊下のところで手渡ししたって、僕そこまで覚えてるんですけど、パソコンを見せられてないというのはちょっと……。

前迫議長　同じ質問して同じ答えが２回返ってきております、ただいま。見てないそうなんですけど、一応、光本議員が出されたこの分の今通帳のコピーというのは、これはニッポンイシンノカイミツモトケイスケという口座名ですか。これは個人になりますか、それか、会派の法人になりますか。

光本日本維新の会幹事長　どっちの方ですか。

前迫議長　この口座は。言われてるのは資料Ｂ－②か。

都築副議長　両方ともやね。

前迫議長　どっちですかね。資料として出されている分は、ニッポンイシンノカイミツモトケイスケという個人の口座になりますか、法人の口座になりますか、どちらですか。

光本日本維新の会幹事長　屋号がついてますので、私の認識の中では、もう一つミツモトケイスケという口座を持ってますので、そっちが私の中では個人。屋号がついてるニッポンイシンノカイミツモトケイスケというのは、あくまでも議員活動用、議員用というような思いで位置づけ……。

前迫議長　のことですね。それは、政務活動費が入った分ですから、公金を扱ってる口座になりますね。

光本日本維新の会幹事長　はい。

前迫議長　これは議会事務局として確認する義務がありますし、今、これ議長の名において、その画面を持ってきていただいて、会派代表者全員で確認させていただくという、こういうことをお願いしましたら、それはできますか。

光本日本維新の会幹事長　すいません、昨日もお話をさしてもらったんですけども、画面もそうなんですけど、画面なんてこの話で言うたら、つくり変えられるわと言われた幾らでも言われますんで、私が昨日お話ししたのは、三井住友銀行で取引明細書というものをしっかり取ってきて、それを提示させていただきますということを昨日、副議長と議会事務局さんのところでお話をさせてもらいましたんで。

前迫議長　ですね。今、その画面を議会事務局に２回見せた言いましたね、これ。

光本日本維新の会幹事長　見せました。

前迫議長　見せたということは、見せれるということですから、私が確認したいと言ったら、この期間の分、４月20日から６月13日、この動きを見たいわけです。これを出してください。その画面をということですから、それはできますか。

光本日本維新の会幹事長　パソコンを持ってきてませんので、あればできますけども、何かは分かんないですけど、一番の公的な証明書というのは、その取引明細書取り寄せて届けられたやつが一番公的なものやと思いますので、それをお示しさせていただくということを何回もお話し……。

前迫議長　それ示していただくことと、これは、それが通帳であれば、それが通帳の裏表ということで印字が誰の目にも明らかになる。ただ、１枚プリントで出されたものよりも、できたらウェブ上ということをさっきから強調されてますんで、そのウェブ上の確かなものかということを目で確認させていただければありがたいんです。

都築副議長　要するに取引履歴が分かるもの、正式な。要するに公金が入ってますから、そこに私的なお金が入ってもあかんし、公金でない利用されてもあかん。ということは、250万は公金ですから出してないということですので、その履歴がこの期間中分かるものが欲しい。正式なもの。

光本日本維新の会幹事長　取引履歴を見られたいということで、通常はウェブから印刷して、これが証拠となると僕は思ってましたけども、画面を見られたいということであれば、またちゃんと用意して皆さんにお見せできるようにいたしますので。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　納品書についてなんですけども、76万330円、合計金額に合わせたということなんだけど、これ、実際の金額と合わないよね。

光本日本維新の会幹事長　最初はそうですね。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　ほんなら、赤い部分で言ったら、それで見ますと76万330円に対して63万1,260円。実際の金額はね。この差額はどうなってんのか。

光本日本維新の会幹事長　当初、６月の中旬から下旬にかけて見積り、ウェブからいろいろ買おうと思ってたものの値段を拾ってきて、大体の予算感を出したのが76万330円でした。実際に、キャンセルした話の後の話ですけども、ヨドバシカメラに買いに行ったときに、ダイナブックとヒューレットパッカードの金額が、８月入ってたのもあると思うんですけども、金額が若干落ちてました。なので、その分76万330円じゃなく、今おっしゃったような金額に圧縮されてましたので、その分浮いたお金といいますか、76万330円までの間のお金でもっと高機能なＷｉ－Ｆｉルーターを買えるなということで、もっと広い部屋で会議してても上まで横までＷｉ－Ｆｉが飛ぶような、それをヨドバシカメラさんに見繕っていただいて、最後76万330円になるように、この長いやつに書いてますけども、ＬＡＮケーブルで最後、いろんな種類がＬＡＮケーブルありますんで、それで調整をしてもらって76万330円になるようにしてもらいました。当初の予算と同じ予算でいいのを買う。個数は一緒ですけどもいいものを買うということで、買ってきました。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　私は、ごめんなさい、パソコンに弱い私が聞くのもあれなんだけど、じゃ、そのＬＡＮケーブルというのは13万ぐらいするものか。

光本日本維新の会幹事長　新しくできた会派室、その上の第１談話室、第２会議室もそうですけど、あの当初、最初、第１委員会室とか第２委員会室もお借りして会派会議することもありましたので、そういうメッシュＷｉ－Ｆｉの子機といいますか、親機と子機があるんですけども、子機だけその部屋に運んで電源を入れたらＷｉ－Ｆｉが飛ぶということで、縦にも横にも広くネットが使えるというものをヨドバシさんに、担当者に相談して見繕ってもらったのがこのやつです。Ｄｅｃｏというやつで、メッシュＷｉ－Ｆｉというそれをパソコンで圧縮できたお金でいいものが買えるということで、それを買いました。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　それは、結局は使ってなかったということかな。

光本日本維新の会幹事長　私が購入したんで私が設定しないとということで、会派室で設定とかをしてたんですけど、なかなかややこしくて、ちょっと申し訳ない。そのまま置いたままということにはなってました。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　それがずっと会派のロッカーに置いてたということですね。

光本日本維新の会幹事長　最初は、私の机の引き出しの中とかに入れたんですけども、私の机は鍵がかからないもんですから、鍵がかかるロッカーに入れたりとか、それまでには棚に置いてたりとかもしてたんですけども、ちょっと危ないなというのもあったんで、ロッカーとか棚とか引き出しというところには入れてました。

田中（淳）みどりの未来幹事長　最初の報道に出てた、今年の４月20日の25万ずつ10人分引き出されたその理由について、会派が割れることも想定してということで引き出されてるんですけど、10人分を御本人の光本さんの個人口座に入金をするという行為が、これはどう正当性を持ってやられたのかなというの、ちょっと掘り下げて説明いただけたらと思います。これちょっと尋常じゃないなと思うんですよ、私からしても。私も政務活動費管理する立場ですけど。もし、だから、割れるにしても、もう一人の分を引き出して自分の口座に入れてということはちょっと考えられへんなと思うんですけど。これ、どういう感覚なのかというのもうちょっと掘り下げて教えてもらっていいですか。

光本日本維新の会幹事長　すいません、その話をするとなると、会派の中のごたごたと、あと、兵庫維新の会の話になってしまうんですけども、４月15日に会派会議の中で、尼崎市長選挙の公認候補予定者を、どっちを会派として応援するかというような投票をしました。その中で、投票を、やり方も皆さん合意の上でやったにもかかわらず、終わってから、その投票のやり方、結果が無効だと、いかさまやと、不正やというような話になり、15日の夜、会派懇親会があったんですけども、その中でちょっとけんかになるようなことが起こりました。

ただ、一応、会派懇親会前に投票で決まった結果を上申書というものを書いて安浪団長が兵庫維新の会にその上申書を持っていくことになるんですけども、その上申書も受け取るや受け取らんや、徳安県議に出し直しせや、いろいろ、その後の金曜日、土曜日、日曜日と二転三転ありまして、けんかもありましたけども、私の中では、実は去年の市議選の投開票日の夜から翌日にかけても会派を割るという画策があって、それは未遂に終わったんですけども、その記憶とかもありまして、会派これまた割れるなというのがありました。４月20日に、徳安県議が県政記者に対して、兵庫維新の会としてあの上申書は受理しないことを正式に決定したみたいなそういう書面を県政記者に出すんですけども、それは私の耳にも入ってきました。こういうのが出されましたと。その時点で、いよいよぐちゃぐち

ゃがさらにぐちゃぐちゃになって割れるなということで、安浪団長にはちょっと相談をして、もうぐちゃぐちゃで割れると思うんで、なので、そのときのために、僕ら何対何で割れるか、僕らは少ないほうやと思ってましたんで、そのときに少ないほうになっても割を食わんように、個人の年間の上限のところが食われんようにということでここだけは守らなあかんというのと、もう一つ、それも割りたくない、割られたくないというのもありましたんで、何とかここは守らんとというのが僕のあのときの発想と心理状況です。それで、会派職員さんに引き出しをお願いしときました。ただ、250みたいな感じで引き出すんじゃなくて、後から履歴でも分かるように、10人分と分かるような引き出しの仕方をしてきてくださいというふうにお願いをしました。そうこうしてる間に、突然会派室に徳安県議と兵庫維新の総務会長が来られて、書面で安浪団長の辞任と、この上申書に関わった人たちの処分を幹事長である光本に求めるという書面を持ってこられたので、ああ、これは本当にもう終わったな、終わるなということで、やっぱりこれは一時避難させとかないとというそういう心理になりまして、ただ、その一時避難のときも、ミツモトケイスケの口座と、ニッポンイシンノカイミツモトケイスケという口座があったので、ニッポンイシンノカイミツモトケイスケという口座であれば、私は、申し訳ない、それは個人の口座と思ってなかったので、屋号がついている口座だと思ってましたので、ここに一時避難、隔離をさせようと。これに関しては、月末に通帳のコピーを出せば、議会事務局から必ずチェックはされるというのももちろん分かってましたので、チェックをされたときには御説明をしました。至った経緯はそういう経緯です。

田中（淳）みどりの未来幹事長　理解できないんですよね。割れた後に分けるという話では分かるんですけど、政務活動費ですから、要するにもう全てもらってるものじゃないですよ。我々返還しますよね。政務活動をして、使った分があってそれを使う。その先にもう全て移動をさせとくという感覚が理解できないんですよね。やっぱり今の説明を聞いても、ちょっとこれは、だから、会派の人らもそれはびっくりしはったやろし、今の説明であれば、到底ちょっと尋常じゃないなと、繰り返しですけども理解できないです。

川﨑日本共産党議員団幹事長　今、個人の口座やと思ってるものと、光本さん自身は、公の名前がついてるから日本維新の会のほうの通帳だと。それは、みんな知ってたんですか。個人のものやとか会のものやというのが、お互いが何か見解が分かれてるみたいな感じするので、それは、普通会派の通帳つくるときには、全体に了解求めてやりますよね。今回、それはどうなってたんですか。

光本日本維新の会幹事長　維新の会の中には、日本維新の会、例えば辻さん、日本維新の会西田さんという口座が存在します。団費を入れとく口座、身を切る改革の寄附をためとくための口座というそういう口座は存在します。私も日本維新の会という屋号がついた口座が欲しいなというのは前から思ってましたので、それは自分でつくって、そこが、言うたらミツモトケイスケという口座とは違うという感覚で私はいましたので、当初は、もう中がほんとにごちゃごちゃやったので、相談できる方、団長にだけはこれを伝えて、会計責任者は、じゃ、何で知らなかったんだというお話ですけど、そのときのごたごたのやっぱり中の中心にもいましたので、会計責任者には言わず、団長とお話をしてやりました。

前迫議長　団長という言葉ちょっと聞こえて、今やり取りの途中なんですけど、団長に確認したって言われましたですよね。今日は、維新の会は出席を求めておりますので、団長、どうぞお答えください。

安浪議員　すんません、団長の安浪です。

今、光本議員の言われた話なんですけども、いつ言われてどうのこうのってちょっと記憶ないんですけど、そういう話は雑談の中で聞かせていただいております。ただ、そんなもんほんまにできると思ってないし、まさかやると思ってなかったんで、ああ、そないしたら面白いよなというの、その程度の話やったと記憶しております。

別府議員　口座を知ってたか。

安浪議員　口座……。それを移す、どう言うてええんかな、避難さすというような話でしたので、その口座というのん全然聞いてないし、じゃ、どこへ移すねというのを聞いてない。ただ、この250万を避難させたいと。うちら会派割れるか分からんから、そのときに、どういうていいんかな、言い方は悪いですよ。うちの取り分も確保したいという話はちらっとは聞いておりました。ただ、それを現実にできるかできひんかというのは、全然それはできひんやろうという認識の中で、雑談として話はさせていただきました。でも、それを本当にした、西田会計のほうから、このときに250万こうでしょって言われたとき、愕然としたいうのが事実です。

前迫議長　確認ですけれども、日本維新の会は、そんな話を正式に幹事長から受けましたか。

別府議員　口座の存在は聞いておりません。

川﨑日本共産党議員団幹事長　もうちょっと詳しく聞きたいんですけど、その口座が、個人のやつが欲しかったという、ちょっとそこもよく分からないんだけども、要は西田さんの名前に出てんの、会計責任者として身

を切る改革で費用を使うための口座と。それから、辻さんの分も団費、会派のやつを管理するということで、明確に目的がはっきりしてたんやな。今回、光本さんの口座をつくったのいつで、目的は何やったんか。個人が欲しいからつくるというもんではないですよね。公費を管理するものが個人の名前のところにいくこと自体が、それが会計責任者、幹事長ということで、私も幹事長やけど、自分で口座つくるかいうと、つくりませんよ、普通ね。その感覚が分からないし、実際、いつつくったんですか。

光本日本維新の会幹事長　もともと政務活動費を管理するためにつくったというわけではありません。ニッポンイシンノカイミツモトケイスケという口座を欲しいと。屋号がついてる口座というのを今まで私、９年間で持ったことがなかったので、それは一応、今後何か使えるかもしれんからつくっとこうということで４月１日、新年度につくりました。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　共産党さんの話ダブってくるんだけども、政務活動費の考え方よね。あなたは、私たちもいなかったんだけども、尼崎で不正出張という大きな事件があって、あれから政務活動費に関して言えば、日本全国の中でも私たちは前に進んでるところだと自負してるんだけど、会派が分かれるからお金をプールしようというたって、使わなければ返さないといけないわけで、差し迫ってお金が要ったの。そうしなければならないほどの。

光本日本維新の会幹事長　差し迫ったというか、あのときの私の考えでは、先ほどお話しさせていただいたように、年間で個人の研修とか書籍で使うというのと、それはちゃんと置いといて、それ以外の残ってる政務活動費で会派職員さんの給料、光熱費やなんかいろいろ、もろもろの支払いはしておいて、もし割れたときには、ここの25万のやつはちゃんと人数分で割ればいいですけど、残りの部分は財産分与みたいな感じで割ればけんかなくできるかなというのがそのときの発想です。まあ……。別で管理します。これがもし駄目だというふうに言われるんやったら、議会事務局さんが毎月月末にチェックしてるそのときに言われるだろうとも思ってましたので、それ、５月のいつか忘れましたけど、確認したときには、特にそのときには別で管理してることが駄目やとか、今すぐ戻しなさいというのがなかったので、そのまま管理を続けていたということです。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　４月１日に通帳をつくられたということなんだけど、先ほども聞いて、あれ、法人のは、政党の名前が出てくると、結構つくるの大変なんですよね。すぐにできたの。

光本日本維新の会幹事長　つくりに行ったときに、事業所用とか何々用とか、どうやってつくりますかというのを銀行員さんから聞かれました。会派規約とか持ってきたほうがいいですかというのもお聞きしたんですけども、いや、そういうのは要らないですということで、ニッポンイシンノカイという屋号つきの口座を１時間か１時間半かかりましたけども、私の身分証明書でつくることはできました。

眞田公明党幹事長　銀行通帳つくるときに、屋号ついてる通帳、光本さん個人で屋号つきのやつがつくれるという認識は、我々の中で一切ないんですけど、何か規約とかそういったものがなければできないという認識、それは三井住友銀行さんに誰か確認されましたですか、それは。そんなことはつくれんのどうかいうの。

西田議員　昨日、私、三井住友銀行の尼崎市役所出張所のテヅカさんという方とお話をいたしました。その経緯としましては、資料Ａですとか、後は、先ほど田中（淳）議員がおっしゃってた対象期間と出入金が異なる、入出金異なると、そういったことがあり得るのかという確認をするためにテヅカさんとお話をしました。でいうと、この結論としてはあり得ないというお話だったんですが、そこで光本議員がつくられた口座、武庫之荘支店になっているので、尼崎市役所出張所にそういう点で御相談ありましたかとテヅカさんにお尋ねしたところ、テヅカさんは、私はそういった相談は受けておりませんという御返答でした。なぜテヅカさんに聞いたかというと、私が尼崎市役所出張所で会派口座をつくったときに丁寧に御対応してくださったのがテヅカさんでしたので、そういった御対応テヅカさんになるのかなという推測も含めまして、まずは昨日テヅカさんに御確認をしたところ、光本さんからもそういった御相談はなかったというお話がありました。

眞田公明党幹事長　ということは、西田さんが調査した結果では、やっぱり規約なんかが要るという認識やということですか。

西田議員　私の記憶では、私がつくったときは規約はなくてもつくれたと記憶しております。

眞田公明党幹事長　それは市役所ということですね。これ見たら、市役所出張所の通帳で25万円、250万の通帳になってると。こっち、裏ひっくり返すと、武庫之荘支店のニッポンイシンカイの通帳になってるというのが、実際はどっちなんですか。

光本日本維新の会幹事長　実際は、私のニッポンイシンノカイミツモトケイスケ武庫之荘支店です。結局、住所地から一番近い支店でしかつくれませんと市役所出張所でも言われましたので、あそこでつくろうが住んでるところから一番近い武庫之荘支店になりますということを言われたので、結局、武庫之荘支店の私の口座になるんですけども、この２ページの資料Ａに関し

ては、細川次長、政策調査担当係長さんからコピーを求められたときに出したんです。ただ、そのときも、渡すとき政策調査担当係長さんにお伝えしましたけども、印刷をしようとしても印刷画面が出てこない。印刷画面が出てきたら、それが割れてるというちょっと変な感じやったので、そこはもうスクリーンショットみたいな感じで印刷をしました。なので、政策調査担当係長さんにお渡しするときに、こんな感じでしかちょっと印刷できなかったんですけどというような感じで渡しました。ただ、このときに、私はもう合計金額と、この履歴みたいなそこしか見てなかったので、おかしな感じになってるというのは気づきませんでした。

眞田公明党幹事長　個人だけのあれで結果的にはできたけども、光本さん自身は日本維新の会の屋号のついてる通帳やというふうに言われてる。これは、政党の通帳ではなくて、日本維新の会尼崎市議団の通帳、どっちなんですか。

光本日本維新の会幹事長　政党名と会派名がちょっと一緒なので、日本維新の会というところでは、どっちというのは私の中ではなかったですけども、今後、例えば党費を払うときとか、身を切る改革を払うときとかというのは、この口座使えばいいかなというような感じでつくってました。ただ、その前に、この今回の一時避難というのがあったので、もうその一時避難させてる間は、その口座から何かを振り込むや、何かを入れるやということはせずに、そのまま置いてました。

眞田公明党幹事長　要は、法人だから、日本維新の会として、代えては政治団体としての入出金になるということは分かりますか。個人個人が、今まで我々議員は、兵庫県の県民局に毎年報告してますわな。その報告の政党の通帳になるということで、一円の入金、一円の支出があったとしても、政党としての報告をする義務がある通帳という認識なのか。

光本日本維新の会幹事長　いや、そういう認識はなかったです。団費も身を切る改革の口座も日本維新の会、例えば辻さん、西田さんというのと同じ感覚でその口座をつくって、その口座を使うというそういう収支報告に上げるようなものだという認識はなかったです。

眞田公明党幹事長　西田さん、辻さんがつくってるやつというのは、政党の収支報告はしてない完全なる個人の通帳として扱ってるいうことですか。

辻議員　すいません、もうそのとおりでございます。私の通帳は、団費、毎月毎月１人１万円を個人で出して、それで、会派の飲物とかお菓子とか備品を買うお金でプールしてる分で、西田議員が扱ってる通帳というのは、私たち個人がやっていく身を切る改革の毎月毎月の手取りの２割……。

眞田公明党幹事長　分かりました。要は、問題は、寄附金だとか政党のほうからのお金は一切そのいずれの通帳にも入ってないということですか。

辻議員　はい、そのとおりです。入っておらない。

眞田公明党幹事長　光本さんのつくられた通帳にも一切入ってない。

辻議員　入ってないです。

眞田公明党幹事長　ということは、政党とは関係のない完全なる尼崎市市議団としての通帳だということは、これはまさしく公金の通帳だということなんですよ。それ今見せれないということは、通らない。今ここですぐ、後日じゃなくて、今そこで見れるはず。この250万のお金の流れ。それ、事務局であったり、我々市民にとって見る権利のある250万ということになる。だから、光本さん、後日じゃなくて、今もう皆さんここにおられるから、この疑念を晴らすならば、この250万のお金の流れがウェブ上で、ここＷｉ－Ｆｉつながるから見せていただきたい。議長、後でいいおっしゃいましたけど。

前迫議長　今、そのこともありますし、先ほどロッカーの件もございます。やっぱりこれも御本人がいてこその確認でございますので、銀行口座の内容と会派ロッカーの内容、これを直ちに確認をしたいと思います。いいですか。そのために休憩をしたいと思いますので、いいですか。

光本日本維新の会幹事長　パソコンもそうですけど、私のログインのパスワード等は自宅にありますんで、それをじゃ取ってきてよろしいですか。

前迫議長　申し訳ございません。これは全て政務活動費で買ったものでしょうか。

光本日本維新の会幹事長　パソコンがですか。

前迫議長　ええ。

光本日本維新の会幹事長　それは私の個人の。パソコンは何でもいいですけど……。

前迫議長　実際にパソコンを使用するときに、大体政務活動費がそこに入ってる分は、役所に置いとくというのが、これもう鉄則でございますんで、いろんな理由で、原稿を書くときであるとかいうのはありますけど、通常は置いとくとなっております。間違いないですね。

眞田公明党幹事長　そもそもね、光本さん幹事長ということを３年続けたんかな。３年、４年続けた中で、田中（淳）議員から再三言ったけども、幹事長というポストにありながら、会派割れようが割れまいが、光本さん２期経験して８年間は会派一本の通帳で何なりとうまいこと回ってきたわけでしょう。それを会派が割れるからといって４月１日に25万円ずつ10人分を避難させる。避難という言葉、ここの市民の皆さんだって我々だって、誰から避難するんだと。ということは、この９人が９人その通帳から自分の分やいうて、割れ

るからいうて取り出したり、急に視察に行って、北海道１週間ほど行ってきて50万ほど視察に使うだとか、何の避難なんですか。避難という言葉はみんな違和感を持ってます。ましてや幹事長である光本さん。本来なら、会計システムからいうと、お金が必要なときは幹事長が承認して初めてお金が出せるというシステムを分かってる幹事長光本さん自身が避難さす必要は全くない。これ、皆さん疑念は晴れないでしょう、光本さん。

光本日本維新の会幹事長　すいません。15から20日にかけては、もう本当にぐちゃぐちゃになって、割れるもしくは追い出されるというそういう心理状況と発想になってしまってたのは……。

眞田公明党幹事長　じゃ、例えば５対５、３対７、何でもいいですけど、割れた時点でその会派の通帳を割ればいい話であって、それは当然もう議長決裁からやって会派を取るということの手続のいろいろある中でそこの通帳割ればいいだけであって、先になぜ25万を、先ヅモして250万を別の口座にわざわざ移す必要があったのか。だから、これ光本さん、ニュースになったわけですよ。そこが明確になってないから、理由がないから。それは、割れるからといって事前に避難させましたと言うても、これ誰も納得できないですよ、光本さん。自分の精神状態が、割れてしまう、追い出されると言ったとしてもですよ。１年生議員じゃない、３期も務めた光本さんがやることではない。だから、別の理由があるんではないかというふうにみんな思ってるわけです。

前迫議長　多分これにはなかなか答えが出てこないと思います。やはり大事な公金を避難させるという考え方そのもの、これが政務活動費の中にあってはならないことです。今言ったように、ウェブ上で通帳の移動がどうだったのかというのを先ほどから議論になっております。物も御家庭にもしかこれがあるならば、これも個人で所有してたということも、そういった確認がございますので、すいません、その確認をまずしないと、議論がここから先に進めないというふうに思います。今、自宅に戻ってパソコンを取ってきたいっておっしゃられましたら、自宅に帰ってパソコンをここに持ってくるまでは職員同行させます。もしかその間に何かがあったら大変なことになりますんで、何も作業してないということを確認のために同行させていただきますけど、いいでしょうか。

光本日本維新の会幹事長　すいません。今、取りに行くのはパソコンもそうなんですけど、ログインのやつはもう家で管理してますんで、それを取りに行きたいということなんです。プラス、そのパソコンは、僕個人で買ったパソコンですんで、政務活動費で買ったパソコンではありません。政務活動費で買ったパソコンは、このヨドバシカメラで買ったときのダイナブックです。ダイナブックに関しては、会派室に。

前迫議長　会派室にあるんですね。

光本日本維新の会幹事長　はい。ということなので、政務活動費で買ったやつを外にばんばん持ってってるというそういうことではありませんので。

前迫議長　でないですね。

光本日本維新の会幹事長　そこだけ。

前迫議長　ただ、そこの確認を、何か１年間は会派の職員ができてなかったということの報告を受けておりますので、あるんだったら、昨日言ったときには言っていただきたかった。それもあるんですけど、ログインできるものを自宅に取りに帰ることは可能でしょうか。

光本日本維新の会幹事長　可能でございます。

前迫議長　職員の方、同行してもらっていいでしょうか。いいですか。それと、物があるかいうのを確認を今させていただきたいと思いますので、暫時休憩をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

　暫時休憩いたします。再開時間は追ってさせていただきます。

＜休憩・再開＞

　前迫議長から、サンテレビからテレビ撮影の許可願いが提出されており、議長においてこれを許可しているので了承願いたいとの発言があった。

（発言の内容）

光本日本維新の会幹事長　ログインしてみます。

眞田公明党幹事長　どこのＷｉ－Ｆｉがきてるの。

光本日本維新の会幹事長　これ、会派のやつが飛んできています。

眞田公明党幹事長　飛んできてるの。

光本日本維新の会幹事長　はい。

寺井議員　議長、アイフォンでのテザリングができますので、代わりにＷｉ－Ｆｉにつないで手続ができますけれども。

光本日本維新の会幹事長　できました。

前迫議長　これ、いつ。４月20日ですよね。

光本日本維新の会幹事長　４月20日から今日までですね。

眞田公明党幹事長　４月20日からやね。

光本日本維新の会幹事長　そうです、最終的に６月６日に出しました。この間、一切……。

都築副議長　出せない。動いてないってことやね。

光本日本維新の会幹事長　出せない、動いてませんので。

　これはウェブで。プリントアウトしたやつは……。

前迫議長　結構です。全員に見てもろてください。

都築副議長　これ、フォームが何かこの中で全然違うのは何かあるのか。編集されているこのフォームが。

光本日本維新の会幹事長　それを印刷にかけるとこれで、

上と下が出てきます。
前迫議長　そしたら、印刷、一応していただきましょうか。
光本日本維新の会幹事長　ここから一切……。
眞田公明党幹事長　20日から５日６日までは何もあれしていないという。
光本日本維新の会幹事長　そうです。
都築副議長　ほんなら、これ印刷できるんかな、プリントアウト。
光本日本維新の会幹事長　はい。
都築副議長　Ｗｉ－Ｆｉつながったらいけるね。
光本日本維新の会幹事長　できます。
前迫議長　下ろした日付がいつだって。
光本日本維新の会幹事長　６月６日です。
前迫議長　６月６日ね。
光本日本維新の会幹事長　何か触りましたか。
眞田公明党幹事長　その口座のところ。
光本日本維新の会幹事長　もう一回ログインし直さな、何か……。
前迫議長　もしかあれやったら、次入ったときに、ここに来て、みんながこうして来てもらいましょうか。
光本日本維新の会幹事長　そうですね。
前迫議長　回ったら、手が何か触ったとか何かになったらいかん。
光本日本維新の会幹事長　今、ちょっとおかしなりました……。
　復旧してるのでお待ちください。今、見ていただきましたよね。
眞田公明党幹事長　どこの通帳のか見てない。誰も見てない。その数字の流れだけしか見てない。
前迫議長　通帳の番号が出てるところは、出てましたかね。
眞田公明党幹事長　出てない。
前迫議長　出てないですね。数字の動いた分だけで、通帳の番号というだけじゃなかったんですよ。
寺井議員　通帳の番号、今、分かりますが。
前迫議長　メモで出していただけますか。メモで出していただけますか。
眞田公明党幹事長　ちょっと、いいですか。西田会計責任者、分かってるなら、西田会計任者のスマホで口座番号とパスワード聞いて、西田会計責任者のスマホで見れませんか。
西田議員　口座番号とパスワードをお伺いすれば、それは可能です。
眞田公明党幹事長　今、ちょっとバグってるみたいなんで。
西田議員　お伺いできれば可能です。
　お店番号と口座番号と４桁の暗証番号が分かれば、普通に入れます。
前迫議長　もしくは、パソコンのほうがバグってるようですので、光本議員、よかったら、これでいけるみたいですから、向こうについてください、横に。
西田議員　よろしいでしょうか。
光本日本維新の会幹事長　いや、ログインできてない。
西田議員　ということで、バーコード、ログイン暗証に誤りがありますということで、ログイン……
前迫議長　暗証番号でエラーがあるみたいです。訂正して下さい。
眞田公明党幹事長　暗証番号聞いてみて。
西田議員　メモでいただける……。
　今、メモを見せていただいて、暗証番号取ったんですけれども。
前迫議長　エラーコードなんですね。
西田議員　エラーということで、光本議員が記憶されている暗証番号が違うのかなと思いますけど。
光本日本維新の会幹事長　今、でも、ここでログインできたんですけどね。それで、画面見てもらえたんですけど、正副議長と眞田さんに。
眞田公明党幹事長　だから、数字しか見てないからね。どの銀行のどこの通帳のどこの支店の分かというのは見ていないので、光本さんのやつかどうかが問題になるし。
西田議員　私の今使ってるのは、間違いなく三井住友銀行公式のネットバンキングアプリですので。
眞田公明党幹事長　ＳＭＢＣの画面であったけど、それが誰の口座のどこの支店のものかというのは我々見てないのでということです。
前迫議長　25万円が全部あって、250万が引き出された、そこの三井住友銀行何支店で何番ということが、今ちょっと確認できてなかったから。
光本日本維新の会幹事長　これでログインはしたんですよ。それで、今見てもらって。
前迫議長　このもともとの三井住友銀行の、もう今、スマホでできるから、スマホのそのアプリの中でやってる分で入れないということね。
光本日本維新の会幹事長　いやいや、今、このパソコン上では入って見ていただいたんで。出入金が出してないというのは見ていただいたけど。
前迫議長　ただそれが、今言っているように、日本維新の会、光本圭佑、口座番号、ウェブ、というのがあれで出てきた分やんか。
光本日本維新の会幹事長　はい。
前迫議長　ね。
光本日本維新の会幹事長　はい。
前迫議長　あれで出てきたこの分やない。
光本日本維新の会幹事長　はい。

前迫議長　そこの上の部分やねん、見てないのは。金額の部分だけやねん。出張所と口座名と口座番号見たかな。見たかな、眞田議員。

眞田公明党幹事長　見てないですね。

だから、このここの画面が出てないね。

前迫議長　この下の部分だけや。だから、今さっき見て、出るんだったら出していただきたい。

眞田公明党幹事長　この画面は何で出ないんかな。

光本日本維新の会幹事長　いや、それはログインしないと。今、ログインできてたんですよ。その画面を見ていただいたんですけど。

眞田公明党幹事長　いやいや、さっきの画面とこの画面違うよね。

光本日本維新の会幹事長　いや、それは６月の……。

眞田公明党幹事長　じゃなくて、こういう画面じゃなかったよね。

光本日本維新の会幹事長　それは印刷したときに出るんですよ。それ、今、副議長がおっしゃった、印刷すると、上と下のヘッダーが出てくるんですよ。印刷せん限りは、あの見ていただいた画面……。

前迫議長　せやから、そこの画面が出てきたら、間違いなくこの提出したものであるということで、ここまでＷｉ－Ｆｉが届いてるんだったら、印刷、実行できますよね。

光本日本維新の会幹事長　はい。ただ、どこのボタン押したか、ログインができないです。

都築副議長　すみません、ちょっとそんなに時間取られないんだけども、つながらない以上、これ以上実はどうしようもないので、基本的には何か銀行が発行する取引履歴みたいなものを出してもらうということは可能ですかね。

光本日本維新の会幹事長　僕は可能です。

都築副議長　それをまずしてもらおうか。これ以上、そしたら、しようがない。これから先、進めようがないので、それはどうですか、皆さん。取引履歴、銀行の発行した取引履歴。出たらいいけどね。

前迫議長　ただ、これね、すごい論争になると思うんですけど、パソコンではできた、通常のスマホでも今は全て全部できますよね。スマホで通常のＳＭＢＣのウェブ上の口座の登録ができない。ログインができない。何でというね。

光本日本維新の会幹事長　パスワード間違えてないですよね……。

前迫議長　その疑問が、簡単な……。

田中（淳）みどりの未来幹事長　さっき、パソコン、今、開ける開けへんの前にちょっと確認をさせていただいたところで、まだ教えていただいてないことがあって、繰り返し教えてもらいたいんですけど、このページ４、報告書の中の、これは、対象期間が５月１日から６月３日の中であるにもかかわらず、４月の記録がここに掲示されていることがなぜなのかというのが謎であるというのが１点と。

もう一つが、事務局に確認したいんですけど、先ほど来、光本さんおっしゃってた今回の引き出す目的が、会派内部でもやもやしてたからと。資金を、資金じゃないですけど、議長を経て補助金として受け取ったこの政務活動費を動かしているという、この事実というのは、これ、そのものについての、違法性とまでとは言いませんけども、正当性、私は不当だと思うんですが、この見解ちょっと教えていただけたらありがたいんですけど、いかがですかね、事務局のほう。そもそもこの25万円を10回にわたって引き出した理由をお聞きしましたが、そこについて正当なんか、そうじゃないのか。

事務局　その250万を移した正当性ということなんですけども、250万円を別の口座に移したという、それだけでもって、今は違法性もあるわけではないですし、禁止規定もございませんので、それについては、正当性については何とも言えないと。

ただ、今後やはり、我々としては、やはり何らかの形でこういったものは制限すべきかなということでは、内部では思っておりました。そういう状況でございます。

田中（淳）みどりの未来幹事長　ありがとうございます。

この対象期間の謎を解きたいんです、私、これ。その一番最初にお聞きしたこの納品書と見積書を切り貼りしましたという時点で、これは言ったら、議長に対して報告するそのものが改ざんされていたというふうに、もう彼自身がここで、皆さんの前で発言をしたわけですから、これについてはもちろん追って調査をすべきだと思うし、併せて、これ、維新の会の皆さんにもお伝えはしたところなんですが、過去にこういう形で、巧妙な改ざん等をもって複雑にこの会計操作がなされてなかったのかどうかというところは、これ、改めてしっかりと洗い出していただいた上で、こういった機会を持っていただきたいなと考えるんですが、いかがですか。

前迫議長　ありがとうございます。

今、田中（淳）議員が言っていただきました、まずは、その25万、25万の政務活動費が入れられたということと、それと、またヨドバシカメラの納品書、これが偽造ではないかということですよね。

今、殊ここに至って、全部を一緒にするというよりも、一個ずつもう精査していきたいんです。まず、今、今日はこのウェブ上の口座が正しかったのかということを、今、持ってきていただいてしております。それ

が何かの不具合でこうなった。スマホで本来入るべき、その導入できないという事実があります。

今、これを銀行のほうに問合せしようにも、もう今、３時以降になってますから、時間切れでございますので、これは一旦、次回といったらおかしいですけれども、またこれ、次にきちっと精査するものとさせていただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

田中（淳）みどりの未来幹事長　分かりました、はい。お聞きした部分に……。はっきりとお答えいただければ。

前迫議長　ことになりますね。

都築副議長　一個だけ、議長、いいですか。

光本さんにちょっとお聞きしたいんだけど、この納品書は自分で作りましたか。切って貼ったと言いましたね。

光本日本維新の会幹事長　はい。

都築副議長　これはどうなんですか。

光本日本維新の会幹事長　それはちょっと作りようがないと思います。

都築副議長　身に覚えがない。

光本日本維新の会幹事長　はい。

都築副議長　この期間外にかかわらず、ここにこういう、４月20日に取扱履歴が残ってるということは、これ、５月１日からやったらおかしいですよね。

光本日本維新の会幹事長　はい、と思います。

都築副議長　これ出したのは、光本さんやね。

光本日本維新の会幹事長　印刷したの私です。

都築副議長　それは何も改ざんした覚えはないんですか。

光本日本維新の会幹事長　それは多分改ざんできないと思います。ログイン後のシステムやと思いますので。

前迫議長　いいですか。

では、まず、銀行のほうから。

田中（淳）みどりの未来幹事長　ごめんなさい、見れないんですか、まだ。見れないんですか。

光本日本維新の会幹事長　はい、エラーが発生しましたというので。

眞田公明党幹事長　一回あれですか、ログアウトもできないんですか。

光本日本維新の会幹事長　ログアウト勝手にしてしまっているんです。

眞田公明党幹事長　勝手にしてしまってる。

光本日本維新の会幹事長　はい。先ほど見ていただいた画面で……。

眞田公明党幹事長　ログアウト、一回その再起動、パソコンかけて、もう一回。スマホからはどうですか。

西田議員　何回も間違えると、それはもう経理の分もできなくなる可能性もある。

前迫議長　もう３回間違うたら駄目ですから。

眞田公明党幹事長　暗証番号が違うからじゃなくて、システムエラーみたいなことに出るんでしょう。

寺井議員　エラーコード00268Eで、ログイン暗証に誤りがありますと出ます。システムエラーではございません。

前迫議長　だから、システムエラーじゃなくて、暗証番号が違うということで出るんだよね。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　さっきからちょっとよく分からない部分が、資料Ａと資料Ｂの違い。資料Ａの尼崎市役所出張所の残金が250万あって、武庫之荘支店でも250万あるということでは、500万あるということ。ではないよね。これの意味が分からない、私は。

それで、名義が不明と書いてあるでしょう。資料Ａだけどね。２ページ目です。

前迫議長　資料Ａね。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　２ページ目ごめんなさい、２ページ目が尼崎市役所出張所で。

前迫議長　はい。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　10回に分けて、１回25万入れて250万になったと。

前迫議長　はい。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　それで、ここの名義が不明になっていると。下に書いてあるね。それで、次のページの３ページのＳＭＢＣというところには名前もあって、武庫之荘支店と書いてますやんか。

前迫議長　はい。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　これも250万が入金されてると。

前迫議長　はい。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　どう違うのかなということを、ちょっと教えてもらいたい。

前迫議長　ＡとＢは同じものかどうかということやね。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　そうです。

前迫議長　これは答えられますか。

寺井議員　まず、資料Ａのほうですけれども、こちらは政務活動費の250万円を光本議員が自分の口座に移したときに、議会事務局に提出された書類になってます。ただ、こちら、私たちの見解では、自分の口座に移したにもかかわらず、会派の口座に移したように見せかけるために作った資料だと考えています。

次に、資料Ｂのほうは、私たちが250万円の件、存じ上げなかったので、今どちらにあるのかと、光本議員に６月３日に尋ねたときに、御本人が３枚提出された資料になります。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　すみません、３枚というのはどれ。

寺井議員　Ａは、議会事務局に提出された、５月のゴールデンウイーク明けだと考えられるんですけども、Ｂ

－①、Ｂ－②、Ｂ－③の３枚は、６月３日に一緒に提出されております。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　光本さん、このＡとＢ－①とかＢ－②、Ｂ－③の違いは、まあ言うたら、名前の部分いうたら、どないになってますか。

光本日本維新の会幹事長　資料Ａについては、会派の方々にも御説明しましたけど、たしか５月20日とかその辺のときに出したんやと思うんですけど、この名義不明となってますけども、実際は、その口座番号は、日本維新の会西田兼治さんの口座番号はここに出ていました。

ですけど、当時私はそこは全然気づいてなくて、250万と10回分が出てる、これを印刷しようということでやりました。それで、この画面は、ちょっとしつこいようですけど、細川次長と政策調査担当係長さんに見てもらって、そして、印刷してくださいと、コピー下さいということで、会派室に戻ってコピーをしようとしました。

ただ、このときに、それが５月20日の三井住友のシステム障害なのか分からないですけど、印刷をしようと思って、コントロールＰを押したら大体印刷画面が出てくるんですけど、ずっと真っ白のままなので、もう一回キャンセルして、もう一回コントロールＰを押したら、今度は、どうやって印刷されるかの画面が出てくるんですけど、そこがちょっとぐにゃぐにゃとなってて変やったので、もうその印刷の仕方をやめて、この部分をスクリーンショットという感じで印刷を押して、お渡ししました。

なので、その次のページの、きちんとログインできて印刷できたときは、上と下に、ＳＭＢＣとか下に三井住友銀行という、先ほど画面見ていただいたときにはなかったやつですけど、印刷するとこれが出てくるんですけども、この資料Ａにないのは、その印刷の、そのコントロールＰの印刷ができなかったので、その画面をスクリーンショットして、なので、政策調査担当係長さんに渡したときに、こういう印刷の仕方しかできなかったですけどということを言ってお渡ししたという感じです。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　ということは、市役所出張所は後でつけたと。

光本日本維新の会幹事長　いや、つけたんじゃなくて、ここがよう分からない。そこはちょっと調べていただかないと分からないですけど、バグって、そのやつが出てきてたのか、ここは、僕からしたら全然見てなかったところなので、僕の口座に関しては、武庫之荘支店の、その次のページの３枚物が私の口座になりますので。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　バグったということも、あまり意味分からないんだけども、西田兼治さんの通帳があるよね。

西田議員　はい。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　あるよね。それとこれがリンクすることはあるわけ。

西田議員　昨日、三井住友銀行に確認いたしました。資料Ａに関しまして、そのような画面が出ることはあり得ないと断言されていました。

前迫議長　分かりました。ちょっと議論途中なんですけど、これは、このパソコンで出した資料だというふうに光本議員がずっと言われてますね。これもその資料だということで言われています。

今、この資料を出すのに、ウェブ上のやつなんで、西田兼治議員が持ってるそのアプリで、本当は、暗証番号とか全部合ってたら全部ログインできるということですから、申し訳ないんですけど、こういうふうにして疑義がかかってるときなんかは、誰でもが公平に入れるもので出していただいて、それをもしかやったらプリントアウトしていただくということにしていただきたいんです。いいでしょうか。

光本日本維新の会幹事長　それは、ログインできたらもちろんできます。ですけど、先ほど副議長がおっしゃってるように、三井住友銀行から取引明細を取るというのが多分一番……。

前迫議長　取ることもそうなんです。だけど、ここで、ウェブ上でみんなの目で確かめたいという、休憩前にそんなことを申し合わせておりますので、皆さんがやっぱり画面上でもそういった経歴が、大丈夫、きれい、25万のまま、そのまま引き出されてる。これが一つの、光本議員にとっても証明になることですので、そういったことを、今さっきから議論になっておりますので……。

眞田公明党幹事長　議長、その現物を確認したいということですけど、会計責任者の西田さんが、日本維新の会、光本さんの武庫之荘支店の口座を、西田さんと副幹事長の別府議員が行かれて履歴を出されたら、現物が出てくるので、そうされたら、別にウェブで見なくても大丈夫です。

前迫議長　いいですか。そのようにさせていただいて結構ですね。皆さん、いかがでしょうか。いいですか。

では、そのように取り扱わせていただきますので、これは少しお時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「これ500万あるんですか、そしたら。尼崎出張所に250万、武庫之荘に250万で」と発言する者あり）

宮城市民グリーンクラブ幹事長　そう取ってしまう。

すみません、今、藤野さんがおっしゃった、さっき私500万と聞いたんだけど、尼崎出張所のこの資料Ａ

の250万と、武庫之荘支店の250万、一緒なのか別なのかという。

眞田公明党幹事長　すみません、ちょっと皆さん、さっきの藤野議員も、ちょっと500万言うてますけど、そうではなくて、２ページ目の資料Ａ、このときに、本来ならば、この資料Ｂの画面が出てきて、日本維新の会、光本、250万という画面になるべきものが、光本さんいわくは、印刷したときに、たまたまこの黒いページの尼崎市役所出張所(総合)という、西田さんの通帳のような画面が、なぜか分からないけど出てしまったと。そういうふうに光本さんがおっしゃってる。

都築副議長　もう一個だけいいですか。

　で、実際の口座というのはこの６ページなんでしょう。

眞田公明党幹事長　それは……。それは政務活動費のほうの口座です。

辻議員　６ページは西田議員の口座。

眞田公明党幹事長　西田議員の……。

都築副議長　西田議員の、これ最初のＡというやつが、ぽんと開いたらこの６ページが出るということでしょう。

辻議員　そうです。

眞田公明党幹事長　いや、ややこしいね、ごめんね。西田議員の言うてる口座というのは、西田議員の言うてる口座は、改革のための口座やから、それはちょっと今おいといて、本来、政務活動費のＡという、本来一本であるべきものの会派会計の通帳。それと、今言うてるのは、日本維新の会の光本さんの武庫之荘支店の口座にこの600万入ってきたところから250万移したということだけが本来あるべき姿ですけど、その途中で、細川次長やとかに確認してもらってプリントアウトしたときに、たまたまこの本来武庫之荘支店に日本維新の会、光本さんとあるべき口座名が、尼崎市役所出張所と出てしまったと。これはなぜだか分からないというふうに光本さんはおっしゃってるということなんです。

　ただ、それを確認したら、西田さんが確認したら、そんなことはあり得ませんと。違う口座の名義がプリントアウトしたときに出てくるなんていうのはあり得ませんと言うてるから、実際、この尼崎出張所の資料Ａというものは、さっき寺井さんがおっしゃった、何か改ざんしたのではないかというふうに疑われても仕方ないということをおっしゃってると、こういうことです。皆さん、理解していただいたですかね。

前迫議長　理解、ひょっとして、まだしにくい方もいらっしゃるか分かりませんけど、そのためにも、西田議員と別府議員が、きちっと日本維新の会、光本圭佑、その口座名の記録、それを頂いてくるということでよろしいですね。光本議員、よろしいですか。

光本日本維新の会幹事長　最初からそれをお願いします。

前迫議長　そうしたほうがいいよね。取りに行ってもろたら。

別府議員　そうしたいと思いますが、本人確認があると思うんで、本人同行をお願いしたいと思います。

前迫議長　いいですか。

光本日本維新の会幹事長　はい。

前迫議長　よろしくお願いします。

　そうしましたら、次に、ヨドバシカメラの分で何か質問のある方、どうぞ。

田中（淳）みどりの未来幹事長　すみません、このヨドバシカメラの２つのレシートが並んでるＡ３の資料あるんですけども、これって片一方、光本さんの御自宅に運ばれてるもの、これは、青括弧以外は自費で支払ったという理解でいいですか。

光本日本維新の会幹事長　どこに送ってもらうというののミスです。もう一つプライベートで買物してたものがあるんですけど、それを誤って尼崎市議会の会派室に送るということをしてしまって、ごっちゃになってました。

　なので、８月二十三、四あたり、25ぐらいですかね、あたりで会派室に、全く関係ない自費で購入した自分のものが大量に届くということがありまして、届け先がごっちゃになってたという。

田中（淳）みどりの未来幹事長　このペーパー見ながら、どれが自腹で、どれが政務活動費ですか。

光本日本維新の会幹事長　これに関しては全て政務活動費で購入したものです。

田中（淳）みどりの未来幹事長　であるならば、御自宅に置かれてるもの、使われてるものというのは、まず早急に返金必要かなと思うんですが、いかがですか。

光本日本維新の会幹事長　自宅で使っているのは、この政務活動費で購入した76万330円の中にはありません。

田中（淳）みどりの未来幹事長　ごめんなさい、理解できてない。

　これ、政務活動費を使って購入されたレシートであると。政務活動費を使ったということと自宅で使ってるということの峻別はこの中にはなくて、全部が政務活動に使ってるということですか。全てが会派室にあるということですか。

光本日本維新の会幹事長　はい、そうです。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　すみません、今まで自宅に送った分の納品書記載なしの商品代金というのがあるんだけども、12万9,070円かな、これも会派で使ってると、今おっしゃってるんだけども、納品書にはないと言ってはって、さっきから言うてるその76万に合わせるために買ったということが、これになるわけ。

光本日本維新の会幹事長　もともと買う前に、見積り等々で調べてて、大体どれぐらいになるかというのでやったときは、このエレコムというものを買う予定でした。

そのままヨドバシカメラに買いに行ったところ、先ほど御説明させていただいたように、パソコン類が６月中旬下旬よりも値段が下がったので、その分76万330円より安くなった分、もっと高機能のＷｉ－Ｆｉを買いますと。

ただ、ごめんなさい、その後、細かい納入書というものが、紛失したのかもともとなかったのか、でも、領収書だけだと詳細が分からないということもありまして、この縦長のこの２枚というのも、ちょっと見当たらないというか、その当時探したんですけど、なかったもんですから、まず、私ながら仮ですけども、金額だけでも取りあえず合ってる76万330円のものを提出したということで、その後、これが見つかったら差し替えようと思ったのを、そのまま失念していたということです。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　失念していたということなんだけども、ここに書いた納品書、エレコムというのは、買ってないのに入れてたという形でいいんですね。

光本日本維新の会幹事長　もうここも私の勘違いですけど、そのまま当初の見積りのときの表を、76万330円は変わりないので、そのまま貼ってたということです。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　76万330円は現金で持っていかれたと思うんだけども、現金で買ってきたということですね。

光本日本維新の会幹事長　そうです。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　カードではなくて現金で。

光本日本維新の会幹事長　ああ、ごめんなさい。そういう意味では、76万330円は、後から精算をしてもらいました。

前迫議長　そのときは、何で支払ったんですか。

光本日本維新の会幹事長　プライベートのやつはクレジットカードで支払ってると思ってました。それで、これについては僕、デビットカードで払ってるというふうに思ってましたんで、それで支払ったんですけども。

前迫議長　ということですね。

長崎議員　今のお話伺いまして、ヨドバシカメラの件に関しまして、私たち市議団、６月２日からずっとこの調査をしております。光本議員と一緒にやってきた仲間でありながら、数々出てくる様々なことを明確に見つけていこうとして、全員がこの資料を作ってまいりました。

ヨドバシカメラにおきましては、まず初めに、議会事務局長に提出された領収書というものがございます。そこにチェックが入ってございますが、デビットカードとクレジットカードに丸がついています。

議長、資料をお配りしてもよろしいですか。

前迫議長　はい、資料を配ってください。会代のメンバーにまず配ってください。

（資料配付）

長崎議員　この領収書を一つ一つ確認していったときに、デビットカードとクレジットカードに丸がついていました。

私たちが光本議員からお話を伺ったときに、ヨドバシカメラで購入したものはデビットカードで購入したとおっしゃいました。クレジットカードに丸がついてることがおかしいと思い、ヨドバシカメラに確認をいたしました。そうしたところ、両方クレジットカードで購入されている、ポイントもついているというお答えでした。

そのために、今ここにあります資料、これは配送票と申しますけれども、こちらのほうをヨドバシカメラから提供していただきました。これを見ていただきますと、そして、最終的にも先ほどいただきましたこの納品書、こちらがヨドバシカメラさんが発行したものでないということも、昨晩分かりましたので、皆様のほうに資料として提供させていただきました。

事実におきましては、以上でございます。

クレジットカードで購入されたポイントにつきましては、御本人のポイントの７万6,033円付与されているということも確認させていただきました。本来は、このお買上げメモの左側の部分、こちらが今現在、会派にあるものでございますので、そちらを提出するものになるかと思います。右の部分におきましては、御自宅にお届けになったというものですから、それとともにお持ちになって、提出するものだと思います。

それで、こちらの納品書に書いてる、この上の部分は、実際全くないので、これを議会事務局に提出されてるということも、やはりおかしいと思っておりますし、あと一点、申し訳ございません、光本議員がおっしゃった、会派のほうに荷物が届いたという事実は確かにございました。たくさんの衣装ケースか何かがヨドバシカメラから送られてきたという事実はございましたので、そちらは本当でございます。

しかし、光本議員おっしゃる右側の物品に関しては、こちらに届いてないということ、何よりも、私たちに御報告なさったときには、デビットカードで購入なさったと伺いました、ポイントをつけないためにと。私たち、光本議員とやってきましたけれども、本当にたくさんのことを教えていただきました。幹事長として、いろんなことを責務を担っていただき、やっていただ

いたと思っております。私たち自身がこんなことを調査することなど、やりたくないですけれども、それでも、私たち議員として政務活動費の問題は明確にしなければならないと思っております。

ですから、はっきりと明確なお答えを、幹事長にもしていただきたいと思っております。すみません。

前迫議長　ありがとうございます。

先ほど支払いをデビットカードでしたと、会派にはそのように言ったと。しかし、この納品書を取りに行った、レシートをヨドバシカメラから頂いたときには、両方ともクレジットで払ってる、ましてやポイントをつけないためにデビットカードでしたのに、これはポイントが付与されている。この事実はどうですか。

光本日本維新の会幹事長　確かに会派のメンバーにはそう説明しました。

先ほど御説明させていただいたプライベートで買物したものを、ひょっとしたらごっちゃになってたのかもしれません。デビットカードで払ったのか、クレジットカードで払ったのか。

ヨドバシカメラに関しては、僕はデビットカードで払ってると思ってたんで、この買物をした数日後に電話をしまして、デビットカードで払ってるはずなので、ここに、デビットカードのところに丸がついてないんで、もうこちらで丸つけといていいですかと、そちらでも丸つけといてくださいということで、そちら、僕はデビットカード払ったもんやと思ってましたんで、やらせていただきました。

ただ、今のお話と、このやつの話を聞くと、多分、プライベートのものと政務活動費のものとの買物がごっちゃになってしまって、クレジットカード、デビットというふうにやってしまったのであれば、そのポイントに関しては、もちろん適切に処理をさせていただければと思います。

前迫議長　光本議員、デビットカードは銀行から引き落としになりますよね。そしたら、銀行の引き落とされたときの通帳の取引残高、出してもらわなあきませんよ。

光本日本維新の会幹事長　デビットカードで支払ってたと思ってたんです。ただ……。

前迫議長　いや、それで。

眞田公明党幹事長　実際はクレジットやってんね。

前迫議長　申し訳ないですけど、思ってたことを、丸を自分でつけるという、確認もなしにですよ。

光本日本維新の会幹事長　電話して、確認を、はい。

前迫議長　そのとき、電話確認したときには、デビットカードだと言われたんですか。

光本日本維新の会幹事長　僕はデビットカードやと思った。デビットで払ったのに丸がついてないので、こっちでつけときますよという話はしました。

都築副議長　それはいいんやけど、ヨドバシカメラの方はどない言われたんですか。

光本日本維新の会幹事長　いや、調べますということでやったんですけど、もう僕からしたら払ったもんやと思ってたんで、いや、もうそっち行くのも面倒くさいんで、こっちでやっておきますというふうに。

都築副議長　回答をもらったわけじゃないわけやね。

光本日本維新の会幹事長　多少強引やったかもしれません。

前迫議長　すみません、申し訳ありません。これ、思った思ってない、思ったんだったら、通帳全部出してください。そういうことになります。それが、自分の潔白を、潔白と言うたらおかしいですね、ことを証明することになりますから。

眞田公明党幹事長　いや、議長、光本氏はデビットカードで払ったと思ったけど、結果的にはクレジットカードで払ったというふうに、自分で認めてるので、デビットカードを別に出してもらっても、それでは払ってないので、何の証明にもならない。

前迫議長　いやいや、それをずっと言い張るんであればということなんですよ。

光本日本維新の会幹事長　結果的にクレジットカードで支払っていたと。

前迫議長　いつの時点で、気づいたときに、これの領収書に丸つけるの、ペケしなかったんですか。

光本日本維新の会幹事長　いや、そこは、ペケするのは考えてなかったです。

前迫議長　すみません、今、そこに２枚レシートを置いていただいてますよね。これはいつ出てきたんですか。

光本日本維新の会幹事長　昨日、正副議長とお話をして、その後、離団というのをちょっと考えましたので、机の両端の荷物を、もうちょっと持って帰ろうということで整理をしました。この左のところを引いて、荷物整理したその奥の地面というか、そこに、まだそれがばばっと落ちてて、その中でこれが出てきたんで、あったということで、これが今僕たちの手元にあるということです。

都築副議長　会派のか、会派のところか。

光本日本維新の会幹事長　いや、両方です。

都築副議長　どこで見つかったの。

光本日本維新の会幹事長　私の会派の机のこの引き出しの奥に、ほかの書類もそうですけど、落ちてて、これをずっと探してて、見当たらなかったんですけど、ここにあったんかということで昨日見つけたということです。

都築副議長　何を見つけられましたか。

光本日本維新の会幹事長　これです。

都築副議長　レシート。

光本日本維新の会幹事長　この中に入ってるやつ全部です。

都築副議長　何時頃見つけられたんですかと聞いてる。

光本日本維新の会幹事長　ヨドバシカメラのこのお買上げメモと……。

都築副議長　それを見つけたんでしょう、昨日。

光本日本維新の会幹事長　そうです、そうです。

都築副議長　それが何時頃でしたかと聞いてる。

光本日本維新の会幹事長　昨日、正副議長とお話をして、会派室に戻ってですかね。

都築副議長　そのときに、もう除団ということは考えてはったんですね。

光本日本維新の会幹事長　もう６月24までに何か新しい組織を決めないと、議会もちょっと大変なことになるとお聞きしたんで、私としてはもう除団は、タイミングなんで荷物の整理を、まず持って帰れるやつだけ持って帰ろうという。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　すみません、先ほど何月に、議員のほうから、長崎さんの発言の中で、光本さんのおうちのほうに送った分は、おうちにあるんやと、ここにはないということを彼女は断言してくれたんだけども、さっき、最初のときには、部屋のロッカーに置いてあるという話でしたよね。

光本日本維新の会幹事長　最初、そうですね。最終的には多分ロッカーやと思うけど、机に置いてたりとか棚に置いてたりとかはしましたけど。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　ということは、家には置いてなかった。

光本日本維新の会幹事長　いや、送られてきたので、家には届きました。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　それですぐ持ってきたと。

光本日本維新の会幹事長　そうです。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　でも、誰も見てないんだね。

別府議員　その荷物は確認したことはないです。

前迫議長　昨日はどうでしたか。

寺井議員　昨日、光本幹事長の机の中と個人ロッカーの中、調べさせていただきましたが、該当するものは一切ありませんでした。

前迫議長　そのときにはなかったんですね。

寺井議員　はい。

前迫議長　そうしましたら、今日、先ほど一番初めに、この休憩前に言いましたように、このウェブ口座とロッカーの中、皆さんでこれも確認しましょうということでございますので、今から確認をさせていただきたいと。

寺井議員　その確認は、今日、先ほど休憩前のときに確認をさせていただきまして、今はありました。

前迫議長　どういうことかな。

寺井議員　昨日の段階ではありませんでしたが、先ほどの休憩前の段階ではあったということです。

前迫議長　どこにですか。

寺井議員　光本議員の個人ロッカーの中です。

前迫議長　中にあったというふうな、今、確認をしたんですね。

寺井議員　はい。

光本日本維新の会幹事長　僕は、今日、会派室には離団届を書きには入りましたけど、それ以外は、会派室にいてもいいのかどうかも判断がつきませんでしたので。

前迫議長　今日、議会に来るときは、荷物などはお持ちでしたか。

光本日本維新の会幹事長　かばんは、いつものかばんは持ってきました。

前迫議長　いつものかばん。

光本日本維新の会幹事長　はい。

前迫議長　申し訳ないんですけど、こういったことがありましたら、やはりこの議会の中に入ってくるときに、昨日はなかったというふうに、会派の全員ですか、確認をしたのは、全員で確認した中でなかった。でも、今日あったということは、そういったことが、もうこういうふうなことはやっぱりきちっと確認をさせていただかないといけないんで、光本議員が今日何かお持ちになってて、そのお持ちになったものとそれがまた一致するというようなことがあれば、これもやっぱりゆゆしき問題になってくるんで、その確認は皆さんでしていただかないといけないのかなというふうに思うんですけど。

光本日本維新の会幹事長　僕は、いつものトートバッグに、この今日の書類を持ってきたと。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　すみません、ごめんなさい、その荷物って大きいの。どれぐらいの。

寺井議員　大きさとしては、横50センチ程度で、三重ぐらいの紙袋に、Ｗｉ－Ｆｉルーターが入っていて、その紙袋の下に、ダイナブックのパソコンが個人ロッカーの中に置かれていたような形です。

林蒼風会幹事長　維新の会としては、昨日なかったやつが今日あったことをどう思ってはる、多分こうやろうなというのがあるんですか。

別府議員　ちょっと理解ができないんですけれども、実際そうであれば、入り口の警備員のモニターに映ってるかどうかというのを確認されたらいかがでしょうか。

林蒼風会幹事長　それ、昨日の夜中に入れてるという感じということですか。

別府議員　それはちょっと分からないです。

前迫議長　今、再度ありました。これが、入れた入れてないということがありますので、モニターで確認できるのかどうか、事務局、どうですか。

事務局　議会棟の受付の前に防犯カメラがございますので、出入りされてる方については、どの程度はっきり映ってるかとありますけど、一定分かるかと思います。

前迫議長　そうしましたら、今朝といいますか、昨日は23時まで日本維新の会の皆さんがおられたと思います。それ以降から今日の朝に至るまでの間で、これは誰が入れたというのは分からないんですけれども、そこに、個人のロッカーを特定して入れるというのも、これもまた至難の業でございますので、もう申し訳ないですけど……。

眞田公明党幹事長　議長ちょっと待って。それ、いつ持ってきたとかどこにあったとかというのは、その次の問題で、この右側のレシートのものが１年間会派の中で使われてなかったということを皆さん問題にしてるんじゃないですか。

　さっき、別府副幹事長おっしゃったように、この青いやつは何だっけ、ダイナブックでしたか。

光本日本維新の会幹事長　そうです、パソコンです。

眞田公明党幹事長　パソコン、ダイナブックを、隣におる、隣にいてはるんですかね、別府議員。

別府議員　はい、隣に座ってます。

眞田公明党幹事長　隣に座ってる別府議員がこのダイナブックを見たことがない。どこにあるか知りません、それは。ロッカーにあったのか、光本さんの家にずっと１年間あったのか分からないですけど、会派の中で、このルーターとかパソコンを実際使ってないということ自体、これ自体が、光本さん自分で使ってるというか、もう既に物がなくて、じゃなくて、今、もう既にあるんですね。ロッカー確認したら現物があったんですね。

　売ってはないけども、私的流用してると言われても、これ仕方がないんですよ、これ。

光本日本維新の会幹事長　パソコンは、個人と、政務活動費で買ったパソコンと、２台持ってまして、それぞれによって使い道を変えてやってますので、ダイナブックはダイナブックで引き出しの中に入れて、使うときもありましたので、なので、家に持って帰ってもいいパソコンは個人のパソコン。昔は、政務活動費で買ったパソコンも家に持って帰ったら何であかんのやろうというのは、議会事務局と言い合ったことありますけど、今回、このタイミングでパソコンを買うに当たって、政務活動費でのパソコン、私一台もちょっと持ってなかったものですから、それを買いました。

　使う頻度においては少なかったのかもしれませんけども、引き出しの中にダイナブックは入れてました。

眞田公明党幹事長　この緑のノートン、ノートンじゃなくてその上のパソコン、新人さんの５台かな、ヒューレットパッカードかな、ＨＰというたら。新人さんにはこのヒューレットパッカードを渡したと。これ使い始めてると。なぜ、これ光本議員だけこのダイナブックを買って、じゃ、ほかの辻議員はじめ、別府副幹事長はじめにはパソコンがなくて、光本議員だけが買ったということ自体は、ほかの会派の方が知らないということ自体が、あることすら存在を認めてない。光本さんは時々使っとったと言うてますけど、そのようなことをしてる人間が、25万を誰かに取られる、なくなってしまうんじゃないか。逆のことをやってますよ、光本さん。

　みんなが知らないパソコンを自分だけ買って、自分が使ってる。それ、まさしく光本さんが恐れてる250万を移動した、誰かが搾取してしまう、取られるんじゃないか。そのことを光本さん、９人の方にやってますよ。どうですか。

光本日本維新の会幹事長　パソコンを買う上では、会派会議で話もしました。その中で、パソコンが要る人、要らない人というのも決めました。パソコンに関しては私が、いろいろスペックとかそんなん値段とかを見て、たしか二、三種類を１期目の方々に提案をして、どれか好きなのを選んでくださいという形でやりました。

　このタイミングで、今まで政務活動費でパソコンを持ってなかった安浪さんや辻さんや別府さんにも、お聞きをして、要る要らんというのがあった中で、私は、政務活動費でパソコンを持ってなかったので、私は買いますということで、選んでもらって、そして買うということもお話をして、購入をしてますので。

眞田公明党幹事長　いや、今、ちょっと話が違う。皆さんに聞いてもらったら。その事実があったんですか。光本さんだけがダイナブックを買うと、ほかの人は要らない、新人さん……。

光本日本維新の会幹事長　じゃ、どのパソコンを買うかまではあれですけど、選んでいただいて、何種類かの中から選んでいただいた。私は、その中でもダイナブックを買いましたけど、どれを選んでいただいても……。

前迫議長　新人の皆さん、どのように選んだか。

寺井議員　新人のパソコンを買うときに当たっては、私が四つか五つかのパソコンを一覧にして、スペックと値段ごとに私が作成しました。なので、新人の議員のヒューレットパッカードのパソコンになったのは、私が作成した資料に基づいて新人が選んだという形です。

　そのときに、光本議員のパソコンを買う買わないの話は一切ありませんでした。

眞田公明党幹事長　ちょっとやっぱり光本さんね、みんなに、自分がダイナブックかどうかは別にして、自分は持ってなかったから新しいのを買うというのが、やっぱり会派のメンバーにだって伝わってないということ自体が、光本さんは言うたかもしれないけども、やっぱり伝わってない。だから、皆さんが光本さんに対し不信を抱いているということは変わりないし、それを認識されてない、隣におられる別府副幹事長が新しいパソコンを一度も見てないというこの事実をもって、昨日までロッカーになかったということに対して、これはやっぱり政務活動費でパソコンを買って、自分で使っとったのかどうか分かりませんけど、会派室に持ち込まずに使っていたとは言えない。

ましてやその下のトライバンド、Ｗｉ－Ｆｉのルーターシステム、さっき一生懸命説明してはりましたけど、こんな高額なものを買っておきながら、この１年間会派で使ってない、設定もしてないということを言われると、持ってきたかもしれへんけど、このここの右のレシートの部分については、光本さんが家で使っとったと言われても仕方がない。仕方がない。今までの皆さんの御意見を聞くとですよ。

それの証明するものが何もないですから、今、会派用で買って、会派室で使ってたということを誰も見てないわけですから、９人もおられる中で。違いますか。

光本日本維新の会幹事長　それをどう今さら証明せいと。

前迫議長　できませんね。

光本日本維新の会幹事長　いうのは、ちょっと難しいですけど、このメッシュＷｉ－Ｆｉを買って、設定に手こずってて、設定をしなかったのは僕が悪いです。なかなかうまく設定ができずに、時間があるときまたやろう、またやろうで、ずっと眠らせたというのは、確かにこれは、せっかく買ったのに活用してないと言われたら、そうです。

ダイナブックのパソコンに関しては、使用頻度は非常に少なかったかもしれませんけど、これは本当に政務活動費として購入したものですので、これは、隣にずっといるいないは分からないですけど、政務活動費で買ったものなので、置いてはいました。

松岡議員　すみません、納品書に記載されてますエレコムのルーターなんですけども、これは会派職員の方が備品台帳につけるのに物がないと、光本議員に何回かこれどうなってるんですかと聞いたけども、もう家にあるからということで、実際はこれ、ないと、これというか、この物がないということは会派職員のほうからは確認しております。

前迫議長　もう、それももうないということがはっきり言われておりますので……。

眞田公明党幹事長　いやいや、議長、そのエレコムが家にあると言うたのは、ここのトライバンドと言われるこのことを指して、家にあるからと言うてたんですか。

光本日本維新の会幹事長　いや、違います。エレコムは個人で買ったやつですので、会派で買うたやつに関しては、このデコというメッシュＷｉ－Ｆｉのほうですので。

眞田公明党幹事長　いやいや、そうじゃなくて、納品書を見て、これは会派職員の方がこのエレコムのＷｉ－Ｆｉルーターはどこにあるんですかという問合せに対して、光本議員は家にあるというふうに言うたというてますから、それを、いやいやまた今度持ってくるからねというのは違いますよね。

光本日本維新の会幹事長　すみません、全てはその納品書が悪いと、私が悪いんですけども、それを買ったような感じで合計金額だけ合ってるからということで、買ったように見えてたんで、会派職員さんは、これ政務活動費で買ったもんやというふうに思ってたんですけども、私としては、デコを買って、これが正しく買ったものですので、そのエレコムに関しては、プライベートで家で買ったやつですので、それは家にある、また、デコに関しては、もう置いてたので、ただこれがちょっと出てこない限りは、それがちょっと言えませんでしたので、答えとしてはそういう答えをしてしまってました。

眞田公明党幹事長　ちょっと意味が分からない。

田中（淳）みどりの未来幹事長　ごめんなさい、ありがとうございます。

納品書、さっき切り貼りして、貼ってということで言われてたのと、それで、この中の品目について自費で買ったんやみたいなことを、いわゆるどがちゃかしながら金額合わせて、これはもう政務活動費として支給がされたわけですよね。ですよね。

だから、切り貼りした納品書で、この中のでたらめな商品名を使って、支出をもう終えてるもの、完了してるものとしたら、やっぱり問題はすごい大きいと思うんですよ。号泣議員の野々村さんよりすごいことやってるなと思うんだけど、やっぱり今ここでやり取りしてても、いつまでたってもパソコン見れませんし、彼自身、今まで、だから関わっている人の中で、現金で、支出等の報告書の１枚物で、Ａ社であるとかＫ社であるとかという、これ、現金でやり取りを最初しようとしている中で、関係者もいるわけですから、ちょっと彼からこれ、当然維新の会さんにはベースとなる部分についてはまだ調べていただかないといけない部分あると思うんですけど、このやり取りしてても、パソコンも開かへんし、彼は彼であああ言うたりこう言うたりするということでは、私のほうから、もう最終的には百条委員会等を検討いただきたいなというふうに

考えているんですけど。

もちろん最低限のこれから調べないといけないところは当然かと思いますが、これ１点取っても、これ、とんでもない話。着服という表現も超えてると思いますけどね、私は。

前迫議長　今、こういった御意見、維新の会さん、どのように思いましたか。

別府議員　我々としては、引き続き調査をしていきたいというふうに思っております。ただ、疑義があるところについては、おっしゃるとおりだと思います。

前迫議長　すみません、会代の皆さん、今日は、突然に、11日に新聞報道があってから、やっぱり事の経過というか、あったことを、光本議員、また維新の会から説明を受けました。今日、いろんな疑問点とか、皆さんに質問を出していただきまして、今日初めてこれが俎上にのって、こういったことがあったんだということを知ったと思うんです。

今、お互いに説明を受けて、まだまだここはただしていかなくてはならない。ここが問題が出てきたわけですから、もっとあるんではないかというふうな形で、田中（淳）議員も初めに言われておりました。これは真相をしっかりと議会として究明していかないといけない。また、全容解明を維新の会にもしていただかなくてはいけないと思うんです。

ただ、これを今日、今、俎上にのったところですから、これももっと詰めていくということでして、これで終わりではなくて、これから早急にこういったことの全容解明をしていきたいと思いますので、本日はこの程度で終えたいと思うんですけれども、あと、ロッカーに入れてるということでありますので、その点だけは確認をさせていただきたい。

それは、会派の誰も今まで１年間見てなかったということは、今、確認済みですので、それもあえて言わしていただいて、それでも物があるのかどうかという確認はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。いいですか。

眞田公明党幹事長　もう今日はこの程度でいいんですか。

前迫議長　できたらこの程度で、最後、物だけ確認して終わりたいと思うんですけど。

眞田公明党幹事長　すみません、ということは、今日の時点で分かったのは、銀行の出し入れについては、ちょっともう一回再度ちゃんとログインしたもので後日確認をしていただくという一件と、このヨドバシカメラの納品書については、公文書ではないですけど、私文書偽造によって政務活動費を使ってという、使った中での領収証というか、この納品書の明細ですね、明細が私文書偽造をされたということがもう明確になったということで理解したらよろしいかなと、皆さんと確認したいと思うんですけど、皆さん、どうですかね、各会派の皆様……光本さん、どうですか。

光本日本維新の会幹事長　実際にこの縦長の２本のやつを足して、それで、76万330円、それを実際買いました。そこは間違ってないですし、変わってないと思いますけども、だから、何か着服したとか何かしたという、そういうことではないんですけども。

眞田公明党幹事長　着服したとかじゃなくて、私が言ってるのは、ヨドバシカメラのいわゆる押印がされてるこの文書を光本議員が改ざんしたというこの事実ですよ。ヨドバシカメラが作ったものではないんですよ、これは、光本議員が作った納品書なわけです。

それは改ざんしてると言わざるを得ない。私文書を改ざんしてるということです、政務活動費、税金で使ったものに対して、中身や、ましてや、このエレコムというこの商品が存在しないというものを、光本さん自身分かりながら作ったという結論になってしまうんじゃないですか。

金額が、トータルが合ってるからオーケー、そんなものではないと。

前迫議長　これ、今までずっと議論されてきたことですから、新しい事実がない限りはもういいと思います。このままでいいと思います。

眞田公明党幹事長　皆さん、どうですか、私の言うてること。

前迫議長　眞田議員の言うことに反論ありますか。ないですね。

眞田公明党幹事長　そういう認識に、やっぱり光本さん立ってもらわないと、やっぱり認識がちょっと甘いんじゃないかなと思いますね。私文書偽造したということを自分が認識されないと困るかなと思います。その上で、この商品が、この右側のレシートについては、維新の会の皆さんが認識されてないということも併せて、これは疑義として残ってるということです。

光本さんは、いや、会派にもたまに持ってきてますわ、Ｗｉ－Ｆｉはまだ設定してませんでは、済まされないんじゃないかなというふうに認識を持って、光本さんが、維新の会の皆さんがこれをヨドバシカメラに言って、これを引っ張り出してきたからこれが表に出ましたけど、光本さん、ないない言うてたら、これは闇の中でしたよ。

全然見つかれへんかった言うて、昨日、突然机の中にありました。これはふざけるなとなりますよ。そのときにそのレシートどこ行ったんだろう、どこ行ったんだろうと、これいつの話や。夏から言うてて、光本さん見つからなかった言うて、昨日たまたま夜、引き出し開けたら、ありました。それはちょっとやっぱり市民の方からしても納得できないんじゃないかなとい

うふうに思いますよ。

宮城市民グリーンクラブ幹事長　眞田幹事長のおっしゃるとおりだと思うんで、ただ、まだ時間的な問題もあろうかと思うんだけども、私自身まだ、５月31日から６月９日、337万4,400円、何でこんなん出金するのとかという、今日じゃなくてもいいんだけど、この出金の中身も、現金でというのも、ちょっと私は普通の感覚ではあり得ないんで、だから、次回にもこういう場を持っていただいて、もうお聞きしたいことはまだまだありますんで。

都築副議長　光本さんな、現金が非常に動いてる、その現金の流れを示すものが何もない。相手の領収書が出ているわけでもない。それで信用せいと言われても、私もしようがない。

　その意味では、あなた自身がやっぱり自分の潔白を証明してほしい、積極的に。その証拠を出す努力をしてほしい。

眞田公明党幹事長　光本さん、それは、だって、この納品書、誰が見てもヨドバシが作ったものだと思うし、維新の皆さん９人も、昨日の昨日までこれはヨドバシさんが発行したものだと思ってたわけだから。でしょう。みんなを、言い方悪いけど、だましとったことになっちゃうわけですよ。そうでしょう。

　それが、これが出てきたからといって、こっちから出てきた、光本さんも同時にその引き出しから出てきたとおっしゃいましたけど、やっぱり事実そうなっちゃうわけですよ。そこはやっぱり認識していただいて、やっぱり真相というか、様々な疑念をやっぱり晴らしていただくようなことを本当に尽力いただかないと、困りますよ。

　もう今日既にこれを、こんな立派な、誰が見ても分からないようなものを作ったわけですから。こんなものを作れるんだったら、じゃ、これを信用せいだとか言われても、すごいテクニックだなというふうに我々からすると思いますよ。光本さんにしたら簡単なことかもしれないけども、そのことについて、やっぱり様々、我々もやっぱり、皆さんここにおられる議員皆そうですけど、やっぱりネットニュースにもなってますから、どういうことになってるんですかと。市議会ってやっぱりそんなところなんですかと、やっぱり言われちゃいますから、やっぱりそこは明確に、やっぱりちゃんと光本さん、最後まで責任持ってやっぱりちょっとやってもらいたい。

　今日、正直に、これを自分で切って貼ってこういうのを作りましたいうて言うてくれましたけど、そうやって全部正直にこれからやってもらいたいなと思います。よろしくお願いします。

政務活動費の制度検証等特別委員会

１月16日

協議に先立ち、前迫委員長から、本日は、光本議員及び日本維新の会の議員が出席しており、光本議員から補助者として、弁護士の小西基晧氏の入室を求める申出があり、これを認めているので承知おき願いたいとの発言があった。続いて、関西テレビ等からテレビ撮影の許可願いが提出されており、委員長においてこれを許可しているので了承願いたい。また、市政記者から写真撮影等の申出があるので承知おき願いたいとの発言があった。

次に、前迫委員長から、本日及び今後の委員会について、各事象の検証や課題の対応策を協議していくにあたり、必要に応じて、西藤議員及び西田議員に出席を求めたいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

（西藤議員及び西田議員　入室）

（協議事項）

○事象１　Ａ社とのパソコンの売買契約について

事務局から、資料に基づき、次のとおり説明があった。

（発言の内容）

事務局　それでは、事象１、Ａ社とのパソコンの売買契約について御説明いたします。

こちらの資料につきましては、令和４年８月29日の本委員会におきまして日本維新の会が作成された資料でございます。

なお、こちらの資料につきまして、令和４年８月29日の日本維新の会の説明に当たりまして、内容が一部修正があったということをお聞きしております。その部分につきましては、事象１、別紙としておつけさせてもらっていますけれども、令和３年９月24日及び令和３年９月某日のＡ社という表現を業者に訂正するということでお聞きしております。なので、その部分につきましては、業者というふうな形で改めて説明させていただきたいと思います。

それでは、資料のほうを私のほうから朗読させていただきます。

事象１、Ａ社とのパソコンの売買契約について。

１、事象１の経緯、まず、令和３年６月28日、新人議員５名が会派で使用するパソコンを政務活動費で購入することが決定。令和３年６月29日、光本前幹事長から電話で会派職員にパソコン購入が決定したこと、購入手配は光本前幹事長が行うこと、当日中に出金依頼があった。会派職員は、購入費用については75万円との指示を受け、75万円を現金で引き出し、光本前幹事長に現金で手渡した。この時点で光本前幹事長から会派職員に見積書の提示はなかった。令和３年８月24日、光本前幹事長が家電量販店で購入したパソコン５台（新人議員用）ウイルスソフトのノートン６枚、ウイルスバスター１枚が会派室に届く。令和３年８月25日、令和３年８月24日に届いた米印２を会派職員開封。令和３年６月28日の会派会議においては、ウイルスソフトノートン、ウイルスバスターを購入することは決められていなかった。また、領収書、納品書は同梱されていなかった。この時点で会派職員は、令和３年６月29日に手渡した75万円で米印２の物品を光本前幹事長が購入したと思っていた。令和３年９月24日、光本前幹事長から会派職員に業者が商品の納品できず、業者への発注をキャンセルした、75万円は業者に先に支払ってしまっていること、業者が納品できないので注文をキャンセルしたが、返金されていないということ、光本議員が立て替えておくつもりだったが、金銭的に少し厳しくなった、そのため令和３年６月29日にパソコン購入費用として現金75万円を出金し、返金できていないと説明を受けた。また、このことは光本前幹事長自らが議会事務局へ説明すると言われ、家電量販店の領収書と納品書を会派職員が受け取り、現金76万330円を出金し、光本前幹事長に手渡した。令和３年９月某日、光本前幹事長が議会事務局に75万円を業者に支払いし、業者が納品できないことが理由でキャンセルしたが、返金されていない事情を説明。光本前幹事長より議会事務局にいつまでに返金すればいいですかとの質問があり、議会事務局は早急に返金してほしい、最悪、令和４年３月31日までには返金してほしいと返答。令和４年３月23日、光本前幹事長が会派職員に現金75万円を手渡し、同日、会派職員が政務活動費の通帳に入金。令和４年５月31日、光本前幹事長から議会事務局にＡ社の75万円の見積書（作成日令和３年６月24日の日付あり）が提示された。令和４年６月２日、尼崎市議団の経理責任者に議会事務局より入出金について確認があり、会派議員全員が上述の内容を知った。令和４年６月14日、会派代表者会議が開催。会派代表者会議終了後にＡ社から会派議員が呼ばれ、以下の内容を伺った。Ａ社は、光本前幹事長がＬＩＮＥで送信してきたエクセルデータの内容を基に令和４年５月31日に見積書を作成。その際、日付は指定されており、その日付は令和３年６月24日、Ａ社は日本維新の会尼崎市議団からの依頼ということで指示どおり作成した。Ａ社は、光本前幹事長から口裏を合わせるようお願いされたとのこと。

次に、２、光本議員の主張とＡ社の主張の対比でございます。

光本議員の主張、令和４年６月７日、Ａ社の主張、

令和４年６月14日。見積書、光本議員の主張は、令和３年６月24日にＡ社に依頼した。Ａ社の主張は、令和４年５月31日にＬＩＮＥでエクセルデータが送られてきて、そのとおりの作成を依頼された。

支払いに関しまして、光本議員の主張につきましては、令和３年６月29日に現金75万円をＡ社に支払った。Ａ社の主張につきましては、取引自体していない。

納品につきましては、光本議員の主張は、７月末、８月になっても納品されなかったためキャンセルした。Ａ社の主張につきましては、取引自体していない。

領収書につきましては、光本議員の主張は、一度もらったが、返金時に返却した。Ａ社の主張は、取引自体していないので、領収書も発行していない。

返金につきまして、光本議員の主張は、再三返金を依頼した結果、令和４年３月23日に返金されたため、政務活動費に返金した。Ａ社の主張につきましては、取引自体していない。

原因、全体及び事象１でございますが、１、会派として政務活動費運用マニュアルの内容把握ができていなかった。

２、光本前幹事長が会派職員に出金を指示し、経理責任者に確認することなく政務活動費の執行をした。

３、政務活動費の支出手続として、会派の所属議員(会派の代表者を除く)のうちから経理責任者を定めることについて会派は認識がなかった。会計責任者という役職を会派内の取決めで設けていたものの、会計責任者は団費及び選挙区外への寄附金の管理を役割とするとの認識が会派内であり、また、そのように毎年の引継ぎがなされていた。さらに会派は経理責任者が政務活動費の通帳の確認を行うという認識がなく、通帳とカードを会派職員が鍵付ロッカーで管理することが慣例となっていた。

４、政務活動費運用マニュアルによると、10万円以上の物品は備品として取り扱うこととなっており、会派等の代表者は、備品を購入しようとするときは備品購入届出書によりその旨を議長に届けなければならないとなっている。今回、結果として新人議員のＰＣは１台10万円以下だったが、光本前幹事長のＰＣは10万円以上であり、その手続が必要であった。

５、会派として令和３年６月28日の会派会議で新人議員５名のＰＣ購入が決定したが、購入を前幹事長である光本前幹事長に一任していたものの、会派の同意なく現金での出金が行われた。

６、令和３年６月29日に光本前幹事長の指示により新人議員５名のＰＣ購入のための出金となったが、政務活動費運用マニュアルによると、改選年における支出処理は、改選後６月27日から30日は支出できないとなっている。

７、令和３年９月24日、家電量販店の支出に対する出金について、令和３年６月29日に75万円が光本前幹事長により出金されたことに関して、前幹事長に一任することなく会派として適正な管理を行うべきであった。また、75万円の出金及び返金されていない事実が分かったときに業者名の分かる領収書等の確認が必要であった。

次に、協議の後、前迫委員長から、本件については、本日はこの程度とし、引き続き検討していくこととするとの発言があった。

（発言の内容）

長崎委員　今御説明いただきました資料の１点だけ新しく修正をお願いしたいと思いまして、発言させていただきました。

３ページの光本議員の主張とＡ社の主張の対比というところで、Ａ社の主張の見積書でございますが、令和４年５月31日と書いてございますが、実は本日、Ａ社のほうに聞き取りを行いまして、この日付が５月30日だったという事実を確認しております。

前迫委員長　皆さん、よろしいでしょうか。

訂正をお願いいたします。

中尾委員　売買契約書には説明いただいた資料の中にＡ社とか業者とか出てきますので、今日は便宜上業者ということで統一させていただきます。

では、事実確認を行わせていただきます。公明党の中尾です。

業者への見積り依頼は、いつ誰にどこでどのようにして行われたのか。６月24日とは書かれてますけども、改めて説明をお願いします。

光本議員　本日は、再発防止との観点から、捜査ではなく再発防止の検証のためにということで呼ばれて出席をしていると思うんですけども、今の事実確認というのが再発防止との観点からどのように必要なのかがちょっと分かりかねますので、まずそこを教えていただけますか。

前迫委員長　こちらから言いましょうか。

事象を検証していく中で事実を確認しないと、なぜこのようなことが起こったのかというのを今再発防止のために検証等を行っております。その中でいろんな現場のお声が食い違ってきているということが度々出てきておりますので、そして出席要請をしていただいて今回出ていただけるということでしたので、今までここはどうなのかということが度々上がっていますので、そのことで検証、事実を確認させていただきたいということで来ていただいております。御協力いただければと思いますけれども。

光本議員　意見聴取ということですので、あと告発をさ

れている関係上、事実の有無に関しては回答を控えさせていただければと思います。

中尾委員　事実の状況によっては、今後、再発防止をするための制度検証のために役立つことが多々あります。お答えいただけない部分は致し方ないと思いますけども、なるべく市民も知りたがっています。ぜひとも回答いただける部分については、回答をお願いしたいと思います。

光本議員　私の理解では、政務活動費の制度検証等特別委員会では、今後再発を防止するために今のマニュアルをどう変えるのかという、そういうところが検証される、考えられる委員会だというふうに認識しておりますので、例えばこのＡ社とのパソコンの売買契約については、一度発注したところに対してキャンセルをしていいのかとか、そのお金が戻ってこないときにどうするのかという、そういったマニュアルといいますか、改定を考えるところだと思っておりますので、この事象１の事実確認については、そういった中尾委員の意見があることは受け止めますけども、刑事告発をされている以上、捜査を受ける立場に私はありますので、防御の権利は行使させていただければと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。

中尾委員　今、光本議員がおっしゃった対策については、これからの質問の中で組み込んでいます。いつとか、どことか、そういう細かいところをもし回答いただけないならば、ここで一番お聞きしたいのはどのような形で行ったのかという観点です。これは再発防止に役立つ可能性が多々ありますから、お答えいただきたいと思います。

光本議員　もう一度、どのようなことが行われたというのはどういうことを指しているのか、もう一度詳しく教えてもらえますか。

中尾委員　例えば複数で依頼をしたのかとか、先方さんのリアクションがどうだったのかとか、やり方も面談でやったのか、ＬＩＮＥ、メールでしたのか、電話でしたのか、そういうことをお答えいただきたいです。

光本議員　今の御質問やと相みつを取ったかどうかとかいうことですかね。

中尾委員　相みつを取ったのであればその事実も教えていただきたいですけど、どのような形で業者さんに対してアプローチをされたのかというのを教えてください。

光本議員　やはりちょっとそれの事実関係に関しては、回答を控えさせていただきたいと思います。

中尾委員　じゃ、ちょっと質問は続けます。

６月28日にパソコンを購入するということが会派会議で決定しています。見積書の日付はそれより以前ですけども、どうしてそのようなことが起きるのかをお答えください。

光本議員　私自身がこの６月28日の会派会議で決定したのかどうかの事実を確認するすべが今ないので分かりかねますが、あのときは幾つかこの中からパソコンを選んでくださいということで、新人の５人の方にそれを委ねまして、その中からこれがいいです、これがいいですというふうに言われたものを購入するということに至りましたので。

中尾委員　１年以上前の話ですから、日にちを明確に覚えていないのは仕方ないと思います。ただ会派で購入する前に見積書があるというのは違和感を感じますけども。

光本議員　その辺の日付は定かではありませんが、もう会派の人数が増えて、パソコンを購入しないといけない方が増えたということは、もう選挙が終わってすぐには分かっていることですので、そこから購入する必要があるということで、インターネットで見繕ったり、どういったパソコンがあるのかという、それはもう事前にその業者に見積りを依頼する前から私個人でもいろいろと探したり、見たりはしていましたので、その辺ちょっと日程の間隔は分かりませんが、どちらにしてもそのように選んでいただいたパソコンを購入したということです。

中尾委員　維新の会さんにお聞きしたいんですけども、購入が決定する以前から事前にそういう質問が行われたんでしょうか。

長崎委員　私たち６月６日に当選しまして、それから会派会議が３回行われております。６月14日と６月22日と６月28日でございます。パソコン購入のことにつきましては、議事録を確認しますと、６月28日に新人全員にノートパソコンを購入するという内容でございます。ただ６月28日ですけれども、６月24日付の見積書というのは、私は一切確認しておりませんし、そのＡ社さんに依頼をかけているという事実はその時点では誰も聞いておりません。

光本議員　今のこのパソコンだけに限らず、ほかのことでも幹事長としてとか、１期２期やらせてもらっているという経験もあって、先読みをして会派職員さんに指示を出すとかお願いをするということは多々ありましたので、なのでパソコンがもう必ず買わないけない、必要になるということはもう先に分かっていた話ですので、ですので、業者に、ごめんなさい。その日付はちょっと確認といいますか、記憶にないですけども、先にそれをお願いする、自分でも価格ドットコムとかで調べるということは普通にしていたことですので、ここに関してはそのようにしていたということです。

中尾委員　ということは、新人議員さんに好みがあると思うんですね、パソコンのスペックを含め。そういう

こともある意味、前幹事長として決め打ちで要は考えていた。だからこの会派会議で決定する以前に業者に対して見積りを出してた、そういうことですよね。ちょっと先ほどの話とは矛盾を感じますけども、いかがですか。

光本議員　決め打ちというか、それは新人の方々に選んでいただいたので、それを私が決め打ちしたわけでもありません。ただこれぐらいのスペック、これぐらいの値段ということで、その中から範囲の中から選んでもらいましたので、その中で事前にどれぐらいの金額になるのかというふうに見積りを業者に取る、あとは価格ドットコムで自分で調べて積算するというのは何らおかしいことでもないと思いますので、それは普通にやってたということです。

長崎委員　ノートパソコンの購入決定につきましては、この６月28日に決定しておりますし、光本前幹事長に購入につきましては一任するという内容も決定しております。ただスペックの確認ももちろん私たちにしてもらってますけれども、その日付ですね、日付。６月24日の見積書にあるパソコンのスペックをこれでいいですかというような確認を６月28日にされたわけではないので、見積書にあるスペックの確認は見積書じゃなくて、私たちスペック、どれにしますかという確認はもっと後であったというふうに認識しています。

光本議員　その前後とかはよく分かりませんけど、そもそもこのやり取りが再発防止の何に当たるのかがちょっとよく分からないので、このやり取りがどう続くのかよく分からないんですが、どちらにしても業者さんから見積りを取った、価格ドットコムなどからも積算してみた、どれぐらいの金額になるのかという概算を事前に自分でも調べていた。幾つかの中から新人の方々に選んでもらったという、そこは事実ですので。

　あとごめんなさい、付け加えてごめんなさい。この事象１のところに、８月25日にウイルスバスターやウイルスソフトノートンを購入することは決められていなかったというふうに書かれていますけども、これはパソコンを購入するのを一任されている時点で、今まで会派の政務活動費で購入したパソコンにはこういったウイルスバスターは入れてますので、なので会派職員さんにも追加でパソコンを買う際には、あとウイルスバスターを幾つ買う必要があるだろうかというのも私のほうで確認をして、それは一任された購入の中に入っている話だというふうに思っていますので、なので、ここだけ会派会議で決められていなかったものを私が勝手に購入したというような書きぶりはちょっと違うのかなと思いますので、そこを付け加えて述べさせてもらえればと思います。

長崎委員　今、光本議員がおっしゃった内容でございますけれども、確かにウイルスバスターの購入につきましては、事前に会派職員さんとやり取りをなさっていたというふうなことも伺っております。ただノートンというウイルスソフトのノートンを購入するということは、会派職員さんも把握しておりませんでしたし、聞いていませんでしたし、実際、必要なものはウイルスバスターの１アカウントだけだったと思うんですけれども。

光本議員　会派職員さんにも購入後に説明しておりますが、私が実際にヨドバシカメラに買いに行った際にウイルスバスターの説明を受けました。今はそれプラスこのノートンで防御できるものがありますと、これも入れておいたほうがいいですというふうにお勧めされたので、その予算の範囲内で購入できるものでしたので買いました。それを買った後に会派職員さんにも、本当に雑談ベースですけども、今はこういうのが必要なんですと、これを勧められたんですというような話をしている記憶が私ありますので、なので、一任されてそれに必要なものを買いそろえてきたという中で、このノートンだけ許可を得てないとか、ノートンを買うつもりだと思ってなかったというふうに書かれても、私としては一任された範囲の中でやってきたことですので、これが何か今後の再発防止の何につながるのかも分からないまま今質問を受けて答えさせてもらっていますけども、これも含めてその一任された買物の一つだというふうに認識しています。

中尾委員　先に進めます。

　支払いの件でお聞きします。

　支払いされたのは６月29日で間違いないでしょうかということと、どのような場所で、立会人は誰がいて行われたのかというのを教えてください。

光本議員　それも事実の確認ということになりますので、その有無については告発されている関係上、回答を控えさせていただきます。

中尾委員　では、お金を支払った際に物がいつ入るのかという一番の関心事だと思うんですけど、そこについての説明が当然あったと思うんです。どのような説明だったでしょうか。

光本議員　今のお金の受渡しのお話と同じ一連の話だと思いますので、これも回答を控えさせていただきます。

中尾委員　じゃ、私はちょっと話を続けさせてもらいますけども、実際、納品が約２か月間なされなかったということで、取りあえずというか、いつ入るんでしょうかというようなことは何回かしたと思うんですけど、何度ぐらいどのような形で行ったのか教えてください。

光本議員　それも回答を差し控えさせてもらえればと思います。

中尾委員　じゃ、物が入らないということでキャンセル

に至ったと思います。これはどのような形でキャンセルの手続をされましたか。

光本議員　その一連の質問なんですけども、何度も述べてますように、今、刑事告発をされている以上、その事実の確認については回答を差し控えさせていただければと思いますし、本日は意見聴取ということで、その再発防止のために呼ばれたというふうに思っておりますので、捜査のような質問に関しては、申し訳ございませんが、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員　意見聴取というか、事実確認をさせていただく、その事実に基づいてこれからの再発防止を考えないといけないので、事実はできるだけ述べていただきたいと思うんです。この件、今までのところは少し答えていただけそうにないので、少し話を変えさせてもらいます。

じゃ、９月24日、これは２回目のお金を引出しされたときの話をお聞きします。業者からのお金が返ってこないというイレギュラーな事態が発生しているにもかかわらず、経理責任者を含めた会派の同僚議員もそのことは説明していません。なぜそのようなことになるのか。

１回目の引出しのときと一緒ですけども、政務活動費の運用マニュアルの規定があると思います。これに違反してますけども、どうしてこのようなことが起きましたか。

光本議員　今、事象１のことをおっしゃっているんですよね。というのと、そのマニュアルに違反しているというのがどこを指しているのか、もう一度明確にお願いできますか。

中尾委員　支払責任者と経理担当者の責任者を決めなければなりません。この政務活動費のお金を出すときには、この２人の確認があって初めてお金が出せるもんやってなってます。そこに経理責任者を通していないという事実があると思うんですけども、どうしてそういうことをされたのかということを聞いてます。

光本議員　どうしてそういうことをされたのかというよりも、脈々と維新の会という会派が結成した2013年から会派としてはそのような運営をされておりましたので、なので私が幹事長じゃなかったときもそういった運営をしていたという、ただそれにすぎませんので、今までの会派としての習慣といいますか、やっていた流れで私は一任されたものを買いに行ったという、ただそれだけです。

長崎委員　今、中尾委員がおっしゃった政務活動費運用マニュアルの違反という点ですけれども、この全体及び事象の原因のところの６番にありますように、改選年における支出処理は、改選後６月27日から30日は一応支出できないものとなっている。これをマニュアルに照らし合わせますと、６月29日という日付は政務活動費の支出ができないというふうな規定になっているということでございます。よろしいですかね。

前迫委員長　中尾委員が指摘しているのは、支払決定者、そして支払決定者と経理責任者、初めて２人が認めたときに出金できるということになるので、そのことが政務活動費を運用する上で重要なポイントですので、そこの指摘でございます。日本維新の会ではそういった政務活動費の運用マニュアルを、それを履行していなかったということの事実でございます。

次の質問に行ってください。いいですか。

都築副委員長　２つのことがあって、今言われた中尾委員が言ってることと長崎委員が言ってることは、両方ともこれはマニュアル違反になるんですね。これはちょっと事務局に確認しておきたいです。

事務局　マニュアルというよりも条例及び当時の改正前ですけども、施行規則上に支出決定者と経理責任者の役割というのを明記しておりますので、仮に今おっしゃられたようなことになりますと、条例並びに施行規則に対しての違反という形になります。

前迫委員長　ですね。

都築副委員長　その２つのことに対して光本さんと、それから維新の会の会派の皆さんはどういうふうに考えておったかお聞かせください。

光本議員　私としては、2013年の会派ができて以来、その当時の幹事長、私は３年目に幹事長をやらせていただきましたけども、そこから今に至るまで維新の会の会派として、今、私が述べたようなやり方でやっておりましたので、そこは今、次長がお話ししたようなことに触れているのであれば、それは私が去年触れてたというよりは、この2013年からずっとそういう状態だったんだろうなということだと思います。

前迫委員長　いうことですね。

都築副委員長　２つのこともそういうことでいいんですか。

光本議員　もう一つ、改選後に支出ができないとなっているというのは、正直これは初耳でして、なぜならそれまでに例えば次長なり、政策調査担当係長なりに指摘されたこともありませんし、これが問題だというのであれば今までにも指摘がされていたと思うんですけども、そういったことは全く今までありませんでしたので、今回、こういう事象の資料にこれが載ってて初めて、逆に言えばなぜ分かってて指摘を今までしてくれなかったんだろうと、この場でいきなりなぜこれを突然言い出すんだろうというぐらいに思っているところです。

都築副委員長　多分、正規の手続上やっておけば議会事務局は当然気づくよね。だけど、口頭で現金だけもっ

て会派職員との間だけでやっていけば分からないと思うんです、私は。

光本議員　政務活動費の通帳のチェックに関しては、毎月、会派職員さんと政策調査担当係長ですかね。が、してる中で、この事象、ごめんなさい。原因の６ですかね、この６月27から30に支出できないとなっているという、ただ通帳の記帳を見ればそこで支出していることが分かりますので、早くても７月もしくは８月には議会事務局はこれは分かってたはずなんですけど、そこは一度も指摘をされたことも、注意をされたこともありませんので、今回初めてこれを見てそうだったんだということですので、なので、議会事務局は現金で払おうが何しようが、政務活動費の通帳から引出しをしてますので分かっていると思いますよ。

都築副委員長　会派のほう、皆さんにお聞きしたいと。同じ質問です、まず。

別府副委員長　私も２期目なんですけれども、運営については、先ほど光本前幹事長が言ったような運営で行われてました。

都築副委員長　もうなかったですね。

別府副委員長　はい。

前迫委員長　次に移りましょう。

中尾委員　では、業者からお金が長期間返ってこなかったという件についてお聞きしたいと思います。

　政務活動費は、言うまでもありませんけども、自分のお金ではありません。市民や市内業者の皆様からいただいている血税が原資となっている大切なお金です。その自覚があるならば返済されないリスクというのが遅れれば遅れるほど高まると思うんですね。例えばですけど、業者が倒産したとかいろいろ考えられます。そういう事態にあるならば、なぜ同僚議員に対して対策を相談しなかったのかというのを教えてください。

光本議員　それを答えるに当たり、この事象１の１ページ目の９月24日、光本議員が立て替えておくつもりだったが、金銭的に少し厳しくなったというこの発言も訂正願いたいんですけども、あの当時、この後、事象３のＫ社のところでも話が出てくると思いますけども、何度か会派職員さんには私は確認をしてます。このお金が今すぐ戻ってこなかったら、会派活動も含めてですけど、厳しくなりますか、残高は大丈夫ですかというのを何度か確認してきたことがあります。その都度、今のところ大丈夫ですということだったんですけど、もし本当に危なくなった場合は、返金を待ってられないので僕個人的にそこは埋めますので、残高が危なくなったときは言ってくださいねというふうにお伝えしておりました。

　なので、そこに関してはもちろん中尾委員のおっしゃるように血税であり、市民から預かっているお金という認識はもちろんありましたので、戻ってこなかったリスクというのは、もうこちらが返金をずっとお願いし続ける。それで会派活動に支障を来すんであれば、自分がそこを埋めてでもというような話も実際に会派職員さんともお話はしていましたし、何よりも早く戻さなければというのと、私の一任でパソコンの購入も任されたものですから。なので、自分の責任で、自分で最後責任を取るということで、それをどなたに相談するわけでもなく解決しようということでやっておりました。

中尾委員　会派職員さんとのやり取りはあったかもしれませんが、そもそも政務活動費に対する捉え方に私は違和感を感じます。運営が厳しくなるから返すのかというようなお金の性質では、私はないと思うんです。正式に出すべき事象があって出す、返してもらうときは当然速やかに返してもらうという考え方が税金を呈していただいてる市民はそのように私は感じているんだと思うんですね。

　ちょっと話は次に行きますけども、既に６月の暮れから２か月、３か月がたって返してくださいという交渉、ある意味暗礁に乗り上げているのかなと。それであればやはり一日も早くお金を返してもらうために同僚議員に相談したり、会派全体で全員で努力すべきものではなかったのかなと私は思いますけども、いかがですか。

光本議員　そこは同僚議員に相談をしてとか、同僚議員を巻き込んでも返ってくるかどうかは業者さんとのやり取りだと思いますので、なのでそこは業者さんとの掛け合いを私が責任を持ってやるという考えでやってましたので、相談をすれば早く返ってくるというのもちょっとよく分かりませんけども、私としては業者に掛け合う、早く返してもらう。もちろん先ほど中尾委員がおっしゃった市民は多分そう思っていると、政務活動費、税金やというのは、それはもちろん分かってますので、早く早く戻るようにということを努力してやってたということです。

中尾委員　では、９月某日ということで先ほど説明がありました。議会事務局の返答は、早急に返金してほしい、最悪、令和４年３月31日までに返金してほしいということでありました。光本議員は、こんな長期間にわたって返してもらえないという事実についてどのように感じていましたですか。要は１人でやるということで、結果的には９か月間もお金が返ってきてない事実があります。それについてどのように感じておられますか。

光本議員　感じておられるか、いや、もちろん一日でも早く返してもらう。キャンセルに関しても、した以上は早く返してもらう、それに努める。それ以上でも以

下でもなく。

中尾委員　会派職員の皆さん、会派じゃないです。議員の皆さんも様々な経験をお持ちの方もいらっしゃると思うんです。もしかしたら回収にたけた方がいらっしゃるかもしれませんし、私はやっぱり責任ある立場として会派全員で取り組むべきだったんじゃないかなと思うんです。

私自身の話をするのもちょっと立場が違うかもしれませんけど、実は民間の金融機関で貸付けの仕事を長年経験してきました。貸付金というのは、お金を貸すときよりもむしろ回収業務が最も大事な仕事だと捉えています。もし返済の遅延等を含めた債務不履行がありましたら、回収ロスを最小限に抑えるために、担当者は当然ですけども、上司、時には支店長が取引先に電話や訪問をします。その交渉内容というのを延滞報告書みたいな紙がありました。そういうものに詳細に記録します。民間の金融機関であれば支店を挙げて回収に努めるんですね。金額が大きかったら銀行を挙げて回収に努めます。

今回のこの事象では、日本維新の会さんは債権者、要は貸してるほうの立場です。じゃ、その返済の督促の取組についてお聞きしたいんですけども、光本議員は再三督促したと主張されていますと。いつどこでどのような形で行われたのか、再三を分かるように説明してください。

光本議員　先ほどから述べていますように、そういった事実の確認は回答を差し控えさせていただければと思います。

前迫委員長　できればこれは、いろんなこれまで事象検討をしてきて事実と異なるということに関して事実確認をしていただきたい。そういった意味での協力要請でございますので、答えられる範囲で御協力をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

長くなっていますので、ある程度要点をまとめていきましょう。

中尾委員　分かりました。

じゃ、９月の某日、議会事務局に対していつまで返金すればいいですかと質問されてます。なぜそのような質問をされたんでしょうか。

光本議員　もちろん議会事務局に期日というものを確認しておかないと、本当に戻ってこない場合はどうなるのかというのも、それは確認するものじゃないんですか。私はだからそういう意味も込めていつまでに返ってこないとまずいですかというのは、期日をこちらも返金を求めていく以上、把握しておく必要があると思って聞いたまでです。

中尾委員　お金が戻ってこないという異常事態ですよね。であればやはり同僚議員に相談すべきではなかったですか。

光本議員　何度もお答えしておりますけども、当時の会派の幹事長であり、代表者は私でありますので、代表者が返金をお願いする。責任持って、私が一任されたことでもありますのでね、私が責任を持ってやる。その考えしかありませんでしたので、それが中尾委員のおっしゃるこういう返金がされない場合は会派メンバーに速やかに伝えてというのが必要ということであれば、マニュアルにそれを付け足せばいいと思いますし、私は当時そういう考えでやっていたということです。

中尾委員　マニュアル付け足したところでマニュアルを読まないという習性が、習性というか、過去ありますから、今の回答は私はいかがかなと思います。

前迫委員長　条例に定められているから、要綱に定められてますわ、もう既に。

中尾委員　そうですね。

じゃ、お金を返していただいたとき、３月23日、昨年の。いつどこでどのような形で受け取られましたか。

光本議員　何度もお伝えしておりますけども、そういった事実の確認に関しては回答を差し控えさせていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

ただ当時、議会事務局に振り込んでもらったほうがいいのかどうなのかというのも確認はしました。ただ振込手数料を引かれて振り込まれた際はちょっとややこしくなるので、現金で出したものは現金で入れ直してほしいということも、たしか指導といいますか、言われましたので、そうしたまでです。

中尾委員　では、ちょっと話が変わりまして、令和４年６月14日、会派代表者会議の後、業者から会派議員が呼ばれてますと。業者は光本議員からＬＩＮＥで送信されてきたエクセルデータの内容を基に令和４年５月31日に見積書を作成、その際、日付は光本議員が指定した令和３年６月24日付で作成したと。また、光本議員から口裏を合わせるようなお願いをされたと証言しています。このことは事実でしょうか。

光本議員　何度もお伝えしていますけども、刑事告発されている以上、捜査を受ける立場にありますので、防御の権利として事実の有無も含めて回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員　光本議員の主張が事実でしたら、業者は光本議員に対しての信用失墜をさせる虚偽説明を行ったことになると思うんです。光本議員にすればこれは看過できないことだと思うんです。業者さんに対して虚偽の説明をした理由を聞くなり、なぜそういうことをしたのかというのを何かアプローチされましたでしょうか。

光本議員　刑事告発をされていますので、回答は差し控えさせていただきますけども、業者にそれを問い詰め

るとかいうよりも、もう私としては捜査を受けて、しっかりと、そこでいろいろと違うものは違うというふうになることを願っているといいますか、考えておりますので、一つ一つこの業者さんに問い詰めるとか、もう一回連絡を取るというような考えはありません。

前迫委員長　いいですか、中尾委員、いったんいいか。

中尾委員　はい。

林委員　後になったらまた戻すのが大変なので、先ほど光本議員がおっしゃってた75万円の振込の手数料が事務局さんから指示を受けた話なんですけど、ちょっと確認だけしてもうてもいいですか。

前迫委員長　事務局、そのようなことはおっしゃったんでしょうか。

事務局　担当者のほうが確かに振込手数料が差し引かれて返ってきた場合については、その補塡を会派のほうであるいは光本議員のほうでしないといけないという、そういう御説明はさせていただきました。

前迫委員長　そこだけですか。

林委員　はい、そうです。

都築副委員長　先ほどパソコンの５台とか、ウイルスバスター、ウイルスソフトの話は会派から一存という話があったんですけれども、いわゆる自宅に送られとった分のパソコン１台とか、ルーターが４台、５台やったかな、それとケーブルもあったと思うんですけども、これについては会派の了解は得ていたのでしょうか。

光本議員　まず１つ、１点は、配送ミスで自宅に届けられたということが１点、あともう一つは、会派のメンバーが増えてですね、会議室、いろいろなところで会議をする中で、やはりＷｉ－Ｆｉ環境を整備したいということで、一番の最初は議会事務局にこの配付されているｉＰａｄのＷｉ－Ｆｉ無線を活用してどの会議室でもインターネットがつながるようにできないだろうかというのをパソコンなどを買いに行く前に議会事務局、会派職員さんを通してですかね、あと私も直接お話をしたと思うんですけども、できないものなのかという相談は一回してます。やはり無理だということで、今度、今、維新の会が契約しているインターネット業者にそういうほかのところでもつながるように何とかできないかというような相談もした中で、今、議会事務局に議会棟全部をインターネットを張り巡らせるような、そういう提案というか、営業に行こうと思っているので、それがかなえばそういうのはできるかもしれませんというのもお話としてもらっていたので、そうなればいいねということで待ってはいたんですけど、やはりそれも無理だったようなので、なので、メッシュＷｉ－Ｆｉといういろいろかなり広範囲にネットを張り巡らせて、どの会議室でも会派会議なりしてもインターネットがつながるようにしたいということでこれを購入しました。ただそれも予算の中で購入できるようになったので、購入をしたということです。

田中（淳）委員外議員　支出に関連してこの大手量販店のポイントというのが宙に浮いたままになっているんですね、これについて。

２か。じゃ、２番でお話しします。

前迫委員長　事象１のところで何か皆様お聞きになること、いいですか。

事象１はこの程度にさせていただきます。

○事象２　家電量販店でのパソコン購入について

事務局から、資料に基づき、次のとおり説明があった。

（発言の内容）

事務局　それでは、御説明いたします。

こちらの資料につきましても、令和４年10月18日、本委員会におきまして日本維新の会が作成された資料になっております。

それでは、朗読させていただきます。

事象２、家電量販店でのパソコン購入について。

１、事象２の経緯、令和３年８月22日、光本前幹事長が家電量販店でパソコン等を購入、令和３年８月24日、光本前幹事長が家電量販店で購入したパソコン５台(新人議員用)ウイルスソフトのノートン６枚、ウイルスバスター１枚が会派室に届く。令和３年８月25日、令和３年８月24日に届いた米印１を会派職員開封、令和３年６月28日の会派会議においては、ウイルスソフトノートン、ウイルスバスターを購入することは決められていなかった。また、領収書、納品書は同梱されていなかった。この時点で会派職員は、令和３年６月29日に手渡した75万円で米印１を光本前幹事長が購入したと思っていた。令和３年９月24日、会派職員は、光本前幹事長から家電量販店の領収書と納品書を受け取ると同時にこのパソコン等の購入代金76万330円を政務活動費から出金するよう指示を受けた。今回の出金理由として、会派職員は光本前幹事長より以下の説明を受けた。先に預かった75万円は、実はもともと購入する予定だった業者に支払っていて、納品が遅くなったためキャンセルしたが返金されていない。立て替えておくつもりだったが、金銭的に少し厳しくなった。75万円は返ってきたら入金するので家電量販店分を精算させてもらいたい。議会事務局へはきちんと説明をする。上記説明と指示を受けた会派職員が現金76万330円を出金し、光本前幹事長に手渡した。

なお、会派職員は、納品書と届いた物品を突合し、合わない２点の物品(パソコン、ダイナブック１台とＷｉ－Ｆｉルーター、エレコム１台)の存在を光本前幹事長に数回確認したが、令和４年６月13日までその物品を確認できなかった。

令和４年６月７日、会派議員全員で光本前幹事長に聞き取りを行った。その中で家電量販店の支払いについて以下のように確認した。光本前幹事長の主張、Ａ社にＰＣ購入の依頼をしたが、８月になっても納入されないため、確認すると仕入れができなかったと話があった。いつになるか分からないことからキャンセルした。そのため家電量販店で購入した。家電量販店での支払方法については、クレジットカードだとポイントがつくので、現金は当日50万円しか引き出せないため、デビットカードで決済した。

令和４年６月13日、会派議員が政務活動費支出書を確認中に家電量販店の領収書のクレジットカードとデビットカードに丸印があることに疑問を持ち、家電量販店に確認したところ、以下の内容が判明した。決済はクレジットカードで行われ、家電量販店のポイントが付与されていること、令和３年９月24日に光本前幹事長から提出された納品書の内容と家電量販店から入手したお買上げメモの内容が違っていること、表については御清覧いただきますようお願いいたします。

また、家電量販店に出向いた際に納品書の形式について確認したところ、政務活動費支出書に添付されている納品書と違うようであったため、家電量販店にメールにて確認、提出されている納品書が家電量販店発行のものではないことが判明。

令和４年６月14日、会派代表者会議で光本前幹事長にただしたところ、以下の主張であった。納品書につきまして、光本前幹事長の主張については、納品書は自分で切って貼って印刷して出した。事実と書かれている部分につきましては、納品書の内容と購入物品が違っていることが判明。領収書、クレジットカードとデビットカードに丸があることについて、光本前幹事長の主張につきましては、デビットカードで支払っていると思っていたので、デビットカードのところに自分で丸をつけた。事実と書かれている部分に関しましては、クレジットカードでの支払いであることが判明しました。家電量販店のポイント、光本前幹事長の主張につきましては、会派議員には現金は当日50万円しか引き出せないため、デビットカードで決済した。ポイントの付与はない。プライベートのものと政務活動費のものとの買物をごっちゃにしていたのであれば適切に処理したい。事実と書かれている部分につきましては、個人カードに７万6,033ポイントが付与されていることが判明。お買上げメモ、配送先が２か所になっていることにつきまして、光本前幹事長の主張につきましては、コーナーが違っていたためばらばらに買った。事実と書かれている部分に関しましては、クレジットカードの売上票、お客様控えという明細書２枚、１枚目が52万1,470円、決済日時が2021年８月22日15時45分、担当者名はＢ氏。２枚目、23万8,860円、決済日時2021年８月22日15時47分、担当者名はＢ氏。

最後に、原因、事象２につきまして、１、納品に係る検品チェックが会派職員のみとなっていた。

２、納品日と納品書を受領した日は約１か月の期間が空いていた。

３、納品書に記載の物品の現物が一部確認できていないことを会派内で共有されていなかった。

４、同じもの(パソコン等)に対して現金の出金が２回行われた。

次に、協議の後、前迫委員長から、本件については、本日はこの程度とし、引き続き検討していくこととするとの発言があった。

（発言の内容）

川﨑委員　先ほど事象１のところで配送ミスがあったというようなことも言われてましたけども、ここでは、実際上、パソコンを購入した後、納品がどういうふうに行われたのかという点で、通常、私どもが物品を購入して納品してもらうのは大概１か所ですよね、政務活動費の場合は。それがなぜ自宅に配送されたのか。それからその決済をする際、２回に分けて領収書を切られているんですけども、そこの点も不明なんですね。あらかじめ自分の自宅用もしくは会派に届けるようにというふうなことを想定したがためにそういうふうな２回の領収書の切り分けになっていたんちがうかなというふうにも思うんですけども、そこら辺の説明をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

光本議員　いろいろ推測というか、臆測で今おっしゃられてましたけども、実際、売場が違うというんですか、疑われるようでしたらヨドバシカメラに行って買物していただきたいんですけども、実際に担当のコンシェルジュのような感じの方が走り回ってはいてくれました。ただパソコンのところとＷｉ－Ｆｉのところはまた違うコーナーであったりとか、なので支払いが２回にわたってこうなっているだけの話で、何かそういう意図があってとかいう、そういうことではなく、もう向こうの促しに応じて決済をしたというだけの話にすぎませんので。

川﨑委員　買ったところが違う、２か所あってそれぞれのところで決済しなければいけなかったかということなんでしょうか。

というのは、決済する時間がたった２分しか異なってないわけですよね。２か所行っているんやったら、コンシェルジュという方が動いてその方がされてたとしても、そんな短時間でそういうふうな決済ができるんですか。そこら辺も事情を含めて御説明ください。

光本議員　私はそこまでヨドバシさんがどういうふうな

決済というか、立ち回りをされたまでは分かりませんので、事実としてはこういうふうに、コーナーが違うからお支払いを２回しているというだけの話です。

川﨑委員　先ほど配送ミスというようなことを言われたんですけども、それは具体的にはどういうミスなのか説明していただけますか。

光本議員　配送ミスといいますか、私のパソコンに関してはセットアップもしないといけませんし、実際に使えるまでの間に立ち上げるというのもありましたので、そこを自分の家に送るということをしたんだと思います。ただ最初、それを会派室に送ろうか、家に送ろうかというふうにどっちがいいかなというふうに迷っている中で、恐らく配送ミスと先ほどお話ししたとおり、そのまま家の住所を書いてしまったんだというふうに思います。

川﨑委員　そうしたら自分が使うパソコンに関しては、家で設定しなければいけなかったからそれだけは自宅、その他については一括して会派の部屋でよかったと思うんですが、さっき言うた配送ミスのミスということに当たる部分、自分のパソコンは自分の自宅に届くように手配したということであれば何がミスなんですか。

光本議員　どっちに送ろうか迷ってた中で、私が家の住所、会派室に送ってもよかったのでどっちでもよかったんですけど、２回に決済を分けたときにどっちを送りますかというものの書くのを家の住所を書いたというそこのミスですよね。

川﨑委員　本来であれば政務活動費で買った全ての物品が１か所に送られるというのがごく当たり前だと思うんですけども、そのうちの一部を自分ところの自宅に送ったということが間違った判断だったということで、実際的には家電量販店のほうでミスをしたということではないんですよね。

光本議員　家電量販店のほうでミスをしたかどうかちょっと分かりませんが、今、川﨑委員がおっしゃった政務活動費で買ったものは本来会派室に届けるものだという、それを言い出すと、いや、買った本であれ、何であれ、自宅に届けている方もいらっしゃると思うんですけど、マニュアルにそれを書いてるのかという話になってきますので、だからそれは今後この委員会で制度を検証すればいいと思いますけども、セットアップをするために家に送って家でセットアップしたというただそれにすぎませんし、その中でＷｉ－Ｆｉルーターが入ってたというのは、その区分けというんですか、これはこっち、これはこっちというところもミスっていたんだと、それは私が指示、これはこっちに送ってくださいと言ったのが間違ってたのか、そこまで記憶は定かではありませんが、どちらにしても政務活動費で購入したものを最終的には会派で使う、それが当たり前の話ですので、送った先が個人だから個人使用で個人のものとしてというそこを結びつけられると、それ以外のものに関しても家に送った時点でアウトやということになりますので、そこは政務活動費の制度検証等特別委員会で話してもらえればと思いますけど、そういう意図でやったわけでは私はありません。

川﨑委員　アウトだとは言っていません。要は通常の物品購入の在り方としては、１か所に送付するのが当たり前やろうなというふうに思うわけなんですけども、その中でも実際に自宅に届いたものが自分のパソコン以外にもあったわけですよね。それはなぜ会派のほうにすぐに持っていかなかったか。また、現品確認を会派の中でしなかったのか。会派の人にとってみれば見たこともないというふうに言われているものが結構あるわけですよね。その点についてはどう釈明されますか。

光本議員　その持ってきてないというのが何を証拠にそれを言ってはるのか分かりません。私は持ってきてＷｉ－Ｆｉの設定をしてみたこともあります。うまくいかなかったので、会派のインターネットをどうつなげばいいか分からんので、もしくは何かしらが間違っているのかということで、また一旦持って帰って家ではつながることを確認し、いや、でもつながらんときもあったりとか、その使い方が分からなかったので、その行き来は確かにしてました。その行き来をしている中で、恐らく会派職員さんが確認したときには持ってないタイミングやったので、また持ってきますねというような話をしたことは記憶にはありますけども、全く持ってきてない、私がなんか個人で使用してたかのように言われてますけども、そういった個人で使用してた証拠もないのに言われるのも遺憾でありますし、私としてはそういうふうに購入して、自分がメッシュＷｉ－ＦｉでＷｉ－Ｆｉ網張り巡らせて、よりよい会派会議とか会議ができるようにというふうに考えたのが私ですので、そこは設置も含めて責任があると思って試していろいろやってたことはあります。

川﨑委員　そしたらあえてお聞きしますけども、メッシュＷｉ－Ｆｉの件なんですけども、これ、例えばいろいろな場所で受信できるようにするために５台も必要であった。つなぎ合わせるという作業が必要だからというようなことも言われてたかなと思うんですけども、でもそこまでのものは必要でなかったということは客観的に見ても明らかなんですよね。なぜそれが買われて実際に試したと言われてるんだけども、試している現場を会派の職員の皆さんは見られてない。現物に関しても、前の日に確認したロッカーの中に翌日に入っていたとかいう不可思議なことが起こってるんですけども、それについてはたまたまそうなっていたという

ことをあくまでも主張されるんですか。

それと、Ｗｉ－Ｆｉの本来会派の中で未確認であった購入物が結局無用の長物であったということがもう明らかになっているんかなとは思うんですけど、そこら辺に対する認識はどうなんでしょうか。

光本議員　まず、不必要やったことが明らかとか、無用の長物というのが明らかというのはどういう視点でおっしゃっているのか、ちょっともう一度教えてもらっていいですか。

川﨑委員　スペック上、そこまでのものが今この議会棟内でＷｉ－Ｆｉ、どこでも受信できるようにするためにあの機種が必要であるかどうかという点についての客観的な判断はできるかと思うんですよ。私は、詳しくそのことを直接見てないから分かりませんけれども、技術的に物が分かる人にとってみれば、そこまでのものは必要でないということがあるというふうに聞いてますので、そういうふうに申し上げた次第です。

あと結局、確認なんですけども、全て大手量販店で買った購入物に関しては会派に持ってきたということを、持ってきたんだということを確認したいと思うんですけども、その点は間違いありませんか。

光本議員　まず、不必要やどうやというのは、見たこともないのにどう判断されているのかなというところで、それは個人の意見やと思いますので、ちょっと印象操作みたいなのは控えてほしいんですけども、会派室、その上の会議室だけじゃなくて、この委員会室とかでも会議をすることもありましたし、勉強会とかも今後行われるだろうというのも想定して、何も最初からメッシュＷｉ－Ｆｉのルーターを買うということを想定はしていませんでした。まずは、先ほどもお話がありました議会事務局にこのｉＰａｄで使っているＷｉ－Ｆｉを使えないだろうかという交渉もしています。それも無理で、もう一つ、今、維新の会派で契約しているインターネット業者さんとも交渉してそれも無理というその段階を経て、それやったら張り巡らせるルーターを買うしかないなと、会議室も人数も増えたので、会議室もいろいろ行きますので、そのときにネットがつながっている環境にしたいということもありましたので、それで必要やと思って購入した次第です。

あと、もう一つ何でしたっけ。すみません、もう一つ何でしたっけ、教えてもらえますか。

前迫委員長　確認ができなかった理由。

光本議員　確認ができなかったと言われてますけど、私自身は持ってきて、それで動作環境というか、作動するかというのを試したこともありますし、それをどう証明せえと言われても悪魔の証明みたいな感じになりますので分かりませんけども、ただ私としてはそういう作業をしたことも。

前迫委員長　持ってきたということなんですね。

光本議員　もちろんです。

前迫委員長　持ってきて確認をした。そのときに立ち会った会派の職員はいますか。職員、議員、議員はいますか。そのとき光本議員を除いて９人いらっしゃいますよね。いらっしゃいますか、確認された方。

光本議員　それは会派室といえども、別に夕方とか誰もいない時間もありますけど、そのほかが見てない……

前迫委員長　そのときにされたということですね。

光本議員　いや、ほかが見てなかったら私が何か持ってきてなくて……

前迫委員長　いやいや、そうじゃなくて、通常のいてるときじゃなくて確認をしたということでいいんでしょうか。それでいいんですね。

光本議員　はい。通常のいてるときは私もばたばたしてますし、幹事長をしてたので説明とかも来ますし、その中で。

前迫委員長　時間外に。

光本議員　その中でインターネットを止めてとか、そういうことはできませんので、インターネットを誰も使わないときに試しにつなげてやるという、それはやってましたので。

前迫委員長　時間外にされたと。

光本議員　はい。

前迫委員長　そういった事実でございます。

川﨑委員　どっちにしろ、会派の皆さんがそのことが確認できてないということ自体が不可思議で仕方ないんですけども。

前迫委員長　そこまでは、今回事実確認をしてますので、されてないということで今さっき言われてますので。

川﨑委員　次の質問に移ります。

先ほどポイントの問題も、先ほどじゃなくて、ポイントの問題が云々ということで事実経過の中にも書かれてあると思うんですけども、クレジットカードじゃなくてデビットカード、ポイントが付与されるからそっちで使ったんだということなんですけども、それは事実ですか。

光本議員　今のお話は、支払い方の件でそう思ったかどうかを確認されているんですかね。

川﨑委員　いや、そうじゃなくて、一応、日本維新の会のほうで調べた内容で、クレジットカードを使って購入したということがあるんですけども、そのときにポイントの問題が出てきてて、そのことはどう処理したのかという話の流れの中で、デビットカードを使ったからポイントはもらっていませんよという答え方をしていると思うんですよ。その点について真相はどうなんですかということです。

光本議員　認識の違いで、私はデビットカードで払って

たと思ったのが、それがクレジットカードだったというそれだけです。認識の違いです。

川﨑委員　実際にポイントは付与されてますよね。それはいまだにそのポイントに関しては持たれてるんですか、何か処理されてるんですか、そこら辺をお答え願いたい。

光本議員　詳細は確認しないと分かりませんが、どちらにしても、６月14日の会派代表者会議でもお伝えしたように、プライベートのものと政務活動費のものと買物がごっちゃになっていたということで、この７万6,033ポイントですか、に関しては適切に処理をしたいと思っております。

川﨑委員　今後適切に処理をされたいという意味でいいんですか。

光本議員　はい。監査結果では、ここはポイントは何の問題もないというようなことを書かれてたと思いますけど、それでも会派代表者会議で、あと議会として適切に処理をする、したほうが望ましいということであればもちろん適切に処理をしたいと思ってますし、私自身も６月14日に述べたとおりです。

前迫委員長　いいですか。

長崎委員　一連の質問の中で、今、私たち日本維新の会が光本議員からお話を伺ったのが６月７日でございます。そして光本議員がこの件に関して皆様のほうでお話になったのが６月14日の会派代表者会議でございます。

　その中で、今のお話の中で、６月７日にお話を伺ったときには、家電量販店でダイナブックですとか、デコのルーターですとか、ＬＡＮケーブルですね。光本議員の自宅に送られた商品のことに関しましては一切お話がなかったんですが、そのときに私たちは75万円の入出金のことでいろいろお話を伺ってまして、新人の５人のパソコンを買うに当たって、ポイントがつくのでデビットカードで支払った、そしてまた、領収書につきましては後から分かったことになるので、後の話ですが、６月７日につきましてはデビットカードで支払った、ポイントをつけたくないために。そしてそのときには一切この御本人が御自宅に送ったパソコンですとか、ルーターとかのお話がなかったんですけれども、そこについてはなぜですか。

光本議員　政務活動費で買って、会派として使うために買ったものなので、何ら問題がある事象やと思ってないので話さなかったというだけで、どう言ったらいいんですかね。問題やと思ってたら話してますけど、何度も言うように自分で使っているわけでもなければ、会派のために買ったものでありますので、それを話さなかったから何か怪しいというのが、と思われてるのかどうか分からないんですけど、全く問題やと思ってなかったらそれは話さないですよね。普通に購入して会派のものとして購入したというだけですので、はい、それだけですけど。

長崎委員　この時点、６月７日の時点では、議会事務局に提出されている納品書も偽造されたものでございますので、基本的にはデコの分のＷｉ－Ｆｉルーターの存在に関しましては誰も一切確認することができないものでございます。会派で私たちがそれを目にしていたら、こういうルーターがあるんだということを一度でも目にしていたら、これはいつ買ったのかとか分かるんですけども、この商品に関しましては、光本議員が送られた商品に関しましては、６月７日の時点にお話しいただいてない。その後も光本議員から直接お話しいただいてないので、私たちが分かる、知りようがなかったものです。

光本議員　基本的にはここの部分も捜査の関係するところなので回答は差し控えたいと思いますが、ただ偽造偽造と言われている納品書の中にも、当初、それよりもグレードの低いＷｉ－Ｆｉルーターを買う予定ではありましたので、そのＷｉ－Ｆｉルーターのことは載っていたと思うんですね。なので、偽造偽造と言われている納品書を目にしたときにＷｉ－Ｆｉルーターという存在は会派のメンバーの方々は分かってたと思うんですけど、その会派の方からそのＷｉ－Ｆｉルーターのことは何も質問もありませんでしたので、だから答えるということもないと思いますけど。

長崎委員　６月７日の時点におきましては、75万円の入出金についての質問でしたし、事象が起こったばかりですので、まだまだそのときに議会事務局に提出された支出書ですね、納品書というものは確認しておりませんでしたので質問に上がらなかったんですけども、会派職員さんから聞いたところ、その納品書の中にあるエレコムのＷｉ－Ｆｉルーターですね、その設定はいつにしますかと、どうしたらいいですかと何度も確認、何回か確認しているかと思うんですけれども。

光本議員　まず話がごちゃごちゃになられてるのであれですけど、どちらにしても、その75万円の話の中でＷｉ－Ｆｉルーターの話がなかったとかというふうに言われてますけど、そもそも自分自身が適切に購入して問題やと思ってないのに、いや、こういう問題があるんですというふうに言うことはまずないので、納品書、知ってばたばたやったからとおっしゃってますけど、納品書にはエレコムのＷｉ－Ｆｉルーターは書かれてますので、それをどなたかが確認なり突っ込んでくればよかったのかもしれないですけど、そういう確認はなかったです。

　会派職員さんからは、私が手伝いましょうかと、設定いたしましょうかというお手伝いの申出はいただき

ました。ただ業務時間中、ネットを止めることにもなりますので、いや、いいですよと、僕がやりますよということで、私がやりますので大丈夫ですというような、そういうやり取りはしました。記憶にもあります。

長崎委員　そのエレコムのＷｉ－Ｆｉルーターに関しましては、実際パソコンの納品書にありますけれども、それは御自身で購入されたというものになりますか。

光本議員　買うてもいないし、もともとあれを買う予定でした。ただ当時、新人の５人の方々に選んでいただいたパソコンと、実際に行ったら値下がりというか、値段が変わって安くなっていましたので、その分76万330円というふうに設定してた予算に余裕ができましたので、Ｗｉ－Ｆｉの担当のというか、コーナーの方々にいろいろお話を聞く中で、もともと購入を考えてたエレコムよりも今回購入したもののほうがいいというアドバイスもいただきましたので、予算内で収まる、プラスいいものがさらに買えるというのであればということで違うものを買ったと、それだけの話です。

長崎委員　そうしますと、その納品書に、納品書を御自分で作られたということですけども、その納品書を会派職員さんが受け取ったのが９月24日なんですね。購入されたのは８月22日、それからレシートを紛失されていたということですけれども、購入された、まあいえば私たちのパソコンもノートンも実物が会派室にありますので、それを見れば何を買ったかというのは分かると思うんですけれども、納品書にその内容ではなく、光本議員の買ったダイナブックは載ってたと思うんですけれども、そのデコも買ってたということを認識されているのであれば、納品書にそこも載せて書いて出すべきだったんではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

光本議員　どういう趣旨でその質問をされているのかと何が確認されたいのか、それと再発防止にその御質問がどうつながるのかが分かりにくいので教えていただけますか。

長崎委員　再発防止に関しましては、基本的に会派議員が誰も把握していない、会派会議でも諮られていない物品が政務活動費で購入されたという事実があります。それの確認のために、このように議会事務局に提出された納品書の中にも物が載っていない、そして会派議員が誰も知らない、そういったものの中で政務活動費が正常に履行されているということを証明、私たちとしても、私たちの中でもそれをチェックすることができない。

今回なぜ分かったかというと、領収書のところにデビットカードとクレジットカードのところにチェックがついていたところから家電量販店に確認を取り、実際に購入されていた商品が２枚のレシートに分かれて配送先が違っているという事実が分かったので、制度確認、このことがもう二度と起こらないようにとなったときにはどうしたらいいのかなということで伺っています。

前迫委員長　検証のためです。

光本議員　まず、会派会議で諮られてなかったということですけど、パソコンを買う、その一連のものを買う、ネット環境を整備するという趣旨でお話はしてました。なので、それは会派職員さんとも私は話をしてましたし、皆さんとも話をしてましたので、その会派会議で諮られてないもしくはオーケーしてないものを勝手に私が買ったというような、まずそういった印象操作といいますか、そういう指摘は控えていただきたいなと思います。

もう一つ何でしたっけね、納品書に関しては、あれは私としては、なくなりました、再発行に行けばよかったものをそれを怠ってたというのは確かにそうです。いつか再発行、年度末の政務活動費の締めのときまでに差し替えればいいやということで、あれは実際に買いに行く前の積算のときに作ってたものだったので、エレコムが載ってたというだけですので、実際は正しい納品書を再発行して差し替えてというのを考えてましたので、なので、物が違うというのは、それは買いに行く前に作っていたものだったので、実際に行ってみたらもっといいものが買えたということなので変わってたというだけの話です。

中尾委員　意見聴取は答えていただけると、それは政務活動費の改善のためのものなら答えていただけるという前提でお聞きします。

例えばパソコンなんですけども、これはマニュアルに議会室において使用するのに限るとはっきり書かれてます。また、家電量販店のポイントは付与しないということもはっきり書かれてます。光本議員はいろいろルール、条例やら施行規則やらマニュアルやらありますけど、そこはどのように捉えてますか。

光本議員　ポイントに関しては、先ほどお話ししたように、適切に処理をすべきということであれば、そこは６月14日から再三お伝えしてますけど、適切に処理をいたします。

パソコンに関しては、ノートパソコン、私は初当選のときからデスクトップじゃなくてノートパソコンを持たせてもらってます。というのは、議会棟を出ても議員活動はありますし、議会活動といいますか、調べ物もそうですし、いろいろありますので、私としてはノートパソコンをずっと使わせてもらってまして、外、議会棟を一歩出てもそのパソコンを使って議会の仕事をする、議員の仕事をするということは多々ありますので、そういったことでノートパソコンを購入して、

今回もそうですけども、会派室で使うこともあれば外で使うこともあると、そういうことです。

中尾委員　光本議員、私の聞きたい趣旨はお分かりでしょうか。私は別にそういう個別のことを聞いてるんじゃないんです。そもそもルールというのは何のためにつくられているのか。光本さんはどういうふうにそこを解釈しているのかというのを教えてください。光本さんがおっしゃっている説明というのは、ルールじゃないんです。自分の中にある基準で私はこうしました、こうしましたなんですね。でもこんなに大きい組織があって、自分のルールで全てできたら統制が取れないです。公平性も失われます。光本さん、このルール、規則、条例、どのように捉えてますか。

光本議員　そのパソコンのマニュアルに関しては、実態と合ってないのかな、また改正できる時期があればそれをしたいなというふうにはずっと思ってましたし、私としては必要なものだからそういうふうにして使ってたというだけです。

前迫委員長　ルールに関しては。このようなルールがあるということに関しては。

光本議員　ルールがあって、それを、そこから逸脱してたところがあるというのであれば今後改めたいなというふうに思います。

中尾委員　関連です。

先ほどから光本さんの説明の中で、例えば議会事務局なら指摘するのかなとか、なぜ会派の議員がそのときに聞いてくれなかったのかなとかいうことは、御自身が勉強してないのにかかわらず他人のせいにしてませんか。それだったらいろいろ決め事というのは守られないことになりませんか。そのためにルールがあるということは分かりませんか。

光本議員　ケース・バイ・ケースの話になりますので、それぞれにちょっとお答えすることが難しいので、差し控えます。

都築副委員長　少しこの問題で聞いておきたいこと、確かめたいことがあるのでさせていただきますけども、先ほど私が事象１のときに質問したときに、予算の範囲内やから会派のためになるからいろいろ買ったみたいな話があったんですけれども、私の認識でいうと、例えばパソコンを５台買うと会派で決めるじゃないですか。決めて安くいったからパソコン６台買おうかというふうにはならないんですよ。５台は一存されたのは分かります。でも６台目は、これは光本さんの一存でやったんですか。それとも会派の了解は得てるんですか。

光本議員　その記憶、どの会派会議で話したのか、会派室で話したのか分かりませんが、私は、その時点では政務活動費でのパソコンを持ってませんでしたので、なのでその購入をするという話はどこかでしてたと思いますし、それに当たってほかの辻議員なり、安浪議員なりがパソコンを持ってるかどうかの確認とか、いろいろ会派職員さんともそうですけども、自分が買えるのか、買って大丈夫なのかというのも確認しながらやってましたので、その一連の中で、それは会派会議なのか、会派室でなのかは分かりませんが、私が勝手にパソコンを買ったというわけではありません。なので、予算が余ったから６台目を勝手に買ったというわけじゃなくて……

都築副委員長　先ほどそない言った。

光本議員　いやいや、予算が余ったからいいものを買えたのはＷｉ－Ｆｉルーターの件です。パソコンじゃありません。パソコンはもともと私は政務活動費のパソコンを持ってなかったので買わせてもらいますということで買ってますので、余ってそれを勝手に買ったわけじゃないです。いいものを、Ｗｉ－Ｆｉルーターのいいものを買えるようになりましたという話です。

都築副委員長　会派の方に聞いていただきたいです。今の光本さんの説明で合っているのかどうかというのを確認したい。

別府副委員長　パソコンの台数については、そのとおりで合ってると思いますけども、Ｗｉ－Ｆｉルーターについては、グレードを上げるという話は合意してないです。

都築副委員長　パソコンは６台買うということは了承していたということでいいんですか。

前迫委員長　いいよ、別府副委員長言うてください。

別府副委員長　私の記憶では、一応５台、新人の５台ということで、６台目に関してはちょっともともと会議にもかかってなかったと思われます。

光本議員　今、最初の発言と内容が変わってますので、そこはおかしいと思いますし、あと新人の５台を買う際に、ほか、この際、ほかこの際パソコンを購入したい方いますかというのも会派会議で聞いてます。そのときに辻さん要りますか、安浪さん要りますかという話もしました。その中で私も政務活動費で持ってないので検討しますもしくは買いますというような話は、ごめんなさい、そこは会派会議なのか、会派室なのかは分かりませんが、そういうふうな話をした記憶もありますので、でないと勝手に何十万というか、10万近いパソコンを私がぽんと買うということは普通あり得ませんので。

あとは、Ｗｉ－Ｆｉルーターのアップグレードというか、いいものの了承をしてなかったという話ですけど、ネット環境の整備も含めて一任され、買いに行ったらもともと考えてたものよりもいいものを買えるということで、その場の判断で私が大幅に予算をオーバ

一するとかであればまた持ち帰って相談しないといけないですけど、もともと積算してた金額の中で買えるのであればよりいいものを買ったという、それで、はい。

別府副委員長　今まで会派で調べた中では、一番最初、光本議員が１期目のときにノートパソコンを購入されてまして、その後に関しては、たしか３年前ぐらいですかね、パソコンの中身を入れ替えるということで、マザーボードの交換ということを行われてます。それからの今回の購入なので、一応都合３台パソコンを所有されているという、以前のやつを入れ替えているのかどうか分からない、そこが明確じゃないんですが、一応そういうことでは伺っています。

都築副委員長　一応そういう違いがあるということで認識しておきます。

それから、これは10万円以上は備品扱いになるということになっているんですが、そこの認識はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。特に光本さんのやつが10万円以上ですので、その手続が必要やと思うんですけども、いかがですか。

光本議員　そこの認識はありませんでした。というのも、その仮で出した納品書でも10万円は超えてたと思いますので、それは議会事務局も確認したら明らかな中で、それを速やかに出しなさい、提出しなさいという話は、会派職員さんも恐らく、あと私もですけども、会派職員さんを通してもなかったですし、議会事務局からも直接言われたことはありませんので、はい。

都築副委員長　事象２の最後の質問なんですけど、会派代表者会議のところでね、これ３ページのところの一番上なんですけども、ちょっと具体的に聞きたいんですけども、納品書は自分で切って貼って印刷して出したとなってるんですけれども、これほんまに切って貼ってだけなんですか、はさみか何かで。これはデータ処理をなんかしたというようなことは、その他の方法でやったということはないですか。

光本議員　ここに関しては、まさに刑事告発をされている中の一部でもあると思いますので、事実の有無に関しては回答を控えさせていただきます。

都築副委員長　それは14日の会派代表者会議ではこのように述べられているんですけれども、それでも捜査に関係あるので出せない、言えないということですか。

光本議員　６月14日の会派代表者会議の時点では刑事告発されてませんでしたので、ただ今現時点ではされてますので、回答を差し控えます。

前迫委員長　ほかに皆さんいいでしょうか。

田中（淳）委員外議員　実際に市民の方から申入書をこの件で出されていて、その中で実際に偽造された納品書を提出して、ない、存在しないＷｉ－Ｆｉセットを購入したように見せかけて、実際には別のＷｉ－Ｆｉのセットを４セット購入していたということについてなんですけど、これについては実際に購入してないものがあたかも購入されてたかのようにして関係資料として提出されているということについては、これ事務局としてはこういうことを想定していたのか、なかったのかというのをちょっと教えてもらっていいですか。

事務局　当然納品書に書かれている購入品と実物は合致するのが普通だということで考えていたところでございます。

田中（淳）委員外議員　その中で実際に購入されている商品とかなりオーバースペックのものが全く違うものであれば何に使ったのかなという疑念が当然湧いてくると思うんですよね。実際に使ってはいけない、そういう買い方をしてはいけないとされてる上で購入したものについての使われ方ということは、やっぱり説明いただけたらありがたかったなと思うんですけども、現時点では事務局のほうからの確認だけで結構です。

＜休憩・再開＞

○事象３　Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約について

事務局から、資料に基づき、次のとおり説明があった。

（発言の内容）

事務局　それでは、御説明いたします。

こちらの資料につきましても、令和４年11月９日の本委員会におきまして、日本維新の会から提出された資料でございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

事象３、Ｋ社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約について。

１、事象３の経緯。

令和３年11月１日月曜日。

会派会議開始直前に、会派職員は、光本前幹事長から、会派報Vol.19(全戸配布分)に係る大手印刷通販会社の印刷代を簡易見積りで算出するよう指示を受け、会派会議進行中に２万部の見積書を光本前幹事長に手渡した。大手印刷通販会社によると、Ｂ３サイズはポスター扱いとなり１回の発注上限が２万部。予定枚数の印刷には複数回の発注が必要であることを会派職員が光本前幹事長に伝えた。同日の会派会議にて、光本前幹事長が会派議員に上記報告。会派会議決定事項、会派報の入稿を11月８日と予定した。印刷会社は未決定。

令和３年11月２日火曜日。

会派報Vol.19の印刷手配について、会派職員は、光本前幹事長から、１度に２万部までしか注文できないのは会派職員の手続の負担が大きいという話になった

ので、私のほうで交渉してみる。いつも自分のチラシを刷っていて営業さんがついているので何とかなるかもしれない。支払いも今回はこちらで行うといった報告を受ける。同時に、会派職員は、光本前幹事長から、大手印刷通販会社の見積り額127万2,500円とポスティング料金76万5,765円、その合計203万8,265円が記載された用紙を手渡され、記載の額の現金を出金するよう指示された。会派職員は、同日出金を行い、光本前幹事長に現金を手渡した。

令和３年11月８日月曜日。

会派会議にて、会派報Vol.19の印刷手配について、光本前幹事長から大手印刷通販会社に２万枚ごとの発注を１回で発注できないか、現在相談中であることの報告があった。この日が会派報Vol.19最終入稿の予定(目安)日であったが、印刷手配先は確定に至らなかった。

令和３年11月９日火曜日。

印刷業者が未定であること、問題点が未解決であることを知った会派職員が、並行して他の印刷会社をリサーチし、３社へ見積りを依頼。

令和３年11月10日水曜日。

会派職員が行った見積り依頼に対し、16万7,800部の発注手続が１回で行える上、安価な提案をくれた業者があったため、朝一番に光本前幹事長へ報告を行った。午後になり、会派職員は、光本前幹事長からの電話で、前述の業者へ依頼することが決定した旨の報告を受けた。決定した印刷業者は、入金確認ができてから印刷受付となるシステムであったことと、既に当初入稿予定としていた日(11月８日)を過ぎており、納品を間に合わせるためには早急に振込を行う必要があった。そのため、光本前幹事長と会派職員との電話において、これから会派職員が行う一連の手続の流れを止めずに決定印刷業者への振込も進めることとなった。

令和３年11月11日木曜日。

朝、会派報Vol.19のデザインが校了となったため、会派職員は、印刷入稿用データをデザイナーから取り寄せるとともに、印刷代の振込手続を即時行った。同日夕刻までに印刷会社での入金確認をクリアしたため、会派職員は、印刷会社への入稿を行った。

令和３年11月17日水曜日。

ポスティング会社から、会派報Vol.19ポスティング代の請求書が届いたため、会派職員が光本前幹事長へ報告をするとともに、振込を依頼。11月２日に、ネットバンキングで支払うとのことであったので、ネットバンキングの振込証明書の発行も併せて光本前幹事長に依頼した。

令和３年11月19日金曜日。

会派職員が、光本前幹事長から、ポスティング代振込の了解と、振込手数料はかからないということ、証明書発行の了解について回答を受けた。

令和３年12月６日月曜日。

会派職員は、ポスティング代の振込証明書が光本前幹事長から届いていなかったため、再度振込の依頼を行った。また、同時に、大手印刷通販会社印刷代として渡してあった127万2,500円を早く戻し入れたいことを伝え、光本前幹事長に準備をお願いした。

令和３年12月20日月曜日。

会派報Vol.19の配布が完了となった。ポスティング業者に会派職員が確認したところ、ポスティング代がまだ振り込まれていないことが分かったため、会派職員は、光本前幹事長へ再々度振込の依頼を行った。請求書発行から１か月が経過していたため、急いでいただきたいということも申し添えた。また、当初見積りの大手印刷通販会社印刷代として光本前幹事長に渡していた127万2,500円もまだ戻されていなかったため、会派職員は光本前幹事長へ当該金額の現金をお持ちいただくよう併せてお願いした。

令和３年12月22日水曜日。

会派職員は、光本前幹事長からポスティング代の振込手続がすぐにできそうにないため、一旦先に払っておいてほしいといった指示を受け、振込を行った。

令和３年12月某日。

会派職員は、光本前幹事長から203万8,265円(当初見積り大手印刷通販会社印刷代プラスポスティング代の合計)について、年度末までに戻せばよいということで議会事務局と話がついているといった趣旨の報告を受け、以降の催促を控えることとした。

令和４年３月31日。

光本前幹事長から203万8,265円(当初見積り大手印刷版会社印刷代プラスポスティング代の合計)が戻された。会派職員が、光本前幹事長から封筒入りの現金を預かり、会派の銀行口座へ入金を行った。

令和４年４月中旬。

会派から任意で提出された政務活動費対象経費支出書と通帳(写し)を突合したところ、政務活動費対象経費支出書はないが、11月２日に76万5,765円プラス127万2,500円が口座から引き出されていた件について、議会事務局が光本前幹事長について説明を求めた。

令和４年５月中旬。

議会事務局が、光本前幹事長に会派広報紙費用に係る領収書の提出を求めるも、返金されたときにＫ社に領収書を返却したため手元にないとのことだったので、見積書の提示を求めた。しかしながら、見積書もないとのことだったので、Ｋ社に当時のものを再発行してもらうことを光本前幹事長に依頼した。

令和４年５月下旬。

光本前幹事長から議会事務局に、令和３年10月25日付の会派広報紙のＫ社見積書が提出された。

令和４年６月２日。

議会事務局より会計責任者に報告があり、会派議員全員が知った。

令和４年６月７日【会派議員全員で光本議員に聞き取りを行った】

Ｋ社との契約について。

業者を探すことやポスティング業者に見積りを取るなども自分の役割だと考えて、昔から知っている業者に依頼したところ、Ｋ社は現金の前払いだった。領収書は現金を支払ったときにもらったが、返金されたときにＫ社に返したとのことであった。

令和４年６月15日(電話)６月23日(面談)【Ｋ社に聞き取りを行った】

令和３年10月25日、光本前幹事長から依頼を受けて、印刷とポスティングの見積書を作成。

令和３年11月２日、現金で光本前幹事長から203万8,265円を受け取った。領収書は光本前幹事長に渡した。割り印を押した控えはＫ社にある。(この控えについて会派議員は未確認)

令和３年11月９日か10日あたりで、安いところが見つかったのでキャンセルしたいと連絡を受けた。４年前にも同じように発注を受けたがキャンセルされた経緯があるため、Ｋ社社長は光本前幹事長に対して怒った。(４年前の内容については政務活動費を使用していない)返金についてはなるべく早めに返してほしいと言われたが、期限を聞くと年度末とのことだったため、令和４年３月31日に現金で光本前幹事長に手渡した。

令和４年５月31日、光本前幹事長から、上記取引のときの見積書を紛失したため、再発行してほしいと言われ、再発行した。

【原因】事象３。

１、11月２日の出金については、正規の見積書がないのに出金を行った。

２、光本前幹事長と会派職員のみが出金について把握していた。

３、同じもの(印刷代・ポスティング代)について２回出金が行われた。

４、Ｋ社との契約及び現金の収受を証するものが会派には一切存在しないため、当該契約が成立していたのか、支払いが行われたのか不明である。

５、経理責任者を通さずに支出決定者からの依頼で会派職員が出金していた。

次に、協議の後、前迫委員長から、本件については、本日はこの程度とし、引き続き検討していくこととするとの発言があった。

(発言の内容)

林委員　ちょっと確認をしたいんですけれども、光本議員、答えれる範囲で答えてくれたらと思っております。

Ｋ社とのやり取り、会派会議での協議内容、会派職員への出金指示など、維新の会から聞いてますけれども、この時系列で内容が合ってるのかどうかと、こういうような指示をしたということで間違いないか、教えてください。

光本議員　時系列などの確認だと思うんですけども、この１ページ目の11月８日の月曜日の、私から大手印刷通販会社に２万枚の発注を１回で発注できないか現在相談中であることの報告があったって、このあたりは私も記憶が定かじゃありませんのでちょっと分かりかねますが、まず、去年の６月以降、メディアからも言われたんですけど、そもそもそれまで維新の会派として使ってた印刷業者があったんですけども、それも私が指示をして変えさせたみたいな報道とかメディアからそれ指摘されましたけど、まず、そういうことはなくて、それまで使ってた印刷会社がよくないということで、もうそこは使わないということは、私からではなく会派会議でほかの議員さんからそういう申出があったため、新しく印刷会社を探さないといけないというところからこの話につながってくるんですけど、その中でやはり一番安いだろうというのはインターネットでの印刷会社だったので、そこで見積りを会派職員さんに取ってもらいました。ただ、会派報がＢ３サイズというちょっとポスター扱いになるものだったので、なかなか１回の発注上限が２万部で何回も発注を繰り返さないといけないという煩わしさもあったので、私がほかのところを探して交渉して見つけてきたと。そういう指示を会派職員さんにしたというのは、時系列はちょっとこの11月８日はよく分からないんですけども、おおむねそういう指示をしたというのは正しいです。

林委員　維新の会の皆さんはそれでよろしいでしょうか。

西藤議員　当時、私は会派報の担当をしてたんですけれども、それまで私の知り合いのところの印刷会社でお願いをしていました。ちょっといろいろと、期日が遅れたりとかということがあったので、今まで使っていた印刷会社はちょっともう使わないようにしようということで、印刷業者を探さないといけないなということで、そのように会派会議で諮りまして、皆さんでちょっとその辺は協議をいたしました。そこは間違いございません。

長崎委員　今、時系列確認の中で、ここに書いてある内容だけなんですけども、一応、Ｋ社からの見積書が10月25日の日付であります。その10月25日の見積書は11

月１日の会派会議には出てきていないものでございますので、なぜそこで出さなかったか、出されなかったのかなというのは疑問です。お伺いしたいです。

光本議員　ちょっと今よく分からなかった。11月25日にＫ社の見積書があって、それをいつの会派会議でなぜ出さなかったのか。ちょっともう一度お願いします。

長崎委員　10月25日の日付ですよね、Ｋ社からの見積書が。10月25日にもう既に光本議員がＫ社に見積りを取ってらしたということですよね。11月１日は、会派職員さんに大手印刷会社に見積りを取ってというふうに言われて、私たち会派会議中に確かにその見積書が来たなというのは確認しております。なぜ10月25日の見積書を11月１日の会派会議に出されなかったんですかねという質問です。

光本議員　いや、すいません、なぜ出さなかったのかまでちょっと記憶になくて、恐らく大手印刷会社の見積りとかがそろったら出そうと思ってたのか、ごめんなさい、そこは全く記憶が定かではないです。

長崎委員　記憶が定かでないとおっしゃいますけど、このＫ社の問題の大きなところの中に、10月25日にこちらの調査では、見積書を書いて渡してるという事実がありますので、それでしたら、11月１日、私たち、じゃ、印刷会社どこにしようかというときにその見積書が出てきてもいいんではないかなと思ったので質問しております。

光本議員　そこは本当に記憶が定かじゃありませんので、恐らく別にそんな隠すような話でもないので、なぜそういうふうに、その時系列はちょっと分かりませんが、そこは本当に記憶が定かじゃないんで分かりません。

林委員　続きましてちょっと確認したいんですけども、このＫ社から、長崎委員の前半の部分ちょっと重複しますけど、令和３年10月25日付の見積書を入手していますけれども、この11月２日の出金については大手印刷通販会社の正規の見積りがないのに出金を行っていますけど、日本維新の会では、出金に際して債権者からの請求書なしに口頭やメモで出金することが恒常的に行われていたかどうかちょっと聞きたいんですけど、これは幹事長やからやってたとかそういう感じでしょうか。

光本議員　恒常的に行われてたかどうかはちょっと分かりません。私が幹事長じゃなかった時代もそうですし、幹事長だった時代でも、この購入についてはもう誰々さんに任せますねというふうに任せた後は、いつ出金してとかいつどう振り込んだとかまで確認というか、把握してなかったので、なので恒常的かどうかちょっと分かりません。ここに関しては、その後の11月８日とか９日を見ていただくと、最終入稿の予定日であったりとかという日が差し迫ってた状況でしたので、ここは何とか早くまとめなあかんとか早く進めなあかんというところで、一番融通が利いて価格的にも一番いいというところにもう即座に私が代表ということで動いたということです。

林委員　何か突っ込むところないですか。

前迫委員長　今までのところでほかの方はいいですか。

佐野委員　ちょっと今までのところとは変わってくるかもしれませんけども、この事象３に関しては、これ、業者がだから３つ出てきてることになるんですかね。大手印刷会社というところと、それから、実際に印刷を行ってもらった業者さんとＫ社というそういう構造になってるという理解ですよね。そうなったときに、この時系列で見る限りでは、令和４年５月の中旬まで光本当時幹事長以外は１回分の印刷代とポスティング代、これは大手印刷通販会社、ここに支払われていたものという認識しかなかったという時系列ですか。これ、ちょっと維新の会さんのほうに確認したいんですけども。

長崎委員　実際、私たちが認識していたのは11月10日の日に新たに見つかった印刷業者で印刷をした。ポスティング業者は以前から使ってたポスティング業者でしたということです。私たちの認識は。結局、大手通販印刷会社の見積りということに関しましては、２万部を数回に分けないといけないので、そこが問題点として挙がっていたのでどうしようかということになっていて、11月10日に安い業者さんが見つかったので、そこで印刷をしてもらうということになったのです。

佐野委員　では、１ページ目の11月２日の日に印刷代として127万2,500円、この金額が既に光本幹事長に手渡されてて、支払いも今回はこちらで行うとなってた事実そのものをいつ会派としては把握ができたんですか。

前迫委員長　佐野委員、今のはＫ社への支払いを知っていたのかということでいいですか。

佐野委員　にもつながる。それにもつながるので、どの時点かというそういうことです。

前迫委員長　日本維新の会としてね、会派として。

別府副委員長　知りませんでした。何でか言うと、この127万2,500円というのは、２万枚を10回分、20万枚刷るという計算してるんですよ。実際は、17万弱ぐらいの印刷の部数です、全戸配布するのに。それやったら20万刷ると３万ぐらい多くなるんですよ。それをそのまま発注してるというのはちょっと当時考えにくいかなというふうに思われます。それと、ポスティング料も多分16万何がしの全戸配布のポスティング代での発注になると思います。

佐野委員　そういう状況の中で、当時、光本前幹事長は、実際はＫ社さんに印刷代を払っていたというようなことになってるんだと思うんですけども、Ｋ社さんに払

っていたことというのを、当時、会派職員さんにはもう伝えておられたのでしょうか。

前迫委員長　会派職員ですか。

佐野委員　会派職員。

前迫委員長　議員でない。

佐野委員　今、皆さんは知らない、議員は知らないということだったので、K社さんに、この当時ですよ、11月２日とかの当時にK社に支払っていたということは会派職員さんには伝わっていたのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

光本議員　そういうふうに融通を利いて発注というか、印刷を受けてくれる、ポスティングも今まで頼んでたところよりもカバー率が高いそういう会社さんにお支払いするというのは、K社の会社名を言ったかどうか分からないですけど、払うためにもちろん出金をしてもらいますので、伝えて出金をしてもらいました。

長崎委員　会派職員さんからの聞き取りは私たち日本維新の会がしておりますので、今の光本議員のお話の中から、11月２日に関しましては手渡されたのがメモです。大手通販印刷会社の見積り額のさっきの127万2,500円と書かれたそんな手書きのメモです。それと、プラス76万7,500円。そのメモを基に会派職員さん出金しているので、認識としては、印刷交渉先は大手印刷通販会社と認識されてました。ポスティング業者は、今までの業者と変更なくというふうな認識でした。それは会派職員さんです。

光本議員　事象３のこの資料の１ページの11月２日の上に、会派職員は私からというところ書いてますやんか。一度に２万までしか注文できないのは会派職員さんの手続の負担が大きいという話になったので、私のほうで交渉してみますと。いつも自分のチラシを刷っていて営業さんがついているので何とかなるかもしれませんという、それが、その間、営業もしてくれてるK社の人なので、だから、どちらにしてもそういう説明をして出金をしてますし、これ見ていただいたら分かるように、もう最終稿の予定もされてる中で、急がないと、スピード感をということで、もう先払わないというところで出金をしてもらって、説明はして出金はしてますので。それを大手印刷会社さんと思ってたというのはちょっと私は分かりませんが、私はここに書いてるとおり説明をして出金をしてもらってます。

長崎委員　それでしたら、11月２日にK社の見積書を会派職員さんに見せずにメモで出金を依頼されたのは、ではなぜですか。

光本議員　何度もお伝えしてますように、もう日程が差し迫ってたこともあり、電話で交渉を向こうともしてる中で、じゃ、もうそれでいきます、いってくださいという中でですね、金額とその内容が決まりましたので、最初もう請求書もらう、そのお金の引換えにですね。領収書という話だったので、まずはもうその金額だけ職員さんに伝えて出金をしてもらったと、そういうことです。

佐野委員　話ちょっと戻させていただきまして、ここに出てくる中で、K社さんとの書類のやり取りというのは見積書が出てきてるのと、あと、領収書、これは、光本前幹事長以外は確認はしてないけどもあるというふうな報告を受けてる中で、本来、見積書があり、その次、契約書なり請求書があり、その上で支払った領収書。領収書、現金で支払って領収書と差し替えた。お金を返してもらうときに領収書は戻した。ここまでは分からないことはないんですけども、契約書であったりとか請求書に関して、ここまでの経緯の中に出てきてないというのはどういったやり取りの中でそうなっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

光本議員　まず、このK社さんだけじゃなく、今まで印刷業者さんとそういう契約書を結んだ覚えはないので、何かそういう発注するとき契約書をまくということは今までもやってませんでした。これはK社にかかわらずですけども。あと、見積書、請求書、領収書は私もらいました。返金するときに、それはもうお返ししてますので、私の手元になかったです。なので、議会事務局から再度って言われたときには私の手元になかったので、K社にちょっと再発行お願いしてみますということでお願いしたということです。

佐野委員　ということは、見積書、請求書、領収書もそろってた。ここには請求書という記述はないですけど、一旦はそろっていたということでよろしいんですね。

光本議員　はい。

林委員　維新の会の主張によりましたら、11月10日に会派職員が探し出した印刷業者に依頼することとなって、業者への振込も進めることになったと聞いてますけれども、そのときに会派職員から11月２日に渡した現金の返金要求があったのかと、そのときに返金要求がなかったとしたら、いつ返金要求があったのか覚えてますか。

光本議員　そのタイミングで返金要求があったかどうかはちょっと記憶にないですが、まず、びっくりするぐらい安いところが見つかりました。私、これ、６月14日の会派代表者会議でもお伝えしたと思いますけど、安いのが見つかった以上、それを知らんぷりしてもう既に発注しているところにお願いするというのは、ちょっと金額の差も大きかったのでそれはちょっとできないなということでK社にキャンセルをお願い、最初はキャンセルじゃなく、こんな金額の安いところが出てきてしまったのでこれでやってもらえませんかとい

う交渉はしてます。ただ、もうとてもじゃないけどそれは無理だと言われたのでキャンセルをしたわけですけども、その後に会派職員さんから催促されたというよりは、もうキャンセルしたんで返金してもらって、戻ってきたら戻しますね、返しますねという話を多分恐らく僕からしたのか、でも、そういう話はしたと思います。そんな話をせずというのはおかしい話なので、したような記憶はありますので、どちらかといったら催促されたというよりは、もちろんキャンセルしたから返金してもらいますね、また戻しますねという話だったと思います。

林委員　分かりました。

佐野委員　今の話の中でいくと、新しいところも見つかって云々、実際に先ほどもおっしゃられてたように、契約書はない。見積書、請求書、領収書、それ一旦まず支払った証拠として会派職員さんにその時点でまず渡す。一旦でも渡してなかったという、それはどういった理由からになるんですか。

光本議員　それは、このＫ社だけにかかわらず、たしかヨドバシのときもそうだったですけど、タイムラグというか、出せるときに出すというような感じでやってましたので、すぐに出すというのは多分今までもタイミングがあるときに出すということをやってたのでちょっとそこはそういうことをやってましたということと、あと、そうこうしてるうちにもうすごい安いところが見つかり決まったということもあったので、そこに関してはもうそこで安いところにいくって決まった以上は、キャンセルの手続をしてもらうために相手に交渉してたわけなので、請求書なり何なりというのをこれからキャンセルになるものを出すというそういう考えはなかったので、まずはもう返金をしてもらう、キャンセルするということで動いてました。

佐野委員　今、先ほど早急に出すような考え、確かにタイムラグが多少発生するのはいろいろな支払いの中とかでもあるとは思うんですけども、一応、名目上、この９日までの日。だから、すごく安いところが見つかる、業者さんが見つかるまでのこの２日からその日までの間にはお支払いはしてるから返金されてないと思うんで、それでいくと、実際の返金が３月31日にあったということは、タイムラグがあるにしても４か月ぐらい。これはちょっとタイムラグというのにはなかなか難しい中で、制度検証していく中で、こういったことをどうやって防げるかというようなところもすごく重要になってくるかと思うんですけども、そのあたりはタイムラグというにはちょっと長いように思うんですが、いかがなんでしょうか。

光本議員　そうですね、私としては、それは先ほどのパソコンのときの業者さんとも同じで、一日も早く。ただ、ちょっとこちらに関しては、こちら都合でキャンセルしたというのもあったのでなかなか強く言えないところもあったものの、ただ、やっぱり政務活動費というお金なので一日も早くお願いしますということは、おわびしながらですけども、キャンセルをしたのこちらだったのでお願いをし続けてきたところです。

別府副委員長　Ｋ社に対して先ほど私言ったの、もともと大手通販会社で20万部、２万掛ける10回分の見積りを出してるんですけど、まさかＫ社に発注してるとは思えへんかったんですけど、そこら辺はお伝えいただいてましたかね。発注を皆さんにしたということを会派の議員にはお伝えいただけましたかね。

光本議員　恐らく事象３のこの書きぶりだと伝えてなかった。皆さんも聞いてないということだったんだと思いますけども、そうこうしてるうちにすごい安いところが決まったというのもありましたので、このＫ社に関してはキャンセルをしてもう戻すということで、自分の責任で戻すということでやってましたので、恐らくその一番見つかった安いところの報告だけをしたんだと思います。

別府副委員長　この経費の中にも書いてる、４年前にもちょっとトラブルがあって、そのとき私は議員やったんですけども、当時、いろいろなお金のやり取りとか領収書の問題とかもあって、やっぱり二度とこういう問題起こしたらあかんよというような流れでまたこの業者に発注をしたというのは、やっぱり懇意にしてたからというところになるんでしょうか。

光本議員　いや、懇意にしてたというわけでもなく、例えば選挙のときに使ってた業者さんでもありませんので、全く懇意にしていたというよりは融通が利く、スピード感持って早くやってくれる。こっちが今回困ってたのは、１回の発注上限が２万で何回も発注せなあかんというこの煩わしさを何とかしてほしいというところと、後は、ポスティングに関して向こうからいい提案もありましたので、それでお願いをするということになった次第です。

別府副委員長　それで、光本議員が１期目のときに、このＫ社にチラシの発注のお願いを過去にされてて、そのときは振込払いでずっとお願いをしてたようなんですけれども、記録に残ってる分はそうなってるんですが、前回と今回については前払いになったということは、何か向こうの取引条件が変わったのか、それとも何か交渉事の中でそれが変わってたのか。変わってた中で現金で払うことのリスクというのはどのようにお感じやったんでしょうか。

光本議員　条件が変わったというよりは、向こうからそれをお願いされたので、その支払い方を取ったというまでです。現金でお支払いするのも振込でお支払いす

るのも、現金でのリスクがどういうリスクなのかちょっと私は分かりませんので、お支払いすることは変わりありませんのでお支払いしたと。なので、どっちかというと、安いところが見つかって、議会事務局からでしたと思いますけども、キャンセルすべきじゃなかったと。高いと分かってても高いほうでやるべきだったと後から言われましたけども、そういう発想は当時私にはなかったので、劇的に安いところが見つかってしまった以上、それをもう見て見ぬふりしてくださいって会派職員さんに言うこともできませんし、なので、それがＫ社さん、昔から知ってたというところもあって、もうキャンセルをさせてもらった。もちろん最初に値段の交渉はしましたけども。なので、そういった感じで、キャンセルをしたから現金払いが問題になったんであって、普通にキャンセルをしてなければ現金払いとか前払いってのは普通にあることだと思いますので、そこに対するリスクというのはあまり、キャンセルになるまではですけどね、思ってなかったです。これが振り込んでてもキャンセルになってたら同じことだと思いますので、現金かどうかはあまり。

前迫委員長　ちょっといいですか。キャンセルする前にね、先に大手のすごく安いところが見つかったと、だからキャンセルしますと。そのキャンセルしたときに、既にそのＫ社にお金を払ってたという事実は日本維新の会の議員は知ってたんですか。大分安いということですから、いいんですけど、前幹事長が先にそこに現金で支払いをしてたということは御存じやったんですか。

別府副委員長　いや、存じませんでした。

長崎委員　ここの時系列に書いてるところの中で、11月８日にも会派会議をもう一度行っております。そこのところで、まだ大手印刷通販会社に２万部掛ける10回の発注の問題は解決していなかったので、そういうことがここに議題で上がって、それを前幹事長が交渉してくださるというか、相談してくださる。それを受けて、すいません、先ほど佐野委員の質問の中に、会派職員さんはＫ社に支払ったことを伝えてたかという11月２日の記載ですけれども、ここに自分のチラシを刷っていて営業さんがついているというのは、これはＫ社という言葉でもなく、大手印刷通販会社の営業さんというふうな認識で会派職員さんは取っていたので、そこの時点では光本議員はそうやって自分はその業者の話をしたとおっしゃいますけれども、会派職員さんは、大手通販印刷会社のメモもその金額ですし、そこと営業さんと交渉されるんだなという認識でいたということです。

中尾委員　ちょっと関連した話で、お金を出したときに、経費支出書というのは作るのが当たり前になってますよね。でも、年越えた翌年の４月の中旬、この段階でもまだそれが作られていない。出金という１つの経済行為が行われたにもかかわらず作られていないというのはどういうことですか。

光本議員　どういうことか分からないですけど、この３ページの令和４年４月中旬、議会事務局が私に説明を求めたというふうにありますが、これ、４月中旬ではなくてもっと前やったと思うんですね。なぜかというと、政務活動費の通帳からこれだけの金額が引き出されてるわけですから、１か月に１回点検を議会事務局がしますので、それを説明を求められたときは、私ちゃんと説明しますんで呼んでくださいというのは会派職員さんには言ってました。恐らくこれは12月か年明け１月か分かりませんが、この４月ではなくもっと早い段階で議会事務局、次長か政策調査担当係長か確認はされて、パソコンの話と一緒ですと、今、返金求めてます。パソコンの話のときも聞いてた３月末までにという話もありましたので、なのでそのときに経費の、今、中尾委員がおっしゃったやつとかも私がそこまで把握してなかったのも悪いのかもしれませんが、それを提出するよりか書くようにというような指導もありませんでしたので、そのままになってました。

事務局　このときの日本維新の会からの通帳ですけれども、もう秋以降、当然１か月に１回、任意ですけども、確認したいということでお願いしておりましたけども、出てきませんでした。結局出てきましたのが３月下旬か４月初旬頃に出てきたということで、そのときに我々初めて知ったという、それが状況でございます。

光本議員　それは初めて知りましたので、私が聞いてたのは１か月に１回通帳の点検がありますというのはそれまでも聞いてましたので、今そこがそれだけずれてたというのは初めて知りましたので。

中尾委員　政務活動費支出するときの手順というのははっきり決まってます。読んでないにしても、支出書があるのって当たり前じゃないですか。出す前に作るのが常識じゃないですか。それを仮に光本議員が言うように、12月だったとしてもですよ、何か月たってるんですか。それを常識のように何か考えられるということ自体が考えられないし、かつ、政務活動費の支出の作成の次のページには、領収書なりレシートなりを添付しないといけないんです。会派職員さん、作りたくてももらってなかったら作れなかったんじゃないですか。原因つくったの光本さんじゃないですか。

光本議員　そこはもうキャンセルで返金が来るということだったので、そういう場合にはどういうふうにするのかって、マニュアルでどう書かれてるのかそこまで分かりませんが、戻ってくるお金に対してそれを書く必要がないというふうに職員さんが思われたのか、私

もそこを指示してませんでしたので、もしそれが今後キャンセルになろうが何だろうが、返金待ちであろうが、いっときでも書くというのがルールになるならば、それは今後、適切に守りたいなと思ってます。

中尾委員　じゃ、関連してですけど、先ほど現金で渡すことのリスクが感じられないという発言があったと思うんですね。今回たまたまＫ社さんがお金を返していただいたからよかったです。もらってませんよと、返す意思ないですよって言った場合の証拠って、現金授受だったらないじゃないですか。例えば、振込等でしてたらその辺明確になると思うんですね。私は、ルールというのは、これ、尼崎市がつくったルールなんでしょうけども、過去いろんな取引とかいろんなことをしてきて失敗があった、痛い目に遭った、そういう事象を重ねた上でできたものが条例であり規則やと思ってるんですよ。ですから、光本さん、そもそも読んでませんでしたって普通に言うこと自体がすごくルール軽視じゃないですか。

光本議員　読んでませんでしたって話を、ちょっと今の話をごちゃ混ぜに言わないでほしいですけど、そもそも現金で渡したときには領収書もらってますんで、もらってなかったって相手が言うわけないじゃないですか。領収書もらってますから。

中尾委員　いや、それは結果論です。言ってるかもしれませんですよ。そこまでやっぱりお金は自分のお金じゃないと、税金で頂いているという認識の下で我々は扱わないといけないんじゃないですか。

前迫委員長　日本維新の会から何かある。大丈夫か。今の、先にお金、領収書とか見たのか。見たわけか。

長崎委員　そもそもこの11月２日に光本議員がＫ社さんにお支払いをしたということ自体、11月８日の会派会議では一言もお話なかったです。Ｋ社さんに、だから、領収書もそのとき11月２日にお持ちなんであれば、もうそこに発注しましたよと。

前迫委員長　二重に払ってるいうことを知らなかったのね。

長崎委員　はい。11月８日はまだ印刷会社が決まってないとほかの会派議員は思っておりましたので、ただ、11月２日、光本議員はもうＫ社に発注をしていたという事実その辺が分かりません。

前迫委員長　事実確認なんですけど、そのときに会派の広報紙担当してた西藤議員、どうですか。知ってたんですか。

西藤議員　そのことは知らなかったです。

前迫委員長　知らなかったということで、そういうことでございます。

田中委員外議員　ちょっと確認も含めてなんですけど、実際に今回203万何がしかという分を大手印刷会社の見積書、その関係書類を基に会派職員を使って引き出しを行って、それをＫ社さんにお渡しをしたんだという流れにある。そして、もう一つが、先ほどありましたけども、その授受に関しての割り印を押した控えはあるということで、これは維新さんは確認はしてないわけですか。どうですか。

長崎委員　書いてありますとおり、６月23日にお会いして、その現物はありますよというお話でしたけれども、見せていただくことはできていません。

田中委員外議員　要するに確認させていただけてないということですよね。これ、ぜひ、だから確認させてあげていただきたいなと思うのが１点と、これ、市の職員の方の身分にも関わることなんで、実際に補助機関として市の事務局、補助に当たっていただいてるんですが、この203万超えるお金を年度末までに戻したらいいよなんていうふうな指南ということの在り方、言ってみれば、常勤の職員であれば懲戒処分に当たるようなことですから、それを指南するということがちょっと考えにくいんですけども、この点について、ごめんなさい、事務局からもう一回だけ。こういった指南の在り方というのは本当なのかどうなのか。

事務局　まず、この事象３ではなくて、事象１のＡ社に関してですけども、先ほどもありましたように、これに関しては光本議員から確かに御相談ございまして、キャンセルをしたけれどもお金が返ってきてないんで、いつまでに返してもらえばいいかということで、それに関しましては、この資料に載ってるとおりです。速やかに返してほしいですけれども、もう最悪年度末でも仕方がないということは言いました。ただ、この事象３のＫ社に関しては、特に相談は受けておらないというそういう記憶をしております。光本議員のほうは、事象１のＡ社のことをもってこのＫ社についても年度末まで大丈夫なんだろうというふうに思われたのかなと、これは私のほうが思ったことですけども、そういう印象を受けたということでございます。

田中委員外議員　続けて、当然、203万を超える金額がここに出金されてるよというふうな挙証が果たせるような資料を持って説明を受けたことではないということですよね。どうですかね。

事務局　そういった証拠の書類はないということですので、ですので我々としては証拠物を出してほしいと、説明責任果たしてほしいということで出してほしいとお願いしましたところ、結果的に見積書が出てきたということでございます。

光本議員　ちょっとまず今のお話ですけども、事象１では３月31までで、事象３では言ってないということですけど、結局、キャンセルと返金のいつまでやったらという年度末は金額がどうであれ変わるものではない

と思いますので、私はこの事象３に関しても、前教えてもらった３月31までに戻さないとあかんというふうに思って相手に交渉してたので、この事象３では金額が大きいからちょっと違うというのは私理解できませんので、どちらにしても議会事務局から３月31までに戻さないとということは指示を、指導を受けてました。それを超えたら始末書になりますということまで明確に覚えてますので。

中尾委員のおっしゃってた結果論やと言いますけど、結局、結果的に領収書は取って、証明するものをちゃんと取ってたんですから、何か結果論でどうやとか責められてますけど、私は現金で渡したけど、後からそんなんもらってないと言われないがために、当たり前ですけど普通領収書もらいますので、その領収書を当たり前のようにもらってました。返金とともにそれは返すものですから返しました。今、証明するものを出せというふうに議会事務局から言われたのは、４月のもう返金終わってからです。なので、政務活動費の通帳を僕毎月確認されてるんやと思ってたんですけど、３月のときだったというのを今初めて知りましたけども、私は常にもう会派職員さんには、議会事務局がこれ何ですかと言われたときは僕説明に行きますからということも言ってましたし、それプラス、議長がこの事象１と事象３の発注とキャンセルについて聞かれてるというふうに議会事務局からも言われてたので、なので、私いつでも当時の前迫議長に御説明に上がりますと、だから、言ってくださいと、いつでも呼んでいただいたら説明に行きますからというのも次長には当時から言ってましたので。ただ、その資料を求められたのが、もうキャンセルした後だったので、そのときにはもちろん資料、領収書も含めて返してますから、だから、もう一回再発行といいますか、向こうに掛け合ってみないと分かりませんというのは、キャンセルじゃなくて返金後の４月以降に話をしたという時系列です。

中尾委員　今の光本議員の話を踏まえてですけども、今回、Ｋ社さんがうそをついたとかそういうことを言ってるわけじゃないんです。そういう業者さんにたまたま当たったときどうなりますかって私は言っているんであって、そこまでやっぱり考えた上で行動しないといけないんじゃないでしょうか。

光本議員　考えたうえで領収書をもらっているんです。

前迫委員長　勝手にしゃべらずに手を挙げて。ちゃんと最後まで質問してください。

中尾委員　まず、確認されていない領収書の割り印の控え、それを見せてください。

光本議員　それは私に言うんじゃなくて業者さんに言うことなんで、私に求められてもそれは分かりませんので、それはちょっと言う相手が間違ってると思います。

中尾委員　政務活動費の制度検証、これからこういうことが起きないためにということでこの会は開いてます。当然、当事者である光本さんは協力するようなお気持ちはないんでしょうか。私たちすごくこのために時間費やしてます。それでも光本さんは私に言うことじゃないということを言い切りますか。

光本議員　ちょっとよく分からないことをおっしゃった。要は割り印というか、領収書の片方を持ってるのは私じゃないので、私が持ってたらすぐ出しますよ。でも、それを持ってるのは業者さんなので、もう刑事告発もされて、これも多分捜査の対象なんでしょう。だったら、警察が捜査をすることですから、だからそこでお任せすればいいと思いますし、ここは捜査をするところじゃないと思いますので、要は事実確認で私が知ってる事実を述べてますので、何か私が協力をしてないかのようなそういう印象操作とか言い方は控えていただきたいです。刑事告発を受けてる中でも言える範囲でお話をしてるつもりですので。

前迫委員長　質問するときもそのことでよろしくお願いします。

中尾委員　そうさせていただきます。

田中委員外議員　この特別委員会の目的というのが、今後のこういった業者さんに、中尾委員言われましたけど、当たって、返金がなかなかなされないという中で、何をもって、じゃ、事務局に挙証責任を果たすか。これは、だからこういう形で返ってくるお金なんだよというところでは、やっぱりその時点での添付書類というのは必ず必要なんだろうなと思う観点で言ってるんです。あわせて、Ｋ社さんについては、領収書について、これは説明責任を果たしていただく観点からも、やはり提出をお願いしたいですよね、そこは。これについて、だからＫ社に聞いてくれよというのは非常に無責任な態度やというふうに私感じたので、そこはちょっとお願いしたいなと思うんが１点と、今後の特別委員会としての穴が開いちゃってるような状況のときに、何をもって、じゃ、それを証明するかということは大切なテーマになると思うので。

前迫委員長　いいです。もうこのことは、以前に日本維新の会が会社のほうに協力依頼してます。だけど、会社のほうから、やはり協力が得られなかったというのが、得てますよね、これね。だから、今後も要望は、要求はし続けていきたいと思いますので、それで次の質問に移りたいと思います。

ほかに。

田中委員外議員　それ今初めて聞いたんですけど、Ｋ社さんは何をもって協力の要請をしたにもかかわらず拒むというふうなことがあるんでしょうね。その理由が

知りたいです。

長崎委員　理由といいますか、割り印があるということなので、見せてくださいというお話はしたんですけれども、見せないといけないんですかというお話の返答されたので、私たちは捜査機関ではなくお願いをしてる立場ですので、一応見せてくださいというお願いをして、見せないといけないんですかという返事でした。まだ明確に見せるとも見せないとも言われなかったんですけれども、そこから提示していただくことはなかったという状況です。

前迫委員長　ということです。

都築副委員長　先ほど203万の領収書のもらったん返したって話はいいんですけど、203万円を受け取ったということを相手の会社に出された書類はありますか、ありませんか。光本さんから現金もらっとるわけやから、領収証返すだけなんかと、203万円返してもらったわけや。これ、３月31日ですね。確認。そしたら、普通、僕が業者やったら受け取ったという証明が欲しいと思うんやけど、それはあったんか、なかったのか。

光本議員　ありませんでした。

前迫委員長　なし。203万円を渡して、向こうが。

光本議員　向こうからですよね。

都築副委員長　だから、光本さんところに203万円返ってきたわけよ、業者からね。普通やったら領収書、前もらったやつ返すだけじゃなくて、203万円を受け取りましたと、入金してもらいましたというやつを何か書くと思うんですよ。１円、２円の話ちゃうから。200万の話やからね。そのことは、向こうの業者からは言われませんでしたか。

光本議員　求められてないです。もともと振り込んでもらう、それもそうですけど、振り込んでもらおうとも思ってたんですけど、またその手数料でややこしいということやったので、もう振込やめて現金でもらうと。なので、向こうからそれは求められてないです。

都築副委員長　普通に考えたら、振り込んだら振込証明になるじゃないですか。現金でもらってね、ないというのはどうするんかなと。ちょっと向こうの業者がどんな業者か。えらい申し訳ないけど、Ｋ社に対してはちょっと怖いなという感じ、私はします。現金の扱いがこれほどずさんなんかというのはちょっと思いますね。

前迫委員長　それは感想なんで、質問でいきましょう。

長崎委員　Ｋ社からキャンセルされたという事実を会派職員さんに、私たち会派議員はもちろん聞いてないんですけど、Ｋ社さんと契約されたことも知らなかったので。会派職員さんにいつお伝えになりましたか。

光本議員　Ｋ社の依頼をキャンセルしたということですね。僕がキャンセルをしたのはいつ言ったかということですよね。恐らくこのまとめてくださってる時系列で、すごい安いところが見つかったという、それがお電話やったかどうかもちょっと記憶にないんですけど、ここでは会派職員さんが私に電話をしたということなんで恐らく電話でめちゃくちゃ安いところが決まったというのを聞いたんでしょう。それで分かりましたと、ちょっと向こうに言ってみますというので交渉したりとかしたので。でも、それもそんな何日もたってたわけじゃないんで、恐らく11月10日にこれ、私が安いところが見つかったって聞いたということですので、その次の日にか振り込んでるんですかね、印刷。なので、もう本当にその僅か数時間の間に交渉して駄目やって、もうキャンセルになったんでその安いところで進めてくださいと私が言ったんやと思います。なので、この11月10日から11日までの間に会派職員さんには安いところで進めてくださいというふうに指示をしたんだと思います。

長崎委員　そのときＫ社という存在についてはお話しになったんでしょうか。

光本議員　先ほどから会派職員さんがＫ社だと思ってなかった、営業さんだと思ってたというその認識の違いがちょっとよく分からないですし、そうやって認識されてたんだなと、私は私でＫ社と思いながらしゃべってた、そこのずれがあったのかなとは思うものの、どちらにしてもＫ社というよりは、お願いしてたところをキャンセルできたのでもう安いところで進めてくださいというような指示を出したことで11月11日に振り込んで進められてると思いますんで、恐らくそういう言い方をしたんだと思います。

長崎委員　そうしますと、会派職員さんにはＫ社という存在は伝わってなかったということだと思うんですけども、そうしますと、ポスティング代ですね、ポスティングの請求書が届いた11月17日なんですけど、これ、ポスティングの請求書届いたので会派職員さんが光本前幹事長に報告するとともに振込を依頼。もうお金既に渡してますので、振り込んでくださいよという依頼を会派職員さんが光本前幹事長にされたんですけども、ネットバンキングの振込証明書というのが発行できるので、それをお持ちいただくようにも依頼してますけれども、この点については何度も何回か依頼してますけれども、お持ちいただいてないです。

光本議員　ここは、Ｋ社にそれまでに返金されるだろうと、まさか年度末までになるともこの当時は思ってなかったので、その返金のお金でポスティング代、ネットバンキングで振り込みますよと。振り込んだ後の証明書を職員さんに渡しますねってお話をしてたと思います。記憶ではそうです。なので、私としてはこれぐらいにはもう返金されてると思ってましたし、返金を

催促ずっとしてましたので、ただ、それが返金がされなかったことから、ポスティング代に関しては一時的に会派から支払ってくださいというふうにお願いをしたということです。

長崎委員　では、その会派職員さんが何度も光本前幹事長にポスティング代の返還を求めてて、12月20日に何度もといいますか、12月20日に請求書発行から１か月が経過していたため、急いでいただきたいというふうにお願いもしてるんですけれども、そこについて、光本前幹事長は、K社とのそういった契約トラブルといいますか、お金を払ってるけれどもキャンセルしたという事情なんかを会派職員さんには伝えていないんでしょうか。

光本議員　何度もというか、会派職員さんの感じからすると、催促するという言葉よりは、このお支払いどうしましょうというような多分お話やったと思います。そういう催促をがんがん私にしてくるような方ではないのは皆さんも、会派のメンバーの方やったら分かってると思いますので、催促されたという認識じゃなくて、どうしましょうというようなちょっと相談ベースやったので、一時的にちょっと払っといてもらえますか。記憶にあるのは、何度もそれまでもその後もですけど、会派の政務活動費の残高大丈夫ですか、この後数か月まだ年度末までありますけど足らなくならないですか、大丈夫ですかと。足らなくなるんやったら、ちょっと一時的に個人的にでも穴埋めするんで、そのときはすぐ言ってくださいねというような会話をした覚えもありますので、そういった会話もしてました。

キャンセルになった、返金されてないのを会派職員さんは知ってましたかって御質問ですけど、キャンセルしたの知ってます。なので、キャンセルしたからこそ新しい安いところに発注できたわけですから。返金されてたらすぐ会派職員さんにそれお渡しするので、なのでそれがされてないということは、返金がまだされてないんだなというふうに職員さんは思ってたとは思います。ちょっとそこは御本人さんに聞かないと分かりませんが、普通に考えて返金されてないということはまだなんだというふうに思うと思います。

○事象４　会派内個人使用分の政務活動費の出金について

日本維新の会から、事象４について説明があり、協議の後、前迫委員長から、本件については、本日はこの程度とし、引き続き検討していくこととするとの発言があった。

（発言の内容）

長崎委員　事象４、会派内個人使用分の政務活動費の出金について。

事象４の経緯。

令和４年４月20日。

会派職員が光本前幹事長から25万円掛ける10名分、計250万円の出金の指示を受け、出金を行った。光本前幹事長より個人マネー10名分を別で管理することになった。また、追って詳細説明しますといった説明があり、会派職員は会派会議等で決まったことだと認知していた。

令和４年４月某日。

議会事務局職員が、令和３年度の締めの作業において、会派の通帳を確認した際に、４月20日、250万円が引き出されていたことを発見した。その後、議会事務局職員が会派職員に250万円が引き出された理由を確認するも、会派職員は光本前幹事長に確認すると返答した。

令和４年４月某日。

25万円掛ける10名分の出金について、議会事務局へ説明を行うために、会派職員が光本前幹事長へ再確認したところ、詳細はゴールデンウイーク明けに光本前幹事長から議会事務局へ直接説明するとの回答を受けた。そこで会派職員は、議会事務局へ令和３年度の支出報告書を提出する際に、光本前幹事長から聞いた前述の内容を報告した。

令和４年５月某日。

議会事務局職員が光本前幹事長に呼び出され、250万円を移動させた理由、経緯について説明を受けた。その際、議会事務局職員は、移動させた250万円が別の口座に入った事実及びお金が動いていないことを確認するため、通帳の写しを出すよう要請した。光本前幹事長から、紙の通帳でなくウェブ通帳である旨の説明があったため、議会事務局職員はプリントアウトしたものを提出するよう要請した。その後、光本前幹事長がウェブ通帳の画面のプリントアウトしたものを議会事務局に提出した。

令和４年６月２日。

議会事務局より会計責任者に報告があり、会派議員全員が知った。

令和４年６月３日。

会派議員が通帳の開示を求めると、４月20日に銀行口座に25万円掛ける10名分の入金があり、その後、出金されていないと示した用紙を提示された。

令和４年６月６日。

６月３日に光本前幹事長に口座開示を求めた会派議員とは別の会派議員が通帳の開示を再度求めると、４月20日に銀行口座に25万円掛ける10名分の入金があり、その後、出金されていないと示した用紙を提示された。その際、現金の返金を光本議員に要請するも、銀行の限度額の都合ですぐに出金できない旨を伝えられた。会派職員が安浪前団長の判断で、安浪前団長から手渡

された現金250万円を口座へ入金した。光本前幹事長から安浪前団長へ現金にて返金があった。

令和４年６月７日。

緊急会議にて、光本前幹事長に聞き取りを行った。

令和４年６月14日。

会派代表者会議にて、250万円が入金された光本前幹事長のウェブ口座の開示を求めるも、通信の都合等を理由に開示できず、その後、会派議員と議会事務局にて通帳開示を求めるも、弁護士を通してくれとの返答にて開示を拒否されました。

４月の某日と書いてあります米印に関しましては、議会事務局職員の記憶では４月中か５月中か定かでないということになります。

別府副委員長　それでは、議会事務局より、事象ごとの質問事項についてお答えいたします。

事象４、会派内個人使用分の政務活動費の出金について。

会派職員に対して質問①光本議員からどう言われて250万円を出金したのか。支出額の根拠となるものは何があったのか。口頭だけで出金したのか。

回答、個人マネーを別で管理することになったということ。金額は25万円掛ける10名分ということ。また追って詳細を説明くださるということを口頭でお聞きし、出金いたしました。

質問②光本議員の出金理由に納得して250万円を出金したのか。

回答、会派で決定したことだと思い、納得して出金いたしました。管理方法は気になりましたが、光本前幹事長から追って詳細を御説明いただけるとのことでしたため、御説明をお待ちしようと思いました。

質問③会派のほかの議員に報告しなかったのか。報告しなかったとすれば、なぜ報告しなかったのか。

回答、会派で決められたことかと思い、議会事務局政策調査担当課へのみ報告をいたしました。

質問④250万円の返金は誰から受け取って口座へ戻したのか。返金時にどのような説明があったのか。

回答、当時団長であった安浪議員より封筒に入った現金を受け取り、口座へ入金いたしました。封筒の中身が250万円であることは御説明いただいたかと思います。今すぐに口座へ入金するようにとの御指示でした。

田中委員外議員　この事象４に関して、去年の会派代表者会において、私のほうからも当該の口座について見せてほしいということで、皆さんで確認をさせていただこうと思ったんですけど、それがかなわず、返ってきたのは抗議文というわけの分からん状況でしたけども、実際に今日、当時の会派代表者会議の中で、逃げたままの説明責任を果たしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうかね、光本さん。

光本議員　あの当時、６月14日以降に刑事告発をされておりますので、ここに関しては告発されてる関係で事実の有無に関しての回答は控えさせていただきます。

田中委員外議員　頂いた抗議文の中に防御権というのもあるんですが、あれは、だから逮捕された後の話でありまして、ここで説明求めたいのは、政治倫理条例にも本市にも規定されてます、公金を使用した金品、官費についての説明責任を果たさなければならないと書かれています。この条例に従って、この場において説明責任を果たしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか、光本さん。

光本議員　今後の捜査の進み方によっては逮捕される可能性もありますので、再度申しますが、事実の有無に関しては回答を控えさせていただきます。

田中委員外議員　繰り返しなんですけども、逮捕されてからであれば警察の捜査応じてくださったらいいんですが、ここではまだ逮捕されてませんよね。実際に、その防御権行使する前に、本市には、繰り返しですが、政治倫理条例というものがあって、きつい、かなりですね、遵守しなければならないというふうに書かれてます。この条例に従って、まだ議会人であるのならば、バッジをつけてるのならば、この条例に従って説明責任を果たしていただきたいと考えます。

前迫委員長　御協力いただけないでしょうか。

光本議員　刑事告発をされてますので、回答差し控えさせていただきます。

前迫委員長　政治倫理条例にも……

田中委員外議員　反しているということですね。

前迫委員長　いうことでございます。

眞田委員　今の田中委員外議員の関連の質問ですけど、あのときの会派代表者会議でパソコンがバグったいうことでそれ以上見れなかったわけで、その後に紙を見せるいうことで、あのとき光本さん私と約束しましたよね、見せますいうて。その約束いうのは、どのように考えてますか。

光本議員　約束をしたんだと思いますが、その後いろいろ状況も変わってますし、代理人もつけてですね……

眞田委員　関係ないでしょう。約束ですよ。

光本議員　そのアドバイスをいただいてますので、これ以上控えさせていただきます。

眞田委員　約束を守りなさいよ。光本さん、人間として約束守りなさいよ。

光本議員　もう刑事告発を受けてますので、その捜査の中で、警察の捜査に従ってお話をしていきたいと思います。

田中委員外議員　繰り返しなんですけど、じゃ、まずその防御権を主張するんであれば、バッジ外していただ

きたいですね。それであれば正当に主張いただけるかと思うんですが、いかがですかね。

前迫委員長　田中委員外議員、そこまでですね。本人のあれでございますから。

中尾委員　マニュアル関係読まれてないということは、正直びっくりしました。もう一つお聞きしたいのは、政治倫理条例読んでますか。第１条の目的から始まって、私たちの責務というの書かれてますけど、それは読んでますか。

光本議員　マニュアルを読んでないとは一言も言ってません。全てをきちんと空で言えるかといったらそうじゃないので、その都度その都度議会事務局にも確認をしながらやってるところでありますので、政治倫理条例も読んでます。じゃ、それに従ってないという、それに反してでもという印象を今つけたいのかもしれませんが、刑事告発をされてますし、してますから、だから、その捜査にしっかりと従いますと。その中でしっかりと説明をしていきますということをここでお誓い申し上げてる次第であります。

中尾委員　捜査には当然従わないといけないと思いますし、ただ、今お聞きしたいのは、たくさんの市民がこの動向というのを注目してます。バッジもつけて議員という立場を維持してます。私たちは、６月の末に議員辞職勧告も出しました。それにも従う義務はないですけども、私たちの思いというのも踏みにじられた状態で現在あります。市民の皆さんは、私たちには信託、要は信じて託してるんですね。市民のリーダーとしてそういうことをしてくれるだろうということで。それについてはどう思いますか。これ答えて捜査に何か影響ありますか。私は、ぜひ答えていただきたいと思います。

光本議員　市民の多くがというその多くを中尾委員の何をもっておっしゃってるかよく分かりませんが、私も今、信託を受けてこの場にバッジをつけていさせていただいてますし、警察の捜査以上の捜査を私はないと思ってますので、なので、そこでしっかりと説明責任を果たし、調べていただいて、それの結果を世に公表される、公になる。これ以上のものはないと思ってますので、それにちゃんと真摯に対応をしていきたいということをお伝えしてるまでです。

中尾委員　私たちは、法令・法律だけで縛られて生きてるんじゃないと思うんですよ。常識とか良識というんですか、私たちに求められてるものは。明文化されていない様々な社会規範とかそういうもので生きてるんじゃないですか。法律で全てのことを書くのは無理です。ですから、私は、警察は確かに法律で人を裁いたりすると思います。あと、人数が多い少ないというの問題ですか。尼崎市民がそういうことを思ってたら答えるというのが私たちの立場じゃないですか。それについてどう思ってますか。

光本議員　現に今、刑事被告人という立場でありますので防御の権利は行使できますし、させてもらうということを再三申し上げております。捜査の中で、法律だけじゃないものとおっしゃってますけど、それでも法律に基づいてやっていくべきだと思いますので、告発された以上は捜査が始まればしっかりとそこで説明責任を果たす。それの結果を市民は知ることになりますから、そこでしっかりと説明できるものだと思ってます。

田中委員外議員　刑事責任と説明責任って一緒ですか。

光本議員　基本的には違うと思いますけど、市民に伝わる順番は違うのかもしれませんが、どちらにしても最終的にはしっかりと説明をなされるものだと思います。捜査の結果が出たら、それはきちんと説明してることになると思いますので、それ以上に必要であれば、またそのときに必要な対応を取っていきたいと思ってます。

田中委員外議員　違うのかもしれませんがみたいな予防線張っておられてるんですが、違うんですよね。実際に疑わしきものは罰せずということで何か喜んで議会でも発言されてましたけども、実際に我々が今話し合ってることは刑事責任についての追及でも何でもないことで、実際に中尾委員からもありましたように、一般の方と違って我々、だから、有罪であることが確定してなくてもその疑いがあるという時点で説明責任を果たすという、主権者に対してあるんですよね。それについてしっかりと説明をいただきたいし、先ほど政治倫理条例の中で印象づけを行ったみたいなことを言ってるんですが、実際に思われてるんであれば、ここにわざわざ出てきてくださって反すると、反しますと堂々とのたまわっていただいたことは確認しておきたいなと思います。

都築副委員長　今回の聴取に当たって、意見の聴取ということでさせていただいたんですけど、この意見聴取の中で、私たちはこの検証委員会の役目として、やっぱり事実確認をしっかり行って、その対策を行うと。そうすることによって、今後の市民への信頼を得るというのは大きな役目になるんですけれども、それは同じ認識でいいんですか。

光本議員　再発防止策を考える、そこは必要なことだと思いますし、同じ認識です。なので、そういう意味では事実確認という中で、細かな事実確認よりも、例えば事象１であれば、他の業者に依頼したのをキャンセルした、キャンセルのお金が返ってきたのが年度末だったというその事実は変わりはありませんし、そこを私は否定してませんので、それを再発するためにどう

しようか、こういう手を考えようというマニュアルの改定でいいのかなと思いますし、事象４もそうです、３もそうです。なので、私が否定してない。あったことありましたって正直にお答えしてますので、そこから再発防止策というのは練れるものじゃないのかなというふうに思ってます。

どちらにしても、これだけじゃなくてですけどね、政務活動費の例えば購入したもののチェックであるとか、それが廃棄されたのか、黙ってどこかで中古として売られてるのか、今、全くそういうところもざるになってるところもありますので、なので、そういったところも含めてマニュアルを見直す必要はあると思ってますし、再発防止を考える必要あると思ってます。なので同じ意見です。

都築副委員長　会派代表者会の最後に私のほうから言うて、光本議員もうなずいたと私は思ってるんですけども、自らのやっぱり潔白の証明のために自ら積極的に証拠を提出してほしいって言ったらうんと言ったように思ったんですよ。それは同じですかね。

光本議員　はい。同じですので、６月16日、会派代表者会の行われた翌々日に、代理人の小西弁護士と共に兵庫県警本部の捜査２課に自ら行きました。調べてくださいと、銀行の通帳の番号もお伝えをして、調べてくださいというふうに行きました。なので、政治倫理条例で議員であればという御指摘ありましたけども、私としては、６月16日に行ったことで自らもそういう証明を、そして、明白にしていきたいという思いで行ったので、そこが私の中での一つの考えであり行動を取った次第です。

都築副委員長　例えば通帳を持っていったって話なんですけど、そしたらこの場でちゃんと出していただければ、別に何も問題が。何で警察に先せないかん。ここに、私たちは議員自らがちゃんと事実確認をして、大丈夫ですよということを明らかにする役目もあると思うんです。それは市民のやっぱり信頼を得るためには、私たちは別にうそを言うて重ねて何かやるつもりはない。人を陥れるというふうに思っとるわけじゃない。ある意味、事実確認をちゃんとして、議会としての自浄能力を発揮すると。これが、市民に対する議会の私、大きな役目やと思うんですよ。というふうには思わない。警察のほうがやっぱり優先ですか。

光本議員　議会の自浄能力というか、おっしゃるとおりやと思います。それを示すところだと思いますし、示すべきだと思いますが、私が代理人の小西弁護士に相談して６月16日に行ったのは、14日の会派代表者会の流れといいますか、それを感じたのは、決めつけとか、あと、それぞれの皆さんのこうだろうとかこうあるべきだという、それで質問なり、いやいや、そうじゃないでしょうというそういう進め方もあったので、これではなかなか伝わらないなというのと、後は、会派室を見に行ったときに、ある議員さんから、いやいや、もうＷｉ－Ｆｉルーター家で使ってるってと、ユーチューバーやねんから使ってるよみたいな発言があったり、私としてはこういう感じでいろいろと事実認定といいますか、いろいろ決められていくのはちょっと恐ろしいなというところもありましたので、なので自ら６月16日に捜査２課に行ったというところです。

その後も、流れとしては、議会としての自浄能力、あと、そういうところで百条委員会が立ち上げられるのかなと思ってましたので、その百条委員会の場でもしっかりと説明をしていけばいいというふうに思ってましたが、そうではない方向で刑事告発になりましたので、刑事告発を受けた以上は、何度も御回答してるように、回答を差し控えるところは差し控えさせていただいてという次第です。

都築副委員長　今の発言で、百条委員会を放棄してるわけじゃないんですけど、百条委員会もし立ち上げたら、全て答えるということですか。

光本議員　刑事事件に影響あるところは、そら、百条委員会でも答えられませんので。ですけど、政務活動費のこの委員会よりは百条委員会のほうがいろんな縛りは強いと思いますので、そちらが立ち上がると思ってましたので、そこで御説明しようとも思ってましたし、どちらにしてもそういう考えでいきました。

都築副委員長　ちょっと総括的に今までの質問でもちょっとダブったところあるんです。改めてちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

今回、事象１から４について議論しました。その中で、会派内で情報を共有せずに光本議員の一存で行っていたのかということですね。これは光本さん。それから、これらの事象以外でも日本維新の会では恒常的に光本議員の一存で政務活動費の執行を行っていたのかというのをそれぞれちょっと答えていただきたいと思います。

別府副委員長　恒常的にってのはちょっと語弊があるんですけど、こういう大きなお金、現金払いのやつは、私どもは知らないことが多かったです。

前迫委員長　大きいお金は幹事長の一存ということですか。光本議員、いいですか。

光本議員　おっしゃるとおり、恒常的にというのが何回を指すのかよく分からないですし、大きいお金、小さいお金関係なく、それがたまたま現金払いだったというだけで……

前迫委員長　一存で行ったということあったんでというのは。

光本議員　一存で行ったこと……

前迫委員長　今回の事象の３なんかの場合なんです。

光本議員　今回の事象の３も、それは会派の代表として期限が迫ってる中で急がないといけないという、あと……

前迫委員長　いうことですね。

光本議員　パソコンに関しては一任されてましたし、そういった感じで勝手に、いろんな感じでそれを何回も恒常的にやってたということは……

前迫委員長　ではないんですね。

光本議員　私はないと思ってます。

前迫委員長　分かりました。

都築副委員長　政務活動費の執行に関しては、条例・規則で会派の代表者を支出決定者として別途経理責任者を置き、チェック機能を持たせているところであるが、制度について理解をしていたのか。これも両方にお聞きしたいと思います。

別府副委員長　我々２期目とか３期目の議員は理解してたかと思います。１期目の議員は理解してなかったように受け止めてます。

前迫委員長　いいですか。

西田議員　今の別府副委員長のお答えですけども、ちょっと事実違うかなと思います。今までも再三この委員会で私も申し上げてましたし、辻議員もおっしゃってたとおりですけれども、これは私の主観ですけれども、はっきり申し上げて会派がざるだったと、私はそういう認識でおります。

前迫委員長　いいですか、光本議員。

辻議員　会派がざるだったというのはちょっと取り消させていただきたいと思っております。政務活動費に対しても真摯に向き合っていたと会派として思っております。

前迫委員長　支払い決定者と経理責任者は、今立てられてますよね。

辻議員　はい。立ててます。

光本議員　まず、今、西田議員の発言をもう会派も離れてるので、辻議員がそれを取り消すのは無理やと思いますんで、西田議員がおっしゃってたざるやった部分もそらあるんでしょう。それは2013年の長崎議員が幹事長された頃から、その翌年久保議員ですかね、私３年目、2013年の頃から今のようなというか、去年の６月までのやり方を踏襲ずっとしてましたので、そういう点では、その後どう支出したとか出金した、振り込んだという確認を経理責任者がしてたかどうかは、多分してなかったんだと思います。恐らく年度末終わった政務活動費の最後のまとめのところの印鑑に何か押すのかというそれぐらいの役割しか果たしてなかったんだと思います。なので、幹事長として支出する、出金する、支払うというのも普通にやってた。それは私が幹事長だったときじゃなく、それ以外のときも歴代もそのようになってたと思います。

前迫委員長　政務活動費の制度検証等特別委員会というのを今回立ち上げました。これは、30年間尼崎は過去のことを振り返って厳しく議会改革に取り組んできましたけれども、昨年このような事象が起こったわけです。どうしたらこういったことが起きないようにすることを、今、事実確認を基にしながら厳しく検証していっておりますので、様々に厳しい事実確認のことがございましたけれども、そこは刑事告発をしてるところですから踏み込めて答えられないところがあった。しかし、私たちは市民に選ばれた議員としてバッジをつけた以上、説明責任をしっかりと果たして、二度とこのようなことが起こらないように、これからも厳しく検証をしていきたいと思いますので、今日はありますけど、まだ言うか。

都築副委員長　あと２点ぐらいちょっと。

前迫委員長　あるか。言って。

都築副委員長　いいですか。

前迫委員長　確認。もうほんでちょっと時間来てるから、早々にして。まとめて言うてください。

都築副委員長　はい。光本議員にお尋ねします。

支出決定者でありますけれども、現金を取り扱う経理責任者がない中で、直接会派職員に出金命令をしてるのはなぜでしょうか。これらの事象以外でも恒常的に光本議員は直接会派職員に出金を命じていたのかということと、出金に際しては口頭メモで行っていたということについてどう思うか、お聞かせください。

光本議員　まず、恒常的というところはちょっと否定させてください。何をもって恒常的なのか、何回をもって恒常的なのか分からないので、恒常的ではありません。

あと、会派職員への出金に関しては、それが出金だろうが振込だろうか、それは私だけじゃなくて、これまでの幹事長もそうでしたし、例えば私が幹事長でも、例えばＡというものを買うというのを任された議員が、それを会派職員に言って振り込んでもらうということはやってたことですので、ですので私がやってたと、私だけがやってたとか私のやり方がというのはちょっと違います。

あと、メモに関しては、それは恐らく先ほどのＫ社のことを言ってるんだと思いますけども、それに関しても、先ほどお話ししたように、もう期日が迫ってる、急がないといけない。どちらにしても、その請求書、見積書の話はやった上で、金額がまず先確定したからそれをお伝えした。物は、請求書なりは現金のときにもらったということなので、伝え方がメモなのか何なのかという違いなだけであって、毎回毎回メモでやっ

てたというわけでもありませんので。

前迫委員長　いいですね。

ほかに皆様のほうから、今日こうしてお越しいただいて御協力をいただいてるわけですから、ありますか。眞田委員いいですか。いいですか。

先ほども言いましたように、30年間厳しくやってきたことがこのようなことがございます。光本議員も今日御協力いただいて大変ありがたいんですけど、やっぱり僕だけじゃないとか、そういうあれはまた違うと思うんで、やっぱりそういうこの場にいてる者同士しっかりとしていきたいな思います。

何、田中さん今さっき言えへんかったん。

田中委員外議員　今後も引き続き出席の御協力を求めたい部分というのは出てくると思うんですけど、その部分についてお願いをしておいていただきたいなと。

眞田委員　いや、ちょっと待ってちょっと待って。今後も引き続き言うて、我々全員もう辞職勧告出して彼を議員と認めてない中で、今後議員としてというんじゃなくて、議員でなかったとしてもというのを田中さんちょっと一言付け加えてもらえませんか。

田中委員外議員　議員でなかったとしても出席を、この委員会として、市議会として求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

前迫委員長　これからも要請はしていきます。

長崎委員　先ほど光本議員が、事象１については、こういう業者はキャンセルされてどうのとおっしゃいましたけれども、私たちが聞き取ってる事実は、Ａ社という業者が光本前幹事長に依頼をされて口裏を合わせるようにと言われたその事象においてこういうことが起こっておりますので、その点について、やはりそういうことを言われ、そういうことを告白しないといけないＡ社さんの気持ち、関わってらっしゃる業者さんの気持ちや会派職員さんの気持ち、聞き取りをする中で、たくさん本当に公人である議員がなさるべきことなのかなという感じは受けております。ですので、検証するに当たりまして、光本議員がおっしゃる内容と私たち会派が調べました事実におきまして、両方本当に検証をこれからも続けさせていただきたいと思いますので、また発言をしていただける場にお越しいただけたらと思っております。

令和５年度　第２回尼崎市議会議員政治倫理審査会　議事録

開催日時	令和５年６月７日（水）午後２時００分から
開催場所	第１委員会室
出席者	丸山会長、駒林副会長、梅村委員、丹羽委員、山口委員 議会事務局長、議会事務局次長、総務課長、総務課係長、政策調査担当係長 光本議員、 辻議員、松岡議員、別府議員、長崎議員、 西田議員

１　審査事項

会長から、本日は光本議員、西田議員及び日本維新の会所属の議員の皆様に出席をいただいている。また、本日の審査会について、ABC テレビ等から写真撮影等の許可願が提出されており、会長においてこれを許可しているのでご了承を願いたい。また、市政記者から、写真撮影等の申出があるので、承知おき願いたいとの発言があった。

⑴　政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について

会長から、まず、政治倫理基準違反の行為の存否に関連して各事象についての質疑を行うが、その前に、当時の日本維新の会の経理処理や、政務活動費の収支報告書の提出までの流れ等、前提となる事実関係について、確認を行いたいと思う。ついては、私から確認させていただきたいと思うとの発言があり、次のとおり質疑応答があった。

会長　それでは、まず当時の日本維新の会さんですね、会派の体制のことを非常に形式的な事柄でございますがお伺いしたいと考えるところです。今回、問題とされている各事象が令和３年から４年にかけてのことでございますが、令和３年６月に選挙がございまして、新しく議員の皆様が確定したと承知しております。その令和３年６月以降、日本維新の会さんで会派の所属議員が何名いらっしゃるか、それから、会派の事務職員の方、これが何名いらっしゃったか。もちろん職員の方の出入りがあるでしょうから、人数の増減があるかもしれませんが、大体何名ぐらいとか、何名から何名ぐらいといったお答えでも結構でございますが、まずはその所属する議員の方の人数、それと職員の方の人数、それをお伺いしたいのと、あと事務室。事務室はこの議会棟の中にお持ちだという場合には、お聞きしておりますけれども、それ以外に事務室はなかったのか、要するに１ヶ所だけで、そういった会派活動を行っていたかどうかということを確認させていただきたい、それから、まとめてすいません、質問を上げておきますが、会派のような団体ですと、よく見られるのは規約ですね。団体規約を作られるのが通常であろうかと、会社の定款のような、そこまで詳しくなくても、規約があったのかなかったのか、そして団体となるとやはりトップの方を決める。団体によって１名なのか数名なのかいろいろあろうかと思いますけど。そういった代表の方、あるいはいろんな役職の方を決めるというのもよく見られることだと思いますけれども、団体の会派の中で、役職を決めるルールをお持ちだったのかどうだったのか、そういったことを教えていただけませんでしょうか。質問多くて申し訳ないです。日本維新の会の方、お願いいたします。

辻議員　６月の選挙の後、会派の人数が７人から 10 人になりました。事務室は議会棟の１階の１番奥となります。角です。規約は、会派規約というのがございます。それとあとすいません、事務職員は１名です。

会長　事務室というのは、その一か所のみでございますか。

辻議員　はい、会派室は一か所でございます。

会長　規約がある場合、その規約上では、会派の役職の方、どんな役職があるか存じませんが、どんな役職があったのか、役職の決め方についてはどういったルールであったのか、教えていただけませんか。

辻議員　団長、幹事長、副幹事長、政務調査会長、総務会長と会計責任者です。各副会長があ

りまして、副幹事長がありまして、副政務調査会長、副総務会長で、会計は１人です。
会長　ありがとうございます。そういった役職の方を決めるのは、どういう形で決めるルールだったんでしょうか。
辻議員　会派会議でみんなで決めていました。
会長　ごめんなさい。細かいことで恐縮ですが、所属議員の方がその会派会議を構成されていて、その所属議員の方が話し合って、あるいは多数決で決めると。こんな姿をイメージしたらよろしいでしょうか。
辻議員　はい、結構です。
会長　ありがとうございます。そしたら続きまして、今日お手元に、配布資料を用意いたしまして、問題になっている政務活動費の対象経費支出書というものです。これは尼崎市議会事務局のホームページに公開されておりまして、その中からピックアップを、ホームページにアップロードされている分量が膨大でございまして、令和元年から令和３年度までかなり多い資料がアップロードされておりまして、その中から抜き出して今日お配りしました。４枚ものですね、両面コピーですので、支出自体は７枚ですね。見ていただこうと思って用意しました。まず事務局に、この書類の位置づけについて確認をさせていただきたいんですが、どういった性質の位置づけの書類で、ネットに公開されるっていうのは、どういった経緯、あるいは手順で公開されるのか。簡単で結構ですので教えていただけませんでしょうか。
事務局　この経費支出書につきましては、半年ごとに各会派の方から事務局に、議長の方に提出をいただいているものでございます。これにつきましては、当然ながら、その支出が適正だったかどうかっていうことを確認するということのために議長及び事務局の方に提出をいただいております。いつからこういう形で提出を受けているかっていうのは今、存じ上げておりませんけれども…。失礼しました、平成28年度分から、こういう形で支出書の提出をいただくようにしております。その目的としましては、やはり公平性、透明性の確保ということのために各会派から提出をいただいているものでございます。
会長　ありがとうございます。今回、日本維新の会さんのものだけピックアップしてしまったんですが、もう全ての会派から提出されているものがネット上で公開されてるものなんですね。
事務局　はい、その通りでございます。
会長　今、半期ごとに提出するっていう話なんですが、提出のタイミングは何月末になるんでしょうか。
事務局　上半期分が10月末まで、それから下半期分、10月から翌３月までの分を４月末までという形になっております。
会長　わかりました。ありがとうございます。そういった書類があるということを前提に、また再び、日本維新の会さんにお伺いしたいんですけれども。令和元年から、令和３年度まで全体を拝見しますと、ここに挙げているものは６月発行のもの、７月発行のものを作らせてもらったんですが、拝見すると６月発行のものと７月発行のものの間で代表者が、あるいは経理責任者の方の名義が変わっておりますので、これは日本維新の会さんの内部では毎年６月に役職の変更をされていたのかなと思いまして。それでこういった抽出をさせてもらいました。役職者の変更というのは６月のタイミングなんでしょうか。
辻議員　はい、７月に変わりまして、翌年の６月までの任期でございます。
会長　ありがとうございます。それでは７月から翌年６月までの任期という決め方なんですね。令和３年度のものを拝見すると、令和３年度６月発行のものですと、代表者名が、光本議員、経理責任者名が楠村議員。そして７月発行のものは代表者が光本議員、経理責任者が西田議員。令和４年３月、これは３年度の末ということですけれども、代表者名が光本議員、経理責任者名が西田議員となっております。伝え聞いているところではですね、西田議員が、異論があるということで、今日西田議員いらっしゃってるんですかね。ありがとうございます。令和３年７月から経理責任者として西田議員の名前が上がっておりますが、どういった異論をお持ちなのかお話しいただけますでしょうか。
西田議員　私は日本維新の会の経理責任者をお引き受けしたことはございません。勝手に名前を使用されたという立場でございます。当然、何らかの書類に経理責任者として署名あるいは押印をしたことは一度たりともございません。この役職について、適法な選任手続きはな

く、私が承諾したこともございません。私は経理責任者ではありません。
会長　光本議員にお尋ねしたいんですが、この令和３年、令和２年からなんですかね。令和２年の７月。それから令和３年６月、令和３年７月と、光本議員が日本維新の会、その前の会派名は維新の会でいらっしゃいますが、代表者として、こう記載されております。光本議員が代表でいらっしゃったということはこれは間違いはございませんでしょうか。
光本議員　はい。間違いありません。
会長　今の西田議員は承諾したことはないという、そういう言い分をお持ちだということでしたけれども、光本議員はこれはあれですか、会派の内部の所属議員の方の会派会議で、代表になった、自分を承諾したと、そういうご認識でいらっしゃるんですか。
光本議員　はい。先ほど辻議員が述べられてますように、会派会議で各役職を決めたという記憶はあります。ただ西田議員は１年目ということで、もしかするとですけど、説明が不足してたのがあったとするならば、維新の会には、経理責任者という呼び方の役職といいますか、担いもございまして、これはいわゆる、維新の会がやってる身を切る改革という、３か月ごとに議員報酬から約２割を貯めて、寄付をする。それの会計責任者と言われるような担いも実は会派の中で仕事としてございまして、西田議員はおそらく会計責任者は任されたという認識だと思います。なのでその務めはしっかりとしてくださってましたし、ただそこでひょっとすると、言葉足らず、説明不足だったのかもしれませんが、過去これまでもですね、会計責任者イコール経理責任者、という認識で会派を、運営しておりましたので、そこの説明が、おそらくその当選直後に役職いろいろ決めてるバタバタの中で、西田議員にしっかりと説明ができてなかったのかもしれません。ただ、西田議員は会計責任者と言われる維新の会のそういう身を切る改革の別口座でみんなでお金を貯めて寄付をしてたので、そこの管理をしっかりとやってくれておりました。なんで、裏を返すと、この経理責任者という部分が機能していなかったために、おそらく西田議員は会派を離れるまで、この政務活動費のところに書かれてる経理責任者という担いをやったことがないので、そんな役職も受けたことがないという認識をされてるのだと思います。
会長　ありがとうございます。後ほどもまた出てきますけれども、経理責任者というのはこの政務活動費の会計処理の中で出てくる言葉でございまして、光本議員が今ご説明いただいたのは、維新の会さんの、日本維新の会さんの中で、会計責任者というのは確かに設けていらっしゃると。それと観念上、違うものなんだけれども、政務活動費の、経理責任者というものはそれは事実上イコールだったんだけれども、そこのとこの、説明、あるいは西田議員の方のご認識が不十分だったんじゃないか、こんなことなんですかね。すいません、会派の方にも意見を確認させてもらいたいんですが、西田議員から先ほどのような異論の、ご説明がございました。会派としては、この西田議員がその役職についたのかどうか、選出されるかどうか、されたかどうかについては、会派としてはどういう意見、言い分をお持ちなんでしょうか。
松岡議員　西田議員が認識しとったかどうかいうとこまではわかりませんが、会派規約の第10条に会計責任者という項目がありまして。本議員団の役員として会計責任者を置く。会計責任者は政務活動費を管理し、本議員団の議会活動に必要な支出を行うという項目がありまして、私たち10人全員判こを押して、規約は承認したいうことになっております、ということを補足させていただきます。
会長　ごめんなさい、聞こえなかったんですが、規約が承認されたのがいつでございますか。
松岡議員　本規約は書面上令和３年６月28日より加筆訂正し執行するというふうになっております。
会長　なるほど。
松岡議員　はい。そこに全員が、その時の所属議員が一応目を通して、判こは押してます。
会長　なるほど、なるほど。会派会議の際に規約についても、今後１年間はこの規約でいくということで、お決めになっていると、そういうことなんでございますか。わかりました。それでは、さらに進みまして、今ここまでは日本維新の会の会派の内部のことについてお伺いをいたしましたけれども、その続きなんですが、今度政務活動費に絞って、さらにお伺いしたいと思っております。まずこの政務活動費関係、これ条例、それから議長告示ですかね。令和３年当時ですと市の規則でいろいろ決められてるようでして私確認してきたんです

が、私から申し上げるので、もし違ってたら事務局から訂正してください。まず、条例の規定の中では、8条に、会派及び団体は、政務活動費の経理を明確に行うためにその所属議員、これは代表者を除く所属議員のうちから経理責任者を定めなければならない、こうなっていると。それから、条例の9条の1項で、その会派の代表者は市規則で定めるところにより、その会派等による対象経費の支出の内容を議長に報告しなければならない、こういう規定があるわけですね。これが条例の規定で、これ条例を受けた政務活動費の交付に関する条例施行規則、この施行規則を市の規則で決めておられますが、その市規則の11条で、会派等に支出決定者を置くと。で、11条2項、支出決定者を会派等の代表者をもって充てると。第10条3項で支出決定者は対象経費の支出を決定するとともに、政務活動費の経理事務の適正な執行に努めなければならない、こんな規定があると。それから支出の手続きが13条で決まってまして、13条の1項、経理責任者は、政務活動費対象経費支出書により、11条3項の規定による支出決定者の決定を経て、対象経費を支出するものとすると、こんな規定になってる。要するに、この政務活動費の支出については、決定をするのは代表者と、ただ、現実の支出行為をするのは会計責任者と、こういう規定になってるなと理解をしたんですけれども、私の理解、あるいは読み落としとか、もしあれば教えていただけますか。事務局、いかがですか。

事務局　はい。会長のおっしゃる通りでございます。

会長　わかりました。ありがとうございます。それでは文字どおりこの規定等読みまして、支出決定者は代表者であると。実際の支出行為は、経理責任者であると。理解できるところなんですが、光本議員に、お伺いしたいんですが、今回、いろいろこの審査会で取り上げるべき事象、六つ挙げられております。令和3年から4年にかけて、令和3年度において、主にこの市規則に定める手続きは、要するに条例と、条例の施行規則で定める手続きで、政務活動費を支出しておられたのかどうか、当時代表であったわけですから、ここは把握されてるんじゃないかと思うんですけれども。いかがですか。お願いします。

光本議員　支出をしていたという、ご質問に対する答えで当てはまってるかどうかわかりませんが、維新の会はそれまでも、代表者が支出を決定する、あとは会派職員さんにお願いをして、引き出してきてもらう、もしくは振り込み、支払いをしてもらうっていうような流れもございましたし、細かいものに関しては、代表者である幹事長、わからないって言ったら変ですけども、隠すという意味ではなく、知らない間に発注をされ支払いをされてる。例えば細かい、ここにあります文具品とかそういう類のものもそうだと思いますし、コピー機の精算とかですかね。それはもう、言い方悪いかもしれませんがいちいち、幾らだとかそれを払いますねとかいう、そういうふうなものもなく流れるように、処理をされてるっていうことも、ございましたので。実情はそういうような形で、はい。会派の中での政務活動費の支払い、支出というのが行われたという認識です。

会長　ありがとうございました。今お話のあった中で、細かいもの、日常的に発生するものとか、あるいは定期的ルーティーンで発生するものは当然ございますでしょうから、そういったものは、例えば支出決定者の方が包括的に委任してですね、その都度それはもうちゃんとやってくれという、そういった、一応決めて委ねていくっていうのはそれはあり得ることだろうと思いますけれども、今のご説明の中で経理責任者が出てこなかったんですけれどもね。先ほどご説明、私が申し上げた、正規の支出手続きになりますと、その支出行為は経理責任者がやると。こういうことになっております。令和3年度に限らずですね、経理責任者がこの政務活動費の支出に関与するっていうことは、なかった、日本維新の会さんではなかったんでしょうか。

光本議員　私が経理責任者を務めたことがおそらくないと思いますので、私の経験ではありませんけども、西田議員も、あと、ここに名前が経理責任者として載ってる辻議員も、楠村議員もそうだと思いますけども、実際に経理責任者がお金を引き出しに行くっていうことは、過去なかったと思います。それはもうカードも、印鑑だと思いますけども、もう会派職員さんに預けておりますので、実際に銀行から引き出しをする行為、振り込む行為っていうのは、会派職員さんにお願いをしているというのが現状です。

会長　ありがとうございました。それでは、今の点、会派にも質問をさせていただきたいんですけどね。光本議員がお答えになってる中で、実際の具体的な事務作業、銀行に行くとか、

ATM でお金をおろすとかそれは職員の方がやる。それは当然そうやって全然不思議じゃないと思うんですけれども、結局決裁の問題ですよね。誰の承認を経てやるのか。支出の決定は代表者なんでしょうけど、支出行為は経理責任者なんで。経理責任者のコントロールのもとで、職員さんが具体的な引き出し行為をするってのは、あるいは振り込み行為をするとそれはわかるところなんですが、会派の中で、従来ご経験あるいは事後的にお調べになったかもしれませんけれども、この政務活動費の支出について、令和３年当時あるいはその以前でも結構ですが、経理責任者、この政務活動費の経理責任者の方はどんな役割を分担されていたのか、具体的にどんなことをされていたのか、わかるでしょうか。

辻議員　はい。１期目の２年目ですかね、私、経理責任者させていただきましたが、当時、先ほど説明があったように、身を切る改革のお金を管理するってなっていて、政務活動費のこういうのは、確認は、すいません、しておりませんでした。確認せずに、ただ、私たちの会派も会派会議がありまして、会派会議で大きなお金が落ちるやつ、例えば、印刷物ですね、会派報の印刷物を作るなり、現行のデザイナーの方でお金を払うなりポスティングのお金払うなり、それとか会派で出張といいますか会派視察に行った時のお金とか、そういうものは会派会議にちゃんとかけて、支出もちゃんとさせていただいておりましたし、毎月毎月ではございませんが、２か月３か月に１回、事務局、事務員さんの方から、これと、この月はこれとこれを使って、残りの政務活動費はこんだけですという、そういうのはちゃんと把握はしていたんです。ただ宙に浮いたお金っていうのはそこに載ってきませんので、その辺はわからないですが、ただ、毎月に、この他で経費かかりましたとか、ポスティングの業者でこれだけ払いましたとかっていうのは、ちゃんと把握はしていたんです。ただ、先ほど会長が出していただいたこういうのに、目は通していなかった、というのは確認しておりませんでした。

会長　ごめんなさい。今の辻議員のお答えの中でですね、宙に浮いたお金があったらわかんないというのが僕わかりづらかったんですが、どういったものをイメージしたらよろしいですか。

松岡議員　宙に浮いたお金というのは会派会議で決まって、支出が決定したにもかかわらず、知らん間にキャンセルされてたりがあるとか、取引先が変わって執行されなかったとか、そういうお金であります。

会長　辻議員は経理責任者もご経験あるということですが、その政務活動費を管理している通帳ですね、通帳とかキャッシュカードとかそういった銀行関係の書類。それは職員さんが管理していたと考えたらいいのか、それとも通帳を実際に経理責任者の方が２、３か月で１回でもいいですから、見て確認することは、なかったのかどうか、これはどうでしょう。

辻議員　はい。通帳は全部その事務員さん、管理しておりまして、初めに１回確認した以降、すいません記憶的には確認した覚えはございません。

委員　確認を経理責任者がしない、慣習というか、体制になっておったということなんですか。まずは事務局に確認したいんですが、会派が結成された時に、経理責任者の役割、或いは、政務活動費の執行に関してのレクチャーなり勉強会なり、そんなことはなさっていなかったんでしょうか。

事務局　選挙が終わった後に、特に初当選された議員の皆様に対しては、半日かけて研修しておりますけれども、その研修が、総務課所管の、いわゆるその議員の報酬ですとか、そういった福利厚生なんかのこととか、あるいは議事運営ということで本会議がどういったものとか常任委員会がどういったものとか、そういった説明、それから最後に、我々政策調査担当と言いますけれども、が、政務活動費について研修しますけども、非常に時間が短くて、１時間もないぐらいの時間でしかなくて、その中で具体的に支出決定者がどうとか、経理責任者がどうということの、その役割の内容までは、丁寧に、研修ができてたというわけではございません。

委員　そしたらさっきからの説明を聞いてる限り、経理責任者は何の責任持ってるんですか。私から見たら、経理無責任者かなと思ってるんですけどね。

会長　ご意見として伺ってよろしいですか。経理責任者はどのように決めてたか、実際にはどうだったかっていうのはご説明いただいてるところであります。

委員　先ほど、その規約で、団長、幹事長等とメンバーを決めていって、内容について、全員

が、捺印をしたというか、何か同意をしたようなことおっしゃったように思ったんですけれども、西田議員は否定されてますけれども、経理責任者という決め方を一応は、ご本人も同意されて、ただ、経理責任者の役割が身を切る改革の経理責任者という認識であったんかもわかりませんけれども。そのあたりは、経理責任者としての会派の位置付けは一応はなさったということなんでしょうか。

松岡議員　一応会派会議で説明されてます。先ほど言われたように、経理責任者という項目が、この団の規約にはなくて、会計責任者という言葉で、その条項の中に会計責任者は政務活動費を管理し、というところで、私も含めて１期目の議員は当選して直後やいうことで、そこまで詳しく把握できてなかったっていうのは正直あるかとは思います。

会長　西田議員お願いします。

西田議員　はい。ありがとうございます。規約についてお話に上がりましたので、私から補足したいと思います。まずこの規約の位置付けなんですが、本来であれば経理責任者の役割を規約でしっかりと明示するのであれば、政務活動費に関する地方自治法第 100 条ですとか尼崎市の条例規則、条例施行規程の下位のルールとして、この会派規約を定めなければいけないところですけれども、この会派規約、決してそういったものではございません。また内容についても、非常に不十分なものでして、例えば政務活動費、あるいはお金そのもの、誰が一体責任を持つのかというところも、非常に不十分な内容となっております。例えばですね、総務会長は経理等の総務を統括するっていう記載があるんですね。この会派規約を素直に読むと、では日本維新の会における経理の一番の責任者は総務会長なのかなというように読み取れてしまうんですね。ただ非常に不十分な規約でありますので、この規約の位置付け等も含めてですね、改めて会派の皆さんには整理されていただいた方がよろしいんじゃないかなと思います。

会長　ありがとうございました。ご意見として伺っておりますけれども、令和３年７月から西田議員が会計の責任者ですか、であったということは、それはご認識はあるんですか。

西田議員　はい。私は、会計責任者を引き受けいたしました。会計責任者とは何かというと、党務のお金を管理する役職であって、そして党務のお金とは何かというと、身を切る改革の寄付金の積立金、そして団費の管理、これをする役職が、会計責任者であるということで私は会計責任者をお引き受けいたしました。

会長　はい。ありがとうございます。ただ、またテーマを先に進めたいんですけれども、またこれも非常に事務的なことで恐縮なんですが、会派の方に、お伺いしたいんです。先ほど見ていただきました本日の配付資料の、政務活動費対象経費支出書、これがございます。先ほど事務局からも説明があったように、これがとにかく日本維新の会さんだけじゃなくて、すべての会派から、提出されそれで、尼崎市のホームページにもアップロードされてるものなんでございますが、この経費支出書、どなたがお作りになって、どういう手順で議会事務局に提出されているのか、私もこれ、議員の方が実際パソコンに打ち込んで作ってるとは思いませんので、おそらく職員の方がお作りなんだろうと思うんですけど、こういうものを出して、どなたの確認を経て、議会事務局に提出されているのか。会派内部の手順としてはどうなっていたんでしょうか。

辻議員　会派職員さんに作っていただきまして、事務局さんに相談のもと、出していたっていうことです。そうです。はい。事務局と相談しもって、製作したのはもちろん、私たちの会派の職員が製作しまして、そして確認のもとそれでそのまま提出してたっていう。

会長　わかりました。もちろんこういった事務的なものなんでね、ここはどう書くんでしょうかとかこんなもんでいいんでしょうかっていうことを提出先と確認しながらやるっていうのは、よくあることだろうと思いますけれども、おっしゃってるのは、その職員さんに包括的にもう委任されてしまっていた提出について、もうどなたも確認しないまま、出していいよということだったのかどうか。それはどうなってるんでしょうか。

辻議員　はい。これ半年に１回出しているんですが、最後に幹事長の判こがいるところもあったりとかするんです。ですから、その会計の、私が会計の時は、確認、すいません確認しておりませんでした。ただ、幹事長は確認をしていたかもしれないです。また、幹事長しかそれはわからない。幹事長の判こがいるところもあるというのを聞いておりますので。

別府議員　すいません。補足で。先ほどお話があった、政務活動費、３か月に１回会派会議で、

内容の明細、後皆で会派会議で確認しておりますんで、全く誰も見てないまま提出ってことはないんです。その数字の流れっていうのはここで把握してますんで、四半期ごとの確認をもって提出をしているということで、その事務の詳細、事務的な流れについては会派職員と議会事務局のやりとりで行っているというのが実態です。
会長　ありがとうございました。今おっしゃっていただいたのもかねてからの手続きでございますか、令和３年以前から、そういう場合３か月に１度、会派会議でご確認なさっていた。
別府議員　はい。そうです。
会長　ありがとうございます。わかりました。光本議員に今の点、念のため確認いたしますけれども、ご説明あったのはこの支出、この経費の支出書ですね。これにつき、この作成の、その基となる、要するに支出の経過については、３か月に１回会派会議で確認の上で、それに基づいて支出書を提出したという、そういったご趣旨の説明があったと思いますが、手順としてはそういう理解でよろしゅうございますか。
光本議員　３か月に１回かというその何か月１回かってのは、正直記憶しておりません。どこかのタイミングで会派職員さんがまとめてくださった、おそらくその政務活動費の支出書とか、こういうのに幾ら使いましたかという一覧表みたいなものを、会派会議で配布をしていた記憶はあります。ただその、一つ一つを会派会議の議題として上げて、その内容をみんなで確認し合うというような時間を設けてたかというと、それは配って終わりというようなのが、現状でした。それを基に、この支出書が作られていたかどうかは、正直把握はしておりません。いつ作られていつどのように出したかは、過去からも、もう、職員さん任せでやっておりましたので、おそらく先ほど辻議員がおっしゃった、幹事長印鑑がいるっていうところも、私の記憶する限りでは、年度末締めた後に、何かしらそういう、幹事長の印鑑が必要だった記憶はあります。そういうものに、署名捺印だったのかまでは記憶しておりませんが、印鑑を押したような記憶はございますが、都度都度何か、この支出書を私が確認、幹事長が確認をして何かをするっていうような作業はなかったと記憶しております。
会長　ごめんなさい。幹事長という役職が出てきたもんですから、教えてください。これ代表と幹事長と異なるものなんでしょうか。代表といいますか。
辻議員　幹事長がトップ、代表ということです。
会長　イコールと考えてよろしいですか。
辻議員　イコールです。
会長　わかりました。ありがとうございます。それでは私が全体通じてお聞きしたかったなと思うのは以上でございます。他の委員の方から追加して、全体背景事情についてご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。
副会長　一点だけ。ごめんなさい。今はそのようなやり方じゃない、改善されているっていうことは、具体的には、例えばどういうところが改善されてるんですか。
辻議員　はい。私が幹事長になりまして、会計責任者を２名置きまして、もちろん政務活動費の収支、私たち日本維新の会の収支、身を切る改革の収支、団費の収支、そして新聞代とか事務員さんのお給料のこととかも全部、お金に関して、支出があれば、すべて会計責任者２名と、私が確認をして出させていただいております。はい。会計に関しましてはそうです。はい。
委員　一つよろしいでしょうか。今、会計責任者と経理責任者ってそれぞれ違う名前の名称のものが出てきてますけれども、この政務活動費対象経費支出書などでは、経理責任者っていう名称の、役職があるにもかかわらず、その会派の規約でそれを定めてなくて、会計責任者って名前だけで定めてるってのは何か理由があるんでしょうか。
辻議員　はい。理由は、私個人的なことですけど、私個人的には、会計は、私が会計の時はもう本当に確認不足で申し訳ないんですが、本当に政務活動費は関わってなかったものですから、この規約に関して、その会計責任者と経理責任者が違うっていう認識はすいません。私個人的には今はなかったものですから。
松岡議員　すいません、補足なんですけども、この規約自体が付則に、本規約は令和３年４月１日より執行するとなっておりまして、私たち１期目の議員が当選した直後にこの規約ができてまして。３年４月１日以前にこの規約があったかっていうのはわからない部分があるんです。ただ、これを私たちが当選してきて、出されてきたっていうので、内容までは私たちは

関与してませんので。ただ、以前からあったんでしょうか。
長崎議員　すいません。先ほど委員の方がご質問いただいたのは、今はということになるんでしょうか。会計的に、私どもが今あります会派規約におきましては、経理責任者という、そういう文言をまだ入れておりませんので、会派規約は変わってない状況ではございます。会計責任者、先ほどの会計責任者という文言で第10条というところではあるんですけれども、経理責任者、ただ、今現在の役職としまして経理責任者がおりまして、2人会計になっておりますけれども、1人は経理責任者という役職で、経理責任者、失礼しました、会計責任者なんですけど、経理責任者としての役をちゃんと担っております。会派規約として、すいません経理責任者という文言は、現在まだ入っておりませんで、そういう状況でございます。
会長　はい。よろしゅうございますか。それでは、随分な時間を使ってしまいましたので、先に進ませていただきたいんですが。それでは事象1から6について、また個別に質問をさせていただきたいと思います。まず事象1から行いますが、事象1、具体的な内容としては、令和3年6月以降のパソコン等の購入とそれから返金の処理の問題ですね。こういう事象の問題だと、把握しております。事象1につきまして、委員の皆様から、質疑や確認ございましたら、ご発言をお願いいたします。
委員　これ当時の方、皆さん方がどういう認識をなさってたかによるんですけれども、パソコンをA社と購入するという、契約というか、そういうことをかわそうと光本議員、当時代表者としてなさった。75万円。とりあえず出してということで、先ほど来の話で、経理責任者は一切タッチしない会派であるということがわかりましたんで、発注者である代表者光本議員個人が、代表者として、新しい新人議員のためにパソコンを買うというふうなことで準備をなさった。それが駄目になってまた次の事象2も関わることなんですけれども、A社とは契約せずに、大規模小売店といいますか、と契約をしたがために、二重の支出を次にされるわけですよね。そのあたり、会派に何ら説明せずに、そういうことが、結果的に二重支出ができてしまう。そういうことは、どういうふうに、当時、代表として考えておられたんでしょう。
会長　光本議員お願いします。
光本議員　はい。支出に関してのご質問ですが、その部分にお答えをいたしますが、まず、キャンセルをして返金を求めます。ただそれがなかなか返ってこないという中で、一応政務調査担当、議会事務局の次長に、会派室で会派職員さんもいるところで、いつまでにキャンセルしたお金が返金されれば大丈夫ですかっていう、確認はしております。その時のお答えが、早ければ早い方がいいですけども、最悪、年度末の3月31日までですと。3月31を超えたらどうなるんですかってなった場合は、幹事長である私が始末書を書かないといけないですということでしたのでわかりましたっていう、デッドラインというか、そういうのも確認しつつ、もちろん早くへ返金されることをやってたわけですけども、その一方で、私がパソコンとWiーFi環境の整備という、それをするっていうのを一任されておりましたので、それはしっかりと準備をしないといけないということですので、家電量販店で購入をしました。なので、その一時的にキャンセルしたお金が返ってくるまでの間、確かに二重支出になっておりましたので、そこは会派職員さんにも、その返ってこないお金の75万円で、会派運営のお金がまずくなるんであればすぐ教えてくださいと。最悪、自分が個人でまず立て替え、キャンセルのお金が返ってくるまでは立て替えたりいたしますのでっていう、ようなやりとりは何度かしておりました。ただ金額的には大丈夫ですっていうお答えをいただいてたので、私としては、その返ってくることに尽力しようということで、一時期二重支出があったということは、確かにそうです。
委員　経理責任者が何も見ないという会派であったがために、先ほどおっしゃられた75万円なり、次の76万円でしたっけ。2件が併存して、支払い状態になるということが許されてしまったということかと思うんですけれども。これは会派の経理体制というか、それが脆弱であって、これが普通の市の職員が出した行為であれば、相当程度お咎めを受けるっていう、何らかの形でね、ものではないかというふうに思うんです。それを会派の責任者として、みずから許してしまうというのはいかがなものかなという気はものすごくしております。
光本議員　はい。そういうご指摘もそうかと思います。その一方で、私としては都度都度、議会事務局、特に政務調査担当ですか、政策調査担当ですかね、にも相談をしながらやってお

りました。そのキャンセルしたお金がいつまでに戻ってきたらっていう、相談もそうですし、例えば中で、二重支払いっていうんですかね。その家電量販店のお金を、戻ってくるまでの間に精算しては駄目ですと、そのような、例えばルールであるとか、もしくはそういう指導があれば、そういうもんなんですね、わかりましたっていうふうに処理をしなかったかもと思いますけども、相談をしてる中でも、そういった指摘というか、そういうこともございませんでしたので、そこは、これまで通り処理をして、支出をしてもらったというようなことになります。

委員　それと、これは私どもが事務局からお預かりをした、平成4年8月29日の政務活動費の制度検証等特別委員会資料ということで、事象1に関して記述されてるところのことを申し上げるんですけれども、この会には光本議員がご出席なさってませんので、どれだけご存知のことかわかりませんけれども、光本議員がこの件について主張なさったことと、それからA社、社長さんかどうかわかりませんけれども、A社にヒアリングをしたところ、取引自体、預かり知らんことやと、光本議員からそういう、最初はエクセルデータが送られてきてその通りの作成を依頼されただけでそれ以降は一切その75万円に関しての、お金のやりとり一切なかったと。だから、自分は75万円を預かったんじゃなくて、何もない状態で、結果的には、光本議員がどっかの時点で、ご用意された金額が、事務局に返されたという流れと、解せざるを得なくなるんですけども、そのあたりについてはどういうことなんでしょうか。

光本議員　この件については、昨年の6月ですかね、自ら兵庫県警本部の捜査2課に行った時もお話ししてるんで、今後に影響与えるもんじゃないと思いますのでお話しさせていただきますけども、まずキャンセルをする、ごめんなさいキャンセルしたお金がいつまでに返ってこないといけないですかっていう中で3月末までですと、いうアドバイスはいただいてました。3月の日は定かでありませんけども、75万円戻ってきました。で、そのあと4月、だったと思いますけども、に入ってから、政策調査担当から、この後出てくる印刷会社さんの話もそうだと思いますけども、その時の見積書、請求書か見積書か、あと領収書、を出してくださいというふうに言われました。1回目は私は、いやもう無理ですと。それはもう、例えば領収書なんか特にそうですけど返金をしてもらった時に返してますし、特にそのあとの印刷会社さんなんかはこちらの都合でキャンセルをしてますから、それをもう1回、それを再発行してくださいって僕はよう言えないですと、というようなことで1回目政策調査担当からそのものを、出してくれと言われた時1回目断ってます。そのあとまた日が経って、2回目にもう一度求められました。ただその時も、いやもう無理ですよと、返してますしというような話と、あとじゃあなぜその返金するまでの間、領収書も私持ってましたから、その時言うてもらえればそのコピーなりなんなりもあったのにっていうようなやりとりもありましたけども、結局2回目もじゃもう厳しいですよ、取れないです、無理ですよってのは言ってました。ただ、それを取らなかったらどうなるんですかっていうふうに聞いたときに、光本議員が疑われます。議長から疑われるか、あとそのあと処分なのか何か指導なのかわかんないですけど、されることになりますって言われたので、私としては、待ってくださいよと、3月末までに返ってきたらいいということで、お金はちゃんと返ってきて、その資料なり、そんなんを、後から4月に入って出せって言われても、もうキャンセルして、ビジネスとしては成り立たなかったものを、今からその業者さんはなかなか厳しいというようなことを言いました。案の定ですね、もともとこの75万で頼んでた業者さん、知人なんですけども、連絡が取れない状態になってたんで、なおさらもう無理ですというのを2回目に言ってたんですけども、取れない以上、要はその当時の返した領収証の再発行もそうですし、無理なんで、ただ無理だっていうこと2回目伝えた時に、あなたが疑われますと言われた。私は、いやそれだとまずいということで、それでA社に、要は私としてはそれが騙すとかそういう考えもその時毛頭なくて、要は、どんなものを発注してたか、お願いしてたかっていうものさえ見せればいいんだなということで、A社に当時私、どういうものを頼んでたかっていうのはもう自分が買い物にも行ってましたから覚えてますんで、A社に申し訳ないけど、この内容で見積もりを作ってくれへんかと。言うてそれはもう実際にはキャンセルになった話なんで、見せさえすれば、この話は片がつくんだろうということで、A社にお願いをしたというのが、警察にももうすでにお話してる内容です。

会長　ありがとうございました。今話題になってるのが、やっぱりですねA社のご説明につい

てで、光本議員のご説明もありました。A 社から聞き取りをされたというのが、第 1 回の審査会で配布された資料によると令和 4 年 6 月 14 日に、これはあれですかね、日本維新の会さんの所属の方が、その A 社からヒアリングしたという形になるんですかね。具体的に維新の会さんの方がお聞きになった内容っていうのを、もしわかれば具体的に教えていただけますか。

松岡議員　日本維新の会からヒアリングしたというよりも、当時 A 社の方から連絡がありまして聞いて欲しい話があるということで、私と辻幹事長とあと所属の寺井議員が呼ばれまして、5 月 30 日に、令和 3 年 6 月 24 日付の見積書を作成するように光本議員から依頼されたと。当時、その当時に見積もりの依頼なんか 1 回もされてないと、令和 4 年 5 月 30 日に初めてこの内容で作ってくれって言われてお金の領収書も出していないし、1 回もお金も受け取っていないと、1 年前に見積もり依頼をされていないっていうのが A 社の言い分で、それを伝えるために私たち呼ばれたという経緯です。

会長　ありがとうございました。今のお話だと光本議員がおっしゃってる内容とね、かなり違うところがございますけれども、光本議員の言い分としてはどういうことになるでしょうか。

光本議員　いや、私が話をしたそのままです。要は A 社じゃなく、本当は他の業者さんにお願いをしてたんです。ただ、その業者さんからの見積書もしくは領収書を、その当時取ってきてくださいと去年の 4 月、返金があった後ですね、に、次長から言われて、いや、無理ですというふうに、1 回、2 回と断って、ただ、そのあとそれでもう出さなければ、何かしらの処分をされますということでしたので、もともと頼んでた業者さん、ここと連絡はもうすでに取れなくなってたので私としては、取れないので、A 社さんにお願いをしたということです。なので、その A 社さんがそういうふうにおっしゃったのはそのままの通りですし、見積もり、当時こういう内容で、業者は違えど注文はしたんですっていうのを見せれば、話としては収まるのだろうと私は考えましたので、その内容を作ってもらったということです。ただ、それも警察もすでにお話しますし、もともとの業者さんっていうものも警察にはお話はして探してもらってるところです。

会長　ありがとうございます。すいません。私が誤解しましたようで申し訳ない。こういった今日のような傍聴人がいらっしゃる公開の場ではなかなか難しいかと思いますけど、例えば審査会から文書で、もともとの業者さん、お名前教えていただけないかと問い合わせしたらこれご回答いただけますか。

光本議員　もうすでに昨年の 6 月に警察にお話をした内容をそのまま、どこまで文章に起こせるかわかりませんけども、それはもう全然お渡しできます。

委員　そうすると、去年のこの 8 月 29 日の聞き取りのときの、この表の中の A 社に 75 万円支払ったってのは、これ A 社じゃなくて別の、もともとのその連絡の取れなかった会社ということになるわけでしょうか。

光本議員　はい、その通りです。

松岡議員　今の光本議員の発言に対してですけど、A 社の方は、こちらは口裏を合わせてもらうように頼まれたと言っておりました。今の、そのほかの会社っていうのは私たちも初めて聞いた、今初めて出てきたものであります。

会長　なるほど。言い分の対立があるということがわかりましたんで、あと水掛け論になってしまうかと思いますんで。結構でございます。事象 1 について、別の観点から、私伺いたいんですが、光本議員が、一旦当時代表者として、政務活動費から 75 万円出金を指示され、お支払いになったわけですよね。これは職員の方に対しては当然ながら、政務活動費から 75 万円おろしてくれと、指示されたわけですよね。それでお支払いになった。で、その時には領収書は持っておられたわけなんですよね。これを先ほどもお示しした政務活動費の対象経費支出書という形で、議長は当時もそうですが議長に報告上がってないと把握してるんですけれども、それでよろしいですか。これ何か議長に報告をされなかったのは、これ何か理由はあるんでしょうか。お願いします。

光本議員　すいません。領収書とあと納品された時に納品書をつけて出すっていう、私考えていましたので。なんで、納品されて納品書とともに出そうというふうに思ってたっていうことです。

会長　あれですね、納品書をつけて支出と納品があって、取引終了してそれで報告を出すと、こういう理解だったということなんですかね。はい。これは事務局にもお伺いしたいんですけどこれ、これ支出書の提出時期、あるいはどういった内容、今、問題になってる所のように、取引が完了してないんだけども支出はあると。こういったものについて、どう取り扱うかっていうのは何か明確なルールとか、そういったものがございましたでしょうか。

事務局　明確なルールというのは特にございませんで、その当時から今もそうですけれども、実際に支出があって、納品があって、領収書等がそろった場合に支出書を提出いただくということになっております。ただその辺りにつきましては、また現在、この政治倫理審査会とは別に、議会の方で制度検証等特別委員会を設置しておりますので、制度の見直し、改善の対象になってるかなというふうに思っております。

会長　ありがとうございます。事象１につきまして、その他ご質問は、委員の皆さんから、あるいはご意見も結構です。ございませんでしょうか。そしたら今度事象１と同じ頃に発生した、一連の事件の一部をまた切り離したような事象でございますが、令和３年の８月に大規模な電気店で、光本議員がパソコン等を購入された件が事象として挙がっております。これについて、移行いたしますけれども、事象２について質疑あるいは確認したいことございましたら、委員の皆様の発言をお願いいたします。

委員　最初はこの二重支出云々のお尋ねをここでしようかと思ったんですが、経理処理がかなりずさんであるということがわかりましたんで、そのことは聞いても仕方ないなということでそれは飛ばさせていただきます。光本議員がこの領収証とあわせて納品書をですね、その量販店からいただいたものと若干違う品名が入っていたがために、自分で作り直したというふうなことをおっしゃってるというふうにお聞きをしておりますけれども。こういう作り直すという行為が、違法な行為というか、不適切な行為であるというご認識はなかったんでしょうか。例えばこれを尼崎の市の職員が同じようなことをすれば、光本議員は議会の議員として何か意見を、当局に対して、市長に対して、物申す立場にあったと思うんですけども、そのあたりはどういうふうにご認識をなさってたんでしょうか。

光本議員　この件も昨年６月に捜査二課にも既に話をしてるのでお話をさせていただきますけども、まず、領収書と納品書のお話があると思いますが、納品書に関しては、まず、家電量販店で買い物をしようとしたときに、ある程度どれぐらいの金額になるのかっていう、記憶定かじゃないですけど、おそらく家電量販店の見積もり機能みたいなインターネットにある、その見積もり機能を使って当時買おうと思ってたものを、入れてですね見積書を作ったと思います。最終的には、買い物を終えて、その領収書と納品書を合わせて出そうとしていた時に、納品書が見当たりませんでした。その時に再発行に行けばよかったんですけども、そこはもう私の反省すべき点なり怠慢です。もう、面倒くさくて、また、年度末までに行けばいいかっていうふうに、そういうふうに思いました。なので、自分用に作ったお買いものリストのような見積書のところを、納品書というふうに変えて、まず、出して、年度末まで差し替えたらいいなと思ってしまったのは事実です。そのようにして出してしまったのを、最終的に年度末に差し替えるのを失念してそのまま出し続けてしまったと、というのが、事の話になります。

委員　市の職員であれば、部下が、不適切な行為をすれば、その上司である人間まで処分を受ける。そういう状況の中で仕事をしております。私も神戸市職員 38 年間やっておりましたんで、私はそういう事例にあってませんけれども、多くの元上司が部下の不適切な行為によって処分をされ、ボーナスも一定程度減額をされ、というふうなことで、一生定年退職を迎えるまで、その尾を引く状況にありました。私的な買い物と公的な買い物を一緒くたにして、他にもそれに伴ってデビットカード云々の問題が出てくるわけなんですけれど、議員がなさった行為というのは非常に不適切極まりない。これを刑法上どんな手段をなされるかは、警察にいろいろお話をなさってるというふうなことでありますんで、私の立場からとやかくいえる筋合いのものではないかもわかりませんけれども、少なくとも真っ当な、真っ当なというか、適切な支出行為を公務員はいかにしてやってるかということは十分ご認識をいただけたらなというふうに思います。

会長　ご意見として伺ってもよろしいですかね。いかがでしょうか他の委員の方からご発言等

はございますか。お願いします。
副会長　今の議員のご発言の関係で、今までいろいろ、こういう問題があったときに事務局と相談しましたということなんだけれども、この点については、全く事務局と相談されてない、紛失された云々なので、これどうしたらいいだろうとかですね、そういったことは、相談をされなかったんでしょうか。
光本議員　はい。再発行に行けばいいというのは、もうわかっておりますんで、それを正直、すぐに行かなくて、面倒くさがって年度末までに行って差し替えればいいと思ってやってしまってましたので、そこは相談するというよりはそのように、私の中で理解をし、やってました。
松岡議員　会派から話なんですけども、今の光本議員の一連の発言ですけれども、そのすべてを監査委員の方から違法性を指摘されまして、今の言葉を、委員の言葉をお借りしますと、私は上司の不始末を、部下である私たちがすべて返金しております。違法性を指摘されまして、それ付け加えさせていただきます。
会長　わかりました。これはそうですね第１回でもお伺いしましたけれども、返金したとは伺っております。光本議員にお伺いしたいんですが、いろいろ同じようなご指摘続いているところでございますが、この議員活動の中でですね、他人名義で文章を作るっていうことは他にもあったんでございますか。申し上げてるのは、その納品書、業者さんが作る業者さん名義のものでございますんでね。それを業者さんから委託を受けてもない、別の方が作るっていうのはそれはおかしなこと、他人名義の文書を作ることになりますんで。光本議員から年度末までだったらいいやということでやればいいやということで、要するに、あんまりこうお考えが及んでなかったようなお話を伺いましたんでね、いやそういうことはよくあったのかなと思いまして、お伺いいたしました。
光本議員　いや、記憶にない、記憶にないと思います。
会長　そしたら、この件だけのことであるとお伺いしてよろしいですかね。そのほか委員の皆さんから事象２についてはご質問ございませんか。よろしいですか。
委員　どう聞いていいんか、戸惑いを覚えるようなやりとりになってしまってるんで。すんません、念のためなんですけれども、個人のクレジットカードでポイントをためるがためのような、ご本人は最初はデビットやというふうなことを、おっしゃってたようなんですけれども。そのあたりは重ねてどういうおつもりだったんでしょうか。
光本議員　既にこれも捜査二課にお話をしておりますけども、家族、この時は家族で、夏休みやったってのもあったんで家族で買い物行って、支払いの方は、家族にデビットカードで払っといてというふうに言いました。ただそれがデビットカードっていう、私の伝え方が悪かったのが、結論から言うと、クレジットカードで払われてた。ただ、それも私も把握しないままデビットカードで払ってるはずっていうのをずっと思い続けてたっていうところです。
会長　それでは次に事象３につきまして、質疑に移りますが、事象３というのは日本維新の会さんの広報紙の印刷、それからポスティングの、発注費用の支払いの問題でございます。令和３年11月から令和４年３月にかけての、この出来事でございますが、この事象３につきまして、質疑あるいはご発言ございましたら、委員の皆さんお願いいたします。
委員　毎回私で恐縮するんですけれども、今回の部分も、事象１、２の場合はパソコンが対象で75万円、76万円という二重支払いが生じた。この事象３の部分については、印刷と配布の関係で、最終的には200万円ほどの金額やというふうなことになっておるわけなんですけれども、これは政務活動費の先払いを、先に議員がといいますか、会派側が背負わざるをえないということの、若干宿命めいたものがあったのかなあと思いながら、今回の件について、一応お尋ねをしたいのは、事象３の11月９日、政務活動費の制度検証等特別委員会資料の一番最後に、原因事象３というふうな記述がありまして、4、経営者との契約及び現金の収受を証するものが会派には一切存在しないため、当該契約が成立していたのか、支払いが行われたのか不明であるというふうな記述があるんですけれども、光本議員はこれは相手に必ず支払いを一旦はしたということなんでしょうか。
光本議員　はい。もちろん、支払いをして、領収書ももらってましたし、キャンセルはしてしまいましたけども、そこはその印刷会社さんに聞いていただいても、そこは支払って、途中までは進めてたっていうのも聞いてますので、はい。支払っております。

委員　今度は会派にお聞きをしたいんですけども、会派の当時の方々は、先ほどパソコンのA社の方の、それは相手方からの申し出があったからというふうなことがありましたけれども、今回こういう事案になって、パソコンの方は、そういう訴えがあったから、ヒアリングをした、お話をした。このK社については何もなさらなかったんでしょうか。

長崎議員　はい。2022年の6月23日にK社の方に来庁していただきまして、お話を伺いました。内容につきましては、このように、光本議員からの発注があったのか、お金をもらったのか、そして返金が3月末になった、その理由ということを尋ねましたところ、光本議員がおっしゃる通りでございましたので、ただ証拠の書類がなかったので、その領収書を破棄したということでしたので領収書の半券を、その当時はあるとおっしゃったので、それを見せていただきたいという話はしましたけれども、現在に至っても、それを提示していただくことはないという状況でございます。

委員　今の話の続きなんですけどね。昔は領収書は返したけれど、相手方には当然ながら領収書の控えがあるはずですよね。それを見してもらわない限りは、お金はちゃんと払ったかどうかというのはわからないじゃないですか。それをそのままにしてあるんですか。

長崎議員　もちろんその当時、来ていただいたときにお願いをいたしましたし、それを見せて欲しいというふうにもお願いいたしましたけれども、私達捜査という形ではなく、お願いという形でお願いしておりますので、向こうの方が出していただけない限り、あと、その時は出しますとおっしゃっていただいてたんですけれども、今に至ってもいただいてないという状況でございます。

委員　話を聞く限り、まともな会社とは違うのかなという感じを受けますね。

会長　私から光本議員にお伺いしたいんですが、ここは細かい流れがありまして、令和3年11月当時ですね、1回、一旦、光本議員のほうから、発注先を決めたという説明をされ、職員の方に203万ですか約200万円強の現金支出を指示され受け取られたと。でも、ご説明によればそれを経営者にお支払いになっていると。だけどそれと同時並行で、職員の方が、印刷業者ですね、リサーチされて、別のところ見つかったと。それで、別のところ見つかったという、職員の方からの報告を受けて、光本議員としてはそっちにしようということで、お考えを改めたわけですかね。それで、だけども、日が迫ってるんで、その発注手続きはもう迅速にやっていこうと、新しい業者さんの方に、という流れのようでございますが、新しい業者、いや、ここにしようと、そっちにしようということで、職員の方と、これ電話か何かなんですかね、面談なのか、そこはわからないんですけど、そこで決められた時に、その職員の方との間で、先に通帳からおろした203万幾らですかね、これをどうしようという話は、打ち合わせ等々はなされなかったんでしょうか。

光本議員　もともとこのタイミングで、会派報を出す、おそらく全戸配布だったと思いますけども、ポスティングをする、紙のサイズなども、会派会議では決まっていたと記憶しています。ただ、その紙のサイズが通常のサイズと違うサイズなのかでして、一番安いと認識していた印刷通販会社では、確か1万部か2万部しか発注できないので、もう自分たちが必要としてる部数を注文するには何回も発注手続きをしないといけないっていうかなり煩雑なことが会派職員さんから私に報告がありましたので、であれば、一括でそういうのもやってくれる業者さん、1回聞いてみるっていうことで、K社さんに聞いたというのが流れです。その時に、おそらくですけども、印刷だけではそんなに薄利多売とか利益がないということなんで、その時にポスティングの依頼も受けました。ただ、我々ももともとずっと使ってるポスティング会社さんがありますので、その金額より高いのでは受けれません。プラス、印刷通販会社より高い金額でお願いできません、っていうようなのもK社に言ってます。その時に、カバー率っていうんですが、ポスティング、今我々がそれまで頼んでたポスティング業者と同じ価格でカバー率を上げますっていう提案だったので、どっちにしても、もう会派報を出すってことは決まってましたんで、ここにお願いしようということで、K社にお願いすることになるんです。ただ、常にといいますか会派職員さん、幹事長でしたので、会派室にいることが結構多かったので、何かにつけていろいろやっぱり検索というか探してもらうということはいつも会派職員さんにやってもらってました。その中でK社にお願いをした後に、会派職員さんがかなり劇的に安い会社さんを見つけてくださることになります。ただ、もうすでにK社さんに、もうお願いというか、もうお金まで渡してしまってましたので、どうし

ようかというふうに思いましたが、ただ、ここに書いてある印刷代だけでもですね、30万近くの差が出てますので、これはもう知ってしまった以上は無視できないなっていうのが私のその時の感想です。会派職員さんにも、この業者さんを見てみなかったことにしてと私は言えなかったので、こんだけ安いところを見つけてくださったら、ここに切り換えましょうでK社さんは、私、昔から知ってる業者さんでもありましたので、泣いてもらうって言ったら変ですけども、私から説得をして、キャンセルをのんでもらおうというふうにそんな思いしましたので。もうそこで、今回この劇的に安いとこで進めましょうというような話は、会派職員さんとした記憶はあります。

会長　その会派職員さん、会派室にいらっしゃるわけですね、光本議員。K社の領収書を会派職員さんに預けておくっていうのはもう当然可能だったと思うんですけれども。そういうことはなされなかったんでしょうか。

光本議員　はい。先ほどの、パソコンの時もそうですけども、領収書と、納品書もしくは作業終了書みたいなものを合わせて出すっていうのが私の中での考え、ずっとありましたので。ですので、その業者さんに仕事を振りました。お願いしました。それが完了した時点でその文書と合わせて出すっていうようなことを、まず頭にありました、ってのと同時に、払ってほぼ直後ぐらいにキャンセルということになりましたので、なおさらその領収書を会派職員さんに出すっていうより、どうせキャンセル料を、キャンセルのお金を返してもらう時に領収書を返さなきゃいけないのでということで、持ってたというこの二つの意味で持ってました。

会長　繰り返し申し訳ないですけど、光本議員にお伺いしますけど。何か納品書なんていうのは、通常は職員さんが扱われるような気はするんですよね、何か必要なものは、会派の事務室に届くでしょうし、この印刷物にしろ大量にありますから、議員さん個人で運ぶわけじゃない。だから、納品書等々の管理は、当然職員さんがやられるんじゃないかなあという気がします。だから領収書が、支払いして、現金で払って領収書をもらったら、すぐ、経理責任者が形骸化してるんであれば、実際タッチしてる経理、その職員さんに渡すのが、考えると一番しっくりくるんじゃないかなと思うんですね。そうされてないのはどうしてなんですか。

光本議員　通常であればそうなのかもしれないですが、これに関しては、これとか事象1か2か、わかんないですけど、3に関しても、私窓口で、私が業者さんと直接やりとりをしてるもんですので、例えばなんかそういうものを、領収書も郵送で会派室に送ってもらうっていうことでは、当時なかったんで、現金でのお支払いを希望されてその現金でお支払いをされたんでその場で領収書をもらう、納品書も仕事が終わったらっていう、そういうことだったので、私が窓口だったんで私が管理をしていたっていうことになります。

長崎議員　光本議員が、いろいろ会派職員さんとのやりとりの話をなさってらっしゃいますけれども、時系列で申しますと、11月1日に会派会議がありまして、11月8日に会派会議がありました。11月1日の時に印刷をどうしようかと言う話になり、先ほどの大手印刷会社で発注すると、1回、2万部、2万枚しかできないので、手間がかかるねという話になっておりました。次の会派会議の時でも、その問題が解決していません。それが11月8日でございます。出金されているのが11月2日でございます。会派議員全員が11月2日にお金を出金されたことも知らず、11月8日の会派会議でも、光本議員から、そういった事象があった、そこで取引があったといった内容は一切聞いておりません、という事実、時系列をご報告したい。

会長　ごめんなさい。また全体の確認ですが、会派会議というのはあれですか、こうやって連続して開かれるっていうこともこれは可能なんですか。

長崎議員　通常は、1週間に1回ぐらいの頻度で会派会議を行いまして、特にこのような印刷物、大きな支出に関しましては、会派会議で諮って業者さんを決定したりですとか、いつごろポスティング行われるですとかそういったことはもうじっくりみんなで会議しまして、決定する内容になっております。その中で、11月1日の時点でも、その前の10月25日付の見積書でございますかねK社の、それがあったということが一切私達、知りませんでしたので、ですのでK社の取引があったという事実を、11月の8日時点でも知ってませんし、11月11日に別の印刷会社に、政務活動費を正常に執行してるんですけれども、その時点でも私た

ちは聞かされていないという状況でございました。
会長　会派の方にお答えいただきますけど、この会派報なんで、大事なんだろうなと思いますけど、この会派報の発行、ポスティングというのは会派にとっては大きなあれなんですか。イベントなんでございますか。
辻議員　はい。年に4回ですね、本会議の4回、本会議ごとに、私たち維新の会のメンバーがどういう質問をしたとか、今こういう話題が、尼崎市民の方に報告をするという、チラシを作って全戸配布させていただいてるんです。
会長　今の会派からのご発言、ご指摘を踏まえて、光本議員のほうは11月のね、1日からの大事な会派報の印刷に関する会派会議で光本議員から出金とか、もう一旦支払ってるとかそういうご説明がなかったというご指摘ありましたけど、光本議員としてはどういう、ここは、言い分でございますか。
光本議員　その時系列等発言とかは記憶定かではございませんけども、会派の一大イベントという位置付けで年4回あるんですけども、いつも大体遅れ遅れになるっていうこともございましたので、一番会派室にいて会派職員ともよくコミュニケーション取ってた私が先んじて、会派職員さんにも何かお願いする、見積もりを取っといてもらうとか、もう動いておくっていうことありましたので、その一環かなというふうにも記憶はしております。
会長　ごめんなさい。今回会派の方からご指摘あったのはね、そういった当時代表幹事長はいらっしゃったんでしょうか、動かれたこと自体じゃなくて、会派会議でそういった説明がなかったことを言っておられますがどうでしょう。
光本議員　すいません、そこは説明をしたのかしてないかまでは、申し訳ないけど記憶にはないんで。してないという記録が残ってるんであれば、そこは定かじゃないですけども、ただこれだけの大きな金額ですので、ずっと黙ってやるっていうわけではなく。
委員　このことをお伺いしたいんですけれども、これ会派の広報紙が、これ、第19号ってことなんですけれども、そうするとそれ以前も出てたわけで、その例えばその直前の第18号とか、第17号とかっていうのも、その時の、そのお金の出金入金の流れってのはこの第19号の時と同じような順番でやはり代表がお金を直接持っていくっていうな形で行われていたのかということをお伺いしたいというのと、それからあとこの事象3について、結果的に5か月間このお金ってのが、使えない状態になっていたってことは次の20号の発行に支障をきたすっていう状態になるのかと思いますけれどもこれ20号、きちんと発行できたのかということ、その辺をお伺いしたいと思います。
別府議員　先ほどからお話ありました令和3年6月に改選がありまして、新しいメンバーで、令和3年7月から始動しました。1回目の時は、役を決める、先ほど言った幹事長であるとか、その役を決めたりとかっていうことの広報で、全員で自費で出して、個人の名前を大きく載せることが、この政務活動費はできませんので、皆さん会派議員、皆で持ち寄って、1回は紙を出しました。その時のサイズもA4サイズだったので、このおっきい紙じゃないので、そんなに多額ではなかったんですけれども、それも皆個人で作って、個人でまくということでさしていただきまして、今回の事情とは全然違います。
会長　そしたらその次の号に手法については何か支障は生じなかったというご質問ございましたが。
別府議員　20号につきましては、その新しく見つかった、この11月に新しく見つかった業者さんに依頼をするということで、すべて振り込みで手続きを行いました。制作、印刷、そしてポスティング。
会長　そしたら、他に質問がなければ事象4に移ろうかと思います。よろしゅうございますか。そしたら次に事象4について、移らしていただきますが、事象4は、令和4年の4月になってからですけども4年度になってからのことですが、光本議員が会派職員さんに指示をされて現金250万円を引き出されたという事象でございます。これについて質問あるいは確認したい点ございましたら、委員の皆さん、ご発言お願いいたします。
委員　会派の個人使用分をまとめて出す。そういうことが、これまでも通常行われておったということなんでしょう。これ、この時に限らず、毎回こういう体制にあったのか。しかも今回個人の口座云々ということが、あわせて懸念、疑問の対象というか、疑問になっておりますけれども、最終的にこの通帳の存在というか、それが前回の時点では、あそこのWi－Fi

云々の不具合から明示できなかったというふうに書いてある、議事録上そう読めるんですけれども。この通帳の存在については、もうすでに事務局なり、会派の皆さんにオープンになった、明示をされた状態に変わってるんでしょうか。

光本議員　会派の個人の、どう言ったらいいんですかね、私の勘違いで25万掛ける10人分っていう引き出し方をしてますけども、会派の中では22万5000円を1年間、各個人が、例えば本の購入であるとか、例えば研修に行くっていうのに使えるという一応そういう枠というものを作ってました。これは2013年の当初からずっと続いてることなんですけども、個人のそのお金を切り分けるっていうことを、今までやったことはおそらくないと思います。これをやるということに至ったのは、これもうお恥ずかしい話、会派というか日本維新の会が、兵庫維新の会のドタバタの中で、私がこれをすることになったんですけども。令和3年6月6日の投開票があった翌日も、恥ずかしい話ですけど、この10人の分裂っていう、6と4に分けるという会派を割るっていう、そういう騒動が実はありました。一応収まって、10人で会派を進めていくことになるんですけども。この4月20日ですかね、この時も、そういう類のことに繋がるような出来事が、会派室でありまして、またこういうことだっていうことで私の判断で、割れた時のことを想定して、とりあえずその個人のものだけは死守するっていう、その時にきれいには割れるようにっていうのも含めて、会派の職員さんにお願いをして、25という勘違いはしたんですけども、掛ける10人分ってわかるように、10回に分けて、引き出しをして来て欲しいというふうに依頼をしましたので、こういう依頼は、私が幹事長をしてる今までの中で初めてです。他の方が幹事長される時もなかったというふうに思っております。口座に関しては昨年6月に捜査二課に行った時に、私の個人口座も含めてですけども、もう捜査機関さんにすべて口座情報はお伝えをしております。先ほどのK社さんもそうですし、その1円たりとも私は個人で使った、ていう証明をしろと言われても、なかなか私も証明が難しい。また、何を言っても疑われるってのもわかってますので、ここは今捜査二課さんに昨年6月の時点で、口座情報をすべてお伝えして、逆に調べてくださいというふうに言っているところでございますので、今はもうそこに委ねてるというところが、正しいところだと思います。

会長　確認しますけど、今のお答えだとどの口座に入れたかっていうのは、まだコピーなりWEBのコピーなりを、日本維新の会、あるいは事務局の方に開示はされてないと聞いてよろしいですか。

光本議員　はいその通りです。

会長　その点、私からお伺いしますけれども、警察は捜査権限通じて取り寄せができるんで、おそらく光本議員もご説明されてるんでしょうけれども、警察に提出したものですから、不要な部分をね、マスキングして、例えば250万円ここに入金といったらそれだけで、後の残高とかマスキングで全然構わないわけで、そういったものを議会事務局なり、あるいは会派の責任者の方にご提出されるおつもりありませんか。

光本議員　そこは今日代理人が出席してきてませんので、相談しながら、検討させていただければと思います。

会長　ぜひご検討をお願いしたいと思いますが、その他に委員の方から質問、ご発言ございませんか。私から。前回いただいた資料による、この件の発覚の経緯として、令和4年4月に議会事務局において、会派の通帳を確認さしてもらった際に出金に気づいたということでございますが、これは政務活動費の通帳の確認というのを、一体どういうタイミングで行うものなのかっていうのを教えていただけますか。

事務局　先ほど申しましたように、支出書を半年に1回提出をいただいておりますので、その際に合わせて、会派の方から通帳も提出をいただいて確認をしております。ただそれとは別に、任意で毎月通帳の提示もしていただいておりまして、すべての会派がその毎月提出をしていただけるわけではないですけども、できるだけ毎月通帳見せてくださいということで行っております。今回は令和3年度の決算におきまして、令和3年度の入出金の確認をしていた時に、たまたま4月の20日の入金、それと出金がありましたので、それが令和4年度分だったんですけども、たまたま令和3年度の決算の確認をする時にわかったというものでございます。

会長　ありがとうございます。そうですね。政務活動費の使途先の報告書は議会議長に出され

ますし、それから毎年度、必ず締めて、余った分は返金するという精算もやられてますから、当然通帳のね、確認をどっかの時点でするということはこれはもう皆さんご認識あるところだと思うし、光本議員も当然ご認識あろうかと思いますけど。こういった250万円なんていう多額の出金があればですね、必ず後ほど質問されるわけで。だから、いやここに、おっしゃったようなご事情があって、移される必要性があったんでしょうから、いやここにこうやって入れてますよという説明を当然しなきゃいけないことは、もうもとよりわかっておられたと思うんですよね。それでもって、その通帳の開示が遅れてるっていうのは、何かどんな理由があるのかな、どんなお考えがあるのかなというのは、不思議に思うんですが、その点何かご説明いただけるところありませんか。

光本議員　会派職員さんにもですね、ちゃんと議会事務局さんが後で見たときにわかるように10回に分けて引き出しをしてきてくださいってのは当時お願いをしました。1ヶ月ごとにですね、通帳のチェックがあるってのも私知ってましたので、その時点で会派職員さんには議会事務局が確認をした時にこれは何だと説明を受けた時は呼んでくださいと、私から説明をしますというふうなことも、当時お願いをしていました。案の定、説明を求められたので、会派のごたごたの話と、別で管理をしてますということもお話をして、今すぐ戻しなさいとか、それは駄目ですというような、指導といいますか、そういうこともなかったもんですから、そのまま別で管理をさせていただきました。その提示するしないに関しては先ほども話したように、代理人とも相談をして、検討させていただければと思いますので、お願いいたします。

会長　ありがとうございます。その他、委員の方からご発言、質問ございますか。そしたら次の事象5になります。5は、大変短いんで、5については、この同じ日ですね。250万円出金と同じ日になるんですかね。6万円を出金されたという事案です。これと、あと、時間の関係で合わせて事象6についてお伺いしたいと思いますが、令和4年5月31日に現金の81万4400円が出金されていたという、これが、どうもこれまでのご説明だと、同日に現金は一旦職員さんから光本議員に渡り、それを、見積もり時には職員さんに同日お返しになって、そのまま6月9日までロッカーに保管されていたという事象でございますが、この5と6につきまして、委員の皆様、質疑あるいはご発言ございますか。

委員　特に事象6ですか。これ確か出金してすぐに、返金してると。いや、何のために出金したんや、というのは、我々素人にはわかりかねます。

光本議員　これはですね、確かK社さん、キャンセルをして、そのあとこちらの一方的なキャンセルだったので、申し訳ないってのもあって、私個人的に毎月市政報告ビラを作ってましたので、確か多分これ5月、6月分の市政報告ビラのお願いを、K社さんにお詫びの意味も込めてですけども発注しようという時に、断られました。それはもうつき合いたくないからっていう断りが本音だったのか、その時言われたのはもう参議院選挙があるんで印刷物関係はもう厳しいですっていうふうに言われたのは記憶してます。それが、本当に、断りたいからそう言われたのかどうかわかりませんけども、それで会派室に帰ってきて、次、6月の本会議終了後に、我々また会派報を出すのはもうわかってましたので、なのでどうもそういう感じで、参議院選挙前なんで厳しいみたいです。なんでもう今からまた紙の確保じゃないですけど、もう印刷通販会社でもう予約だけ取っておきましょうかということで、会派職員さんに言ってですね、印刷会社の見積書取って5月30日も、多分これ印刷通販会社だったと思いますんで、取って、31日に出金してもらいました。ただその時に、そういえばということで令和3年11月ですかね、会派職員さんが見つけてくださったすごい安い会社さん、その存在があったなということで、そこに確認したところ全然印刷としては受け入れますということでしたので、であれば、別にもうこの印刷通販会社じゃなくて、参議院選挙とかあっても、ここは受けれるって言ってくれてるから、ここでいいっていうことで、その時も取りやめというんですかね、もう出してもらったものを使わないということになったんで、取りやめたという、そういう流れだと記憶してます。

会長　光本議員、私からお伺いしますけど81万4400円っていうね、非常に端数がある数字でございます。こういった出金っていうのは当然見積もりがあって、出金されるんだろうと思いますが、今のお話ですとあれですか、K社さんからは見積もりを取らないまま、この出金されてるということなんですかね。印刷通販会社についても特に見積もりはしてないというこ

となんですか。
光本議員　すいません私の説明がつたなくてあれですけど。全然違います。K 社さんは全く関係ありません。要はK社さんは、私はお詫びも込めて、個人の市政報告ビラの印刷をお願いしたところを断られた。その断られた理由が、もうつき合いたくないから断られたのかもしれませんが、もう参議院選挙に向けての印刷でも手一杯だからってことだったので、なので、私としてはもう印刷会社さんって、だんだんそうなってきてるんであれば、私たちも 6 月本会議終わったら、ちょうど参議院選挙直前ですけども、出すので、なんで早いとこ印刷会社さん押さえておかなあかんねやっていうふうに理解をして、それを会派に帰ってきて、会派職員さんと話をしながら、相当大手の印刷通販会社さんだったらいけるだろうということでここに書かれてる 5 月 30 日の印刷会社の印刷見積もり取得っていうのは、会派職員さんにお願いをして、印刷通販会社の見積もりを取ってもらったってことです。その金額が 81 万 4400 円だったという、そういうことです。印刷通販会社に先に支払って確保しとこうかなという感じに、先走ってですけどねこれは私、幹事長として独断ですけども、先走って、そうやって押さえておこうという中で、会派職員さんが以前見つけてくださった相当安いところに確認をして、その選挙前とか関係なく全然受けれますってことだったので、そちらの方が安いのは安いので、であればもういいなっていうことで、もうこれを取り止めたという、そういうことです。
会長　わかりました。私の聞き違いがあったようですが、だけども、まだ引っかかるのが印刷通販会社さんだったら振り込みで支払えばよろしいんじゃないですかね。現金で支払う必要はないんじゃないかなと思いますがその点はいかがなんでしょうか。
光本議員　その通りですので、例えば手数料とかがかからない三井住友銀行とか UFJ とか、これまでも会派のホームページとかの振り込みの時とか、手数料がかからないように、個人の口座から振り込んだりっていうことをしたこともあるんですけども、これももし振り込むとなると、すぐ振り込めるようにですね、引き出して、ネットバンキングで振り込むというようなことをしようというふうに思って、引き出してもらってます。ただ結果的にはそれの作業と同時に、その一番安いところの確認が取れたので、使うことなくというか振り込むことなく、終わったっていうことではあるんですけども。
会長　ありがとうございました。そうか。どうでしょう、委員の方から質問あるいはご意見等とございませんでしょうか。全体を通してでも結構ですから時間押しておりますんで。
委員　光本議員に対してなんですけれども、前の審査会にいなかったので、出席の対象じゃなかったかもわかりませんけれども、私神戸市会で、8 年前に政務活動費の不適正支出、議員 3 人逮捕された時の市会事務局長でした。その時に思ったことと、生じたことと、光本議員の今疑惑として、こういう場まで持たれてること、あるいは制度検証等特別委員会を持たれてること等々と比べると非常に軽微な犯罪の、重篤性というか、にはなってないような気はする。ただ、どういうことになるかはまた、兵庫県警がどう判断されるかになってくるんやと思うんですけど。一方、途中の質問でも申し上げたように、我々公務員は、李下に冠を正さず、瓜田に履を納れずというふうな教えのもとに、もう真っ当な事務処理をすることが当たり前だというふうな教育を受けて、公務員としての事務処理をして参りました。ところが、光本議員はそういう職員を指導すべき立場にもありながらも、いやいや、その家電量販店に納品書を頼みに行くんが、邪魔くさかったんやという、言わんばかりのご答弁をなさってるのは非常に、情けないことかなあという印象をものすごく抱いております。今年の 1 月に制度検証等特別委員会があって、その時に各委員から、いろいろとご質問があったにもかかわらず、それは告発をされてるから、答えられませんというふうなご答弁に終始をされた部分がありました。本日はその部分がほとんどなかったというのは我々委員が、質問が足りなかったのかどうかなんですけれども、先ほどのお話によると、去年の 6 月に、兵庫県警の捜査というか、取り調べがあって、それ以降、なかったかのような印象も受けたりするんですけれども。今年の 1 月にご答弁なさった状況と、今日のご答弁なさってる状況というのは、大きな心境の変化なり、何かあったんでしょうか、ということが知りたい。
光本議員　ご指摘ありがとうございます。委員のおっしゃる通り、私の至らぬ点、不徳のいたすところ、あと、邪魔くさがって再発行にいかなかった点、本当に、反省すべき点ばかりだというふうに思っております。そうですね、もう本当に言葉がないぐらい、もうご指摘はご

もっともだというふうに反省すべき点を反省して、やっていきたいなというふうに思っておりますが、1月の制度検証等特別委員会の時と、私も正直なところ、告発をされたのも、捜査が始まってるとも聞いてますけども、どのように進んでいくのかも、わからない中で、その点はど素人なところで、頼れるというかアドバイスいただくのはやっぱり、自分が雇った代理人であり、その代理人から、今後の捜査に影響が出る可能性があるので、回答を控えますと、いうようなことがこの前の制度検証等特別委員会では多かったと思います。今日は同席、あえて同席をしてないっていう意味じゃなくて、別件が重なって、代理人が同席できてないんですけども、私としては、話せる範囲の部分は、真摯に、ご指摘も受け止めながら、お話をしたいなと思ってますし、これまでにも議会からも、市民への説明が足らんということは、再三再四、指摘をされておりますのは、深く受け止めております。ただ、告発をされている以上、私も今後どういうふうに進むのか、素人ながらわからない中で、アドバイスをいただくことを受けて、発言するしかない部分もあります。そこはご理解をいただきたいんですけど、ただ捜査結果、その捜査が終わって、結果が出た先には、まだこの審査会がもし開かれてるのであれば、そこでもしっかりとまたお話をさせていただきたいと思いますし、市民の方々、また、団体の方々とかいろんな場に、説明せえと呼ばれたら、もうそこはもちろん、しっかりと、出向いて、説明もさせていただければと思っておりますので、そのような考えで、今日も、発言をさせていただいたと思っております。ありがとうございます。

会長　ありがとうございました。先ほど会派の方から挙手があったかと思いますが、何かご発言ございますでしょうか。

別府議員　すみません。先ほどの、事象6の81万4400円の件なんですけれども、それまでの、先ほどご指摘のあった19号以降ですね、振込手数料は会派でもって振り込んでおりますので、振込手数料をけちって、直接振り込むってことは、やってなかったということだけご報告します。

会長　補足ありがとうございました。

副会長　政治倫理審査会ということなので、我々は政治倫理の基準ですか、の当否を判断するということになっておりますが、今の光本議員は、自分としてはその政治倫理基準に反した行為は行ってないんだっていうふうなご認識があるのか、それが1点。もう一つは、このような政治倫理基準、条例ですかね、これは結局そういったその政治倫理の確立が一つ、あるんだと思うんですけれども、こういう疑惑があったときには、結果的には尼崎市議会が信用を失う、こういうことがあるので、その尼崎市議会に対して今、光本議員がどのようにこれを解決しないと、信用の失墜が回復できないのでね、どのようにその議会に対して今思いを持たれているのかという、その2点をお伺いしたいなと思います。

会長　光本議員、お答えいただけますでしょうか。

光本議員　ありがとうございます。政治倫理条例に違反をしてるのかしてないのか、私はそれをどう思ってるのかと言うことですけども、例えば領収書を、そして納品書を面倒くさがって再発行に行かなかった、その怠慢さ、それからの様々な疑惑を持たれてることをに関しては、そこは反省すべき点でありますし、そこを市民の方々が、どう言ったら良いですかね、疑惑だというふうにおっしゃる部分もよく理解できておりますので、そこに関しては、真摯に受け止めて、告発をされた以上はしっかりと、捜査というんですかね、取り調べと言うんですかね、にも、もちろん協力しないなんていうそんな考え毛頭ございませんので、しっかりとそこでもお話をさせていただいて、昨年の臨時会以降、政務活動費の制度検証の部分でも、正直に私が何を言っても信じてもらえない、それはもう仕方のないことだと思いますが、お前が招いたことだろうと言われたら、それもそうだと思います。ただ、私としては、その証明する場所をというのがもう捜査、取り調べの部分しかないなというふうにも感じておりますので、そこはしっかりと、警察捜査にも、協力といいますか、全部そこでお話もしながら、新聞報道では合計700万円を私が使い込んでたというような報道もされておりますし、そのように街頭で、説明をしてる議員さんもいらっしゃるみたいですけども、そこは今私としては、自分でそれを証明するすべがないというのもありますので、そこは捜査にしっかりと協力をさせていただきながら、警察のお力も借りながら、何とか証明をして、その部分だけで市民の方が許してくださると思いませんけども、そういう使い込みはなかったというところから、反省の一歩を進めていきたいなというふうに思っています。この間1年間も

議会の皆様、先輩、後輩、同僚の皆様にもご迷惑をおかけしておるというのはもう重々承知をしています。開かなくていい会議、委員会を開かしてしまっているということも、わかっておりますし、何よりも報道で、そういった市議会の名誉というんですか、にも傷をつけたものを、発端を作ってしまったというのは、もう本当に深く反省をしておりますし、私も正直こんなはずじゃなかったというか、こういう議員として、こういうことを起こしてしまうというのが、初当選時になんか思ってもなかったことですから、本当に一つの私の怠慢、これだったら大丈夫だろうということが今こういう事態を招いている部分があるというのも、認識をしておりますし、深く反省をしております。あとはその責任の取り方というのはいろいろあるかと思います。そこは個人の考えいろいろあると思います。議員を辞職するというのも、責任の取り方だと思いますし、あと残り２年ですかね、任期、針のむしろなのはもうわかっておりますが、逃げずにですね、説明を尽くしながらとか、活動でお返しをするとか、いろいろな責任の取り方があると思いますので、そこは様々な方々の声も聞きながら、市民の方、支援者もいますので、そういった声も聞きながら、何とか名誉挽回とまではいかないかもしれませんけども、ご迷惑を、騒がせたというご迷惑を何とか挽回していくような、そういうことはしていきたいなというふうに思っております。答えになってるかどうかわかりませんけども。以上が私の今の率直な気持ちでございます。ありがとうございます。

会長　それではよろしいですかね。事象１から６までの質疑については以上で終わらせていただきまして、最後に調査請求の適否に関しまして、今回こういった調査請求があったこと自体について、光本議員よりご意見伺いたいと思います。今の話と重複するかもしれませんが、調査請求の適否、調査請求を受けたことについて、光本議員よりご意見、もしこの調査請求そのものについてご意見あればお願いいたします。

光本議員　調査を受けたことへの意見は特に。市民の方々、その団体の方々ですかね、どういったことが起こっていたのかを知りたいというのは、最もだと思いますし、私もその説明の機会、その説明、今もう告発されて捜査が始まってるようですので、その説明ができる範囲内ってのもあると思いますけども、こういうことを署名を集められて、開かれるということは、私が拒むことも、駄目だということもできませんので、そこは。ただ、なかなかここで、ここは倫理的にどうだったかってところだと思います。あとは、犯罪があったのかとか、私は本当に１円たりとも使ってないとか、使ったかどうかっていう、そこはまた別に、捜査のところで、告発されたそこで何とか証明ができればなと思っておりますけども。答えになったかどうかわかりませんけども。

⑵　次回の審査会について

会長から、次回の審査会において、出席を求める関係者については、会長に一任願いたいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

２　閉会

令和５年度　第３回尼崎市議会議員政治倫理審査会　議事録

開催日時	令和５年７月 27 日（木）午後３時００分から
開催場所	第３委員会室
出席者	丸山会長、駒林副会長、梅村委員、丹羽委員、山口委員 議会事務局長、議会事務局次長、総務課長、総務課係長、政策調査担当係長 光本議員（補助者同伴）、 別府議員、辻議員、松岡議員、長崎議員

１　審査事項

会長から、本日は光本議員及び日本維新の会の議員が出席しており、光本議員から補助者として、弁護士の入室を求める申出があり、これを認めているので承知おき願いたいとの発言があった。続いて、市政記者から、写真撮影等の申出があるので、承知おき願いたいとの発言があった。

⑴　政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について

会長から、まず、当審査会として、会派の経理処理等について確認を行うため、日本維新の会の会派職員の方に出席を求めたが、会派より出席いただけない旨の回答をいただいた。ついては、日本維新の会所属の議員に出席をいただいており、日本維新の会所属の議員に質疑を行いたいとの発言があり、次のとおり質疑応答があった。

会長　審査に関連しまして事前に各会派における経理処理等について調査し、資料にまとめております。各会派の皆様におかれましては調査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。この場を借りまして御礼を申し上げます。今回資料として各会派のそれぞれ経理処理等についてご報告があり、その中にも日本維新の会の経理処理についてご報告があったところでございます。

まだご発言がないようなので私から形式的なところなんですが、日本維新の会の方にお伺いしたいのですが、回答いただいた内容のうち、令和３年度のやり方につきまして、支出決定者、経理責任者がどんな作業をしていたかという、一覧表になってるものがございます。その中で、対象経費支出書のところに、支出決定者が支出証明欄への押印を承認するというところがありますけれども、これは具体的には、支出証明書欄というのは、あれですか。支出の添付のものになるんですか。領収書が添付されてないときに、押される押印のことなんでございますか。実際にはこれほとんど、押印っていうのはされてはなかったんじゃ。ほとんど領収書で代用されてたんじゃないかなと思うんですが。この点いかがでございますか。

別府議員　日本維新の会幹事長になりました別府と申します。支出証明書の、押印の欄につきましては、名前までこういう形で印字をしてまして、印鑑を押印するという作業になるんですけれども、押印を承認するということは、実際、会派職員が印鑑を預かっておりまして、その押印をしていいですかという形で押印を承認するという形の手続きを行っております。

会長　この押印、実際にはあまり必要がなかったんじゃないでしょうか。要するに領収書添付だったら、いらないんじゃないかなと思うんですが。私が間違っていたらすいません、教えてください。

別府議員　振り込みとか引き落としの分で領収書が出ない分に関しての支出についての証明書になっております。

会長　わかりました。ありがとうございます。そしたら、そういったものについて押印される、押印の承認を取られることがあったということですね。それでは委員の方から、この経理処理についてさらにご質問ありましたらお願いします。

委員　基本的なことをお尋ねしたいんですけれども、改選時の、令和３年の決めごとと、今回のいろいろ事件といいますか、事故といいますか、事象があって、このようなことになった上で、そういった反省のもとに、現在の姿があろうかと思うんですけれども。皆さん方がこの現在の姿を構築なさるにあたって何が一番大事やと、二つ三つあろうかと思うんですけれ

ども、このような手続きの改正に至られたのか、教えていただければありがたいんですが。
別府議員　今まで行っていなかったことについて反省をしまして、実際のお金の流れについて我々も把握をしてなかったというのが大きな反省点でありますし、どういう形で流れてたかっていうのもわかってなかったっていうのが、実際ずさんやと言われるところになると思うんですけれども、そこら辺のところを、会派、今、全員で共有しておりまして、お金の流れ、そして支出についての承認を、複数で行うというような形で、間違った方向に支出が行かないようにしてるっていうのが、まず大きな目的であります。
委員　他の視点での取り組み方というのは、特段、もうそれ以上のものはないんでしょうか。もうすべてがそれで今回の事件というか、誤りが起こったというふうなご認識ということでよろしいでしょうか。
別府議員　今回、支出決定者について、やっぱり会派の反省としては、単独でお金の入出金が行われたというところで、会派の他の議員は一切知らなかったお金の流れっていうのがありましたので、そこの視点については、今お話しましたように、全員で協議をして、お金の流れを皆で把握するという形。会派に下りてるお金ですんで、会派全員が責任をとるという心構えで、今も視点を変えて運営をしております。
委員　会計責任者という表現なのか、経理責任者という表現がいいのかわからないんですけれども、前回事件が起きたときの、経理責任者の方は身を切る改革について、自分は担当してたけれども、政務活動費については一切、勝手に決められていたというふうな認識を示されたわけなんですけれども、今はそういったことはないんですよね。
別府議員　今、経理責任者という形で二名、責任者を置いてます。ここにも書いておるんですけれども、2人が確認して初めて支出をするというような流れにしてますので、従前のような形では行っておりません。
委員　ありがとうございました。
会長　先ほどのご回答に関しまして、お金の流れで、会派に下りてるお金の流れを会派の所属の議員の皆さんが把握され、それはもっともなことなんでございますが、前回の審査会でいろいろお尋ねしてお答えいただいた中に、この会派会議で報告、資料として配布はしていた。多分そこで議論とかをしたわけではないんだけれども、支出に関する資料ですかね、報告書なんですかね、支出の。会派会議、これもう、1週間に1度程度は開かれてるものの中で二、三か月に1回配布をされていたと伺ってましたんで。私は、所属の議員の方々が、特に議論して詰めないまでも、こう流れたっていうのは把握されてるんだろうっていうのを前提で考えてたんですね。先ほどの回答だと、把握しなきゃいけないということで、支出責任者を2人置いたというお話で、揚げ足をとるようで大変恐縮なんですけれども、これ従前のこのやり方だと、皆さんが把握できてないという、ご認識になったのか、何が悪かったのかっていうのを教えていただけませんか。
別府議員　従前のやり方でいうと、政務活動費残高報告という、これ会派で作って、共有してる書類と、政務活動費経理帳簿っていうのをセットに、いつも3か月に1回程度配布をしておったんですけれども、ここについてはいわゆる決済されたお金。領収証請求書両者が揃っているお金についての動きっていうのが把握されてまして、前払いとか、そういう領収書のないお金については、ここに掲載されてないんですよ。で、こちらの表の預金通帳については、当時やっぱり確認をしなかったので、そこの入出金については実際決済されたお金については把握してるんですが、決済されてない、途中、契約中のお金の流れについては、把握ができてなかったっていうところが、反省点になっております。
会長　わかりました。前回は、なにか宙に浮いたお金という表現がございましたけれども、そういう具合に目に見えないところで何か動いてたものがあったのを、一人一人の方までは把握されてなかったと。こういうことなんですね。わかりました。
委員　話を聞きますと、従来は形式的には一応、形は整ったけど、皆さんまともに見ずにきたら、ポンと押して、すっと流す。おそらくそれだけで終わってたんじゃないのかなと思っています。その中で経理責任者、責任を持った人が1人おれば、そこで止まると。あるいは最終まで領収書とかそんなんなくても、お金が出ていったというふうなことさえ把握しておれば、何か月もその領収書が戻ってこないというふうなことは、当然ながら、把握できていたと。従来はそれが十分なかった。今回についてはそれを十分改めたというふうな認識でよろ

しいですね。
別府議員　はい。それで結構です。
委員　確認なんですけれども、この会派別の会計処理の状況の表なんですけど、これと先来からの事象1から6というのを、考えると、これ、事象の1、2、3、6っていうのが、この上から2番目の②に該当して、事象5は図書の購入だから③で、事象4を政務活動費だからこの一番下の3に該当するというような理解でよろしいでしょうか。どこに確認したらいいのかよくわからない。
会長　整理の仕方ですか。もう一度お願いできますか。
委員　事象、それぞれの事象が、どの会計処理のカテゴリーに当てはまるかというと、上から2番目の②が、これが物品の購入ですから、1、2と、あとポスターとかチラシとかの3、6で、事象5は図書の購入なので、③で、政務活動費の事象4は、政務活動費なので、一番下の3に該当するってことでよろしいんでしょうか。
会長　調査票をこしらえたのは事務局ですね。考え方を教えていただけますか。
事務局　委員がおっしゃられたような事象に当てはめて、こちらの調査票を作ったというわけではございません。ただ、今おっしゃいましたような分類で大体、そういった形でご理解いただければ、それでもいいかなというふうに思っております。
委員　事象を考えるときに大体今言ったように。
事務局　そうです。
委員　わかりました。

次に、会長より、続いて光本議員に質疑を行いたいとの発言があり、次のとおり質疑応答があった。

会長　前回の審査会におきまして、事象1の関連でございますが、パソコンを発注したA社と別の会社名等を示すこと及び250万円の入出金履歴の分かる通帳等の提出を依頼する旨の話をいたしまして、事前にこの審査会から光本議員に照会したところ、光本議員より、回答できない旨の回答をいただきました。その回答につきましては、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。念のためどのような照会をしたのか、ここで説明をいたしますと、事象1につきまして、令和3年6月に光本議員が、業者さんにパソコンを注文されて75万円を支払われたというお話がありまして、この審査会より以前の調査では、もともと、A社という会社に発注し、お支払いをされてたというお話がありました。ところが前回のこの審査会の席上で、光本議員から、もともとA社とは別の業者にパソコンを発注しており、その後キャンセルし返金があった後に見積書が必要となった。そこで、令和4年の5月に、令和3年6月24日付の見積書を作成するように、A社に依頼したんだというご発言がありました。そこでA社とは別の業者につきまして、その業者の氏名名称、事務所住所の連絡先、これをご回答くださいということをお願いいたしました。それからもう一つ。政務活動費250万円を出金した、これ事象4の関係でございますが、出金した後の入金先口座につきまして、250万円の入金記録がある通帳の写し或いはWeb取引の印刷或いは銀行の預金の入出金履歴の写しを提出してくださいと。なお、開示に差し支える部分があればマスキング処理して開示してください。こういうことを要請しましたところ、回答できないというご回答でありました。それでは、この点に関しまして、質疑、確認等ございましたら、委員の皆様からご発言をお願いいたします。
委員　会長が今、前回の流れをなぞらえていただいたんですけれども、その結果こういう回答が出たことについて、ご本人から何か説明の一言でもいただけたらなと思うんですが、これ以上のものは何もないんでしょうか。
光本議員　はい。前回の後、代理人の先生ともいろいろ相談をしまして、資料の開示につきましては、今後の刑事手続きにおける防御権を適切に行使するため、提供控えさせていただきたいということで、このような回答になりました。
委員　確か、前回、この事象1に関して、光本議員は、お渡しできますみたいなご発言をなさってたんです。議事録を事務局が作成されるんで、確かやと思うんですけれども、何かそういうのりでご回答いただきながら、一旦会議が終わって、弁護士の方とご相談されると、何

かいきなり防御権の行使をするんやという流れになるのは非常に理解しがたいというか。政治家というのはやっぱり言葉で態度を示すというか、考え方を示していただくのが一番大事なことだと私は思っておりまして。それにもかかわらず前回のご発言と、真逆のようなご回答がこういうペーパーで来る。あるいは、今ご自身が、この回答を超えることがないようなご答弁をなさったというのは非常に、残念であります。もう結果は一緒やと思われますんで、意見にとどめざるをえないかもわかりませんけれども、私は…あ、なんか手を挙げていただいております。

会長　お願いします。

光本議員　前回の後、議会事務局からもともとパソコンの売買をお願いしてた業者さんの情報を会長にお渡しをした際に、会長がそこに連絡を取ってっていうようなお話を初めて、前回の後に聞きましたので、それも代理人の先生に相談をしまして、今告発をされて捜査が始まってるようですので、そことの兼ね合い、混乱をきたす部分もあるのかもしれないということで、それであれば今回は回答を差し控えさせていただこうという結論になります。

副会長　委員がおっしゃった通りで、それ以上加えることはないと思うんだけれども、ここは政治倫理審査会なんですよね。百条委員会でもないし。私の認識では、前回、私の質問に対して答えていただいて、議会に対してもすごい迷惑かけたと。まさにその通りで。政治倫理条例を見ると、住民に対して、ちゃんとその信頼を回復すると書かれているので、そのような意味でご発言をいただきたいというふうに思ってるんです。だから、刑事云々の話ではなくって、議員さんなので、住民に対してちゃんと説明をいただきたいと、そういうことなんです。せっかくのいい機会だと思うんです。そこでご発言をいただくっていうことが、市議会のためにもなるし、市民のためにもなるかなっていう、そういう認識で私は質問したんですけども、残念な感じがしたので。意見ということで。

委員　すいません、同様の内容になるんですが、確かに刑事手続きにおける云々というのはありますけれども、先ほど言われたように、議員さんですからね。市民、あるいは投票した人に対して、ちゃんとしたことを申し上げるのが筋じゃないかと思いますんで、その辺のところを十分に考慮いただければと思います。

会長　私からお尋ねしたいんですが、この、特に事象１の関係で、従前は光本議員ご自身がＡ社に対して発注し、お金を払っておりましたと説明されてたわけですね。これは、会派代表者会でも、確かにそういったご発言、確認できます。前回の審査会では、いや、Ａ社ではありません、別の業者ですと、Ａ社にはその後、見積書を作成のみ依頼しましたと。こういう話がありまして、これ相容れない話だと理解してるんですね。対立している、両立しえない話なので、どちらか一方のストーリーは、少なくとも事実じゃないなと判断しておるんです。そこで、まずは事実関係の確認が必要だなと考えて、質問をさせていただいたんですね。この審査会、特に宣誓を求めて証言をしていただいてるわけでもなし、偽証の制裁等もありません。刑事告発がなされてるということはもちろん存じてますけれども、すでに警察で話した話だから構わないと思います。だからということで、前回も光本議員ご自身が、いや、実は別の業者なんですっていうことをおっしゃった。で、私ども、強制的な権限がありませんのでお話を聞いて、そのお話が信用できるかどうかというのを考えていかなきゃいけない。そのためにも、だったらこういった公開の場では相手の方にもご迷惑かかるから、書面でご回答願えないかとお願いした次第なんです。防御のため検討が必要と言われる意味が私は直ちに納得しかねると考えておりまして、すでに警察でもお話になってる内容、そして、お尋ねしたのはその業者名、連絡先のみでございます。それを答えることがなぜ防御のために検討が必要になってくるのか、これがわからない。今、委員の方々からご指摘あったように、有権者の方に説明されるいい機会でもある。またその責任もあるんではないでしょうか。長くなってすいません。防御のため、検討が必要ということ、具体的にお答えいただけませんか。何がどうして、その防御に関わってくるのか。ある程度抽象的な説明になるのはしょうがないですけれども、説明いただけますか。

光本議員　前回も私お話ししたと思うんですけど、私自身は今後の展望が、素人ですので見えてない部分があります。告発されて、捜査が入り、どうなっていくのかという。その中で頼りにしているのが代理人である弁護士の先生で、見えてる景色といいますか、今後の展望が違うところの差もあると思うんですけども、やはりその代理人からのアドバイス、私は今、

一番の柱としてやってるところもありますので、その中でのアドバイスとして、今回のような回答になったというところでございます。
委員　聞かれたのは、確かその業者名と連絡先ですよね。だからそれに対して、なんでかというのは今の話では全くわからないんですよ。
会長　私から光本議員にまたさらにお尋ねしますが、もちろん弁護人、あるいは代理人の先生に相談される、法的な意見をいただくという、それは当然のことでありまして、全然それは差し支えないんですが、アドバイスを受けて、光本議員も、政治家としての説明責任も、お考えになってるんだろうと思います。通常は刑事事件の、自らの防御と、その政治家としての説明責任、ぎりぎりのところのすり合わせを考えられるんじゃないでしょうか。先ほど委員の方からご指摘があったように、政治家の方はやっぱり、きちんと自らの言葉で、説明されるのが一番大きな仕事であると。ごめんなさい。一番大きな仕事というと語弊がありますが、責務なんじゃないでしょうか。刑事責任っていうのはここで決めることじゃない。司法機関あるいは捜査機関において、検討されることでしょうから、ここで発言したことが直ちに刑事責任に結びつくわけでもない。その弁護人、代理人の先生のアドバイスとすり合わせた上で、光本議員ご自身のご判断で説明できる内容はないのでしょうか。
光本議員　経緯というか、何が起こってたかって言うことは、前回お話をさせていただいたと思います。会派代表者会での説明の時には、私もこのA社さんにお願いをしていた手前、守らないといけないって言うたら変ですけども、私の方から、そのA社さんを裏切れないというところもあり、そういう回答といいますか、説明を会派代表者会ではさせていただきましたけども、その翌々日、代理人の先生にも相談をして、一緒に県警捜査2課に行った時には、すべてお話をしました。前回ここでもお話しさしていただいた通り、もともとは他の業者さんにお願いをしていました。それがそのあと、4月に、返金の後、領収書、請求書をもらってくださいと議会事務局から言われ、ただもうその時点では連絡がつかないっていうので、その領収書なりを取ることができなかったので、それを売買が成立してるわけではないので、こういうことを、お願いしていたということで、A社さんに代わりにお願いをしたということです。その事実は変わりませんので、その事実をもって審査をしていただければなと思いますし、やはり、いろいろ説明責任という言葉をいただいておりますが、もちろん説明責任を今後も果たしていかないといけないと思っております。ただ、もうそこは議員でも、刑事告発をされ、一方で、それが動いておりますので、そこはやはり防御権の行使をさせていただきながら、いろいろな形で説明責任を果たさせていただければと思います。
委員　素朴な疑問なんですけれども。今、前回から、X社、A社っていうのが出てきて、A社はつき合いがある業者だと。X社は連絡を取ったが、連絡が途中で取れなくなったっていう。そういうような話だったわけですけど、そもそもそういうあやふやなX社っていうのをどのような経緯で知るに至ったんでしょうか。そのX社という存在を。
光本議員　もともと、A社もそうですけど、知り合いでしたので、私の中であやふやな業者という思いはX社にもありませんでしたので発注をした、依頼をしたということです。
会長　すいません。私から、今の事象1の関連のご回答について、いろいろ光本議員にお尋ねしましたけど、もう一つ事象4の関係で、250万円の出金、それを入金した先についても、ご回答いただけなかったことを先ほど、紹介をいたしました。これも、当方としては、光本議員の金融取引すべて開示しろなんてことは言っていません。金融取引は、プライバシーに関する部分が多いですから、そういった部分はもうマスキング処理してくださいと。この250万円の入金を確認できるものを出していただきたい。こういった趣旨でございます。それは、政務活動費ですから、もうご承知の通り、公金と言われる種類のお金です。この公金が、要するに、その間、確保されていたっていうことを確かめたいだけなんですね。これについても、光本議員の刑事責任とどういう結びつきがあって、何で防御権の話になるのか、理解できない。この点についても、ご説明いただけませんでしょうか。お願いします。
光本議員　告発の際に、使い込みとか、そういうことも言われてるようですので、まさしくお金の流れの部分の肝になるところだと思いますので、ここに関しても防御権の行使をさしていただいてるということです。移したと、別で管理をするということで、移したということ自体は事実ですので、そこに関しては認めております。警察にも、そのあと私が1円たりとも、使ってるのかどうなのかっていうことを調べてくださいということで昨年の6月に言っ

ておりますので。まず、移したこと自体は事実ですので、それはお話はできるんですけども、そのあとは警察にお任せをしてるというところになります。まさしくそこが告発されてるところの一つでもございますので、ここに関しても、防御権を行使させていただいてるということです。

会長　ありがとうございます。告発事実は文書偽造のみと聞いておりますんで、このお金の事象４に関しては告発には含まれてないと、私は理解しております。私が間違ってるかもしれませんが、これ、お金を口座に移したということは、それはそうなんですか。例えば現金で管理していても、現金金庫に入れてたってそれは管理だとは思うんですけどね。現金の状態ではなく口座には入れておられたというところは動かないわけなんですか。光本議員、これはご確認いただけますか。

光本議員　管理の仕方に関しても、警察にも、それはお話をしております。まずは移したことは事実ですし、使い込みがあったかなかったかってところが一番の肝になると思いますので、その辺に関して、私は使い込みはしていませんというのが趣旨、お話をしておりますので、そこを自分でも、どう証明していいのかってところなんで、警察に調べてくださいというふうに言っております。そこは捜査の結果を見ていただければというふうに思います。

会長　細かいことでしょうが、申し訳ないですけど、移したと言われてるのは、政務活動費の保管してる口座から、まず現金で下ろした。それは、職員の方に示唆して、250 万円をお受け取りになった。それを、別の口座に入金したという意味で、移したと言われてるんでしょうか。

光本議員　その日の管理の仕方とか、別に移したというのはいろいろありますので、その辺はまた捜査のところでお話をさせていただければと思います。とりあえず、移したことに関しては間違いありませんので。

委員　どう聞いたらいいかがだんだんわからなくなってきつつあるんですけれども、先ほどから防御権、防御権と言われて、警察にはすべてをお話をなさったとも言われてるわけです。そしたらここ、この場でも、警察でお話なさったのと同じことを、お話をいただいて、特に口座に関しては、これだけ騒ぎになってるわけですから、ご自身が弁護人とともに金融機関に、足を運んで、頭を下げて、あの口座の、この出し入れについてはこうでしたよねと、私はそう思ってるんですけどということを、警察に調べてもらうんじゃなくてあなた自身が証明するというか、立証するというか、何かそういうふうになさって、言葉で理解を求めるというのが筋じゃないかと私は思います。意見だけになっちゃいますけど。

委員　話を聞けば聞くほど、だんだんわからんくなってくるんですけど。私、この審査会において、市民の代表という立場なんですよね。先ほどから意見が出てるように、有権者、市民に対して、説明責任があるんじゃないかと、警察に言えるんであったら、我々に対しても言ってもらっても、当然ではないんですかと、今、答弁聞いて、思ったわけですよ。そのところはどうお考えなんですか。市民の１人に対して、説明できないわけですから。

光本議員　説明責任を果たさないということは前回から含めて、一切言っておりません。説明責任は果たしていかないといけないと思ってますけども、刑事告発をされてる以上、それが今同時並行で進んでる以上、そのタイミングも、こちらとしては考えさせていただければと思います。最終的には、しっかりと説明責任を果たしていくものだというふうには、もちろん理解をしております。

委員　その最終の責任っていうのは、警察の方での捜査が終わって、すべて明るみに出た後で、説明しますよっていうことだったら、それは説明じゃないですわね。違いますか。

光本議員　会派代表者会の時もそうでしたけども、いくら話しても、それはほんまかいなとか、そんなことないだろうということがございましたし、どこまでいっても、やってないものの証明って、なかなか私も、こんなに難しいんだなっていうところも思いながらやってたので、そこに関しては、警察の捜査、答えが出て、それにのっとって説明をさせていただければと思います。

委員　この間のご発言で、梅田の駅前の家電量販店でデビットカード、クレジットカード、最終的に支払ったのは、自分ではなくて、家族の者が支払ったというふうなご説明で、従来と違った回答なさったと認識しとるんですけれども。従来のご説明では、デビットカードか、クレジットカードか。自分ではデビットを使ったつもりだったけれども結果的にクレジット

やというご説明を以前はなさってました。そこに家族の言葉、登場してません。先般は家族が、デビットカードではなくて、クレジットカードで払ったというご答弁やったと私は認識しております。で、個人的に別の家電量販店ですけれども洗濯機を買うことがございました。この洗濯機を買うに際して、クレジットカードを私は使いました。一番最初に、配達先。光本議員も配達先の問題がありました。配達先を迷いながら、結果的にご自宅を配達先に選ばれたというくだりがあったと思うんです。私も自分の家を配達先に選んで、同時並行的に次の段階で、支払いの手続きをしました。同じ机でした。物一つを買うにあたって、どっかの集合のレジかなんかで、順番になんぼで払いますというふうな、場面ではなくて、これはおそらくですよ、梅田の前のところまで私、行ってませんので、確認はできませんけれども。一定程度、70 万円程度の高額のパソコンを購入、それに WiーFi もついてたというふうな場面であれば、1 か所にお客様が座って、総合的に配達先、支払い方等々を一括でその場でされると思うんですけれど。それはそうではなかったんですか。要は、配達先で迷われた。そこから、それは家族ではなくて、ご自身で迷われたと私は認識しとるんですけども、そのすぐ後に、もし支払いが来てるんであれば、なぜその場であなたは、それは家族に任せて、違う場面に行かれたんかなと。そこが、私にはわからない。どういう状況で、手続きを順次なさっていったのか、ご説明をもう一度していただけたらと思うところです。

光本議員　すいません。一点、配達先で迷われたってのはどういうことかがよくわかんないんで、そこだけ。

委員　配達先を自宅にするのか、会派にするのか、少し迷われたというふうな答弁を去年の会派代表者会でなさったように記憶をしておるんですけども、私の読み違いであれば、すいません。それは撤回をさせていただきますけれども。いずれにしても、買い物の流れの、コンシェルジュ云々というのがあったと思うんですけれども、最後、クレジットカードかデビットカードかで、結果的にデビットじゃなくてクレジットを使われたという場面に唐突に家族だけがその場面で登場するというのが私は理解できないと考えておるんです。

光本議員　当日の流れでは丸テーブルに案内をされて、その前に、もちろんこれが欲しいです、あれが欲しいです、これ買いますっていうのを、係の人に伝えて、パソコン 5 台プラス 1 台っていうふうな時に、もう量が多いってのはあったんでしょうけども、丸テーブルに案内をされて、そこで、発送手続きなりをしました。ただ、今おっしゃってたように、そこでの支払いっていうことはなかった。結局はレジで支払わなきゃいけなかったと思いますんで、そのレジは行ってもらった、発送手続きはこっちでやってたっていうような流れでしたので、当時はそういう流れでやってました。

続いて、会長から、これ以降の審査についてであるが、これまでの質疑を踏まえて、政治倫理基準違反の行為の存否及び調査請求の適否について、委員間で意見の交換を行いたいと思う。なお、政治倫理条例第６条第３項において本審査会の会議については、出席委員の３分の２以上のものの合意により非公開とすることができるとされている。そこで、これ以降の審査については秘密会により審査したいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを異議なく了承し、これ以降の審査については、秘密会とすることとなった。

また、秘密会における審査に入る前に、会長から、会議録について、議員の発言については「議員」と記載することと第１回審査会において確認していたが、第２回審査会以降の会議録に係る発言者の表記について、審査の内容上、各議員の名前を判別する必要があるため、議員名については記載することとしたいと思うがどうかとの発言があり、各委員これを了承した。

（9） 光本圭佑議員に対する辞職勧告決議

決議案第２号

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議について

光本圭佑議員に対する辞職勧告について、別紙のとおり決議するものとする。

令和４年６月２８日提出

尼崎市議会議員　眞田泰秀
同　辻信行
同　宮城亜輻
同　林久博
同　川﨑敏美
同　波多正文
同　田中淳司

（別　紙）

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議

光本圭佑議員は、所属していた会派の同僚議員の同意なく会派の政務活動費を引き出し、同議員名義の銀行口座へ移すなど、複数回に及ぶ不透明な入出金を行い、加えて、パソコン等購入に係る納品書を偽造するなど、政務活動費を運用・管理する上での不適切な取扱いがあった。さらには、本件に係る本市議会内での調査についても非協力的である。

これまで本市議会においては、30 年にわたり議会改革を進める中で、必要に応じ政務活動費に係る条例やマニュアル等の改正を重ね、適切かつ厳格な運用に努めてきた。また、政務活動費に係る収支報告書等をホームページで公開することにより、政務活動費の透明性の確保にも努めてきたところである。しかしながら、今回の一連の事態によって、市民の信頼を大きく損なうこととなり、本市議会の品位と名誉を傷つけたことは、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は、光本圭佑議員が社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人として自らの責任を認め、直ちに市議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和４年６月２８日

尼　崎　市　議　会

決議案第１号

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議について

光本圭佑議員に対する辞職勧告について、別紙のとおり決議するものとする。

令和５年６月３０日提出

尼崎市議会議員　土　岐　良　二

同　東　浦　小夜子

同　藤　野　勝　利

同　辻　　信　行

同　松　岡　洋　司

同　都　築　徳　昭

同　林　　久　博

同　川　﨑　敏　美

同　田　中　淳　司

（別　紙）

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議

光本圭佑議員は、所属していた会派の同僚議員の同意なく会派の政務活動費を引き出し、同議員名義の銀行口座へ移すなど、複数回に及ぶ不透明な入出金を行い、加えて、パソコン等購入に係る納品書を偽造するなど、政務活動費を運用・管理する上での不適切な取扱いを行った。こうした行為に加え本件に係る本市本議会での調査についても非協力的であったことなどから、本市議会は令和４年６月 28 日の第７回市議会定例会最終日において、辞職勧告決議を全会一致で可決した。

その後、令和４年８月５日に議会事務局が光本圭佑議員を被告発人とした政務活動費に係る私文書の偽造等に伴う告発状を提出し、兵庫県警察において受理され、捜査が進められている。一連の事態を受け、政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直しを行うために設置した政務活動費の制度検証等特別委員会において、光本圭佑議員は告発されていることを理由に事実関係についての説明を拒んだ。一方、市民からの調査請求により設置した尼崎市議会議員政治倫理審査会では、過去の説明を一部翻した。

尼崎市議会議員政治倫理条例においては、議員は、市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないことと定められ、また、その基準に違反する行為を行ったとして市民から疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明するよう努めなければならないと定められている。それにもかかわらず、光本圭佑議員は自身の疑惑に対する説明には一貫性がなく、誠実な態度をもって疑惑を解明するという姿勢が見られないまま議員活動を続けていることは到底認められるものではなく、この状況がこれ以上続くことは市民の政治に対する信頼を著しく失墜させ、本市議会の品位と名誉を傷つけ

るものである。

よって、本市議会は、光本圭佑議員が公人として自らの責任を認め、直ちに市議会議員を辞職することを改めて強く求めるものである。

以上、決議する。

令和５年６月３０日

尼　崎　市　議　会

決議案第２号

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議について

光本圭佑議員に対する辞職勧告について、別紙のとおり決議するものとする。

令和５年１１月２９日提出

尼崎市議会議員　前　迫　直　美
同　藤　野　勝　利
同　中　尾　健　一
同　別　府　建　一
同　林　　久　博
同　綿　瀬　和　人
同　岸　田　光　広
同　川　﨑　敏　美

（別　紙）

光本圭佑議員に対する辞職勧告決議

我々尼崎市議会議員は、議員として市民から負託を受けたものとして、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例等を遵守し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら、光本圭佑議員は、所属していた会派の同僚議員の同意なく会派の政務活動費を引き出すとともに、パソコン等の購入に係る納品書を偽造するなど、政務活動費を運用・管理する上での不適切な取扱いを行った。

これらの行為について、尼崎市議会はこれまで２度にわたり議員辞職勧告決議を行ってきたが、光本圭佑議員は勧告に従わず、いまだに自ら責任をもって事実を明らかにするという姿勢すら示していない。

こうした中で、尼崎市議会議員政治倫理条例の規定に基づき、市民から所定の連署をもって議長に対し調査請求がなされ、この請求に基づき尼崎市議会議員政治倫理審査会が設置された。

同審査会での審査の結果、光本圭佑議員によって引き起こされた、不正が疑われる６つの事象のうち４つの事象について、同審査会は政治倫理基準に違反すると認められるとの結論を出した。

更に、審査の過程において、光本圭佑議員は説明責任を果たそうとしないばかりか、当初の発言を翻し、審査会からの照会に対して回答を拒否するといった不誠実な態度を示した。

こうしたことから、同審査会は、「光本圭佑議員が議員の職にとどまることは適切でなく、このまま職にとどまることによって議員報酬等が支払われていることを考えると、即座に辞職すべきである」とし、議会において講ずべき措置として、「光本圭佑議員に対し、議員辞職勧告決議を行うのが妥当である」との判断を下した。

尼崎市議会議員政治倫理審査会という第三者機関による審査結果は極めて重大であり、今回の一連の事態によって市民の信頼を大きく損ね、本市議会の品位と名誉を傷つけたことは、断じて許されるものではない。

よって、光本圭佑議員は市民の負託を受けた、公人たる市議会議員であることを再度認識し、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちに市議会議員を辞職することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和５年１１月２９日

尼　崎　市　議　会